

決算審査特別委員会

8月25日（金）午後2時40分開議

- 議題1 委員長の互選について
 - 2 座席の指定について
 - 3 副委員長の互選について
 - 4 決算審査順番
 - 5 決算事業現地調査
 - 6 その他

○出席委員（7名）

1番 小林 智 委員

3番 藤野 和美 委員

5番 青柳 賢治 委員

6番 川口 浩史 委員

7番 松本 美子 委員

8番 渋谷 登美子 委員

9番 畠山 美幸 委員

○欠席委員（2名）

2番 狩守 勝義 委員

4番 大野 敏行 委員

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長

青木 正志

書 記

安在 洋子

○森 一人議長 初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の松本美子委員さんに臨時委員長をお願いしたいと思います。お願いいたします。

〔松本美子臨時委員長、委員長席に着席〕

○松本美子臨時委員長 それでは、ご指名がございましたので、決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選の会議を開きたいと思います。

年長のゆえというのですか、もちまして、私が臨時委員長の職務を行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣告

○松本美子臨時委員長 ただいまから委員会を開催いたします。

(午後 2時40分)

◎委員長の互選

○松本美子臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

慣例により、副議長が委員長職を務めることになっておりますけれども、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 異議なしと認めます。

畠山委員を委員長とすることにいたします。

ただいま委員長に当選されました畠山委員長から就任のご挨拶をお願いをいたします。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 異議がございませんでしたので、当選という運びになりましたので、お願いいたします。

○畠山美幸委員長 それでは、ただいま委員長に就任しました畠山美幸です。皆様のご協力ですmoothな運営ができますこと、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○松本美子臨時委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長を交代させていただきます。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

◎座席の指定

○畠山美幸委員長 それでは、座席の指定を行います。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定いたします。1番席、小林智委員、2番席、狛守勝義委員、3番席、藤野和美委員、4番席、大野敏行委員、5番席、青柳賢治委員、6番席、川口浩史委員、7番席、松本美子委員、8番席、渋谷登美子委員、9番席、畠山美幸です。

◎副委員長の互選

○畠山美幸委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 指名推選でお願いしたいと思います。指名でよろしいですか。

○畠山美幸委員長 まだまだ。指名推選の声がありましたので、副委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

副委員長の指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

小林委員。

○小林 智委員 藤野和美議員にお願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長 ただいま藤野和美委員が副委員長に指名されました。

ただいま指名されました藤野和美委員を副委員長と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、藤野和美委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました藤野和美委員から就任のご挨拶をお願いします。

○藤野和美副委員長 副委員長に指名されました藤野でございます。畠山委員長を補佐いたしまして、スムーズな審査ができるように頑張っていきたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

◎予算審査の順序について

○畠山美幸委員長 次に、決算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に令和4年度決算審査予定表をお配りいたしました。審査の順序は、配付した表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

◎決算事業現地調査

○畠山美幸委員長 次に、令和4年度事業現地調査の件についてお諮りいたします。

令和4年度事業において、現地を確認することが必要な事業等ございましたらご意見をお願いします。

それではどうぞ、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 菅谷小に設置してある児童家庭支援センターというのですか、B&Gセンター、それが今子どもがいない時間帯に行って、随分内容が変わってきているという話なので、どのような状況になっているのか、開設してからしばらくたって、そしてもう補助金もない状況になってきていますので、それを確認したいなと思います。

○畠山美幸委員長 ほかに。

それでは、令和4年度決算事業現地調査は……

〔「あとトイレか」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 どうぞ。

○渋谷登美子委員 ちょっと学校に行くのはどうかなと思うのですが、学校トイレの状況を見てきてもいいのかなと思いますが。

○畠山美幸委員長 ほかにありますか。

今渋谷委員のほうからございました現地調査含め、学校関係はちょっと教育委員会とも相談しながら検討したいと思いますので、詳細は正副委員長へご一任くださいますでしょうか。よろしいでしょうか。一応今渋谷委員のほうから出たものは検討させていただきますけれども、教育委員会とちょっと相談した上で……まだ夏休み中、始まってしまっているものね。学校始まってしまっているときなので、教育委員会関係はちょっと教育委員会と申し合わせて……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 そのように一任させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長 これにて委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 2時50分)

決算審査特別委員会

9月4日（月）午前9時30分開議

議題1 「令和4年度決算事業現地調査」

○出席委員（9名）

1番	小林	智	委員	2番	狩	守	勝	義	委員		
3番	藤	野	和	美	委員	4番	大	野	敏	行	委員
5番	青	柳	賢	治	委員	6番	川	口	浩	史	委員
7番	松	本	美	子	委員	8番	渋谷	登美子	委員		
9番	畠	山	美	幸	委員						

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森	一人	議長	長	島	邦	夫	議員
---	----	----	---	---	---	---	----

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	青	木	正	志
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

太	田	直	人	福	祉	課	長											
内	田	淳	也	福	祉	課	児	童	福	祉	担	当	副	課	長			
小	輪	瀬	一	哉	企	業	支	援	課	長								
松	浦	一	高	企	業	支	援	課	商	工	・	観	光	担	当	副	課	長

◎委員長挨拶

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。今日は、決算審査特別委員会のご案内を申し上げたところ、委員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

現地調査及び審査を本日から行います。よろしくお願いいたします。

◎議長挨拶

○畠山美幸委員長 それでは、ここで議長に出席いただいておりますので、森議長からのご挨拶よろしくをお願いします。

○森 一人議長 おはようございます。本日から決算審査特別委員会大変ご苦労さまです。畠山特別委員長の下、慎重なる審査をよろしくお願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○畠山美幸委員長 ただいま出席委員は9名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 直ちに本日の会議を開きます。

◎委員会開会日の決定

○畠山美幸委員長 委員会の開会につきましてお諮りいたします。

本委員会の開催は、本日9月4日、6日、7日、8日及び11日の5日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催は、本日9月4日、6日、7日、8日及び11日の5日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件まで並びに議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定6件並びに議案第39号及び議案第40号の2件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておりましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、今委員会の説明委員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長よりの諸般の報告を終わります。

◎審査の方法

○畠山美幸委員長 審査の方法についてお諮りいたします。

認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思えます。次に、認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件までの審査を順次行います。次に、議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定6号並びに議案第39号及び議案第40号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件につきまして総括質疑をする委員は、お配りした様式にご記入の上、9月7日木曜の午後1時まで委員長に届け出てください。

◎現地調査の説明

○畠山美幸委員長 それでは、これより決算審査特別委員会現地調査を行います。

現地に行く前に各担当課より説明いただきます。

初めに、福祉課より説明をお願いいたします。

太田福祉課長、どうぞ。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから子ども家庭支援センター運営事業につきましてご説明申し上げます。

お手元の決算審査特別委員会現地調査資料を御覧いただければと存じます。事業名といたしましては、子ども家庭支援センター運営事業でございます。当センターにつきましては、平成31年の4月にオープンをしたものでございます。子どもたちが安全な環境の中で安心した時間が過ごせる、そういった中で子どもたちの自立、自律は律すると、それから自分で立つ、自立する力を身につけることや子育てに悩める保護者の相談支援といった目的で設立されたものでございます。

事業の概要でございますが、今申し上げたとおり子育てに関する相談支援、それからコミュニケーション教室、これは児童に対してのものでございます。放課後、長期休暇中、センターとしては水曜日は受入れをしていなくて、週4日で月、火、木、金でございます。また、学校とも連携をしてございまして、学校あるいは相談支援をするご家庭の訪問支援といったものでございます。

設置場所につきましては、記載のとおりでございまして、菅谷小学校体育館前に設置してございます。

運営主体につきましては、当課児童福祉担当で実施してございます。

令和4年度事業費につきましては、901万6,365円でございます。

以下、決算の内訳につきましては、歳入歳出、それから利用実績等記載のとおりでございます。

なお、この子ども家庭支援センターにつきましては、設立当初B&G財団からの補助に基づきまして事業を展開してまいりましたが、こちらのB&G財団からの助成金につきましては令和3年度をもって終了してございますので、令和4年度以降は町の単独の費用で事業の運営を実施しているところでございます。

その中で4年度決算で見させていただきますと、歳入のところで児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金の国庫補助ですが、こちらの補助金が当センターの活動の内容に合致するというので、補助金の受入れをさせていただいているところでございます。なお、4年度の状況でございますが、センターには会計年度職員でございますが、常勤2名と非常勤4名、それからボランティア2名で運営をしてございます。利用実績につきましては、登録の児童につきましては17名、延べの利用者数は609名、そのほか電話相談等々で1,540件の実績がございました。

概要としては以上でございます。

○畠山美幸委員長 この際、何か確認することはありますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 こちらの施設に今回初めてというか、しばらくぶりなのですからけれども、利用実績のところにありますけれども、我々の感覚だと中学生ぐらいまでがそこに行って1日というか、過ごしてくるというような認識で今までいましたけれども、これを見るとかなり高校生2人いたり、延べのところ26人ぐらいいますけれども、その辺の受入れ体制は高校生ぐらいまでを広げてきている

というような形になるのでしょうか、どんなものなのでしょうか。

○畠山美幸委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 原則は小学生でございます。ただ、そちらのセンターを利用されたお子さんがそのまま中学校、高校に行っている中で、お子さんの特性というものと、それからご家庭の環境等も加味して継続支援という形で入っています。ですので、初めての利用で高校生というのは原則ございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 ないようですので、次に企業支援課より説明をお願いします。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、私のほうからまず初めに、千年の苑の管理状況につきましてご説明のほうをさせていただきたいと存じます。

お手元の資料、ラベンダーまつりの園内マップ、こちらお祭り用で作成したものでございますけれども、こちらのほうを使いましてご説明をさせていただこうと思います。まず、中央がラベンダー一園でございまして、左側の道路が県道のときがわ熊谷線、上にあるのが槻川、右側が都幾川が流れております。

植栽の状況についてなのですが、一番濃い紫色の着色が主品種のグロッソでございまして、クラフト工房、この図面の下のほうにございますけれども、クラフト工房の前面が早咲きのオーシャンブルーという品種でございます。その他合わせまして16品種のラベンダーが植栽されております。都幾川に寄ったほうの圃場では、ポピーや農林61号の栽培も行いました。

6月25日にラベンダーまつりが終了いたしまして、花がついたままですと株の成長に支障があるということで、その後数日間をかけまして花の刈り取りを行っております。その後、ラベンダーにつきましては湿気が一番よくないと、湿気が大敵、嫌う植物ということですので、シートを株の上にかぶせる作業ですとか、あとは強剪定といたしまして、根元に近いほうの枝を少し空間を作るために少し剪定を行ったりというものを行います。併せて、園内の除草作業を随時実施しております。ただ、今年の夏は特に暑さが厳しい状況ですので、観光協会から委託をしておりますらんざん営農のスタッフが、1日の作業だととても体力的に厳しいと、もう熱中症になってしまうという危険もございますので、しばらく午前中みの勤務で作業を実施しておりました。先々週にやっと1日勤務が再開できたところがございますので、園内の管理作業は若干除草も含めて遅れがある状況ではございます。ただ、この後また気候が少し涼しくなりましたら、十分リカバーはできるというふうを考えておるところでございます。

続きまして、学校橋河原のキャンプ場のトイレの改修工事につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。こちらの事業は、令和4年の7月の臨時議会にて議決をいただきました補正2号によりまして、新型コロナウイルス感染防止対策の地方創生臨時交付金を原資といたしまして予算をいただき、工事を実施をしております。

工事内容といたしましては、女子トイレの2か所、男子トイレ1か所の便器を和式から洋式に交換を行いまして、併せてウォシュレットを設置をしております。

請負者につきましては、嵐山町鎌形の吉野水道さんに実施をさせていただいております。

請負金額は76万4,600円でございます。事業期間につきましては、令和4年10月28日から12月15日となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。この際、何か確認することはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ないようですので、以上で説明を終わりたいと思います。

◎現地調査

○畠山美幸委員長 それでは、現地のほうに向かいたいと思いますので、正面玄関のほうによりしくお願いしたいと思います。

〔「戻ってくるの、終わったら」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 終わったら戻ってきます。

〔「戻ってくるの」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 戻ります。よろしくお願いたします。

現地調査 午前 9時46分

現地調査箇所：子ども家庭支援センター運営事業

千年の苑の管理状況

学校橋河原のキャンプ場トイレ改修工事

現地調査終了 午前11時40分

決算審査特別委員会

9月6日（水）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（9名）

1番	小林	智	委員	2番	狩守	勝義	委員
3番	藤野	和美	委員	4番	大野	敏行	委員
5番	青柳	賢治	委員	6番	川口	浩史	委員
7番	松本	美子	委員	8番	渋谷	登美子	委員
9番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
石橋	正仁	総務課庶務・人事担当副課長
金子	守	総務課財政契約担当副課長
安藤	浩敬	地域支援課長
根岸	隆行	地域支援課人権・安全安心担当副課長
加藤	憲史	地域支援課政策創生担当主席主査
山口	綾子	地域支援課政策創生担当主席主査
岡野	富春	税務課長
内田	富恵	税務課課税担当副課長
小松	英喜	税務課収納対策室長
贄田	秀男	町民課長
柳澤	純子	町民課戸籍・住民担当副課長
太田	直人	福祉課長
藤野	広之	福祉課社会福祉担当副課長

内 田 淳 也	福祉課児童福祉担当副課長
菅 原 広 子	健康いきいき課長
竹 内 恵 美 子	健康いきいき課保健担当副課長
金 子 美 都	健康いきいき課健康管理担当副課長
近 藤 久 代	長寿生きがい課長
簾 藤 久 史	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
川 上 力	長寿生きがい課包括支援担当副課長
藤 原 実	環 境 課 長
千 野 政 昭	環境課環境担当副課長
中 村 寧	農 政 課 長
飯 塚 毅	農政課農業振興担当副課長
清 水 延 昭	上下水道課長
清 水 聡 行	上下水道課下水道担当副課長
大 島 真 弓	会計管理者兼会計課長
大 島 行 代	会計課会計用度担当主席主査
下 村 治	教育委員会教育長
中 村 寧	農業委員会事務局長農政課長兼務
内 田 雅 幸	農業委員会事務局次長
長 島 邦 夫	監 査 委 員

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は全員であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時26分)

◎町長挨拶

○畠山美幸委員長 次に、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。その場でどうぞ。

○佐久間孝光町長 おはようございます。本日から決算のほうの審査が始まりますけれども、ぜひあらゆる角度からしっかりと審査をしていただいて、また今後の予算編成、その他町政のほうに生かしてまいりたいと思いますので、ご指導のほどよろしくお願いします。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は、原則許可いたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

◎認定第1号の質疑

○畠山美幸委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。

委員の皆様申し上げます。質疑は、質疑発言通告書に基づいて行います。また、質疑の回数は3回までといたしますので、ご了承願います。同じ内容の質疑の場合、再質問から1回目ということになりますので、よろしく願いいたします。

令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議会事務局に関する部分の質疑はありませんでしたので、税務課に関する部分の質疑から行います。

それでは、藤野委員から質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから質問させていただきます。

決算書の14ページでございますけれども、歳入のほうの町税、この固定資産税の中の花見台工業団地の金額、内容等を、これは毎年聞いておりますけれども、金額を教えてくださいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから花見台工業団地の固定資産税についてお答えいたします。

令和4年度の花見台工業団地の税額につきましては、概算になりますが5億2,057万円となります。54社でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、3年度に比べての増減についてはどうでしょうか。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 前年比で7,680万円の増になりますので、前年比117.3%の増ということになります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 その増えた要因については、どのように分析をされているのでしょうか。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 主な増の理由なのですけれども、製造会社で大きな金額が償却資産の増です。2社ほどございました。あとは印刷会社、そちらのほうも償却資産の増がありまして、こちらの大きな要因となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、主要な施策の16ページですけれども、個人町民税は昨年度と比較しますと伸びています。特別徴収のうちの年金者の割合を伺います。

同じく法人町民税は、事業者数、均等割、所得割とも伸びていますが、業種別ではどのような事業者が伸び、停滞している事業はどのようなものか。

そして、また同じですけれども、償却資産の伸びも大きいですが、償却資産として令和4年に新たに計上されたものと内訳を伺います。

16ページ、個人町民税と法人町民税のうち寄附控除の件数を伺います。ふるさと納税された金額

と件数をその中でも伺いたいと思います。

その次に、64ページですけれども、主要な施策の64ページ、コンビニ収納事務手数料が増加、口座振替手数料は若干増、コンビニ収納総額、口座振替総額と比率を伺います。p i p i t L I N Q サービス利用料9万2,400円の内容を伺います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから順番にご説明させていただきます。

まず最初に、個人町民税の昨年と比較すると伸びているということで、こちらは主要な施策の普通徴収の中に年金特徴を入れておりますので、こちらの割合ということでお答えするという形でしょうか。

○渋谷登美子委員 すみません、普通徴収に年金特徴が入るのですか。

○内田富恵税務課課税担当副課長 今、そのような形で数字が入っております。

○畠山美幸委員長 では、ちょっとそれで答弁をしていただいて、再質問から渋谷さんもう一回聞いていただけますか。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、1度こちらの主要な施策の区分に合わせてお答えさせていただきます。

普通徴収の中に年金特徴を含んだ数字で記載させていただいておりますので、年金特徴の人数につきましては1,988人でございます。よって、普通徴収との割合につきましては、53.4%ということでお答えさせていただきたいと思っております。

続きまして、法人町民税の業種別でどのような事業者が伸び、停滞している事業はどのようなものかというご質問に関してでございます。こちらに関しましては、法人税額が増になった要因といたしまして、主に製造業、建設業、電気工事業などが大きな金額として増になっていた要因がございます。主に50万円以上増となった業種は、製造業で5社、建設、電気工事業で3社、製造業ではこの法人町民税の中の35.5%を占めるほどの金額が増になっておりました。

続きまして、この減になった要因につきましては、販売業のほうが少し停滞している様子が見られました。こちらは、同じく50万円以上減ってしまったところが4社ほどございまして、こちらで約1,000万ほどの影響がございました。こちらの法人町民税については以上でございます。

続きまして、個人町民税と法人町民税のうちのふるさと納税された金額と件数ということでございます。個人町民税からお答えさせていただきます。まず、寄附金額が3,605万6,000円、546件。法人町民税につきましては、寄附金額が476万5,172円、件数が5件でございます。

続きまして、償却資産の伸びにつきましてお答えさせていただきます。こちらは、令和4年度に新たに計上されたものの内訳を聞くということなのですけれども、償却資産につきましては毎年合計申告と一品申告という方法で申告していただいておりますが、一品申告につきましては全資産の

明細をつけた申告をしていただいているので、内訳が分かるのですけれども、合計申告につきましては合計金額だけで申告をしていただくので、新規の内訳というのがちょっとこちらでは把握ができないというような申告の内容になっておりまして、新たに計上されたものの内訳というのがちょっとお答えができないというか、積算ができない状況でございますので、こちらにつきましては一度、昨年この内容に近いご質問をいただいておりますので、その回答に合わせてご回答させていただければと思います。令和4年度の償却資産の調定額なのですけれども、5億1,069万8,418円、そのうち太陽光の相当額につきまして2,274万771円、このうち償却資産に対する太陽光の構成比は4.45%となっております。

私のほうからは以上でございます。

○畠山美幸委員長 小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 続いて、私のほうから、まず手数料の関係でコンビニ収納事務手数料が増加したこと、口座振替手数料が若干増加したことについて回答いたします。

コンビニ収納事務手数料は、前年比で9万8,380円の増でございます。要因といたしましては、収納件数が前年比666件、4万3,380円増加いたしました。また、収納データを受信する回線切替え初期費用、これが令和4年度に限り5万5,000円の支出がございました。これらを合算した金額が9万8,380円となっております。

続きまして、口座振替手数料は前年比で2,651円の増でございます。こちらは、単純に口座振替の件数が前年比で248件増加したためでございます。

続いてのご質問で、コンビニ収納及び口座振替の総額とその比率についてお答えいたします。まず、コンビニ収納の総額は2億5,306万6,918円で、全体の12.9%、口座振替による収納の総額は6億7,973万8,688円で、全体の34.7%となっております。

最後のご質問ですけれども、p i p i t L I N Qサービス利用料9万2,400円の内容についてでございますが、こちらの正式な名称が預貯金等照会電子サービスでございまして、町が行う財産調査で金融機関等に対して行う預貯金等の照会業務の依頼、回答を電子で送受信できるサービスでございます。利用料金9万2,400円の内訳といたしましては、月額基本料が5,000円、月額照会料、こちらが定額制で2,000円、合計7,000円にプラス消費税、こちらの12か月分となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 よく分からないのですけれども、特別徴収の年金者は普通徴収に全部入ってくるということになっているのですか。特別徴収ではないということなのですね。それで、オーケーかどうか伺います。

それとあと、次の法人町民税で製造業が伸びているということですが、嵐山町で製造業は何社あって、販売業はどのくらいの数あるのか伺いたいと思います。これが2点目でしょう。

あと、コンビニ収納と口座振替と合わせると全部で50%ぐらいになるのですけれども、そのほかは特別徴収という形になるのですか。特別徴収というのは所得税のみだと思うのですけれども、固定資産税なんかは口座振替とかいろいろあると、やっぱりそれもコンビニ収納と口座振替でやって、そのほかは現金持ち込みという感じになるのかな、ちょっと感覚的に違うなと思って考えたのですけれども、その点どうでしょうか。

○畠山美幸委員長 3点について。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 私のほうから、最初の普通徴収の中に年金特徴を含んだ数字でよろしいかどうかということなのですけれども、こちらの記載につきましては、すみません、事務局のほうでも昔からの記載になっておりまして、このような記載にしている事情がちょっとよく分かっていないので、申し訳ないのですけれども、今後この記載の方法につきましては、特別徴収のほうに年金の特別徴収も入れたほうがいいのではないかという意見も出ておりますので、今後は記載の方法を検討していきたいと思っておりますので、今回まではちょっとこういった表記でしているのですけれども、今後検討してまいりたいと思います。

続きまして、嵐山町の中で製造業と販売業が何社あるかというご質問に関してですが、まず製造業が111社、販売業が卸売と小売業ということで業種になっているのですけれども、102社になっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、コンビニ収納と口座振替の割合を計算しても100%にならなかったと思います。こちらにつきましては、窓口払い、金融機関もしくは役場の窓口でご納付いただいた金額を含めさせていただきますと、そちらの分の総額が10億9,293万1,417円となりまして、全体での割合といたしましては52.4%、こちらの先ほどのコンビニの12.9%、口座振替のもの34.7%合わせますと100%になります。こちらは、コンビニ、あとは口座振替、あと窓口払いというのは全て普通徴収に係る収納のものになります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 いいですか。

川口委員。

○川口浩史委員 1点目は、平均所得を伺いたいと思います。

それから、差押えの状況を伺いたいと思います。

そして、所得200万円以下の件数と生活に困っていないかどうか確認したいと思います。

それと、不納欠損にした主な理由を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、まず私のほうから平均所得についてお答えいたします。

まず、給与所得者につきまして306万5,000円、営業等所得者414万9,000円、農業所得者173万9,000円、その他の所得者としまして181万9,000円。

私のほうからは以上でございます。

○畠山美幸委員長 小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 続きまして、私のほうから、まず差押えの状況と収入が200万円以下の件数についてお答えいたします。

令和4年度は全体で65件、359万17円の差押えを行いました。このうち収入200万円以下の方は6件で48万4,423円でございます。内訳につきまして、種類ごとに全体の件数と金額を申し上げます。預貯金が37件で152万8,907円、給与が8件で112万5,029円、所得税還付金が17件で56万6,981円、売掛金が1件で20万円、生命保険が1件で15万1,100円、差押え債券残余金が1件で1万8,000円。

続いて、同様に収入200万円以下の方の件数と金額を申し上げます。預貯金が2件で4万円、給与が1件で39万3,400円、所得税還付金が3件で5万1,023円、売掛金、生命保険、差押え債券残余金につきましてはゼロ件でございます。

続きまして、不納欠損にした主な理由についてお答えいたします。こちらは、3つの内容により不納欠損しておるのですけれども、このうち表中の一番左、第15条の7第4項に該当というものが昨年よりも増えております。こちらについて説明させていただきます。まず、個人町県民税の普通徴収分、こちらが69万2,380円欠損いたしまして、前年比で204.9%の増となっております。こちらは、前年度該当者がいなかった滞納処分をすることで生活を著しく窮迫するおそれがあり、執行を停止していた方が2名で約7万円、また増額の主な要因であります住民登録をそのまま転出され、財産や行方の確認ができない方が9名いらっしゃいまして、こちらが33万円、これらを合算した金額が約40万円になりまして、こちらが影響したものとなります。

また、その下のほうに固定産税22万7,000円とございます。こちらも前年比随分増えておりまして、2082.7%増ということで、こちらは前年度が1名いらっしゃったのですけれども、その方につきましては2か年度分を前期滞納処分の停止をしておりましたが、1つの期の金額が非常に少額であった方でございます。令和4年度につきましては、差し押さえる財産がない方で1名で2か年度分、家族が多く収入が少額の方が1名いらっしゃいまして、こちらは3か年度分、いずれも前年の方と比較して1つの期の税額が多いことが影響したものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 200万円以下と昨年も聞いているわけですがけれども、やはり生活に影響するようなことがあってはいけないと思うのですけれども、その辺をきちんと確認されているのかどうか伺いた

いと思います。

それから、今伺っていると個人町民税で去年は執行停止して、今回はそれを執行停止を解いて不納欠損として、不納欠損ですよ、として取り扱ったということですよ。そういうことでのいいのかな。ちょっと確認……

○畠山美幸委員長 確認というか、これが質問になりますけれども、いいですか。

○川口浩史委員 いいです。

○畠山美幸委員長 その2点でいいのですか、今。

○川口浩史委員 もう一回できますものね。

○畠山美幸委員長 いいのですか。

小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 お答えいたします。

不納欠損のほうからお答えさせていただきます。個人町民税の普通徴収につきましては、執行停止を解いてということだった、お話がありましたけれども、執行停止をした状態が3年間継続したことによって納税義務が消滅するという事で欠損として落とさせていただきました。

続きまして、収入200万円以下の方の差押えについて考慮しているかというようなことかと思えますけれども、こちらの方というか、先ほど申し上げたとおり、令和4年度は預貯金、給与の差押えが全体の7割を占めております。給与の差押えに関しましては、生活等を保護する観点から国税徴収法に差押え禁止額が定められております。預貯金の差押えについても、それに準じて差押えを行っておりますので、生活を脅かすような取り立てはしていないという認識をしております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。執行停止が3年続いたので不納欠損にしたと、なるほど、分かりました。

それから、200万円以下の生活の関係なのですが、去年も同じような答弁しているわけなのですが、こんなに取られたら困りますよということはなかったのかどうか、相手から。ちょっとそこを確認したいと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長 小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 お答えいたします。

先ほど申し上げたように、禁止額ということをちゃんと考慮してやっておりますので、驚くような金額を差押え、取り立てているという事実はございませんで、場合によっては窓口や電話等で該当される方と折衝もちゃんと行った上でしておりますので、そういったこんなに取られてしまうと困ってしまうというようなお話はございませんでした。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 以上で税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前 9時56分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課・会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 私の質問は3点です。

初めに、主要な施策の37ページ、自然環境保全に対する寄附金で、ふるさと納税319万5,000円、どのような用途に使用するのか、または令和4年度でしたのか。

次に、主要な施策の46ページ、職員等表彰事業、筆耕料1万692円、前年度4,738円、何名に対してどのような表彰をされたのか。

主要な施策の50ページ、文書送達事業、通信運搬費967万615円、前年777万2,917円、昨年より大幅にアップしている内容、理由は。システムを変えたのか。

その3点お尋ねします。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からは自然環境保全に対する寄附金につきまして答弁いたします。

自然環境保全に対する指定寄附金につきましては、地域猫活動をはじめとする環境保全事業の項目で寄附を受け入れたものでございます。使い道につきましては、令和4年度は地域猫活動推進事業費補助金に10万円を活用いたしました。今後の活用につきましては、引き続き地域猫活動に活用するとともに、自然緑地やオオムラサキの森などの管理、またごみの減量化などの環境衛生事業に活用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからは、残り2点について回答させていただきます。

まず、職員等表彰事業の筆耕料1万692円は、何名に対してどのような表彰なのかという問いでございますが、令和4年度いっぱい退職された職員のうち、7名の方に対する表彰状及び感謝状に係る筆耕料となっております。

続きまして、通信運搬費が昨年度より大幅アップしている内容及び理由でございますが、令和4年度の10月1日から後期高齢者医療制度の窓口負担割合が変わりまして、2割負担の保険証を新た

に送付したことが最も大きな要因と考えております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 1番目から。地域猫に昨年度は10万円使ったということと、オオムラサキの森や何かの管理にも使う予定であるというようなことでございます。自然環境保全ですから、関係する課とすると、農政課とか環境課だとか、それから企業支援課だとか、まちづくり整備課だとか、一番今問題とされている除草の問題等もあるのかなというふうに感じるのですけれども、その辺のところにもこれが使うという予定とか、そういったものはないのでしょうか。それだけお尋ねしたいと思います。

職員表彰等の退職された方に対しての筆耕料ということで了解しました。この退職された方々については、広報か何かでもちゃんと掲載はされていたのかなとは思いますが、この町の行政に尽くしてくれた方ですから、そういったところもあっていいのかなという気がするのですけれども、その辺のところをちょっとお尋ねします。

文書送達事業、後期高齢者のシステム変わったということで、人数は何人いらっしやったのでしょうか。何人に対して、これだけの金額がかかったのか、それをお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

こちらの寄附につきましては、自然環境保全ということでお受けしているものでございますので、こちらは令和5年度になりますけれども、活用する予定として予算のほうにも組んでおりますので、自然緑地管理事業の除草委託に100万円を使う予定になっています。今後につきましても、環境課ですとか、企業支援課ですとか、その辺担当課とよく話し合いを進めまして、こちらについては有効に活用のほうを図っていきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 続きまして、まず退職者の広報での周知のお話でございますが、こちら広報のほうで退職者、表彰にかかわらず全て掲載させていただいておりますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、文書送達のほうの後期高齢者の保険証を送った人数でございますが、3,006個送っておるという状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 最初のやつだけちょっとお尋ねします。

今年度、令和5年度のほうで100万円ほど予定もされているということで、今年度の予算の中に入っているのですが、使わないものはこの自然環境保全に関する寄附金の中で積立てをしていくという計画なのででしょうか。それだけお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

こちらの寄附につきましては、全てふるさとづくり基金のほうに使わなかったものは積立てを行って管理をしているものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは、4点お願いいたします。

まず、主要な施策37ページ、18款1項1目の一般寄附金ですが、令和2年、令和3年と続けて寄附をいただいていた株式会社TKCからの寄附金が令和4年度はありませんでした。この理由はありましたら教えてください。

また、株式会社TKCは、多年にわたって会計事務等の委託先であります。この辺につきまして合理性の問題はないのか、所見をお伺いいたします。

次に、同じく37ページ、18款1項4目の農業費寄附金、1社から多額の寄附をいただいておりますが、特定の農業費に充てる具体的な目的はありましたか、これについて伺います。また、その活用事業はどうであったかお聞きいたします。

続きまして、主要施策の48ページ、19番財産管理事業の中の財務会計システム、これはソフトウェア保守と機器借上料で年間536万3,000円支出しておりますが、財務会計業務のいわゆる予算、補正、決算、会計、財務シミュレーションなどの具体的な対応、守備範囲はどこまでなのか教えてください。

続きまして、主要施策52ページ、庁舎管理事業の中で、12番委託料中、文書廃棄収集運搬業務、保存年限終了文書廃棄の委託先に対する個人情報保護の観点からの委託先管理監督はどのように実施されているのかお伺いいたします。

以上、4点お願いいたします。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず初めに、令和2年度、3年度のTKCの寄附の関係でございます。こちらのTKCの寄附につきましては、令和2年度、3年度に株式会社TKCが新型コロナウイルス感染症対策に対応している地方公共団体への支援として、株式会社TKCのシステムを基幹システムとして利用している市町村131団体に対し寄附をしていただいたものでございます。株式会社TKCにつきましては、本町のシステム関係の委託先となっているところでございますが、契約関係にあることは一般的には

寄附を行うことの代償として供与されたものであるとは考えられないことから、合理性の問題はないと認識しておるところでございます。

続きまして、農業費寄附金につきましてお答えいたします。こちらの農業費寄附金につきましては、寄附者からの寄附の目的としては、農業振興に対する寄附として受入れを行ったものでございます。寄附の活用事業につきましては、主要な施策の説明書105ページにございます農業用施設整備事業のうち、鎌形地区排水路整備工事の測量設計委託料及び工事請負費に活用したものでございます。

続きまして、財務会計システムの関係でございます。財務会計システムの具体的な対応範囲につきましては、当初予算、補正予算の編成、管理を行う予算編成管理支援業務、歳入歳出伝票の作成、金銭管理などを行う会計支援業務、決算書の作成や決算統計業務を行う決算支援業務、町債、町の借入金でございます、こちらの公債台帳などの管理を行う起債管理支援業務、契約の機構、契約書作成等を行う契約管理支援業務、工事等の検査業務を行う検査管理支援業務、入札参加の希望業者の管理を行う業者管理支援業務となっております。

なお、ご質問でございます財政シミュレーションにつきましては、システムとしては対応のほうはしておりますが、町としては導入のほうはしておりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからは、文書廃棄収集運搬業務に関してお答えさせていただきます。

文書の廃棄につきましては、各課局から集められた廃棄予定文書を当日委託業者にパッカー車のほうで運んでいただきまして、機密書類が正しく廃棄されたことを証明する破碎証明書といったものを発行していただいております。そのため、個人情報保護については問題ないと認識しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 それでは、最初の質問から再質問させていただきます。

TKCからの寄附金は、TKCのシステムを使っている会社全社ですか、191団体、こちらについてコロナウイルスの対策の支援金として一律に寄附をしたということは理解いたしました。

そこで、私、これ内容が分からなかったもので、これってどういうことなのかなというのが令和2年のときから疑問に思っておりました。その点で、実は令和4年の6月に内閣府の企業版ふるさと納税に関することで文書が出ています。「寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与することについての解説」として、企業版ふるさと納税では、内閣府令にて、地方公共団体が寄附を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を供与することは禁止されていますということで、具

体的なQ&A集というのがあります。その中でも入札参加に特別な便宜を払うとか、いわゆる経済的な便宜を図るといふ行為が禁止行為に当たりますよということがあります。ただ、全体を読んでもみますと、一般寄附、そういった特別な扱いをすることでない場合は問題ないというのがこの趣旨で書かれております。

ということで、ここで伺いたいのが、この文書、これはご存じかと思うのですが、企業版ふるさと納税が出てくる文書に照らしてどういうことかという、いかがでしょうかというのをまず1点伺いたしたいと思います。

それから、2つ目の農業者寄附金、こちらについては特定の例えばこのことについて使ってくださいという寄附ではなくて、一般の農業の振興ということで、割とこの利用目的は自由にしていただいたのではないかと思います。それで、使っていただいたということなのではございますけれども、この金額1,000万だったと思うのですが、これは先ほどご回答いただいたその内容に全額振り向けたのでしょうか、それについて伺いたします。

それから、次の財産管理業務、財務会計システム、こちらで個々には細かいことは申し上げませんが、全体として入出力については当然会計システムですから、これ対応しているのだと思うのですが、いわゆる結果のアウトプットといいますか、例えば今使っている主要施策であるとか、あるいは決算書、毎回予算書、決算書、分厚いものをお作りいただいているのですが、これの原稿、例えば最初のPDF版まではこのシステムの中で作っているとか、そこまでのアウトプットしていると、あるいはこういうものはまた別の業務として、別の例えば委託先に委託しているとか、そういうことなのではないでしょうか。全体として、アウトプットを全て対応しているのか、あとほとんど対応しているのかどうかをちょっと伺いたします。それまで結構です。

それから、4つ目の庁舎管理事業、これは聞いた範囲ではちょっと厳密な点からいうとかがかなど。個人情報保護の観点から申し上げますと、いわゆる委託先に業務を委託してしまうことが一番関心のあるところなのです。というのは、自分たちは一生懸命、職員の皆さんは一生懸命やっているのですが、委託先がその水準を守っているかどうかというのが一番肝心なところだと思うのです。これが特に大きな穴になるケースというのは非常に多いというふうに聞いていますので、今回の破断の証明書ですか、要は細かくちぎったというか、細かく砕いたということですね。その証明書をいただいていることで管理しているということなのではございますけれども、一般にこういう機密文書というのは破断、細断するか、いわゆる叩解といってたたき壊す、叩解するか、あるいは溶解するか、溶かしてしまうこと、あるいは燃やしてしまうか、こういう方法を取られているのですが、一番簡便な破断ということで、要は読めなくするまで破断しているということで十分だという認識だと思うのですが、これらについて、どこまでやるかというのはなかなか難しい問題ではございますけれども、委託先の点検はされていますか。例えば年1遍委託先の実際の現場を見に行っているとか、そういうことをされているか。これは金額の多寡ではなくて、要は個人情報が漏れる

と一番困るわけですから、行政として。なので、そういうところまできちんとしているか。これは個人情報保護法の中でも委託先管理監督というのは、十分そこまでやれと書いてあると思いますので、その辺についてやられているかどうかを聞かせていただきたいと思います。

以上、4点お願いします。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

株式会社TKCからの寄附でございますが、こちら企業版ふるさと納税と照らし合わせてどうかというご質問でございますが、私もそちらの寄附を行うことの経済的代償としてみなされないものという文書のほうは見たことあるのですけれども、その中でも先ほど答弁しましたとおり、契約関係にあることについては、一般的には寄附の行うことの経済的代償を受けたものとしてはみなされないということが載っていましたので、特に企業版ふるさと納税と照らし合わせても問題はないと認識しておるところでございます。

農業費寄附金のものにつきましては、こちらにつきましては先ほど申しあげました廃水路の整備のほうに充てさせてもらったのですけれども、そちらの残額が少し残っております。こちらにつきましては、農業振興費のほうに使わせてもらったということでございます。

あと、財務会計システムのアウトプットの関係でございます。原稿等につきましては、予算書等につきましては大部分がPDF形式で出力されるものでございます。決算書につきましても、決算書の大部分のものについてはシステムから出せるものでございます。一部決算書の附属書類ですとか予算書の附属書類、そういったものにつきましては別にエクセルのほうで作る必要がございますが、ほぼ大まかなものについては、システムのほうから出力のほうはできるようになっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 文書廃棄の関係でお答えさせていただきます。

委託先を見に行っているかということでございますが、こちらのほうは現在行ってはおりません。ただ、破碎証明書のほうに、こちら証明書が写しがあるわけなのですが、品名は機密書類となっております。その中に1か所、ここにプライバシーマークというのがございまして、委託業者のほうでプライバシーマークを取得しているところは、個人情報を適切に取り扱っていると評価された事業者が使用できるマークということでございます。ですので、こちらとすると適切な委託業者を選定しているということで、そこについては問題がないかなということで認識しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 では、何点か最後に質問させていただきます。

まず、1番目のいわゆる寄附金と取引関係にある場合のことなのですが、これは一般論として、町の考え方だけをお伺いしたいと思います。先ほどいわゆる契約関係にあるものだけでは、特別な経済的な便宜を与えていることにならないというのは内閣府のほうでも出ていますから、それは当然いいかと思しますので、一般に取引関係、入札業者であるとか、事業の委託先であるとか、そういったところから寄附を受ける場合の町の対応、その辺の基本的な考え方があるかというのと、こういう行為は例えば地方公共団体がする条例等、国の法律なり条例等で何らかのこういう制限があるのかというのを最後にお聞きしたいです。TKC自体には、この会社は上場会社でもありますし、コンプライアンスもしっかりしていってるから、当然問題ない対応だったのだと認識しておりますけれども、この辺について、町の対応について、その辺の指針とか、そういうものがあるか、どういふふうに対応するのかというのを最後にお聞きしたいと思います。

それから、農業振興資金は分かりました。

財務システムについて、これ財務シミュレーション使われていないというのは、ちょっともったいない気がするのですが、これは今度は逆に総務課さんのほうの対応になってきて、そこで別の方法を使ってシミュレーションされているということでしょうか。

それから、アウトプットして、例えば毎年大変膨大な作業になると、予算書、決算書の作成する、分厚い本を作るのに大変な労力をかけていってると思うのですが、その部分はさっきエクセル等でもう一回作り直しているような話だったので、その辺の効率化といいますか、そのまま使えるとか、そこまで、もう例えば予算書できてしまうとか、決算書、最終的なあれができてしまうとか、そういったことにはならないのでしょうか。これは大変な労力を使っているのだから、その辺は多少のシステムの対応があればよろしいのかとか、その辺についてお伺いいたします。

委託先の管理監督につきましては、ちょっとなかなか難しいのですが、先ほど申し上げた個人情報保護というのは、お金の多寡ではなくて、実際1件でも出れば、これは大きな問題になりますので、管理の水準というのをしっかり上げていきたいと思しますので、全般についての個人情報保護の観点からの委託先管理についてももう一度お伺いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

寄附を受ける際の基準等についてでございますが、町におきましては基準や要項については特に定めたものというのはいませんが、当然寄附を受ける際には、行政の中立性、公平性等が確保できることと、寄附採納後の維持管理費等が町の財政負担にならないか、そういったことに留意をさせていただきまして、寄附採納のほうは行っております。

また、入札等につきましては、当然入札につきましては一定の基準の中でやっておりますので、

その辺についても特に問題ないかと思っております。

それと、財務会計システムの関係でございます。財務会計システム、自分たちでエクセル等で作っているものも、そのシステムから打ち出せたほうがいいのではないかというご質問でございますが、当然それを出せるようにするためにはシステムのちょっと改修ですとか、その辺が必要になってまいりますので、その辺については今後研究等をさせていただければと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 業者の選定のお話でございますが、今後も個人情報を適切に取り扱っていると評価された事業所のほうを適切に選定していきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、まず主要施策の5ページですけれども、地方債の状況、その中で利率別内訳、1.5%以下、2.0%以下というのがあるわけですが、これは前年度からの含めてのその辺の状況、要するにこれが高い利率ですので、減らしていく努力もやっつけらっしゃると思うのです。それについてちょっとお聞かせください。

それから、決算書の59ページ、会計年度任用職員管理事業ですけれども、任用職員の数と全体の職員の数の中での割合を教えてくださいたいと思います。

それから、次が決算書の73ページ、公用車管理事業がありますけれども、この内容、要するに台数等々についてお聞かせください。

それから、75ページ、財政調整基金等管理事業、これが約3億2,000万、こうやって入っているわけですが、その3億2,000万の原資等、それについてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

まず初めに、地方債の状況でございます。こちら、1.5%以下、2%以下の今後の見通しにつきましては、主要な施策の説明書5ページの現在高にありますとおり、1.5%のものにつきましては、前年に比べ約2億5,000万円減っている状況でございます。2.0%以下のものにつきましては、1,400万円程度減ってきております。1.5%以下のものうち、市中銀行の残高のみが令和4年度に新たに借入れを行ったものの利率が0.63%だったため、6,600万円程度の増となっている状況でございます。令和4年度につきましては、利率のほうにつきましては少しでございますが上昇傾向にございますが、1%を超えるような利率にはなっておりませんので、利率の高いものの償還のほうが進んでまいりますので、そちら高いほうの利率については徐々に減っていくと考えているところでございます。

続きまして、財政調整基金につきましてご答弁いたします。財政調整基金への積立てにつきましては、令和4年度においてはおよそ3億2,000万円の積立てを行ったところでございます。これだけ積立てが行えた理由につきましては、令和3年度の決算に伴う剰余金がある程度ございまして、9月補正において2億円の積立てが行えたこと、また令和4年度固定資産税のほうが当初見込みよりも増収になりまして、12月補正において6,000万円の積立てが行えたこと、また普通交付税の再算定によりまして、そういった追加交付があったことなどによりまして、3月補正で6,000万円の積立てが行えたことが主な理由でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからは、会計年度任用職員の数と全体職員の中での割合ということでお答えさせていただきます。

令和4年度の会計年度任用職員数は、延べでございますが118名となっております。正規職員、再任用職員、任期付職員が昨年度、令和4年の4月1日現在で150名でございますので、ざっと44%程度が全体の職員数に占める会計年度任用職員の割合となっております。

続きまして、公用車管理事業の内容及び台数ということでございますが、令和4年度、失礼しました。公用車管理事業の内容ですが、市内の公用車のリースや保険などの管理をしている事業ということでございます、ざっとでございますが。管理している自動車の台数でございますが、39台になります。そのうちリースをしている、借り上げをしている対象となっているのは36台ということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そういう意味では、地方債については減少の傾向でということですね。それは確認しました。結構です。

それから、会計任用職員の件なのですが、これは前年度に比べて増加傾向なのでしょうか。

それから公用車、いいです。それだけお願いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 では、会計年度任用職員の割合が前年度に比べて増加傾向かということでございますが、令和3年度、同じ方法で算出したところ、43%でございました。ですので、1%程度の微増といった形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 私は、主要な施策の説明書の50ページです。ふるさと納税推進事業、令和4年度の

決算の内容ですので、報償品費の内容、そして手数料の内訳、以上お尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

ふるさと納税推進事業の報償品費の内容につきましては、返礼品の調達費用が1,587万7,017円、返礼品の送料が433万374円でございます。

手数料の内訳につきましては、ポータルサイト等の利用手数料が860万9,545円、クレジットカード等の決済手数料が33万5,214円、領収書等の代行発行料が48万2,106円でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 報償品費の返礼品が約1,587万7,000円です。この返礼品を占める、提供して下さる事業所、この事業所の数は令和4年度は何社ぐらいあったのでしょうか。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えします。

返礼品の事業所につきましては、14事業所でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 この間、小林議員の一般質問でも、令和5年では約16社という答弁がありました。この辺の返礼品を調達できる嵐山町の事業所というのは、ある程度選定方法とかいろいろあると思うのですが、いわゆる令和4年度の14社ですか、どのような形でこのふるさと納税の返礼品としてふさわしいというような点でお願いをされたものなのでしょうか。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

返礼品の事業者の選定方法につきましては、町のほうで委託している事業所でございますので、そちらの事業所で、大体嵐山町でこういった事業をやっているですとか、そういった事業所を見繕って、また町でもこういう事業所を使えるのではないかとということで選定をいたしまして、そちらの委託している業者のほうで交渉のほうをしていただきまして、事業所等の追加を行っている状況でございます。また、事業所のほうからも、ぜひふるさと納税の返礼品のほうに提供したいのだけでもという申出等もございますので、そういった事業所については積極的に受け取るようにしている状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。会議の開始を45分といたしたいと思っております。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時45分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員からの質疑です。どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の25ページですけれども、地方創生臨時交付金1億8,589万2,000円の様々なところに使われたのですけれども、具体的な使途を伺いたいと思います。

それと次、37ページ、先ほどの歳計になるのですけれども、太陽ホールディングスからの農業振興に関する寄附の1,000万円の使途というのが鎌形地区の排水路整備工事で936万1,000円ということでした。これ具体的には、負担つき寄附になって議決が必要だった案件ではないかと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

主要な施策の39ページ、し尿券売捌手数料について枚数を伺います。だんだん減ってきていると思うのですが、その点です。

それから、決算書の59ページ、これちょっとよく分からなかったのですが、上げたのですけれども、会計年度任用職員、社会保険料890万9,317円ですけれども、具体的な人数と社会保険料に係る給与額、そしてその下にあった療養給付費2万2,660円、それから予備費充当2万3,000円は、どういうことか書いてあるのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私のほうから地方創生臨時交付金と太陽ホールディングスの寄附につきましてご答弁いたします。

まず初めに、地方創生臨時交付金でございます。こちらにつきましては、令和4年度の地方創生臨時交付金につきましては、交付金の用途が3つに分かれております。これまで同様、コロナ対策全般に充てることができる通常分と、物価高騰対策のために新たに創設された原油価格・物価高騰対応分と電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分でございます。それぞれの交付額につきましては、通常分が9,963万3,000円、原油価格・物価高騰対応分が4,668万3,000円、重点支援地方交付金分が3,957万6,000円となっております。こちらの交付金の具体的な活用事業につきましては、通常分のほうは29事業に活用してございます。活用した主な事業につきましては、嵐山幼稚園空調設備設置事業1,753万6,000円、農業者フォローアップ事業、こちらは農産物生産組合などへの補助等でございます、1,093万7,000円。地域環境整備事業、こちらは地域の側溝の整備や清掃の事業でございます、998万8,000円。観光振興事業、こちらは感染拡大防止を図るためのイベント用の物資の購入などでございます、652万円。学校給食補助事業、第2子、第3子への給食の補助でございます、560万8,000円などでございます。

原油価格・物価高騰対応分及び重点支援地方交付金分につきましては、合計して14事業に活用してございます。活用した主な事業につきましては、小規模事業者等原油価格等高騰対策支援事業3,273万円、水道料金基本料金免除事業、こちらは半年間の水道基本料金の免除でございます、

2,897万9,000円。子育て世帯応援給付金支給事業1,422万円、販売農家原油価格等高騰対策支援事業224万円などでございます。

続きまして、太陽ホールディングスからの寄附が負担付きの寄附なのではないかというご質問でございますが、今回の寄附につきましては用途を指定したもので、寄附の返還等の条件は付されておりませんので、負担付きの寄附ではないと認識しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからは、会計年度任用職員の社会保険料の具体的な人数及び給与額、あと療養給付費の関係をお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の人数は、先ほど藤野委員のとき申し上げましたが、令和4年度全体で118人となっております。そのうち社会保険料の対象となっている具体的な人数は47名となっております。また、会計年度任用職員全体の給与についてですが、こちら1億2,273万7,000円となっております。

それで、療養給付費と予備費充当のところでございますが、こちらは療養給付費については、会計年度任用職員が公務災害に昨年度遭いまして、その際に支給した医療費でございます。予備費充当の2万3,000円に関しましては、その際に予備費から充当した金額ということになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 それでは、し尿券売捌手数料についての枚数のほうをお答え申し上げます。

し尿券2種類ございまして、1種類目が380円券、こちらが1万1,544枚、それから20円券がございまして、こちらが128枚、合計で1万1,672枚の売りさばきとなっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。太陽ホールディングスからの農業振興に関する寄附1,000万円に関して具体的には、返還がないからということは、1,000万円引く936万1,000円は63万9,000円を返さなかったからという形で、それで負担付き贈与ではないということなのですか。それとも、もともと農業の人があるということですからけれども、これは協議されて、この場所に造られた、排水路整備工事が行われたということで、具体的にはこれがないと、あそこのワイナリーというか、ブドウ園がちょっと難しかったのかなというふうな感じがするのですが、そこら辺の協議というのがあったのかどうか伺いたいと思います。

それと、会計年度任用職員で118引く47は、61人の方は社会保険料の、延べ人数の中でやって、118人は先ほどのですと延べ人数だったのですが、延べの61人分は社会保険料に関わらない形で嵐山町の

事業に関わっていただいているという形によろしいのでしょうか、伺います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

太陽ホールディングスの寄附につきましては、こちらは先ほどご答弁いたしましたが、負担つき寄附というものは、単に用途を指定したものの程度の寄附であれば、そちらについては負担つき寄附には該当しないという認識であります。

また、その辺の協議があったのかということでございますが、こちらの排水路の整備事業につきましては、たいよう保育所のほうから要望書のほうが提出されまして、そちらのたいよう保育所の裏側の道路が側溝がかなりあふれて、排水が追いつかずに道路のほうに水がかなりあふれてしまうという要望のほうが出されております。そちらのほうを整備するに当たりまして町のほうで検討して、下流のほうの農業用排水路も含めて整備したらどうかということで整備のほうを行ったものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 会計年度任用職員の差の61人分は、社会保険料対象外でよろしいかというご質問かと思えます。こちらおっしゃるとおり、61人は社会保険料対象外ということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私、位置的な関係、たいよう保育園の後ろ側があるから、後ろ側の土砂が崩れているので、そこを整備するために道路がという形で要望書が出ていて、そしてそれに合わせて大体1,000万ぐらいという計算があって、そして寄附がなされたという形によろしいのでしょうか。そのところがいま一つ見えてこないのですが、これは負担つき贈与ではないという形で理解しましたけれども、そういうふうな形の要望書があって、そして嵐山町と太陽ホールディングスで協議があって、大体このぐらいかなという感じで1,000万円ぐらいの寄附があったというふうに考えていいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

そちらの事業につきましては、先ほど答弁しましたとおり、要望書のほうが提出されて、町のほうでその辺の排水困っているということで、整備のほうを行うといったところを計画しましたところ、太陽ホールディングスのほうから、ぜひ農業振興の寄附に対して1,000万円の寄附を行いたいという申出があったので、寄附のほうは受け付けたものでございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 初めに、公債費負担比率について伺いたいと思います。

次に、決算書の250ページに利子から元金に変更されているわけなのです。どういう理由でか伺いたいと思います。

それから、一番長い月別労働時間は何時間でしたでしょうか。

次に、長期休暇者は何人いたのでしょうか。また、どんな病気だったのでしょうか。

次に、男女の育児休暇取得状況を伺いたいと思います。

最後に、入札、契約の町内業者への発注状況を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

それでは、私からは公債費負担比率と元金の関係、あと入札の関係についてご答弁申し上げます。まず初めに、公債費負担比率の関係でございます。令和4年度の公債費負担比率につきましては、11.4%でございます。

続きまして、利子から元金に変更されている理由でございますが、こちらにつきましては平成24年度に発行いたしました臨時財政対策債、こちらは借入れ期間が20年、10年で利率見直しをする条件で借入れを財政融資資金地方公共団体金融機構から行ったものでございますが、そちらが発行から10年が経過いたしましたので、令和4年9月に利率の見直しを行ったことによりまして、借入れ利率が0.7%から0.2%に変更になったことにより、こちらのものにつきましては元利均等償還で返済をしておりますので、利息が減ったことにより元金の償還が早まったことによりまして、元金が当初予算に対し不足したために流用のほうを行ったものでございます。

続きまして、入札の契約、町内業者の発注状況につきましてご答弁いたします。令和4年度の発注状況につきましては、工事の総契約件数は31件でございました。そのうち23件、74.2%を町内業者と契約しております。契約金額につきましては、総契約金額が6億1,490万3,000円でございます。そのうち1億8,638万1,000円、30.3%を町内業者と契約しております。委託につきましては、総契約件数は36件でございました。そのうち7件、19.4%を町内業者と契約しております。契約金額につきましては、総契約金額2億4,831万1,000円のうち1億280万、41.4%を町内業者と契約しておる状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 私のほうから、残りについて答弁させていただきます。

まず、一番長い月労働時間は何時間かということでございますが、あくまで時間外勤務時間ということでお答えさせていただきます。令和4年度内で最も多い時間外勤務時間は、61時間の職員がおりました。

続きまして、長期休暇者は何人か、またどんな病気かということでございますが、こちら90日を超える休職を取得した職員は、令和4年度に2名ございます。うち1名は一般的にいう心の病、もう一人は身体的な関係といったことになっております。それ以上ちょっと病状については、詳細はご勘弁いただきたいと思っております。

続きまして、男女の育児休暇の取得状況でございますが、令和4年度において育児休業を取得した職員は10人ございます。全てが女性でございます。なお、育児部分休業を取得した職員は、内数というか、延べで3名おるような状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 公債費負担比率が11.4%と何かぐんと下がったなと思うのです。何でこんなに下がったのか。昨年同じ質問というか、答えているのがたしか14.8%だったわけです。ちょっと大きく下がった理由は何なのか伺いたいと思っております。

それから、利子から元金にというのは、なるほど。平成24年に臨債の20年の借入れをしたと、その関係だということで、24年で10年たったの。いや。それで、ちょうど期限が来て借り換えをやった中でこういう関係だと、こういうのは時々あるわけないのですか。何回か過去にもあったということなのでしょうか。

それから、月別の労働時間の関係なのですが、61時間か。過労死になる80時間というのが一つの目安になっていますけれども、もう60時間を超えると過労死になる人もいるということが出ているわけです。何月ぐらいこの方は60時間というか、超えたのか、ちょっと伺いたいと思っております。

長期休暇者、90日超で2人ということで、身体的というのはけがとか病気とかという意味なのですか。その辺の確認と、心のほうがちょっと問題なわけなのですけれども、あまり具体的なことをお答え難しいかなと思うのですけれども、どういう経緯でなったのか伺えればと思うのです。

それから、男女の育児休暇の関係では女性だけが10人取ったということで、ちょっと町の考えはどういうふうに考えているのか伺いたいと思っております。

それと、入札の関係なのですが、ちょっと全部メモし切れなかったもので、後でペーパーでもらえないでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

公債負担比率下がった理由でございますが、先ほど川口委員、令和3年度14.8%とおっしゃったのですけれども、令和3年度につきましては11.9%でございます。令和4年度につきましては、0.5%ぐらい下がっております。こちらの下がった主な理由につきましては、税収等が好調だったことによりまして、歳入のほうの一般財源が増えたことによりまして、0.5%下がったと認識しているところ

ろでございます。

続きまして、利子の関係でございます。こちらは、毎年こういったことあるのかということでございますが、その前の令和3年度にも決算におきましてもこういったことは生じております。臨時財政対策債につきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、10年で利率が見直されることによりまして、当然10年前よりも今のほうが利率が下がっておりますので、それによって利率が下がったことによって、元金のほうの償還が早まりますので、それは年度の途中で利率が見直されるので、ちょっと当初予算で見込むのは難しいので、こういった現象が起きているものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 まず、61時間の時間外労働をした職員の状況でございますが、61時間がピークでございます。そのほかは60時間を超えているような状況は、その職員も含めおりません。

続きまして、長期休暇のけが、心の病の具体的な内容についてですが、ちょっと具体的な内容については控えさせていただきたいのですが、2人とも公務ではないといったことだけ申し述べさせていただきたいと思います。

最後に、育児休業の町の考え方についてですが、現在、先ほど申し上げたとおり、女性職員のみを取得となっております。町といたしましても男性職員に進んで取っていただきたいと考えているところでございます。一応4年度ではないのですが、5年度に男性職員が初めて育児休業を取得していただいたといった事例が今回ございましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上で総務課・会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時09分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、私からは2点ご質問を申し上げます。

主要施策49ページ、20電子自治体推進事業の中で12委託料中、公衆無線LAN屋外用2か所の利用状況を把握しているでしょうか。活用の工夫はいかがでしょうか。1点目。

2点目、同じく主要施策49ページ、20電子自治体推進事業、12委託料中、IT関連全般の総合コンサルティング委託業務のQ&Aや提案等の具体的な内容は。それから、年間事業費に対して費用対

効果はどのように評価しているか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、私のほうから、まず屋外用の2か所のWi-Fi施設の利用状況について把握しているかということについてお答えさせていただきます。

この屋外用の2か所のWi-Fi施設については、平成29年度に防災用のWi-Fiとして整備したものでございます。アクセス状況等につきましては、きちんとウェブから月ごとのアクセス数については把握している状況です。

それと、活用の工夫についてというところでございますが、現在のところ、アクセス数に基づいた何かしらの活用の工夫というは行っていない状況であります。ですが、この導入時に防災用として整備したというところのメインの役割は変わらないのですが、やっぱり平時の利用で広くいろんな方に開放するということが、そのWi-Fiの施設を周知するに当たって重要な役割だと思っておりますので、これを導入するに際して認証連携サービス、アプリを入れる仕組みなのですが、Japan Wi-Fi auto-connectというものを採用しております。こちらは観光庁ですとか、そういったところが推奨しているアプリケーションになりますが、広くアプリを一度ダウンロードしていただければ、全国このアプリを反映しているWi-Fi施設については、自動で接続してアクセスできるような形のものを採用させていただいているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 引き続き。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 続きまして、電子自治体コンサルティング業務につきまして、そのQAや提案等の具体的な内容はというものと、費用対効果に対しての評価があるかという質問に対してお答えさせていただきます。

この電子自治体コンサルティング業務につきましては、業務内容につきましては毎月の定例会、それから各種研修、それから外部監査としての立会い、それから各課でその年度ごとによって違いますが、プロポーザルですとかシステムに関しての質疑応答、それから幅広くいろんな自治体を回っていただいている方ですので、他自治体の情報の共有、これと対面ではなくて電話やメールでの相談も常時行っている状況です。

QAや提案等の具体的な内容につきましては、アドバイザー契約ですので、特にコンサルティングの事業者さんから、その都度資料としていただくものというのはあまり多くはありませんが、こちらからこういったものはどうなのでしょうかとというような質疑を問いかけたときには、こういうものがあるよという形でその都度提示していただいているという状況になります。

年間の事業費に対する費用対効果の評価につきましては、中長期的な視点で幅広く対応していた

だいておりますので、事務局としては先ほど述べた業務内容を幅広くカバーしていただいている、臨機応変にやっておりますので、妥当であると評価しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 まず、最初のほうの無線LANにつきましても、これせっきある屋外用の施設です。たくさん利用させていただくのがいいのではないかと思います。把握されているとおっしゃいましたのは無線LANのアクセス数とか、そういうところ、施設の利用したアクセス数というところか、具体的な数字等があったら教えてください。

それから、活用の工夫については、これは来る人にまず一つは宣伝といいますか、分かりやすい、ここに来るとWi-Fiありますよという分かりやすい工夫です。要は宣伝だとか広報だとか、そういうことだと思うのですけれども、そういったことで、あとこれから無線LANがあるのだと、今度これを活用した新しいサービスとかもやがてできるのではないかなと、その辺の工夫、何かお考えがあるか、例えばVR機能、そういうものを設けるとか、これはもちろん費用がかかるから、なかなかハードル高いのですけれども、せっきこういう無線LANのWi-Fiがあるのですから、それを活用したサービスとか、そういったことも提供を考えているかどうか、この2点をお願いします。

それから、次のITのコンサル関係なのですけれども、月例定例、いろんな多種多様な業務を今先ほどお答えいただきましたけれども、いわゆるアドバイザー契約だということであれば、年間何回何をしたということのコンサル報告書、委託先のコンサルの報告書は徴求しているのでしょうか。それがあれば1年間何をしたかというのは一目瞭然だと思いますので、そうすると件数が効果というわけではないのですけれども、どのくらいの活動をされていて、それに対する効果が何について現れたかというのは一目瞭然ではないかと思うので、その辺の報告書を徴求しているのか、まずはお聞きしたいと思います。

以上2点。

○畠山美幸委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 アクセス数ということですが、アクセス数は2つ、昨年度1年間の実績という形で、総件数に対しての割り返しになってしまうので、日々の上限数とかではありませんが、嵐山溪谷バーベキュー場が1日平均0.9人、それから杉山城跡のほうは1日平均1というふうになっております。施設上の形態上、Wi-Fiを使わなくてもその施設を利用するという方がやはり多いと思われまますので、当然ここにアクセスしなくてもご自分の携帯端末で情報を取り入れるという件数とは一致しないというところがあるとは思いますが。

続きまして、この利活用に関しては、例えばこの2か所も広く観光施設というところに指定されているところですので、Wi-Fiを活用してという形での有効活用というのがなかなか難しいと

ころもございますが、例えばWi-Fiのステッカーだけではなくて、関連する観光情報のところにWi-Fi接続が可能ですよというような情報提供をしながら周知していければなというふうには思っております。

続きまして、ITコンサルタントの報告書に関してでございます。こちらは、定時の定例会ということで月1回基幹系、マイナンバー系の事業者さん、それから情報系、我々職員が日常使う端末の導入事業者さん、それからシステム担当、それと過去システム担当に携わった職員で組織する会議体があるのですが、そのメンバーが出席して定例会を開催しております。その中の毎月の報告書というのはいただいている状況でございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。まず、Wi-Fiのほうなのですけれども、先ほど申し上げた以上にもっと活用の幅があると思うのです。そのWi-Fiがあることによっていろんなサービスが展開、それから多くのスマホのユーザーってWi-Fiがつながる環境になると自動的にWi-Fiに切り替わるとかということもされていると思いますので、かなりこれは有効な使い方もできるのではないかと、特に杉山城跡などは見た限りでは山の凸凹があるだけになってしまうのだけれども、それについてここはこうだという説明があって、逆にWi-Fiを使ってサーバーのほうにそういった情報からアクセスできるとか、そういった形のサービスもできるのではないかと思いますので、その辺のお考えがあるかどうかもう一度伺いして、これ最後にお聞きいたします。

それから、コンサルにつきましては、特にQAとかに使い勝手がいいのではないかなと思います。IT関連って専門家の相談相手がいないと難しい。この辺が非常に利用価値が高いのではないかなと思いますので、この辺がやっぱり担当者のスキルアップとか、そういうことにつながるのではないかなと思いますので、そういった目線からの利用のされ方というのはされているのでしょうか、最後にお聞きします。

○畠山美幸委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、お答えさせていただきます。

Wi-Fiの有効活用ということですが、まずは防災拠点のWi-Fiとして整備しているものですので、地域支援課としましては日々災害時のときに利活用できるような体制と確認が主として行っておりますが、有効活用というところで嵐山フリーWi-Fiという形でSSIDを取って広く認証しておりますので、そちらに他の附帯情報を添付できるかということ、なかなか災害情報以外のデータの附則というのは難しいのかなというふうに考えております。その他の利用形態として、リンク先を飛ばす等の何かしらの利用方法があるかどうかは、今後研究していきたいと思っております。

それから、電子自治体のほうのQAに関しましては、小林委員ご指摘のとおり、我々が把握していない各課からの問合せの内容やいろんなものもあると思います。ただ、一番多いのは各課で契約

更新ですとかシステム改修をする場合に、技術的または業者から提案があったものの整合性、そういったものがやはりITに精通している我々職員ではありませんので、その都度確認をしている状況であります。そういったところは、例えばですが、各課で何年かに1度やるプロポーザルに関するのQAですとか、プロポーザルをやるに当たっての注意点ですとか、共通して各課が聞くようなものに関しては、今後整備していく必要があるのかなというふうに担当者としては考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狹守委員。

○狹守勝義委員 それでは、私は2問質問させていただきたいと思います。

1つは、主要施策の61ページ、各種相談事業ということで、顧問弁護士報償（実績55件）とあるが、どのような相談事例があるのかということです。

もう一つは、主要施策の69ページで、就業構造基本調査事業、この事業の詳細内容を教えていただきたいということです。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうからは相談事業の55件の内訳についてお答えいたします。

法律相談の55件の内訳についてですが、相続に関することが16件、それから離婚関係が11件、それから借金等の金銭トラブルが11件、それから不動産関係、そちらが7件、それからご近所とのトラブルが3件、その他は交通事故の関係とか家庭内のトラブル、それから消費者としてのトラブル、業者とのトラブル等もございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 山口主席主査。

○山口綾子地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、私のほうから就業構造基本調査について説明させていただきます。

こちらの調査は、5年ごとに実施される統計法に基づく基幹系統計調査でございます。令和4年は、10月1日を基準日に実施されました。内容といたしましては、就業の実態や異動、育児、介護の有無などについて調査するものでございます。町では、国勢調査の調査区から3調査区が選定され、広野1区、平沢1区、むさし台の地域の一部で実施されております。その調査区内から無作為に抽出された45世帯の15歳以上の世帯員が対象となりました。さらに、調査の方法ですが、県知事から委嘱されました統計調査員が対象世帯を訪問し、インターネット、郵送、調査員回収により調査票を提出していただきました。

以上が調査の概要でございます。

○畠山美幸委員長 狹守委員。

○狹守勝義委員 では、順次再質問ということをお願いしたいと思うのですが、相談事業ということなのですが、この報償費をちょっと見ますと、前年度よりも少し増額されているような、そういう形かなというふうには思っているのですが、やっぱり年々この相談件数というのは増えているのかどうか。そして、もし増えているのであればどういう相談が増えてきているのか、その辺をまずお聞きしたいということと、あともう一つは、この報償費に関しては、例えば1件幾らとかというような形の報償費の支払いになっているのか、その辺の報償費の関係、こういった形でお支払いになっているのか、その辺のところ。

それからもう一つは、就業構造基本調査のほうですが、5年ごとということなのですが、区域があって、その中から抽出してということなのですが、この5年ごとに地域というものを変えてやっていくのか、そういうことによって例えば結果も大分変わってくるのかなというふうに思うのですが、その辺のことをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、相談事業の実績なのですが、こちらは昨年度と比べてほぼ同じでございます。相談件数等もほぼ同じなのですが、その報償費に関しては、1件幾らという形ではなくて、これ町の顧問弁護士さんとしての報償という形ですので、月額で7万1,500円という形でさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 山口主席主査。

○山口綾子地域支援課政策創生担当主席主査 調査区でございますが、こちら令和2年国勢調査の嵐山町の総調査区が148調査区ございます。そちらから国が抽出法に基づきまして抽出した3調査区が選定されておりますので、町で選定したものではありません。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 私のほうは、決算書の65ページ、電子自治体推進事業の内容ですけれども、先ほど小林委員が質問されていまして、私のほうはその中の内容の主要な施策の49ページにありますけれども、その中の統合型校務支援システムと、これが2,161万支出されているわけですけれども、この辺の内容、それから効果、どういう形でこの成果が上がってきているのか、それについてお聞きいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、私のほうから統合型校務支援システムに関してのご説明をさせていただきます。

こちらは共同利用調達ということで、上里町、嵐山町で共同調達した事業になっております。こ

ちらは、経緯といたしましては3、4年前から埼玉県町村会を通じて統合型校務支援システムの共同調達というのが議論されてきました。その過程で白紙になったり、単独で導入するところが出たりとなかなか進まなかったというのが過去の経緯としてございます。

嵐山町といたしましては、当初から主張しておりましたのが、やはり取り扱う情報が生徒の機微情報ということで、ある意味我々がいうマイナンバー系の情報同等以上の情報を取り扱うシステムであることから、ちゃんとしたセキュリティーを担保して扱う必要があるというのを主張してきたところがございます。そのため、上里町、嵐山町は埼玉県が提供する町村しか接続できない自治体クラウドにデータを置いて運用する形態の仕組みを提案いただいて、今2町で共同調達して運用しているというのがこのシステムの概要になります。本来であれば教育委員会部局において調達して予算計上するものと考えておりますが、あくまで当初は共同調達の利用を図るという形で合議体でやっていたものですから、地域支援課が間に入って主導で当初の契約を結ばせていただいているところになります。

この統合型校務支援システムの効果につきましてですが、なかなかそもそも文科省のガイドライン上とか整備計画上は、教員の負担軽減というところが多分メインでうたわれていたことなのかなと思います。当然今まで紙ベースで全てのものやっていた教職員が、このシステムを入れることによってある程度オートメーション化される、またはセキュアな環境で児童生徒の機微情報を守れるという観点からすると、初期導入の段階ではどうしても負担というのは、慣れるまたは設定とか運用を決めるに当たって負担はあるのかなとは思うのですけれども、導入してから2年目になるかと思いますが、特に我々のほうには何かしら支障があるというようなご報告は受けておりませんので、効果があるものであるというふうに認識しております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 システムの立ち上がりするときというのは、なかなか逆に負担が増えてくるというケースが当然あると思うのですけれども、狙いとしてはこれはいわゆる事務処理軽減になるわけです。逆に生徒の状況把握も含めての要するに事務、それからプラスいわゆる教育活動の中のそれも全部含めてのことの支援システムというふうに理解していいのでしょうか。その辺ちょっとだけ確認いたします。

○畠山美幸委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 統合型校務支援システム自体は役場の業務と一緒に、この機微情報を取り扱う領域と、いわゆるGIGAスクール構想であった教育環境で使うデータの領域というのは分離されております。ですので、通常子どもたちがタブレットを使った学習を使うネットワークとは切り離されたものというふうになっております。

議員ご指摘のとおり、これは単なる業務改善ですとか教員の負担軽減に結びつく内容としまして

は、まずは先ほど言った電子化するということと、あとは今まで個々の教員のスキルで、例えば生徒の状況ですとかといったものを把握していたものがデータで、当然それを見れる権限とかの設定はございますが、共有していろんな教員がその子に関しての見守りをできる、またはその都度ばらばらに取り入れられていた保健室での状況の管理ですとか、そういったものも全て共有できて、その児童生徒に関して担任の先生のみならず、いろんな方がその情報を共有しながら学校運営をできるという点では、かなりのメリットがあるのかなというふうに思っております。

ただ、最初にご説明したとおり、やはり取り扱う情報に関して、紙ベースのときに鍵つきのところに保管するのと同様、システム上でも同じですので、この統合型校務支援システムを共同利用で埼玉県の自治体クラウドで運用しているという形態のところは、最初にご説明させていただいたところになります。

以上になります。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 55ページですか、らんざんF 1 会議の内容と成果についてお聞きいたします。

56ページ、嵐山まもり隊支援事業、組織の数と需用費の内容につきましてお尋ねいたします。

同じく56ページ、地域公共交通支援事業、負担金の効果についてお聞きいたします。

○畠山美幸委員長 山口主席主査。

○山口綾子地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、私のほうかららんざんF 1 会議について説明させていただきます。

らんざんF 1 会議は、令和5年2月11日に開催した男女共同参画推進イベントです。講師兼進行役を国立女性教育会館、萩原なつ子理事長にお願いし、町内在住、在勤20代から40代の女性16名が参加しました。内容といたしましては、「女性が住みたい町って、どんな町」、「もっとこんな町になったらいいな」など普段思っていることを自由に語っていただきました。

事業の成果ということですが、こちらの会議は通常町が開催する会議とはまた違う雰囲気、気軽に参加できるように会場内にBGMやカフェスペース、保育士が常駐するキッズスペースを設けました。また、こちらから一方通行でお話しさせていただくのではなく、ワールドカフェを実施することで、普段町政に関わりの少ない世代の方に自由に楽しく話していただくことができました。なお、参加者のアンケートでも、参加した満足度10点満点中平均9.1点と高い評価をいただき、自由意見でもまちづくりの前向きな意見が伺えました。少人数での開催ではありましたが、今後男女共同参画にかかわらず、町民の声を聞く手法として有効的であると感じております。

以上、事業の内容と成果とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうからはまもり隊の支援事業についてお答えいたします。

現在、まもり隊の組織数は、21の団体が嵐山町のために活動をいただいております。

それから、需要費の内訳としては、消耗品として雑草を焼くための草焼きバーナー、それから除草剤、それから草刈り機の刃、チップソー、それから混合ガソリン、これが主なものになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より地域公共交通支援事業の負担金の効果につきましてお答えさせていただきます。

こちらの負担金につきましては、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少に加えて、原油価格の高騰による燃料費が増加する中でも、町内のバス路線を維持するために一般乗合バス事業者に支援金を交付したものでございます。交付先というのは、国際十王交通株式会社でございます。こちらは、小川町から循環器センター、熊谷駅へ至るバス路線業者という形になります。同じ町内にございますイーグルバス株式会社につきましては交付してございません。30万2,000円の内訳としまして、路線として20万円、それと燃料高騰分として一応数式があるのですが、その数式を計算しまして10万2,000円という形で支援をさせていただきました。金額は違いますけれども、小川町、熊谷市、嵐山町で合同しまして支援のほうをさせていただきました。

効果としまして、コロナ前はぎりぎりやっていたところは路線だったのですが、コロナ禍でかなりの赤字、私赤字額のほうも教えていただいているのですが、かなりの赤字になってございます。恐らくこの1市2町で支援を申し上げないと、それこそ撤退、路線変更の話が間違いなく出てくる形になってございますので、沿線自治体で応援しますというメッセージをあることが私は一番の効果だと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 1点目のこのF1会議ですけれども、非常に担当課としても高い評価がされていまして、我々は参加することできないわけですが、2月1日でしたから、どうなのでしょう、この参加された方が20代の方から40代の方までいらっしゃったと、それで何らかのそこに参加した皆さん、何かの嵐山町のためにこういった事業をやっているとか、そういったような具体的な動きが、これは2月ですから、3月までが事業年度になるのだけれども、その辺の動きというか、特にその1回の会議で終わっていくような内容なものなのかどうかお尋ねしておきたいと思えます。

それと、嵐山まもり隊なのですけれども、この消耗品の額が増えたりしているのです、前年よりも増えているのだと思うのですけれども、この組織の数、21ということなのですけれども、これはくまなくほぼ嵐山の各地域を網羅しているような感じなのか、それとも場所によってはちょっと地域の草刈りがあったりするから、そこに集中しているのかどうか、その辺の状況を教えていただきたいのですけれども。

○畠山美幸委員長 2点につきまして、山口主席主査。

○山口綾子地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、町内在住、在勤のF1会議に参加された方なのですけれども、在住の方が14名、在勤の方が2名、年齢の内訳といたしましては、20代の方が4名、30代の方が7名、40代の方が5名となっております。

そちらの会議の中で皆さんがお話しされた内容なのですけれども、たくさんいろいろな意見が出たのですけれども、私のほうで感じたことは、女性でお子様がいらっしゃる方もいらっしゃる方も嵐山町の中で暮らしていく上で、もちろん子どもは大事なのですけれども、まだまだご自分たちが生き生きと輝いて暮らしたいというところが多かったように思います。こちらの勝手な思い込みで、子育てだったり教育だったり、そういったものが話題になるのかなというふうに思っていたのですけれども、自分たちがいかに楽しく輝いて暮らしていきたいという意見が多かったように思います。

今後の取組なのですが、あくまで初めてこのような形で、小さかったですけれども、イベントをさせていただいて、こちらは男女共同参画にかかわらず、ほかの町民から意見をいただく手法としてとても有効的でありましたので、何かこの後続けていけたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうからはまもり隊の21の団体の分布というのですか、内訳を申し上げます。

町内全域というわけではないのですが、内訳を申し上げますと、菅谷地区が2、それから川島が1、志賀が2、むさし台が5、鎌形が1、大蔵が1、遠山が1、広野が1、勝田が2、吉田が2、それから町内全域をやりますよという団体が1つ、それからあと図書館のボランティア団体さんが2つございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 このまもり隊についてだけちょっと質疑させてもらいますけれども、このまもり隊のそもそもいわゆる主にやっていく事業というのは、嵐山を守るためには何でもいいのだらうと思うのですけれども、特に昨今この道路とか見ると、おとといかな、現地調査に役場の下へ下りていくときに、あの通路のところを見るとかなり除草されていないようなところもあったり、大野委員が言うには、大野さんがいつもやっていたよなんていう話もありました。町からのやっぱり町民の視線が、どうも何かその辺が、まもり隊がやらなくてはならないものではないのだらうけれども、ちょっと細いのではないかと、要するにだからまもり隊を指令するような課として地域支援課があると思うのです。そういうふうにこれこれ、これこれというような形の指示みたいなものが地域支援課から出せるのか、それとも全く自発的に自分たちのところは自分たちでやるというような、そういうすみ分けで動いているのか、令和4年が。その辺のところをちょっとお聞かせいただければ

と思います。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、お答えいたします。

現在、まもり隊、実質はほぼ9割以上の団体の皆さんが草刈り等の保全活動を行っていただいておりますが、もともとまもり隊の意味というか、発足したときの目的というのですか、これは地域支援課、町でこれやってください、これお願いしますというのではなくて、やはり町に愛着を持つそれぞれの団体が自発的に草の根活動という形で町を守っていきたくとか、バックアップしたいとかという意味合いだと考えておりますので、あくまで自発的な活動であるので、町でこれをお願いしますという指示はしておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、渋谷委員。

○渋谷登美子委員 らんざんF1会議なのですけれども、私も広報を見ていてとても面白いな、いい企画だなと思って見ていたのですけれども、20代の方、30代の方、40代の方、どのようにして人を集めてこれたのか、まずそれを伺いたいと思います。

その次に、地域公共交通支援事業なのですが、今までの嵐山町だとイーグルバスが主になっていたわけなのですけれども、イーグルバスに関しては国のほうの補助金があるので、赤字部分が補てんできるということがあるのかなと思うのですけれども、さっきの会社のほうは赤字分が負担がすごく大きかったということです。嵐山町の30万2,000円というのは、利用の頻度というか、パーセンテージによって決まってきたのかなって思うのですが、その点についてと、それで嵐山町の負担金分とそのほかの熊谷とかそういった事業者とで、その部分がどの程度補てんできたのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 山口主席主査。

○山口綾子地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、らんざんF1会議、どのように参加者をお声がけしたのかというお話だったのですけれども、まず広報1月号、それとホームページ、それと回覧を1月号に入れさせていただきました。それと、ラインで2回ほどプッシュ通知を差し上げて参加者を募らせていただいたところです。申込みなのですけれども、電子申請と電話という方法2種類取らせていただいたのですが、やはりなかなか皆さん自分から申込みをしていただける方いなかったのですけれども、そちらは申込みをしてくれた方にお友達を誘っていただいたり、職場の方に声をかけていただきました。それと、嵐山幼稚園さんにもご協力いただいて、保護者の方にまた別でチラシのほうを配らせていただいたり、またお友達を連れてきていただいたりしたところです。それと、嵐山町で平成29年に職業向けのパンフレットを作らせていただいたのですが、そちらの多様な働き方実践企業ということで嵐山町内の企業の方が協力していただきました。それなので、そちらの企業にもお声がけして、若い女性の職員にお声がけして参加していただいたところです。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より地域公共交通支援事業につきましてお答えさせていただきます。

まず、イーグルバスさんにつきましては、ときがわ町が赤字補てんを全額できることになっておりますので、そういったこともありまして嵐山町のほうで支援のほうは行わなかったと、まずそれが前提でございます。国際十王交通につきまして、まずこの支援金の財源が新型コロナウイルスの臨時交付金ということで、10分の10の全額の補助をいただけたという前提でございます。支援を行うに当たりまして、熊谷市、小川町、嵐山町で行おうという話をただで、具体的に幾らを行うということのお話はしておりません。各市町で出せる分だけやりましょうというような形でさせていただきました。額につきましては、小川町はもっと嵐山町よりも数倍、小川町はやっぱり小川町駅発着というのがありますので、どうしても率がありますので、小川町は多く出しますと、あと路線も多いので、かなりの予算をこのバスの支援に充てさせていただきますということで始まりました。嵐山町は、通過というと怒られてしまうのですが、なのでお付き合いをさせていただきますと、熊谷市はもうバスの本数がすごく多いので、バス1台、ましてや成田空港に行く路線から羽田空港に行く路線までありますので、とても多いので、熊谷市は1台単位でやらさせていただきますという形でご回答いただきました。県も燃料の高騰の補てんを同時に行っておりましたので、具体的には私は赤字額のどこまでできたかというのは分からないのですが、5割はいついていないのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 らんざんF1会議なのですが、具体的にいろいろ募集の方法を教えてください、企業の方にもお願いしたり、お友達ととっても有効だったのだと思うのですが、この中で嵐山町の若い女性職員とか、そういうふうな方たちは入ってくるのができなかったのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 山口主席主査。

○山口綾子地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、お答えさせていただきます。

この中で嵐山町の職員も参加させていただいております。男女共同参画に関して職員もいろいろな研修を行っていますけれども、やはり町の職員としてではなく、在勤であったり在住という意味合いで参加のほうをさせていただいております。3名ほどいたかと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 コロナ感染者に備蓄食料を届けていたということで、昨年だったか一昨年だったか、数量が減っていますという答弁があったのです。その後、何食増えたのかどうか伺いたいと思いま

す。

次に、自主防災組織の事業の事業費が大幅増になっていますけれども、その理由を伺いたいと思います。

3番目に、広報紙発行事業が昨年比で減額になっているのですけれども、理由を伺います。

最後に、比企地域元気アップ実行委員会、どのように使われたのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうからは備蓄食料についてまずお答えいたします。

備蓄食料については、もともと7,500ほど備蓄してございました。これがコロナの自宅療養者のために、健康いきいき課のほうに3,000食を渡しておりました。なので、一時的には3,000食マイナスになっておったのですが、昨年度その分を補充いたしまして、現在は7,574食に戻っております。以上です。

続きまして、自主防災育成事業の大幅増の理由ということでございますが、こちらは3年度に関しては、まさにコロナのど真ん中だったと、コロナの集団ワクチン接種事業が始まった年でありまして、コロナのど真ん中だったということで実質自主防災会の活動も全く止まっておりました。その関係で少なかったものが昨年度、4年度より少しずつ動き始めました。その関係もあって消耗品等の資機材の部分が増えておる関係で実績も増えておるといって形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より広報紙発行事業につきましてお答えさせていただきます。

決算額が減額になっているということでご質問いただいたと思うのですが、こちらにつきましてはあくまでも結果論といえますか、減額が大体4万2,000円ぐらいですので、決算額の1%という形ですので、誤差の範囲内という形でお考えいただければと思っております。

続きまして、比企地域元気アップ事業につきましてお答えさせていただきます。この委員会は、委員さんもお承知のとおり、比企郡市及び東秩父村の計9市町村で構成して地域の活性化を図るべく活動しております。令和3年度におきましては、コロナ禍ということで負担金がございます。4年度に活動の再開ということで、10万円の負担金が復活というか、そのような形でございます。

4年度の事業につきましては、メンバーでいろいろ考えまして、比企地域の人口減少を少しでも防ぐ、寄与したいということで、高校生を中心にやっぱり就職をするときに地元を離れてしまうということが多くということで、何とか比企地域の企業さんと高校生の就職を結びつける事業を行いたいということでいろいろ考えまして、製造業の24社の大体1社当たり5分程度の紹介の動画を撮りました。こちらをユーチューブで公開するとともに、近隣の高校に、特に就職を希望する生徒

さんに見ていただけませんかということでご案内を差し上げて、少しでも地元の企業で働いていただきたいというような事業を行いました。こちらは、撮影なり編集のほうに業者のほうを入れておりますので、そちらのほうにお金のほうは使わせていただきました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 以上で地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時25分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 では、主要な施策の26ページ、マイナポイント事業費補助金19万3,000円で、令和4年度のマイナポイント申請者数を伺います。

それと、主要な施策の67ページ、コンビニ交付サービス事業236万7,480円ですが、利用者数を伺います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、マイナポイント申請者数についてお答えいたします。

町民課窓口ではパソコンを2台設置し、そのうち1台で申請のお手伝いをしております。職員がお手伝いをして申請された方は、令和4年度は2,961名でした。ご自身のパソコンやスマホで申請された方につきましては町のほうでは把握しておりませんが、ただ概算にはなりますが、全国の数値割合は出ておりますので、その数値を申し上げます。嵐山町の令和5年2月末までの申請枚数は1万2,015件ございまして、全国のマイナンバーカード取得者のマイナポイント申込数は98.5%、先ほどの1万2,015人掛ける98.5%で1万1,835人申し込んであります。健康保険証利用申込数は87.3%、1万2,015人掛ける87.3%で1万489名申込みがあります。公金受取口座登録数は81.8%、1万2,015人掛ける81.8%は9,828人いらっしゃいまして、平均の数になりますと1万717の方が、概算ではありますが、申し込んであるかと存じ上げます。

次のコンビニ交付サービス事業の令和4年度のコンビニ利用件数についてお答えいたします。令和4年度の利用件数は、税証明123件、住民票1,396件、印鑑証明946件、合計2,465件でございます。

1件当たりの経費は960円となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ただいまの答弁を聞いていて、マイナポイントの申請数とマイナンバーカードの発行数、これは同じ数字って見てよろしいのでしょうか。もし別であればマイナンバーカードの発行数を伺いたいと思います。

それから、申請があったのですけれども、発行できなかったというのがあるらしいのです、ほかのところでは。嵐山町ではそのような事例があったのか、あったとすればどのような理由だったのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、マイナンバーカードの先ほどの申請数と発行数というのは、発行されたというのは実際お手元に届いたという数ですので、ちょっと違いがありますので、発行数についてお答えいたします。

こちら最新の8月20日現在で1万3,122枚で、交付率は74.5%になっております。

申請されたが発行できなかった件数というのは、写真の写り方で髪型や顔の表情などにより、その写真の不備でカードが作成されずに撮り直しの連絡があった方が十数名いらっしゃいました。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。今年の数をおっしゃっていただいたので、大変ありがたいのですけれども、ちょっと決算ですので、令和4年度の発行数ということで伺いたいと思います。

それから、写り方が悪くて発行できなかったと、これはどういうことでそういう現象が起きるのですか。機械が悪いのか、本人の写り方が悪いのか、ちょっとそこを伺いたいのと、障害を持っている方で発行できないという人がいるらしいのです。特にどういう障害を持っている方かという、首に障害があって首が座らない方、そうすると首を押さえなければならぬらしいのです、障害の方は。押さえる部分が写ってしまうので、発行できないというのがあるって聞いたのですけれども、嵐山ではそういう事例はあるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、マイナンバーカードの交付枚数で、令和4年度末までのをお答えいたします。それは、1万1,816枚になります。

先ほどお話がありました、写真が不備で返ってきた件数というのですけれども、戻ってきたのは髪型とかが目のほうにかかってしまったとか、あとは目のほうがちゃんと開いていなかったとか、あとは背景が入ってしまったとか、そういう案件で返ってきた件数がありました。その方にはご連絡して、もう一度申請をお願いする形になってしまったのですけれども、そういう件数がありました。

それで、現在は医療上や宗教上の理由でその写真の条件が緩和されまして、申請の際にマイナンバーカードのフリーダイヤルとかに前もってご連絡をして、具体的な理由とその申請書のIDを伝えておけば、先ほど川口委員さんがおっしゃったように、障害の関係で首とか目が片方しか開かないとか、そういう方の場合も、本当に医療上の理由とか宗教上の理由に限っているのですけれども、そういう寝たままの写真になってしまうとか、そういうのも前もってお知らせしておけば、その写真でも申請できるように今は改善されております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 宗教上や医療上というのは、私はまだ聞いて3週間たっていないかな、この話を聞いたのが。その間に変わったのですか。変わる方向というのは、その方はおっしゃって、マイナンバーにかなり詳しい方なののですけれども、その講演があって、それで聞いたのですけれども。その間に変わったのかどうか、ちょっと伺いたいと思いますけれども。

○畠山美幸委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

国のほうでいろいろトラブルがございまして、その信頼回復に向けた対応ということで幾つかあるのですが、その中に福祉施設・支援団体の方向けのマイナンバー取得・管理マニュアルを作るというものがありまして、それを見ますと、まだこれから発表になるのかと思うのですけれども、今現在申請がしたくてもできない方、例えば施設等に入所されていて自分で暗証番号を設定できない、または申請書が書けないというような方につきましては、介護者、または家族の方、または施設の職員の方が代理ですることができると。カードの管理も、その後施設側ですることができるといように変わってまいります。11月には、暗証番号が今度はないようなカードを交付するという予定もあるということ国をほうは言っております。残りあと2割、3割の方が申請していないのですけれども、そういった方にも対応するように国をほうは考えているということです。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上で町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 1時35分

再 開 午後 1時39分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、福祉課に関する部分の質疑を行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 それでは、私は4問ということをお願いしたいと思います。

まず最初は、主要施策の75ページで、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業で、この事業のまず内容、またここには対象者として1,882人というふうに書いているのですが、この方々はこういった方々なのか、その辺をお聞きしたいなということが一つです。

それから次に、主要施策の87ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業です。この事業の内容。次も同じように子育て世帯応援給付金事業ということで、要するに生活支援ということと応援給付事業ということで、この辺の違いを特に聞きたいなというふうに思っていましたので、よろしくお願ひします。

それと次に、主要施策の88ページで、保育所保育事業の補助金で民間保育所運営改善事業というのがあって、その目的と内容、これをお願ひしたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 お答えします。

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業についてです。こちらのほうにつきましては、令和4年9月30日を基準としまして、世帯全員が令和4年度住民税非課税世帯の世帯主及び令和4年1月から12月の収入が急変して、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯主を対象としたものです。支給件数1,882件のうち、33件がこちらの家計急変世帯となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、まず子育て世帯生活支援特別給付金についてお答えいたします。

こちらの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高等に直面する低所得者の子育て世帯に対し、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等に対して、児童1人につき5万円を給付した事業でございます。実績としましては、トータルして55世帯、87名の児童に支給をしております。

続いて、子育て世帯応援給付金でございます。こちらにつきましても、コロナ禍において原油価格や物価の高等による影響を受けている子育て世帯の生活を応援するために、こちらは地方創生臨時交付金を活用しまして、町単独事業として行いました。令和4年9月分の児童手当受給者に対して、児童1人につき1万円を支給いたしました。こちら支給実績につきましては、トータルで1,012世帯、1,608名の児童に対して支給をさせていただいております。

こちら2つの給付金の大きな違いとしましては、まず1個目の生活支援のほうは国の事業でございます。逆に応援給付金のほうは町単独の事業ということで、国の事業につきましては所得制限を設けて支給した。町のほうの事業につきましては所得制限をかけることなく、児童手当を受給している世帯には全部支給したという形になります。

続いて、民間保育所運営改善事業でございます。こちらにつきましては、町内の民間保育所の運営改善に要する経費を補助することを目的としております。児童の一般生活費であったり、人件費、施設管理費等様々な用途に活用いただいております。こちらにつきましても町の単独事業として保育所の支援をしております。

補助内容といたしましては、定員60名の1施設につき年額で280万円の補助をしております。60名以外の定員の異なる施設につきましては、人数割をさせていただきまして、その定員に応じた上限額を設定して補助金を出しております。また、保育所の敷地の借地料に充当するための費用についても補助しております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 主要な施策の27ページで、児童虐待DV対策総合支援事業補助金632万4,000円の歳出なのですが、一昨日視察して内容的にはこういうものなのかというふうな形なのですが、この歳出の基準額というのはどういうふうな形で計算されているのか、これは補助基準額が178万3,420円掛けるの2分の1、補助基準額723万2,945円掛けるの補助率3分の1、この補助基準額という補助は何になるのか。そして、これは児童家庭支援センター、これからも人件費がどの程度必要なのか分かりませんが、今現在のこの形でやっていけるのか、それとも将来的には町の全部単独負担になるかという、そこは読んでこういった歳入ができたと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それと73ページ、犯罪被害者等支援事業3万円ですけれども、嵐山町では振込詐欺被害がとても多いのですが、被害者への対応はこの埼玉県の被害者支援センターでやっているのかどうか、嵐山町自体ではどのような支援を行っているのか伺いたいと思います。

それから、75ページで住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業1億47万7,172円、これで合っているのかな、990の方が対象でよいのか伺いたいと思います。これもしかしたら打ち間違いでしょうか。

その次、75ページですけれども、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業9,585万6,591人、対象になった方の基準は、これは先ほどと同じでいいのかな。

その次が83ページです。学童保育室指定管理委託料5,599万3,278円ですけれども、指導員の給与のベースアップとか処遇改善についての指導は実際に行われたのかどうか伺いたいと思います。

それと84ページ、障害児通所支援事業4,367万1,095円、対象者の年齢と通所先を伺います。

85ページ、主要の施策、育児支援ヘルパー派遣事業11万3,228円の件数と内容を伺います。

それから、88ページの特別保育対策促進事業費、低年齢児童保育促進事業650万円、一時預かり促進事業、延長保育促進事業、利用者数とそれぞれの課題を伺います。

○畠山美幸委員長 渋谷委員に申し上げます。

79番の質問は、狛守委員の質問と同じもので答弁があったのですけれども。

○渋谷登美子委員　そうですよね、重なっていないよね。

○畠山美幸委員長　お聞きになる内容を何か変えてお聞きいただけますか。

○渋谷登美子委員　これは、ではなしにしておきます。

○畠山美幸委員長　以上、答弁を求めます。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長　それでは、私のほうから児童福祉関連に関わるところを答弁させていただきます。

まず初めに、児童虐待DV対策総合支援事業費補助金の内容でございます。こちらにつきましては、まず充当先につきましては全額子ども家庭支援センターの運営事業費に充てさせていただいているところでございます。こちらの基準額でございますが、国の補助要項でいいますと、まず1個目の補助基準額178万3,420円の部分ですが、こちらにつきましては国が2分の1ということで、国の市町村子ども家庭総合支援拠点運営事業という補助金のメニューを活用させていただきまして、その中で基礎単価で小規模A型という拠点につきましては、一応嵐山町としては小規模A型の規模というふうな形で設置しておりますので、小規模A型の補助基準額内の金額で予算のほうを設定させていただいております。

次に、2個目の723万2,945円でございますが、こちらにつきましては同じく対策補助金のメニューの中の支援対象児童等見守り強化事業という中のアウトリーチ、居場所型の補助メニューを活用させていただきまして、1か所当たりの補助基準額が723万2,945円で、こちらは補助率が変わりまして、3分の2から国の補助が出てくるという形になります。

この2つどこが違うかといいますと、初めの総合家庭支援拠点のところというのは、どちらかという相談事業がメインの内容になっております。対しまして、2個目のアウトリーチ型、居場所型につきましては、子どもの居場所事業というところで、2つの要素を子ども家庭支援センターのほうは呈しておりますので、この2つの補助金を活用させていただいているところでございます。

金額の今後の見通しということだと思うのですが、現在、ほぼ人件費でこの補助金等を活用させていただいて、これから先も支援員の人件費が主になるかと思えます。人件費、補助員の確保というところを大変今苦慮しておりまして、現在もハローワーク等で支援員の募集をかけているのですが、なかなか応募がない。この施設は、誰でも支援員いいというわけではございません。それなりに社会福祉士でしたりとか、子ども・子育てに関する資格を持っている人がやはり重要なポイントになる方だと思いますので、そういった形で募集をしているのですが、なかなか応募がないというのが現状であります。

なので、今後会計年度でいくのか正職員でいくのかというところは検討していかなくてはいけない部分かなと思えますし、また令和6年度につきましては、国のほうが子ども家庭センターの設置、

努力義務ではあるのですが、設置しなさいと。この子ども家庭センターというのはどういうものかといいますと、現在、嵐山町に設置しております子育て世帯包括支援センター、増進センターのほうにある、母子保健のほうを担当しているところなのですが、そのセンターと今こちらで管理しております子ども家庭支援センター、これが子ども家庭総合支援拠点という、この2つの拠点を統合して来年度から子ども家庭センターにしなさいよと子ども家庭庁のほうで言うております。

そうなってくると、当然母子保健担当と児童福祉担当のほうが協力をしてやっていくというところで、なかなか組織的にも大分難しくなってくるのですが、そういったのもあるので、それにつきまして実はまだ国から大分具体的には示されていないので、今後來年度に向けてどうしたらいいのかというのは総務課、福祉課、健康いきいき課等と協議を重ねて進めてまいりたいなというふうに考えております。

続きまして、学童保育室の関係に移らせていただきたいと思います。学童支援員の処遇改善につきましては、令和4年度につきましては国の処遇改善臨時特例事業によりまして、令和4年の2月から9月までに月額9,000円相当の処遇改善を行いなさいよということで処遇改善を実施いたしました。本事業は、単なる一時金ではなくて、指導者、指導員の給与のベースアップ、これをそもそも目的とした事業でありますので、この趣旨を指定管理者のほうにはこちら側もよく説明をしまして、その趣旨にのっとり事業完了後もベースアップした状態で学童保育のほうの運営をしていたいただいているところであります。

また、処遇改善の指導につきましても、今回の処遇改善特例事業の実施するに当たりまして、各学童保育室から賃金改善内訳書というのを提出していただいております。これはどういうものかといいますと、職員一人一人に幾らベースアップをしたか、幾ら増額したかというのを示しているものでありまして、それを担当課としましては確認をしております。さらには、県のほうにもそれを報告しているところであります。

また、学童保育の予算につきましては、毎年度指定管理者と打合せをしまして翌年度の予算を、社会の、今現在物価が高騰しているというところもありますけれども、翌年度に向けてちゃんと予算のほうを精査しまして、指定管理者のほうの現場の意見を聞きながら予算要求をして対応しているところでございます。

続きまして、育児支援ヘルパーの派遣事業でございます。こちらにつきましては、令和4年度から町独自の新規事業として実施しております。産褥期や幼児期等に保護者が病気、疾病等で子どもを十分に育児、養育することができない家庭に対して、子どもの健やかな成長を促すことを目的として設置した事業でございます。

ヘルパーの内容につきましては、まず利用対象者は妊娠中の妊婦さんから小学生までのご家庭を対象としておりまして、保護者が病気等のため家事や育児ができない場合には、ヘルパーのほうを派遣させていただいております。ヘルパーの利用内容ですが、大きく分けて育児支援、家事援助、

2つの項目に分けさせていただいております。育児支援につきましては、沐浴の補助であるとか授乳のお手伝い、おむつ交換等をしております。また、家事援助につきましては、食事、洗濯、清掃、買物等を実施しております。1日2時間まで利用できるようになっております。利用開始から一応3か月間まで利用できることになっております。この3か月間を定めた理由としましては、3か月後に再度その家庭の状況を確認させていただいて、継続利用が必要な場合には引き続き継続する、ほかの支援が必要な場合にはほかの支援につなげるといった形を取らせていただいております。令和4年度の実績としましては、実件数として2件、延べ利用時間数として43.25時間が実績となっております。

次に、特別保育対策促進事業費でございます。こちらの利用者数についてお答えをさせていただきます。まず、低年齢児保育促進事業でございます。こちらにつきましては、5か所の保育所に補助しております。延べ人数で325人となっております。こちらの内容につきましては、1歳児の保育士の配置基準が国の基準では1対6となっております。ですが、それを手厚くするために4対1で保育士さんを配置している事業所に対して、児童1人当たり2万円というところで補助しているところでございます。

続きまして、一時預かり促進事業でございます。こちらにつきましては、3か所の事業所に支出しております。延べ利用人数としましては1,295人利用いただいております。

次に、延長保育促進事業でございます。こちらにつきましては、町内認可保育所4か所で実施しております。延べ利用件数が876人となっております。こちらの事業の課題でございますが、こちらだけとは限らないのですが、基本的に今現在、保育士の現場はかなり保育士の確保が難しい状態になってきているのが現状です。ご承知のとおり、町内の保育所はいずれも私立でございまして、各保育園とも応募、募集とかいろいろして、懸命に努力していただいているところではございますが、保育士が足りていない。ただ、国で定める配置基準は満たしております。ですが、途中育休等で保育士が足りなくなって、園長先生だったり主任さんがその分を入れて保育しているとか、そういう状況になっているのが現状ですので、今後保育士の確保というのが一番の課題になってくるかなというふうに思います。

私からは以上になります。

○畠山美幸委員長 あと2つ、77、78の答弁。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから犯罪被害の関係でございます。

振込詐欺被害の関係の支援ということでございますが、県の担当課のほうへ確認しましたところ、援助センターのほうで振込詐欺に関する支援というのは特に実施をしていないということでございました。各自治体、都道府県を含めて条例化している中で、やはり振込詐欺の部分に特化したような条例制定というのはできていないというのが現状だと思います。ただ、予防の観点というところ

では、例えば町のほうで今年度6月の補正で地域支援課のほうで対策の電話等の購入助成を実施したりですとか、あるいは担当課でいきますと、小川警察さんと連携をしまして、特に予兆電話が多い地区に対しましては、地域の民生委員と小川警察の担当とその地区を回り、注意喚起を実施しているところです。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 私からは、非課税世帯に対する臨時給付金と障害児通所支援事業についてお答えさせていただきます。

まず、非課税世帯に対する臨時特別給付金、こちらの人数なのですけれども、令和3年度からの繰越分が808件、令和4年度分が182件で合計990件です。ただし、こちら令和3年度で既に決算のほうを終えている件数が986件、既にこちらを支給しております。これを今回の決算と合わせると986件足す令和3年度からの繰越分の808件、そして令和4年度分182件を合計しますと、1,976件の支給となっております。

続いて、障害児通所事業についてお答えします。こちら、主なサービスの利用者の年齢と利用しているサービスなのですけれども、まず放課後デイサービスにつきまして、6歳が3名、7歳が3名、8歳が3名、10歳が3名、11歳が2名、12歳が2名、13歳が5名、14歳が1名、15歳が4名、16歳が2名、18歳が1名です。保育所訪問事業ですけれども、こちらが5歳が1名、7歳が1名です。児童発達支援サービスのほうが3歳が1名、4歳が2名、5歳が2名、6歳が2名、以上のよう構成となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 全部ちょっとうまくメモを取れていないのですけれども、児童家庭支援センターに関しては特に指導者を確保するというのか、スクールソーシャルワーカーになるのかな、確保するのがすごく難しいということで、今の状況では1日6名ぐらいの方が来ているのだけれども、実際にはそれでは不足するというふうな形で担当課としては見ているのかどうか。それで担当課、私が聞いている範囲では非常に町の職員さんがよく動いてくださるという話はほかの方からは聞いているのですけれども、やっぱり実際に指導する方が少ないために、どうしても町の福祉課が動いているという現状なのかどうか、それを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 その1点で。

○渋谷登美子委員 続けてね。そうだよ。ごめん、一問一答の癖がついてしまっていてすみません。

○畠山美幸委員長 まだありますか、質問。

○渋谷登美子委員 いっぱいあります。

○畠山美幸委員長 いっぱいあるなら言ってください。

○渋谷登美子委員 それと、犯罪被害者支援事業のほうなのですけれども、これは振込詐欺があったらば、何という法律だったか覚えていないのですけれども、銀行のほうに特定のお金があって、それを返金することができるというシステムがあるのですが、ある程度銀行での振込詐欺が起こった場合は、そういったこともそれほどこでやっていくのかなというのは非常に、振込詐欺はどういうふうな形で嵐山町の場合は行われているか分からないのですけれども、銀行関係でATMを使ったりして振り込んでしまった場合は回収できるシステムがあるのですが、そういったシステムをお教えすることがこの県の犯罪被害者支援センターではやっていなくて、実際嵐山町はどういうふうな形の振込詐欺に遭っているか状況は分からないのですが、そういったことを支援する場所というのは今のところどこにもないということなのですか。これって結構大きい問題だなと思うのですが、その点について伺います。

それから、障害者通所支援事業なのですが、年齢を言っていたのですが、この方たちは普通の幼稚園や普通の保育園に行っていたり、普通学級に入っていて、それで学童保育ではそこが受け入れてもらえないからそちらに行くとか、中学生もいるみたいですし、今の話を聞いていると高校生もいますよね。18歳という方がいらっしやると、それも結局学校対応できないから、そこに行くという形で放課後デイが行われているのかどうか。それはかなりインクルージョンの、今学校体制として非常に問題が大きいので、その点についての把握を伺いたいと思います。

それともう一つ、育児支援ヘルパー推進事業なのですが、2件で43.2時間ということでしたけれども、これは私はかなり家庭、ワンオペというのですか、いわゆるワンオペの方たちは、本当は育児支援をしていただきたいのだけれども、実際にヘルパーさんがいないということもあるのかなと思ったりするのですが、町が対応できないということもあるのかなと思うのですが、これについての広報というのはどのような形で行われていて、70人ぐらいの出生数だから、そのぐらいで済むのかなと思うのですけれども、この点何かもっといっぱいヘルパーさんがあってもいいのかなというふうに思うのですが、その点について伺います。

それと、特別保育対策推進事業に関しては、それぞれ保育士さんの確保が難しいということだったと思うのですが、保育士さんを確保するためには今の資格を取得する福祉人材事業ですか、それではなくて、広く嵐山町とか、この近辺にいらっしやる保育士さんの資格を持っている方に働きかけるという形の事業は行われているのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうから子ども家庭支援センターの関係でお答えいたします。

まず、4日の日に現地を見ていただいて、状況として、午前中ですので、お子さんがいらっしやいませんでした。昨年度に比べまして、実際に小学校を卒業されて中学校に移行された方もいらっしやるので、今年度の利用実人数というのは少し減っているのですけれども、ただ現地でもお話し

しましたが、利用するお子さんはお子さんとして存在しますが、まず家庭支援という部分で相談支援機能が充実しなければいけないというところでは、特定の方を対象にしているわけではなく、町民の方、全ての方を対象にしています。

相談支援が入った中で、例えば先日現場でお話いただいた支援員のお話のとおり、福祉課と連携をしてサービスにつなげていくとか、あるいは相談を受けた中で、お母さん、お父さんと支援員のほうで面接をした上で、コミュニケーション教室に通ってみたらどうかという提案をさせていただいて、実際に通っていただいているというのが実態だと思います。

その利用の部分でいきますと、先ほど副課長のお話のとおり、基本的には学習支援という形ではなく本当にコミュニケーション支援なので、学習支援というのはその次のところだと思っていますので、いわゆる児童の心理的なことが分かったりとか、そういった専門性が持っている職員が配置できれば一番理想だと思っています。

ですので、会計年度職員であってもそういった資格を持っていらっしゃる方がいらっしゃればよろしいのですが、今後の令和6年度以降の国の、先ほど申し上げた子ども家庭支援センターを含めて、体制としてはやはり正規の職員もきちんと充てていく必要があるのではないかと、現段階では担当課としては考えておりますが、それにはやっぱりお子さんですので、当然他町村から転入をしてきた方はちょっと分かりかねますが、嵐山でお生まれになって嵐山で育っていく家庭では、保健師さんサイドで1歳6か月健診ですとか3歳児健診ですとか、そういった健診を経て就学をしていくという一定のプロセスがあるわけですので、そのプロセスの中でちょっと特性があるお子さんなのかなという情報は共有していけますので、そういった中ではやはり保健師さんも含めてセンター運営に携わっていただく必要性はあるのかなとは考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 引き続き、どうぞ。

○太田直人福祉課長 すみません、失礼しました。振込詐欺の関係です。振込詐欺救済法ですか、ございましたね。正式には犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律、ちょっと長いのですけれども、省略して振込詐欺救済法となっています。これは、基本的には全国銀行協会さん、こちらが携わっているような形になっています。渋谷委員おっしゃるとおり、犯罪に使われた口座の中に残っていれば分配されるという制度でございます、平たく言いますと。ただ、全額残っているわけではないのですので、例えばここにも出ているのですけれども、被害金額の合計が400万円、そのうち犯罪被害に使われていた口座に200万円が残っていたとすると、銀行を通じてその手続をしまして回収するという形になるのですが、この被害者が複数いらっしゃると、犯罪で使われた預金口座に残っている金額を被害者の人数で分配しなければいけないので、最終的には、例えば500万円取られてしまったのだけれども、残っているのは100万円でしたということになって、その500万円が被害者1人の方のものであれば、100万円は残っているのです、100万円だけは

返ってくるというような流れなのですけれども、これに関しては手続的には銀行のほうを通じたりして手続をいただく必要性があるというふうに全銀のホームページの中では出ていました。この辺、ちょっと私も県のほうのセンターさんとは確認を取っていないのですけれども、この辺の情報は一応被害届を出した中で警察のほうからも提供はされるのかなと思うのですけれども、その支援という部分ではできていない可能性はあるかと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 放課後デイサービスの関係なのですけれども、基本的には学童保育とか、そちらのほうではちょっと人数が多くてなかなか落ち着いていられないような方、そういう方が落ち着いて生活能力向上のための必要な支援を行うために、放課後等デイサービスを利用してくださっているという形になります。通常学級に通っていらっしゃる方もいらっしゃいます。

それと、18歳の方が1人いらっしゃるのですけれども、こちらの方は支給決定期間の区切りの関係で18歳になっておまして、この方は令和4年の4月30日にサービスの支給決定が終了しているという形になっています。

以上です。

○畠山美幸委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 ただいまの通所支援の関係でございますが、特に放課後デイサービスのご利用に関しては、町内の学校のみならず、特別支援学校も利用されている児童生徒の方の利用もございますので、学童保育だけに限らず、学童保育で障害児保育も実施してございますが、お子さんの特性を考えて放課後デイサービスに行ったほうが良いという判断もする中で、保護者の方の申請をいただいているのが実態かと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、育児支援ヘルパーのところをお答えさせていただきます。

まず、ヘルパーの人数なのですが、こちらにつきましては町内の2つの事業所と委託契約を締結しております。いずれの事業所も障害者のヘルパーの派遣できる事業所でありまして、ヘルパーの人数につきましては問題ないというふうに考えております。周知につきましては、一応広報のほうで周知をしているのですが、そもそもこの育児支援ヘルパー、誰でも使える制度ではないということもありまして、こちらとしてもあまり大々的にやっていないというのが現状です。基本的には健康いきいき課の母子保健担当の保健師さんが赤ちゃん訪問だったり、お母さんとの触れ合い、話し合いとか面談の中で、保健師さんのほうがこのご家庭はちょっと支援が必要なのではないかという

ところでお母さんと話し合ってもらって、福祉課につなげていただけるというケースがほとんどでございます。

実際に利用したのは2件なのですが、これにつきましても保健師の段階で相談はする、やっぱりワンオペ等で厳しいのですという話になって、では支援ヘルパーありますので、ご利用されたらどうですかって促してはもらうのですが、実際その一步を踏み出せていないというのが現状、この一步を踏み出せない原因というのは様々な理由があるのかなと思うのです。当然家の中に入ってもらいたくない、家の中を見られたくないですとか様々な理由があるのかなと思うのですが、それにつきましては個別に保健師とも連携を取って対応しているところです。ただ現実問題、昨年度につきましては、この2件しか利用がなかった。利用につながらなかったご家庭につきましては、保健師さんのほう関わっていただいておりますし、何か変化があればすぐにもヘルパーを派遣できるような状態になって、何件か保留になっている、申請はもらっているのだけれども、利用開始まで至っていないというケースが何件かありまして、それはこちらとしても、いつでもヘルパーが派遣できるような状況に今なっているという状況であります。

次に、特別保育対策促進事業の人材確保でございますが、こちらにつきましては議員さんおっしゃるとおり、町の人材事業ですとか、あと福祉課でも保育士の宿舍借上料という形で、もしそういったケースがあったら補助金が出せるような補助体制も取っておりますけれども、実際に町のほうで保育士さんの募集だったりとかというのは、当然民間の保育士さんでもありますので、そこまではできないのですが、人材確保として町が今後どういう支援ができるのかということについては、今こういう状況ですので、今後保育所とも話し合いながら、町でお手伝いできる場所はお手伝いして、保育所と一緒に人材確保に努めてまいりたいと思います。

以上になります。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 児童家庭支援センターがこれから18歳まで続くと、こども家庭庁の結果なのだろうと思うのですが、ネウボラ的なものを目指すということですね。そうするとその場合、これは難しいなと今聞いていたのですが、嵐山では教育委員会も入ってくるという形にならざるを得ないと思うのですが、ちょっと一般質問的になってしまって申し訳ないかなと思って、決算ですけれども、今現在、幼児の方は入っていないですね、児童家庭支援センター。児童家庭支援センターと幼児とのつながりというのは、単に保健師さんとか、それから今の段階では、令和4年度の段階では話合的的なもので終わっているということで考えていいのでしょうか、それが1点。

それから、犯罪被害者の支援事業なのですが、振込詐欺の被害については嵐山町では具体的にはどのような被害に遭ったかということ把握できていないというふうな形で考えていいのでしょうか。把握できていないということは、嵐山町の、これは何でしたっけ、かなり振込詐欺の被害率と

いうのは高いのです。町だと1番か2番目ぐらいに振込詐欺の被害が高いので、そこについて嵐山町自体が把握していないというのは問題かなというふうに考えているのですけれども、どうやったら把握できると思われているか伺いたいと思います。

取りあえずこれで。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 子ども家庭支援センターのことなのですが、令和4年度、令和5年度もそうなのですが、現状は当然2課ということもありまして、4日のときにご説明しましたが、町として相談の窓口の切り分けとして未就学児が子ども・子育て世帯包括支援センター、就学児以上が子ども家庭支援センターという切り分けをしているというご説明をさせていただきました。実際にはそうなのですが、実際に保健師の母子保健担当と児童福祉担当というのは、やっぱりかなり連携してやらなくてはいけない部分がありまして、完全に分けている、定期的にケース会議をするのもそうなのですが、常に情報共有はしておりまして、例えば未就学児の関係であっても児童福祉のほうは保育所も担当しておりますので、そういった意味では一緒に保育所に訪問して一緒に子どもの様子を見たりだとか、逆に言うと今まで未就学児に関わっていた保健師さんで信頼関係が出ているご家庭なんかは、就学児になっても保健師さんも一緒に同行してもらったりだとか、そういった連携は取って今までもやっているところであります。

先ほど来言っています令和6年度からの子ども家庭センターにつきましても、国の考えは要は母子保健と児童福祉をもっと綿密に連携を取ってやりなさいよというところが趣旨だと思っております。今福祉課としましては、もともと母子保健担当と児童福祉担当は子育て支援課ということで今までずっと同じ課でやってきていまして、そういう面では連携が取れていた部分もありますので、基本的にはあまり変わらずに済むのかなというふうには考えています。

いずれにしても、単に話し合いだけで連携をしているのではなくて、お互いの行き来ということも含めて情報連携をしながらやっているところでございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 被害者の関係ということでございますが、振込詐欺の被害者に限らず、例えば障害事件等があった場合でも町のほうに所轄の警察から情報が入ってくるわけではないのですが、渋谷委員おっしゃったとおり、県警のホームページ上では特殊詐欺の被害状況の報告は年に2回ぐらい上がっています。私も今回、昨年12月の際にもちょっとご質問いただいたことがあったかと思いましたが、昨年の9月末現在の暫定値で嵐山町の特殊詐欺の被害状況5件、総額で1,480万円というものが載っておりました。これが4年度中の確定値ということでいいますと、6件の1,809万円というのが確定でございました。町村部でいいますと、令和4年中は確かに嵐山と小川は件数的に

は多うございます。ちなみに、隣接の東松山市さんのほうでも11件ですから、規模とするとやはり町村部でいけば多いというのは、これでいくと見れると思いますが、被害者の状況というものは何か伝達されるわけではございませんので、そういった意味では情報の開示はされないのです。我が町で持っている条例の中で、条例制定当時というのは被害を受けた方から直接申出があって、町のほうが所轄の警察に被害届の提出状況を確認して、確かに被害を受けていますという中でやり取りをするような流れになっているのですけれども、今埼玉県では所轄の警察、県警、それから犯罪被害者援助センターのこの3つが連携をして、各県内の被害者がいらっしゃる自治体にそういった犯罪被害に関する支援があるかどうかというのは把握をしていますので、そうなりますと、センターさんを通じてご本人の承諾を得て、こういう被害があって支援ができますかという情報は流れてくるフローチャートになるのですけれども、嵐山町のところ、今のところ、それも対象者として上がってきてはいません。ですので、今後、振込詐欺の被害の支援というのがどういう形でできるのかというのは、引き続き研究をしていく必要があると考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上で福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を2時35分といたしたいと思います。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時35分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私の質問は1点です。

主要な施策の96ページ、出産・子育て応援給付金事業ということで、この事業の内容を教えてくださいたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

竹内副課長。

○竹内恵美子健康いきいき課保健担当副課長 では、出産・子育て応援給付金事業について説明いたします。

この事業は、国の政策に基づいて令和5年2月から開始されました。令和4年度におきましては、出産、育児用品購入などの経済的負担を軽減するための経済的支援が実施されました。具体的な内容といたしましては、妊娠届出時の面談を実施した方に出産応援ギフト5万円を、また出産後の面談を実施した方に子育て応援ギフト5万円を給付いたしました。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 再質問ということをお願いしたいと思うのですが、出産のときには一応5万円ということですか。それで、子育ての部分のところというのは、例えば何歳までとかという、そういう基準はあるのですか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

竹内副課長。

○竹内恵美子健康いきいき課保健担当副課長 基準と申しますか、こちらの出産・子育て応援給付金事業は、経済的支援を実施しましたとお話ししましたが、令和5年度からは経済的支援にプラスして伴走型相談支援というのを実施しております。経済的支援に関しましては、今お話しした妊娠届出時と出産後の5万円、5万円なのですけれども、妊娠中から、妊娠届出時から出産を経てお子さんを育てる育児期、幼児期までにわたってきめ細やかな伴走型相談支援を実施するという形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 確認ですけれども、要するに妊娠中と、それから出産後の5万、5万というような、そういう捉え方でいいということなのですね、分かりました。オーケーです。

○畠山美幸委員長 聞いてください。

答弁を求めます。

竹内副課長。

○竹内恵美子健康いきいき課保健担当副課長 おっしゃるとおりでございます。

○畠山美幸委員長 次に、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、主要な施策の92ページですけれども、子宮頸がん検診の対象者数と受診比率を伺います。

93ページです。法定外予防接種助成ですか、21万3,390円の内容を伺います。

94ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業の9,140万8,551円のうちの臨時予防接種4か月以上、2万2,292回の内訳と、それから副反応に対する報告等についてどのように取り扱っていたか伺います。

94ページです。同じです。乳幼児健診事業287万7,045円ですが、対象者は全て対応できたのかどうか伺います。

それから、95ページです。地域療育事業138万3,065円の対象者を伺います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

竹内副課長。

○竹内恵美子健康いきいき課保健担当副課長 私のほうからは、コロナ以外の部分について回答させ

ていただきます。

まず、子宮頸がん検診の対象者数と受診率について説明いたします。子宮頸がん検診の対象者数についてですが、こちらはがん検診結果統一集計に基づきまして、20歳以上の女性7,702人となっております。令和4年度の子宮頸がん検診の受診者につきましては、妊婦検診における子宮頸がん検診受診者数を含めると、689名となっております。よって、受診率は8.9%となっております。

続きまして、法定外予防接種費用助成の内容について説明いたします。町は、子どもの予防接種につきまして、埼玉県内の医療機関と契約を結んでおりますが、対象の世帯によっては出産時、埼玉県外の里帰り先等で出産され、数か月間里帰り先に滞在する方もおります。こういった場合には、里帰り先の医療機関などでお子さんの予防接種を開始される場合もありまして、一時的に予防接種費用を立て替えていただくことが出てきます。そういった場合、嵐山町にお戻りになってから償還払いという手続をしていただきます。その費用が法定外予防接種費用の助成額となっております。

続きまして、乳幼児健診事業、対象者が全て対応できたかというご質問について説明いたします。令和4年度の4から5か月児健診と1歳6か月児健診におきまして、対象者の方全員が健診を受診されました。9から10か月児健診と3歳児健診については、それぞれお一人ずつ未受診の方がいらっしゃいました。そのため、医療機関や保育園等で実施された健診、計測値等について保護者から聞き取りを実施しております。よって、把握できなかったお子さんはおりません。

続きまして、地域療育事業の対象者ということで説明いたします。嵐山町では、療育事業といたしまして、親子教室、すくすく相談、子ども心理相談を実施しております。親子教室の対象者は、言葉や発達面で心配のあるお子さんを中心に、育児不安の強いご家庭などにも声をかけることがあります。すくすく相談については、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士の専門職に来ていただきまして、言葉や運動面など少しゆっくりなお子さんの相談に乗ってもらっています。子ども心理相談については、言葉とか行動面に少し課題のあるお子さんへの関わりに悩んでいる保護者などを対象としておりまして、心理士に相談に乗ってもらうことで、ストレスのほうを少しでも解消していただくことを目的として実施しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお答えを申し上げます。

こちらの2万2,292回、この回数でございますが、町内医療機関及び県ワクチン接種センターや施設等で接種した回数の請求を基準とする件数でございます。そのため、システムを用いて算出する接種者数、あるいは接種率のような年齢区分や接種回数ごとの積算はございません。内訳は、1回から5回の全世代が2万2,135回、小児、6歳未満の方が157回でございます。

次に、副反応の関しては、接種券送付時に国の説明書を同封してワクチンの有効性、安全性等の

情報がホームページで御覧いただけるようなご案内をしておりました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 子宮頸がんの検診なのですが、大体埼玉県だったらどのぐらいの受診率で、この受診率というのは市町村平均ではどのような状況にあるのか伺いたいと思います。

法定外予防接種費用助成金なのですが、これはどのくらいの方がこのような形のものを利用されているのか、母子でやったほうがいいのか、母子件数という形でお願いいたします。

○畠山美幸委員長 以上ですか。

○渋谷登美子委員 以上です。

○畠山美幸委員長 2点につきまして、竹内副課長。

○竹内恵美子健康いきいき課保健担当副課長 まず、子宮頸がん検診の受診率のほうなのですが、すみません、県の平均の数字を今ちょっと持ち合わせておりませんが、8.9%は嵐山町のほうは決して高いパーセンテージではなかったと思います。

それから、法定外予防接種の件数についてです。令和4年度のこの21万3,390円の内訳なのですが、申請された方が9件、ただ里帰り先で受けられた予防接種の種類とか回数によってもお一人お一人金額は違いますけれども、9件でございました。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、川口委員。

○川口浩史委員 まず、歯科指導ですけれども、これ希望者全員ができたのか、できなかった人がいるのでしょうか。いればその理由を伺いたいと思います。

次に、コロナワクチンの関係なのですが、先ほどの答弁ですと、接種者数は数えていないということなのですか。ちょっともう一回確認なのですが、分からないのかどうか伺いたいと思います。

それから、副反応はホームページに載せているので、それを見てくださいということで、こういう副反応があったのですけれどもということはお話しできないということなのですか。ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

竹内副課長。

○竹内恵美子健康いきいき課保健担当副課長 私のほうからは、歯科指導希望者が全員できたかどうかという点についてお答えいたします。

歯科指導につきましては、乳幼児健診の中の9から10か月児健診と1歳6か月児健診、そして3歳児健診において歯科衛生士により実施しておりますが、受診された方全員に対して歯科指導のほうを実施いたしました。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答え申し上げます。

まず、接種者数、接種率に関しては、国のシステムを用いて算出することが可能でございまして、今までもご回答申し上げていたことがございます。

次に、非接種者数ということでございますが、こちらに関しては1回目を接種していない方という前提としますと、全世代で2,208人となります。これは、接種の開始の期間の違いがありますが、乳幼児は接種率が低く、高齢者は接種率が高いという傾向にございます。

次に、副反応の状況ということでございますが、ホームページ等でもご案内いたしておりますし、具体的にこの副反応に関する個々の報告に関しては、国に直接医師または医療機関から報告することになっておりますので、ご協力いただいている医療機関から町への個別の報告はございませんでした。ただ、接種された方、またその副反応が強かったということでご相談があるケースがございます。これに関しては、接種された方からお問い合わせがあった場合は、かかりつけ医にご相談をお勧めする及び埼玉県で相談窓口を設けておりますので、こちらのご案内をしているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 歯科指導なのですけれども、そうですか。そうしますと、申請をしてきた方は全員が受けられたと、漏れはないと、受けられなかった人は、断った方はいなかったということによろしいわけですか。ちょっと確認なのですけれども。

それから、ワクチンなのですけれども、国のシステムから分かるのだということで、そうすると答えられるわけですよ、幾つですよということで。非接種者が2,108人だということなので、ちょっと接種者が何人か伺いたいと思います。何で私これを聞いたのかということなのですけれども、コロナに罹患した人は接種をした人が何人くらいで、非接種者が何人くらいで、どのくらいの効果があるのだろうかというのをちょっと私としては調べたいなと思って聞きたいのです。ですので、その数ももし分かったら伺いたいと思うのです。

副反応は大変大事な情報ですから、私の知っている人も、大変本人にとっては、本人は強い反応が出たということでおっしゃっていて、町に賠償を求めようかなんていうことで私に相談があった人もいたのですけれども、次に受けるかといったら、多分その方は受けないのではないかなって思うのです。どういう体に異常が出てくるのか、そういう情報も知ってやっぱり受けるのであれば受けたほうがいいし、避けたほうがいいということでは大変重要な情報だと思うのです。私は、国のこれを見てくださいだけではなくて、積極的に情報を出していくべきだと思うのですけれども、そのお考えともう少し情報を出していただきたいと思うのですけれども。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

竹内副課長。

○竹内恵美子健康いきいき課保健担当副課長 では、歯科指導についてお答えいたします。

歯科指導は、乳幼児健診におきまして、健診の流れの一つとして栄養指導やお医者さんの診察ですとか、そういった流れの中の一つとして歯科衛生士による歯科指導というブースを設けております。そちらのほうには全員通っていただいたということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、接種された方と罹患された方の相関性に関しては考察はできておりません。

次に、令和4年度末における接種者数の内訳ということでございますが、少し細かくなりますが、申し上げさせていただきます。まず、生後6か月から4歳以下の乳幼児接種の1回目を受けた方が33人、2回目を受けた方が31人、3回目を21人、次に5歳から11歳以下の小児接種の1回目を受けた方が285人、2回目283人、3回目156人、最後に12歳以上の1回目を受けた方が1万5,009人、2回目を1万4,932人、3回目を1万2,901人、3回以上のオミクロン株接種が921人という内訳でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 以上で健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 2時56分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を行います。

狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私からは、2点お願いしたいと思います。

1つは、主要施策の78ページで高齢者外出支援事業、決算額が1,310万5,100円ですか、令和3年度の決算額よりも288万2,660円増、令和2年度よりも626万7,420円増と年々増加しているようです。その要因を教えてくださいたいと思います。

それともう一つは、主要施策の78ページ、同じページですが、配食サービス事業者支援金支給事業ということで、この事業の目的と内容を教えてくださいたいと思います。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、私から高齢者外出支援事業につきましてお答えさせていただきます。

年々増加している理由ですが、まずは制度が周知された点、それと高齢化が進んだことにより必要とする方が増えてきた点が考えられます。また、令和3年度から1乗車で複数枚のタクシー券の利用を可能ということで、利便性を高めるように変更いたしましたので、それによりまして金額が増えたと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

私のほうからは、配食サービス事業者支援金支給事業につきましてお答えさせていただきます。こちらは、まず令和4年度に新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金というものを用いまして、新型コロナウイルス感染症による経済的影響やエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた配食サービス事業者に対し、本町における要援護高齢者等への配食サービスの継続的な提供を維持することを目的に、そういった目的で実施しました。

内容につきましてなのですが、要項を作成しまして、その要項に基づきまして配食サービスの事業者に対し、そのサービスを提供する事業者に対しまして、食料品が物価高騰により、そういった影響があるということで、その食料品費の物価高騰分を支援金として支給しました。

説明は以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 配食のほうだけちょっと1点ですけれども、一応この資料を見ますと、2事業者みたいなのですが、要するに2事業者はこの金額を支給して維持していこうというような、そういう考え方でやったということによろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の76ページですけれども、生き生きふれあいプラザやすらぎの年間利用者数9,118人で、1日平均30人になるのだと思いますが、課題について伺います。

それと、高齢者外出支援事業の地区別利用者の内訳を伺います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、生き生きふれあいプラザやすらぎですが、令和4年度は休館することなく1年間を通して開館できました。令和3年度は、1日平均25.7人の利用でしたので、令和4年が委員さんおっしゃるように30人ですので、若干持ち直しましたが、コロナ前は40人前後で推移しておりましたので、まだ戻ってはいません。いまだに利用を控える方もいらっしゃるかと思います。コロナ禍では、予約制で1回75分間の利用をお願いをしていたのですが、5類に移行したことにより、本年6月から予約不要で2時間までの利用をできるように変更いたしました。やすらぎは、介護予防のみならず健康保持、増進のための施設で、18歳以上の方ご利用いただけます。いま少しコロナが落ち着きましたら、もっとご利用いただけるよう、トレーニングルームを管理している健康いきいき課と協力して、広報等でこの利用促進のPRをしていきたいと考えております。

続きまして、高齢者外出支援事業でございます。地区別内訳ですが、南部地区、遠山、千手堂、鎌形、大蔵、根岸、將軍沢、南部地区が87人、中部地区、菅谷、川島、志賀、むさし台、平沢、中部地区が670人、北部地区、古里、吉田、越畑、勝田、広野、杉山、太郎丸が、北部地区が79人、合計836人となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 高齢者外出支援事業の地区別利用者数内訳ということで聞いたものですから、あれですけども、この利用者数というのは大体比率ではどのぐらいになっていくのかな。南部地区の対象者の何%とかの、中部地区では何%、北部のほうが79人で、南部地区よりも対象者数は多いはずなのですけども、南部の人のほうが多いですね。そういうふうなことの分析というのはどのようにしていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 申請率でございますが、南部地区が14.4%でございます。中部地区が22.0%、北部地区が9.7%、全町で18.5%の申請率となっております。分析ですが、先ほど使用者数を申し上げましたが、失礼しました。利用者数ですが、まず南部地区が令和3年度は67人、令和4年度が87人で20人増えております。中部地区が令和3年度が555人、令和4年度が670人でプラス115人、北部地区が令和3年が64人、令和4年が79人という形でプラス15人となっております。利用者の増加率は、南部地域が一番高いです。申請者の増加率は、北部地域が一番高い状況となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 この中で私が、高齢者になってくる人というのも増えていると思うのですけれども、運転免許証を返還される方も増えてきていると思うのですが、そこら辺のカウントはなされていますか。ごめんなさい。これは質問の質疑は最初から書いておけばよかったのだけれども、まず

いな、やり方が。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 自主返納ですが、令和3年の自主返納の人数が72人です。令和4年度が87人でしたので、15人増えました。そのうちの自主返納の方は、外出支援とは別に自主返納としてもタクシー券の交付もしていますので、令和3年は72人の免許返納のタクシー券の交付があったのですが、そのうちタクシー券を実際に利用した方は72人中48人です。令和4年度は、87人の申請者に対して75の方が利用しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 タクシー券の予算が増えているわけですが、これは利用者の増なのか、燃料代が上がったからなのか伺いたいと思います。

次に、配食サービスなのですが、何人が利用していて、どのような人が受けられるのか伺いたいと思います。

最後に、シルバー人材センター減額の理由を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 では、私からタクシー券とシルバーのほうをお答えさせていただきます。

まず、タクシー券の予算が増えている理由ですが、ご質問いただいたとおり、利用者の増が要因です。燃料費の助成につきましては、町のほうでは実施しておりません。埼玉県で実施をしたと聞いております。

続きまして、シルバー人材センターの減額の理由ですが、令和3年度の補助金には浄化槽の改修工事を行うための金額478万6,100円、この金額が含まれておりました。それが令和4年度はなくなったことが主な減額の理由です。

以上です。

○畠山美幸委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、配食サービスにつきましてお答えさせていただきます。

まず、この事業を何人利用したかということなのですが、まずこの配食サービスの期間、実施した期間が令和4年9月1日から令和5年2月28日の間に配食サービスを利用された利用者ということで、その期間につきましての人数ということで、毎月事業者さんから何人利用しましたというのが上がってきまして、その人数を申し上げますと、まずこれは総合事業と任意事業でそれぞれ分かれているのですが、総合事業につきましては要支援認定者及び事業対象者を対象にして、その分の人数が昼間が46人、それから夕食が13人ございました。

それから、任意事業というほうで要介護の方、それから認定を受けていない方で食事づくりが困難な65歳以上の高齢者だけの世帯ということで、そちらのほうは昼間につきましては199人、それから夕食で67人ということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 タクシー券は、そうですか、燃料代は埼玉県が出しているのですか。分かりました。では、それはいいです。

配食サービスなのですけれども、どんな条件の人が配食を受けられるのかをちょっと伺いたいのと、あと介護保険でもやっていますよね。介護保険との違いというのは、どういうふうに違いを設けているのか伺いたいと思います。

シルバーは分かりました。

○畠山美幸委員長 1点につきまして、答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

配食サービスにつきましては、配食サービスの費用自体は、介護保険の特別会計のほうでお支払いをしております。今回一般会計で上げさせていただいたものは、事業者への支援金のみでございます。ちなみに、配食サービスどんな人が利用できるかということなのですけれども、おおむね65歳以上で高齢者のみの世帯の方で、食事づくりが困難な方となっております。介護保険事業の中でも2つありまして、1つは要支援、それから事業対象者と判定された方が生活支援の一つとして受けられるものが1つございます。もう一つは、介護保険の任意事業ということで、おおむね65歳以上で食事が作れない方、要支援認定者、それから事業対象者以外の方が対象となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 配食サービスなのですけれども、お金の出方は分かりました。これは令和4年の期間に、9月から2月のその期間のことだということでご説明があったわけですね。ですから、その方は今までもあったわけですが、余計に食べられたというわけではないでしょう。どこか昼食が……

○畠山美幸委員長 川口委員、それ特別会計のほうになる。

○川口浩史委員 いやいや、一緒だということなのだから。

○畠山美幸委員長 一緒。

○川口浩史委員 一緒に答えないとすると質問しないとしないわけ。どういう区別になっているかということを知っているのだから。

○畠山美幸委員長 今回の配食、このサービスは、さっき狛守委員のところで答弁があったとおり、

食費が値上がりしたから補助を出しましたよという補助金のことであって、内容のことは介護保険なのですよ、特別会計。だから、それ以上細かいことは特別会計で聞いていただき、入れているのかわからないのですけれども、すみませんけれども、内容が違います。今回のこの……

○川口浩史委員 内容が違うのだったら、それをちょっと答えてもらわないと。介護保険とは違う内容……

○畠山美幸委員長 だから、さっき狛守委員のところで答弁していますから、今回のこのお金は食費が高騰したための補助金だという答弁していますから、それを聞いた上で質問していただかないと、今川口委員のしていることは特別会計のほうの介護保険の内容になりますので、その辺ご理解いただきたいと思いますが。

○川口浩史委員 分かりました。

○畠山美幸委員長 だからちょっと質問。

○川口浩史委員 でも同じような質問になってしまうのだけれども。

○畠山美幸委員長 駄目ですよ。ですから、その補助金の金額に対しての質問ならいいのですけれども、丁寧に答えていただきましたが、これ以上の答弁はございません。

○川口浩史委員 そうなの。

○畠山美幸委員長 では、そうだと答えてください。

○川口浩史委員 それ以上の答弁ないよね。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

一般会計のほうで計上させていただいた予算につきましては、補助金の予算でございます。実際に配食サービスのお弁当代に関する費用については、特別会計のほうで支払っておりますので、別のものでございます。

○畠山美幸委員長 以上で長寿生きがい課の部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 3時18分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私からは、1点だけお願いしたいと思います。

主要施策の99ページで、ごみ減量化推進事業ということで決算額が前年度よりも21万5,820円増え

ていると思うのですが、その要因と、前年度と比較してどの程度の減量化が進んだのか、その評価をお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答えいたします。

まず、決算額増の要因といたしましては、まず需用費の印刷製本に係る費用で、令和3年度には令和4年度版のごみ資源分別収集カレンダー印刷製本で43万3,620円の支出をしており、令和4年度には同じ同カレンダーの令和5年度版、こちらの印刷製本で45万1,440円、加えまして集積所に残置されたごみに添付する「収集できません」シール、こちらを6,000枚印刷しまして3万6,300円を支出しておりまして、合計48万7,740円となり、令和3年度と比較して需用費で5万4,120円の増となっております。

続きまして、生ごみ処理機器設置補助金につきましてですけれども、こちらが令和3年度はコンポスト6件8機で2万1,100円、電気式4件4機ということで7万7,900円の合計9万9,000円を交付しており、令和4年度はコンポスト14件14機5万1,400円、それから電気式10件10機20万9,300円の合計26万700円を交付しておりますので、こちらで16万1,700円の増となりまして、合計21万5,820円の増となっております。

続きまして、どの程度ごみの減量化が進んだかということにつきましては、ごみの排出量を申し上げますと、生活系のごみ量につきまして、令和3年度と令和4年度を比較しますと、まずし尿・浄化槽汚泥が6,596.37キロリットルと5,164.71キロリットルで1,431.66キロリットルの減、可燃ごみが2,732トンと2,494トンで238トンの減、不燃ごみが285トンと251トンで34トンの減となっております。

続きまして、資源物の回収量につきましてですけれども、令和3年度と令和4年度を比較しますと、段ボールが172トンと177トンで5トンの増、新聞が122トンと116トンで6トンの減、雑誌が117トンと105トンで12トンの減、牛乳パックは1トンと1トンで増減なし、衣類が73トンと70トンで3トンの減となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 98ページ、空き家等の管理事業ですけれども、空き家事態調査業務委託料が今回支払いが出ました。この調査結果についてお尋ねしておきます。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答えいたします。

まず、空き家の実態調査の経緯について申し上げますと、平成24年度に1回目の調査を実施しまして、171軒の空き家が確認されました。次に、平成28年度の2回目の調査では、平成24年度の調査

の再調査も含め、201軒の空き家が確認されております。そして、令和4年度の3回目の調査では、平成24年度と28年度調査の再調査を実施したところ、空き家だったものが居住していたり更地になっていたりして変化が見られたことにより、336軒の空き家が確認された上、令和4年度における新規調査という形で126軒の空き家が追加され、累積空き家件数が462軒といった結果となっております。

参考といたしまして、行政区別に空き家軒数が多い4地区を申し上げますと、菅谷が99軒で全体の21.4%、志賀が93軒で全体の20.1%、川島が53軒で全体の11.5%、平沢が47軒で全体の10.2%、この4地区で292軒となり、全体の63.2%を占める形となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、今回の126軒が追加されて、合計で462軒の空き住宅があるということですが、これは嵐山町の全体を網羅して調査がされて、そして結果としてこの462軒というようにすることでよろしいのですか。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 そのとおりだと思います。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、336軒から126軒ということは、近い年にかかなりの空き家が増えたというような捉え方でいいのですか。この辺の推移については、どういうふう担当課としては押さえていますか。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 急激に増えているというわけではありませんけれども、徐々に少しずつ増えているかなというところだと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 では、同じく空き家の実態調査委託料なのですが、先ほどの青柳委員の答弁を受けてなのですが、菅谷のほうが一番多くて、それで結局北部とか、そういったところというのはもともとの軒数が少ないから、そういうふうな形になってくるのか。この空き家に関していうと、家屋が建っていると固定資産税が6分の1になりますよね。そういった原因でそういうふうになっていると思われるところというのがかなりあるのかと思うのですけれども、実際に所有者がいて、そういうこと調査はされているのかどうか伺いたいと思います。

そして、98ページですけれども、外来生物対策事業ですけれども、事業内容を伺います。

それから、99ページ、塵芥処理費、令和3年度は1億6,490万9,000円で、令和4年度は2億4,427万2,000円で、7,936万3,000円の増になっています。これは事業形態が変わったことによるわけですが

れども、実際にやってみて令和4年度が終わってみて、課題はどのように考えているか伺いたいと思います。

それと、100ページです。し尿処理費負担金が令和4年度が3,371万7,000円、令和3年度が4,278万9,000円で、907万2,000円の負担金の減です。その理由と、くみ取り戸数と単独浄化槽、合併浄化槽戸数の変化を伺いたいと思います。これは分かりますよね、このあれは。

これでおしまいです。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、空き家の税額の調査の関係ですけれども、こちらにつきましては固定資産税の関係ですので、こちらでは把握しておりません。

続きまして、外来生物対策事業につきましてですけれども、まずその事業内容につきましてご説明させていただきます。まず、こちらにつきましては、会計年度任用職員を雇用してやっているものですから、令和4年度につきましては262時間稼働していただきまして、専門職員で、その職員によって回収、殺処分等をしていただいた件数が126頭といった形になっております。令和4年度は、年間捕獲頭数が311頭あったわけですけれども、このうち職員が処分したものが126頭といった形になっています。令和3年度につきましては、捕獲頭数が232頭でありましたので、そのうち職員が処理した頭数が115頭といった形でありました。

続きまして、塵芥処理費の関係でご説明いたします。塵芥処理費の負担金につきましては、燃えるごみの処理が令和4年4月から寄居町にあるオリックス資源循環のほうでメタン発酵処理に変更されたことに伴いまして、衛生組合のほうの予算におきまして、塵芥処理費全体で工事請負費が9,430万9,000円の減となった一方、委託料で可燃ごみ処理業務委託料が6億3,803万2,000円の増となったことが大きく影響し、委託料全体で4億796万4,000円の増となったことが負担金に反映され、令和3年度費で平等割20%が1,477万6,000円の増、人口割10%が828万8,000円の増、利用度割70%が5,629万9,000円の増で、合計7,936万3,000円の増となっております。衛生組合予算における塵芥処理費負担金につきましては、令和3年度予算が7億7,088万9,000円だったものが令和4年度予算では11億4,028万8,000円と3億6,939万9,000円の増となっております。この令和4年度予算額が平等割20%、人口割10%、利用度割70%に配分されておりますので、一番大きな割合を占める利用度割に関しましては、令和3年度におきましては本町は衛生組合管内で小川町に次ぐ2番目に大きな21.68%を占めておりましたが、令和4年度におきましては小川、滑川に次ぐ3番目として21.71%を占める形となっております。

現在の小川地区衛生組合におけるごみ処理施設は、令和3年度から令和4年度当初まで執行した施設の閉止に伴う作業が適切に実施されてはいるものの、引き続き既存施設の安全管理が求められ

ることとなっております。

また、可燃ごみ処理が民間委託に移行したことに伴い、ごみ処理に係る委託費が膨れ上がっているため、可燃ごみの減量化を推進することにより、目に見える形でごみ処理に係るコスト低減が図られることとなるので、管内町村連携の下、ごみの減量化に努め、今後は可燃ごみ処理の長期的な在り方を検討する中で民間委託の効果を検証し、管内町村と組合が一体となって知恵を絞り、取り組んでいかなければならないといった課題があるかと思われまます。

また、不燃物処理施設に関しましては、適正に維持管理がなされてはいるものの、建屋や機器類の経年劣化がかなり進んでいる状況であるため、設備更新も含めた作業環境の改善が望まれる状況となっております。

続きまして、し尿処理費負担金の減の理由ですけれども、し尿処理費負担金の減額につきましては、内訳として平等割が147万7,000円の減、人口割が57万6,000円の減、利用度割が701万9,000円の減で、合計907万2,000円の減となっております。し尿処理施設に関しましては、稼働後26年が経過しておりまして、効果的で安定した運転を継続するため、予防保全に重点を置いた修繕工事や更新工事が計画され、し尿処理費に係る歳出予算の面で、工事請負費が令和3年度比2,687万8,000円の減、委託料予算が685万4,000円の減で、トータル4,760万9,000円の減ということで予算編成された結果、衛生組合管内全体でし尿処理費負担金が3,691万9,000円の減となっていることから、本町の負担金額も減額された形となっております。

くみ取り戸数の軒数につきまして申し上げますと……

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 では、ここままで、すみません。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、私のほうからは、くみ取り戸数、単独浄化槽の戸数、合併浄化槽戸数についてお答え申し上げます。

まず、浄化槽区域から申し上げます。合併浄化槽の数でございます。1,796基、うち町管理型が854、個人設置のものが942となっております。続きまして、単独浄化槽466、くみ取り107槽、浄化槽区域につきましては計2,369となっております。

続きまして、下水道区域を申し上げます。合併浄化槽につきましては57基、単独浄化槽につきましては387基、くみ取りにつきましては27基、計471基槽ということになっております。町全体では2,840基ということになっております。

続きまして、変化ということでございますので、令和3年、4年の各申請状況を申し上げます。下水道接続申請件数、令和3年度につきましては87件ございました。うち新設数55件、改築に伴うものが2件、浄化槽等からの切替えに伴うものが30件ということでございます。なお、切替えの内訳といたしましては、単独浄化槽から24件、合併浄化槽から5件、くみ取りから1件と

いう内訳になってございます。

続きまして、令和4年を申し上げます。下水道接続件数94件、うち新設数が75件、改築に伴う件数が1件、切替え数が18件ということになっております。切替えの内訳といたしましては、単独浄化槽から15件、合併から3件、くみ取りからの接続はございませんでした。

続きまして、浄化槽区域を申し上げます。令和3年度につきましては、町管理型の浄化槽の設置が19件、うち新設が15件、転換に伴うものが4件でございます。転換の内訳といたしましては、単独浄化槽からの転換が4件ということで、くみ取りからの転換はございませんでした。

続きまして、令和4年を申し上げます。町管理型設置数18件、うち新設数が14件、転換を伴うものが4件でございます。転換の内訳といたしましては、単独浄化槽から4件、くみ取りからの転換はございませんでした。

変化ということで、浄化槽につきましては、公共下水道区域はおおむね20件前後という形での切替えに毎年なっているかなと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 空き家の実態調査なのですが、これは固定資産税のほうの関係では分からないということなのですが、では取壊しの必要な空き家というのとか、それと絶対に嵐山町で管理していかないといけないような空き家というのはどのくらいあるのか伺いたいと思います。

その次に、塵芥処理費なのですが、焼却施設の安全管理、具体的にはどのようなことをしているのか。これはなかなか取壊しというわけにはいかないのしょうけれども、その点についての計画があるのかどうか伺いたいと思います。これももうそろそろやっつけていかないといけない話ですよ。

その次に、し尿処理なのですが、これがよく分からなかったのですけれども、浄化槽数の量が増えたことによってくみ取りの生し尿がないので、それを一度回収したのですが、その後について、今の状況でし尿処理施設はこのままどのくらいの年度数持続できるのか、それについての計画的なものはあるのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 以上3点ですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 私のほうからは、町内で取壊しですとか、管理していかなければいけない空き家があるかという質問なのですが、取りあえず特定空き家に該当するものかどうかと思うのですが、今現在、町内では特定空き家はありませんので、それに関しましてはないといった形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうから塵芥処理費の関係で、今ある既存の施設の取壊しの件につきましてお答えいたします。

今現在、衛生組合では、その取壊しの件につきまして何パターンか検討しております。その中には、具体的にまだ決まてはいないのですけれども、今調査段階で、いずれにしても、国、県からの補助金をどれだけ有利に適用できるかということを中心に今比較検討しているという段階でございまして、まだすぐ取壊しというふうになる状況ではございません。

続きまして、し尿処理のほうの関係をお答えさせていただきます。こちらのほうも今現在、池ノ入にある施設も大分経年劣化が進みまして、今の状況のまま行くのか、それともまた違う方法、例えば今の処理施設ではなく下水に接続をしたほうがいいのかとか、いろんなパターンを今検討しているところでございます。それも処理の方法がいかに効率的かという面と、あと先ほども申しました資金面、それを総合的に勘案して検討している段階でございまして、まだすぐすぐ決まると、そういった状況ではございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 指定ごみ袋についてどのくらいの利用があったのか伺いたと思います。

そして、指定ごみ袋の意義を伺いたと思います。

空き家管理事業、前に聞いておりますが、どのように調査をしたのか伺いたと思います。件数はお聞きしましたので、結構です。

のが入っていますが、水質、騒音、悪臭の状況、大丈夫かな、水質の騒音で調べてしまっているかな、伺いたと思います。

最後に、都市下水路の関係で水質状況を伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えいたします。

町内におきまして、指定ごみ袋がどの程度利用されているかにつきましては、集計を行っておりませんので、申し訳ありませんが、把握しておりません。

指定ごみ袋を使用する意義につきましては、ごみを排出される方が「小川地区衛生組合」と記載された指定袋を使用することにより、管内で発生したごみであるかを判別しておりますので、燃えるごみを出される際は、極力指定袋を利用させていただきようお願いしております。

続きまして、空き家管理事業、どのように調査したのかということにつきましてお答えします。まず、調査対象を整理することから始まり、1番目として、住基情報を基に世帯全員が異動してしまった世帯の抽出、2番目に、平成28年度調査以降の空き家に関する苦情情報等の整理、それから

3番目といたしまして、水道料金マスタから平成28年度調査以降の閉栓状況及び1か月以上水道が使用されていない建物の抽出、それから4番目といたしまして、平成28年度調査時の家屋マスタと現時点の家屋マスタを照合し、平成28年度調査以降に滅失した建物の抽出を行い、空き家台帳等との照合整理を行いました。その結果といたしまして、令和4年度調査の対象軒数といたしましては、405軒といった形で業務委託を進めさせていただきました。その後、公道等の一般に立ち入れる場所からの現地外観調査を実施しております。調査内容といたしましては、電気、ガスの使用状況確認、郵便受けにおける郵便物のたまり状況の確認、それから雨戸を閉め切っている等の状況から、空き家かどうかを総合的に判断しております。

続きまして、水質等調査事業につきましてお答えいたします。順番に申し上げますけれども、まず最初に令和4年度河川水質調査業務委託、こちらにつきましては市野川流域で矢先橋、相生橋、川島川流入後、それから槻川流域で谷川橋、槻川橋、都幾川流域で班溪寺橋、八幡橋、二瀬橋、それから大腸菌数のみ川島川ということで実施して、年4回、7月22日、10月5日、1月6日ということで実施しておりますけれども、まず市野川流域、矢先橋ですけれども、こちらにつきましては生物化学的酸素要求量、BODですけれども、こちらが1回、1月におきまして環境基準を超過しております。相生橋につきましては、基準値超過はありませんでした。川島川流入後につきましては、同じくBODが1回、1月に環境基準を超過しております。それから、槻川流域ですけれども、谷川橋におきまして浮遊物質、こちらが1回、7月に環境基準を超過しております。槻川橋におきましては、基準値超過はありませんでした。それから、都幾川流域ですけれども、八幡橋、二瀬橋ともに基準値超過はありませんでした。班溪寺橋におきまして、浮遊物質が1回、1月において環境基準を超過しております。

続きまして、花見台工業団地調整池水質調査業務委託につきましてですけれども、こちらにつきまして調整池におきましては、環境基準が直接当てはまらない水域となりますが、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準と比較しまして、全ての項目が全地点で下回った結果となっております。

続きまして、農業用水基準との比較ですけれども、こちらは水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の水質の目安という形になっておりますけれども、第三調整池で電気伝導率が若干高い数値、基準が30のところ43という結果でありました。

続きまして、環境調査業務委託について申し上げます。特定事業所内における騒音に係る調査結果といたしましては、これまで規制基準を超過することのありました送風機前の敷地境界においても、規制基準55デシベルという基準を下回る数値となりました。悪臭に係る臭気指数の測定結果といたしましては、こちらは鶏ふん発酵装置という形の敷地境界で臭気指数基準18のところ16、同じくコンポ60というところの敷地境界で18のところ10未満、事業所内通路近傍で18のところ10未満といった形で、全ての地点で基準値内に収まる結果となりました。その一方で、脱臭槽出口において

コンポ90のところでは基準が30のところ46、脱臭槽出口、コンポ60のところでは18のところ36と基準値を超過した結果となっております。臭気指数規制で敷地境界における規制基準を満たすときに、排出口における臭気指数が2号基準といった形で規制されておまして、いずれの規制値も満足することが求められますので、特定事業所に対しまして指導を継続したいというふうに考えております。

続きまして、令和4年度関越自動車道騒音測定調査業務委託（要請限度）に関しましてご説明します。この業務委託に関しましては、広野1区からの関越自動車道下り線に遮音壁を設置してほしいとの要望に基づきまして、自動車騒音の現状を確認した上で、遮音壁設置要望を上げてほしいとの話がネクスコ東日本のほうからありましたので、測定を実施したものであります。関越自動車道に隣接した4地点で騒音測定を実施し、環境基準を超過した地点が2地点あったものの、要請限度、こちらにつきましては自動車騒音がその限度を超えていることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに市町村長が県の公安委員会に道路交通法の規定による措置を取るよう要請する際の限度といった形が要請限度ですけれども、そちらの適合状況では、全地点で下回る結果となりました。

しかしながら、2つの地点で環境基準を超過した結果も出ており、要請限度を超えていない場合でも、必要に応じて市町村長は道路管理者や関係行政機関の長に対し、騒音を小さくするように意見を言うことができるといった形になっておりますので、令和5年2月16日付でネクスコ東日本所沢管理事務所宛てに遮音壁の設置要望書を提出しました。しかしながら、令和5年9月まで回答をいただけませんでしたので、こちらのほうで確認をいたしましたところ、結論的に設置できないといった形で回答がありました。理由といたしましては、今回町が自動車騒音を測定した箇所が関越道の側道といった形に当たりまして、遮音壁を設置する判断基準といたしましては、関越道に面した個別住居からの騒音苦情に基づいた騒音測定が必要であるということから、設置できないといった形に判定されたとお聞きしております。

最後に、用水路水質及び底質調査につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、特定事業所からのアンモニア処理水が水路に放流されることに伴い、アンモニア臭が若干強く感じられたため、水質及び底質測定を実施しました。結果的にはアンモニア性窒素が若干高めという結果にはなったわけですけれども、その業者の話では、その場ではなくて河川のほうへ放流され希釈されることによって、問題のない数値ではないかということの説明がありました。

自分のほうからは以上です。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 私のほうからは、都市下水路管理事業の水質状況はということについてお答えいたします。

まず、都市下水路の水質調査については実施をしておりませんので、大変申し訳ないのですが、毎年お答えさせていただいております新田沼排水路、通称川島川でございますけれども、の

環境基準がございます市野川への流入後の大腸菌数で申し上げさせていただきます。5月89、7月300、10月260、1月320、平均240でございます。なお、単位につきましては、CFU/100mlということでございます。市野川の環境基準につきましては、累計がB型ということで、1,000CFU/100ml以下ということになっておりますので、全て基準内に収まっているということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 指定ゴミ袋なのですけれども、ちょっと分からないですか。この衛生組合管内の、嵐山の町民も小川で買ったりとかするでしょうから、ゴミ袋を。ですから、嵐山町民だけは分からないでしょうけれども、ほかのところで売っているところを全部足せば、衛生組合管内の袋の量というのは分かるのではないかなと思うのですけれども、ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、意義なのですけれども、管内で出たゴミかどうか、管内外から持ち込まれたゴミだと、確かに我々が税金払っているのですから、ほかの人が税金も払っていないのに勝手に処理されたというのは、私も考えて、それは理屈に合わないというか、不条理だなというふうには思います。ただ、それだけの理由なのです、ゴミ袋をやり続けるという意義は。今までは燃やすゴミで、炭カルでないと炉が傷むということで、普通のビニール袋では駄目だよと、そういう理由だったと思うのです。ただ、今度は発酵ですから、その理由はないなって思うのです。新しい理由がないといけないうって、それで伺っているのですけれども、管内だけという理由ではどうなのだろうかというふうな、ちょっと弱いのではないかなって、何でもビニール袋だったらいいのではないかというふうな思うのです。

それから、この売上げ、我々が買って、お金というのは衛生組合に行っているのか行っていないのか伺いたいと思います。

空き家は分かりました。なるほど。いろいろ詳しい情報の中で直接……意見聞きたいのだ。直接見に行っていると、ここは空き家だなというのが462軒あったということですよ。当然何でもそうですけれども、すれすれのところがあるわけですよ。空き家に近いような家というのも何軒もあったと思うのですけれども、それはお話しできるのですか。このぐらいちょっと今後怪しいというのが、今後空き家になっていくのではないかなというのが伺えればと思います。

水質は、なるほど。でも、全体的には何か昨年聞いたよりはよくなっているような気がするのですけれども、そういう感じは受けているのかどうか伺いたいと思います。

都市下水路の関係も、全部でもう基準以下になってしまったなんて、本当になってよかったのですけれども、そこまで改善したわけなのですか。去年は基準以下が1回、1月だったかな、基準以下だったと思うのですけれども、1,000以下だったので、今回はどういう努力をして全ての調査区で基準以下になったのか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうからごみ袋の関係でお答えさせていただきます。

まず、ごみ袋の意義、そちらのほう、管外からだとちょっと理由が薄いのだと、そういうご指摘でございますけれども、そのほかに今私ども、新しいオリックスに持ち込むごみで禁忌品とか発酵不適物とか、そういったものをいかに除外するかということで大変頭を痛めているところでございます。そちらの指定ごみ袋であれば中身が半透明でございますので、そこら辺を確実に目視で判別できるという、その辺の利点もあるのかなというふうに考えております。

続きまして、ごみ袋の販売益が衛生組合に行っているかどうかということでございますけれども、こちらのほうは衛生組合と業者のほうで確かにこういう規格でと、そういう打合せをしてあの規格で各所で販売をしているわけでございますけれども、そちらのほう、衛生組合のほうに入る収益というのは今のところございません。全て利益は業者のほうに行っていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 自分のほうから、空き家の関係をお答えさせていただきます。

462軒という形で上がってきたわけですが、ぎりぎり空き家ではない、そこに上がってきていないかどうかというのがあるかというご質問かと思っておりますけれども、確かに町内を見てまして、ここ空き家っぽいところが見受けられたものが載っていないというのも確かに見受けられましたので、潜在的にはもう少しあるのかなというのが、個人的な感想ですが、あると思われま。

それから、河川水質につきましてですが、全体的に水質、基準値超過の部分が減ってきていますので、感覚的にはやはり水質が若干よくなっているのかなというのが個人的な感想であります。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 私のほうからは、都市下水路に関してお答えいたします。

特別大きな対策というのは変わっておりません。毎年行っております清掃作業を実施はしております。また、先ほど渋谷委員のときにお答えしましたが、浄化槽からの公共下水への接続等も進んできております。一番の要因としては、水濁法における環境基準の見直しが行われております。令和4年の4月1日施行ということで、特に数字でお答えしています大腸菌群数に係る基準の見直しが行われております。以前は、先ほど申し上げたとおり、大腸菌群数ということで、群数で

あったわけですが、昨年の4月から大腸菌数という形になっておりまして、単位につきましてもMPN/100mlから、CFU/100mlということで基準のほうの改正がされております。そういったことで、大きく基準をクリアという形にはなっているのかと思います。今までにつきましては、水や土壌等に分布する自然由来の細菌等も含んでカウントしていたということが、近年、大腸菌のみの培養技術が発達したということで、そういった基準の見直しが行われたということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上で環境課、上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。15分までといたしたいと思います。

休 憩 午後 4時01分

再 開 午後 4時15分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を行います。

それでは、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 私は、2点です。

主要な施策の103ページ、土地購入費67万7,074円、どこの土地で、その目的は。

次に、主要な施策の104ページ、土地改良事業、21補償金7万円、どこに対しての補償金なのか、以上2点です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

まず、土地購入67万7,074円の件でございます。土地の場所につきましては、千年の苑手芸施設の県道を挟んだ西側の駐車場でございまして、平成30年度に千年の苑ラベンダー園駐車場整備事業により、用地を埼玉県土地開発公社によって先行取得したことによる公社への償還金でございます。償還期間は、令和2年度から令和6年度の5年間であります。

続きまして、土地改良事業補償費の7万円でございます。補償金の内容につきましては、太陽グリーンエネルギーが太陽光発電装置を花見台第3調整池水面に設置させることに対して、水利権である地元水利組合に補償金として年額7万円となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 土地購入費、手芸施設の西側の駐車場ということで、令和2年から6年の償還金ということでございます。希望としていた駐車場の面積は、全て購入対象としてのお支払いになって

いるのでしょうか。まだ本来であれば、もっと駐車場としては欲しいなというようなところがあったのでしょうか。

それから、土地改良の補償金の7万円については分かりましたので、結構です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、土地の件についてお答えいたします。

当初計画面積の筆数の4筆のうち、3筆ほどがこの土地開発公社によって先行取得していただきましたが、1つの筆が代替わりをしたら必ず売買しますという協定書を結んでおりまして、その間無償でお貸しいただいておりました。その土地につきましては、令和3年度に相続がありましたので、町で購入させていただきましたので、現在の土地全ては町所有となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、狹守委員、どうぞ。

○狹守勝義委員 私からは、1点だけお願いしたいと思います。

主要施策の102、103ページになろうかと思いますが、農業者支援事業の補助金で農業者フォローアップ事業で新型コロナウイルス感染症対策分、それからあと価格高騰重点支援分というのがあるのですが、その内容を教えていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

農業者フォローアップ事業（新型コロナウイルス感染症対策分）の内容につきましては、農産物生産組合が実施するサービス品イベントに対して、組合員から買い取る150円のサービス品と事務手数料を対象経費とし、393万360円を補助したものです。イベント期間は、令和4年8月1日から令和5年2月の28日の期間で、1,500円以上買物していただいた方へ150円相当のサービス品をプレゼントするイベントで、2万4,953個のサービス品を提供し、売上げに貢献することができました。また、組合員が漬物や惣菜、弁当などの加工品を販売するためのスペースが足りないことから、売上げ回復に貢献するため、冷蔵オープンケース121万の購入費を補助いたしました。さらに、らんざん営農に対しまして、農業用ドローン一式243万6,000円を補助いたしました。ここまでの団体に対しての補助率は10分の10でございます。認定農業者に対しましては、パイプハウス、各種管理費等7件に対しまして、2分の1補助で総額181万1,000円となっております。

価格高騰分につきましては、原油価格、物価高騰に影響を受けている町内販売農家へ支援金を交付するもので、認定農業者に20名、新規認定農業者1名、中心経営体1名へ各5万円ずつ、施設園芸者5名、畜産4名へは各8万円支援いたしました。ここまで計31名となっております。さらに、法人格を持ちます認定農業者に対しまして、1法人に10万円、法人格を持つ施設園芸者に1名、そ

れから畜産の法人、こちらの2法人につきましては各16万円ずつということで補助しております。合計が224万円となっております。

また、化学肥料の高騰による農業者の負担を軽減し、牛ふん堆肥への転換をしやすいするために、嵐山南部堆肥生産組合の牛ふん堆肥を期間限定で価格を2分の1にした差額分199万950円を補助いたしました。

以上です。

○畠山美幸委員長 狹守委員。

○狹守勝義委員 よく分かりました。この資料を見ると、次年度の繰越分として77万円ほどあるのですが、これはどのような理由で繰越しになったのか、そこだけ聞いておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 繰越分の77万円でございますが、こちらのほうは鶏ふん堆肥の利用促進を図るために、養鶏の法人にマニアスプレッダという軽トラックに載せて鶏ふん堆肥を散布しやすい装置のほうを10分の10補助で予定していたところでございますが、ウクライナの関係ですとか、いろんな部品の調達が難しくなりました。納品のほうが4年度内に納まらないということで、こちらのほう繰り越しさせていただきまして、現在は納品のほうが無事済んでいるということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、決算書の157ページ、担い手育成嵐丸塾運営事業について、その内容と成果についてお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、担い手育成嵐丸塾運営事業の内容と成果について答弁させていただきます。

新たな担い手を確保、育成するため、技術研修を行う上で必要な指導者への謝金、種苗費、資材費などの経費に要する費用で、成果といたしましては令和4年度当初塾生が20代女性1名、それと30代男性1名、40代女性1名の3名が研修をしておりましたが、9月と3月に1名ずつの2名が卒塾して、その後、認定新規就農者ということになりました。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 嵐丸塾は、この間コンスタントに育成をされてきたと思うのです。その成果というか、卒塾した方の今後嵐山町で継続してやっていただかなくてはならないということで、大いに期待しているわけですが、それについての状況についてどのように考えていますでしょうか。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 卒塾された方につきまして、嵐山に在住のほう、当然塾に入る条件にもなっておりますので、嵐山に在住しておる方になりますので、引き続き嵐山で農地を借りたり自分で購入していただいて、定住した中で農業のほうをしている状況にはなります。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そういう意味では、町としても今後営農支援をしていくという形で、その中で農地の、遊休農地も当然ありますけれども、その辺の拡大していく上でのそういう支援も当然その中では考えているのでしょうか。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 町のほうの支援につきましては、1人の方につきましては、令和4年度にトラクター等を含めた中で、経営発展事業というもので補助のほうをさせていただきまして、今年度につきましても、もう一人の方につきましてトラクターの購入ということで、また同じく経営発展事業、この事業は新規就農された方の1年目の方が対象となるという事業がありますので、そちらのほうで補助をいただいてトラクターを購入したりしております。そのほか町のほうである農業者フォローアップ事業を使いまして、補助のほうをしているという状況になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 土地のほうの拡大の支援ということが漏れておりましたので、お答えいたします。

土地のほうにつきましては、2名の卒塾生の方は既に利用権設定して規模を拡大しております。その方は観光農業でありまして、有機栽培ではございませんが、1名の方は有機農業者の方と非常に情報交換をしまして、仲間というくくりで情報を共有して、有機の方にも情報が行くようになっておりますので、そういった広がりをもって有機の農業者、若い農業者も規模拡大、農地を借りて利用権設定をしているという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 104ページなのですが、農業用施設整備事業が4,128万7,434円になっています。この農業用施設整備という形ではなく、今の状況だと地域防災計画みたいなものが、農業用ため池防災計画というのですか、そういった形があると思うのですけれども、農業用の施設整備計画というのは全体的にはないということですよ。これでもし、私もちょっとよく分からないと思うのですけれども、農業用施設整備計画というのがあるのならば計画年数や評価、そして令和4年度の進捗状況の評価を伺いたいと思うのです。難しいなと思って、読んでいて。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、農業用施設整備事業について答弁させていただきます。

農政課、町のほうでは、農業用施設整備計画というのは実際はつくっていないです。ただ、今ため池のほうで令和3年にかけて調査のほうをさせていただいた中で、改修の必要なため池が出ているという結果が出ておりますので、それに基づいてため池のほうについては整備計画のほうを進めさせていただいているところになります。そちらのほうですと、今特別措置法という形で時限立法がありますので、そちらのほうで令和12年度までの事業になっておりますので、それに間に合うような形でため池の整備を完了する目標にして進めているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ため池事業は、嵐山3地区と第4地区が出ていますけれども、令和12年度までとなりますとさらに地区が増えて、実際にはどの程度の形で地区割りがあって、そして12年度までにやっていく計画でいくとすると、どのような形になっていくのか、そして今の令和4年度だと進捗率はどのくらいになっているのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

今進め方としましては、嵐山の改修が必要なため池が24か所ございます。それを県営事業、県が事業主体となって工事を行うものと、団体営事業といまして、町が事業主体となってやる事業がございます。そちらのほうでちょっと県と調整のほうを取りまして、県営事業のほうでため池群1から4ということで、ため池群1が5池、ため池群2が4池、ため池群3が4池、ため池群4が4池、そのほかに3つのため池を県のほうでやっていただくような形で調整のほうを図っております。先ほどの県のほうで合計で20池になります。

町のほうが事業主体となるため池として、今4池のほうを計画しておりますので、それに基づきまして計画策定のほうを今4年度から行っているところになります。その後の計画につきまして、その策定した計画を基に、それとあとため池の水、堤体等の改修となりますと、農業用水のほうにも問題が出ますので、ブロックローテーション等も考慮した中でため池の整備計画を組んで、令和12年に何とか完了できるように計画を実施しているところになります。

以上となります。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、嵐山町が4池で県が20池という形になっていて、今のところ具体的には進捗としては1と2は終わっているのですか。3と4に、まだ全然整備計画が始まって、調査が始まった段階で、これからという形になってきているのか、進捗ってどのくらいになっているのですか。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

ため池のほう、今改修のほうはまだ全然しておりません。改修するに当たってどういう形で改修をするのが必要なのかという基礎計画のほうを令和4年からしておりまして、4年と5年にかけて実施しております。先ほど言いました県営事業で、ため池群1、2のほうが9池になりますが、県のほうで今進めているところで、団体営、町のほうでやる事業の4池につきましては4年度からやって、基礎計画のほうは5年度にかけてやっているところになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上で農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時35分)

決算審査特別委員会

9月7日（木）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（9名）

1番	小林	智	委員	2番	狩	守	勝	義	委員			
3番	藤	野	和	美	委員	4番	大	野	敏	行	委員	
5番	青	柳	賢	治	委員	6番	川	口	浩	史	委員	
7番	松	本	美	子	委員	8番	渋	谷	登	美	子	委員
9番	畠	山	美	幸	委員							

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	青	木	正	志
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝	光	町	長																	
高橋	兼	次	副	町	長																
小輪	瀬	一	哉	企業	支	援	課	長													
松浦	一	高	企業	支	援	課	商	工	・	観	光	担	当	副	課	長					
伊藤	恵	一	郎	まち	づ	く	り	整	備	課	長										
島田	泰	斗	まち	づ	く	り	整	備	課	副	参	事									
久保	雄	一	まち	づ	く	り	整	備	課	道	路	担	当	副	課	長					
安在	知	大	まち	づ	く	り	整	備	課	都	市	計	画	担	当	副	課	長			
下村		治	教育	委	員	会	教	育	長												
高橋	喜	代	美	教育	委	員	会	教	育	総	務	課	長								
馬橋		透	教育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長									
根岸	珠	美	教育	委	員	会	教	育	総	務	課	教	育	総	務	担	当	副	課	長	
尾針	雄	介	教育	委	員	会	教	育	総	務	課	再	編	・	施	設	担	当	副	課	長
不破	克	人	教育	委	員	会	教	育	総	務	課	指	導	主	事						
吉井	大	輔	教育	委	員	会	教	育	総	務	課	指	導	主	事						
鷺	巢	亨	教育	委	員	会	学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長					

山	田	絵	美	教育委員会嵐山幼稚園主査
新	井	浩	二	教育委員会生涯学習課副課長
岡	本		均	教育委員会知識の森嵐山町立図書館長
吉	川	壮	司	教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長
長	島	邦	夫	監査委員

○畠山美幸委員長 開会前なのですが、総務課から発言がございます。どうぞ。

○萩原政則総務課長 皆さん、おはようございます。貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

昨日の委員会において、令和3年度の公債費負担比率について11.9%と答弁させていただきました。この率は正しいのですが、昨年の決算特別委員会総括質疑の答弁では、令和3年度の公債費負担比率を13%と回答しております。昨日の回答の11.9%が正しい負担率ですので、おわびし訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○畠山美幸委員長 確認どうぞ、川口委員。

○川口浩史委員 11.9はおととしではなかった。11.4ではなかったかな。ちょっと今急に言われたというか、見てこなかったのだけれども。

○畠山美幸委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 11.9%が正しい数字でございます。今川口委員さんが申しました11.4については、令和4年度の率でございます。令和3年度の率が11.9、昨日答弁したもので、去年の決算特別委員会のときは13%と報告したのは計算誤りでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

皆さん、おそろいですか。少し早いですが、始めていいですか。

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は全員であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時29分)

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、田中幼稚園長は都合により本日の会議を欠席しております。田中幼稚園長の代理として山田主査が出席いたしますので、ご了承願います。

◎認定第1号の質疑

○畠山美幸委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。

認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に農政課に関する部分までの質疑が終了しております。本日は、企業支援課に関する部分の質疑から行います。

それでは、大野委員どうぞ。

○大野敏行委員 1問だけお尋ねしたいと思います。

実は資料、主要な施策ともページ等も書いてございません。ということは、令和4年度では事業をされておられません。そこに対する質疑でございますけれども、なぜこの質疑をしたかといいますと、町民からも、看板随分あるよねと、見づらいよねというようなことがあって、どの時点で看板というのは新しく替えるのというような話も私のところにもありました。そんなこともありましたものですから、今回質疑をさせていただきました。

観光地案内看板の改修判断はどのようにしているのか、薄くなり判別のつかない看板等も見受けられるようでございますけれども、その点についてお尋ねします。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

案内看板の状況確認については随時であります。業務で外出した際に確認をしております。確認には、看板の色あせや汚れ、損傷などをチェックし、観光客の方々が見やすく分かりやすいかどうかを判断しております。また、看板の内容についても最新の状況と情報となっているか、観光客の興味やニーズに応えられるかどうかを評価します。改修が必要と判断された場合は、予算や工期などの計画を策定し早急に対応いたします。

以上、答弁させていただきます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 新しい看板に替わっているところも何か所もあります。あれは令和3年度の事業で替えたのかな。例えば直売所の裏の駐車場面に面した看板等も新しく立て替えられておまして、あそこの駐車場に来た方、また観光であそこに集合して、あそこから出発しようという方々には、あの看板は分かりやすいです。繊細な看板です。ただ、あの看板が道路に面していて、車を運転して見ようと思ったら、なかなか判別はつきません。止まって降りなければ見えないような、結構繊細な看板になっているかなと思います。

もう一つは、直売所のバイパス面に掲げてある看板です。ブルーの地材に白の文字ですがけれども、そのブルーの色が大分薄れてきてしまって、薄いブルーと白ではなかなか判別がつきにくいのです。例えば同じような看板で、パシオスの看板は濃いブルーに白の文字です。これはよく判断がつかます。

そういったところに対する、看板に対する基準と申しますか、そういうことの決定というのはどちらのほうで決定されて、業者にお願いするのでしょうか、されているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

直売所の裏面にある看板につきましては、大野委員おっしゃるとおり、車に乗りながら見るということになりますと、なかなか見づらいかないという状況ではございます。狙いといたしましては、あの看板を車で通過しながら見ていただくということは我々も狙っておりません。あそこに、直売所に買物に来た方、町外からも、野菜なんかいいものがありますので、たくさんいらっしゃいます。その方に町のPRになればということでの狙いでございます。

あとは、看板の設置につきましては、先ほど申しました歩行者から見ていただくもの、あとは車から見ていただくもの、いろいろ狙いはございます。その有効であろうと思う場所に、それぞれ設置をしているところでございます。特に明確な基準というものはないのですけれども、都度都度、町と観光協会で相談をしながら設置をしているという状況でございます。

また、薄くなった看板の取扱いなのですけれども、現地のほう確認をいたしまして、必要性に応じて修繕等進めていけたらと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 基本的な看板の考え方、例えばブルーを使うのであれば嵐山ブルーだとか、そういうことに考えてやっているのとか、看板は普通反対色が一番目立つのです。特に今車社会ですから、車で走っていて、交差点で赤信号か何かで止まった場合には、少しじっくりと見えますけれども、そうでない限りは、走っている中で見ていくというような形の中で、本当に一般のお店や何かは特に目立つ看板を作ろうというコンセプトがあるのかなと思うのですけれども、行政の作る看板というのは、そこいらのコンセプトはどんなことを思っ作っていらっしゃるのでしょうか。それだけ最後にお聞きします。

○畠山美幸委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

狙いとしてはより多くの方に、嵐山たくさんよい観光スポットがございますので、そちらのほうに足を運んでいただけるように誘導、もしくは動機づけになるような狙いで設置をしておりますけれども、確かに大野委員おっしゃるとおり、民間の看板というのはなかなか色をかなり極端な色使いをして、目に止まるようなものが多いかと思えます。ただ、我々行政といたしますと、周りの景観とマッチしたものという考えもございまして、一概に目立つものというの、なかなか難しいのかなというふうにご考慮しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 私も1問だけお願いしたいと思います。

主要施策の107ページで、地域商業等活力創出支援事業ということで、その補助金なのですが、地域商業等活力創出推進委員会というのは、具体的にどのような事業をしているのか、よろしく願いします。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

地域商業等活力創出推進委員会は、町の商工業の活性化を図るために、中心市街地を中心とした町全体のにぎわいづくりを目標に置き、基本的な方針や課題改善のための施策を策定し、実施するための組織として設置されております。

昨年度におきましては、パンフレットスタンド事業といたしまして、パンフレットスタンドを嵐山駅2階のコンコース部分、あとふれあい交流センター1階入口部分に設置しまして、事業者が作成する事業内容を紹介いたしました。同時にInstagramを開設し、パンフレットをデータ化しまして掲載することで、アナログとデジタルの両面で宣伝効果を期待し、集客を促す事業を実施いたしました。

また、嵐山さくらまつりに関する事業といたしまして、嵐山さくらまつりのぼり旗設置事業を実施いたしました。第19回さくらまつりは、実行委員会の協議の結果、中止することとなりましたが、嵐山町へ訪れた観光客に向けたにぎわいを創出する一環といたしまして、3月18日から4月10日までの24日間、都幾川桜堤と駅西口にのぼり旗を設置いたしました。

また、桜堤で撮影した写真を自身のInstagramに「#嵐山さくらまつり2023」とつけて投稿してくれた方の中から、抽せんで5名の方に1万円相当の嵐山詰め合せセットをプレゼントする企画を行いました。Instagramの投稿には56件の応募がございました。

以上になります。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 資料というか、施策のほうの説明書を見ると、前年度が10万円で、要するに令和4年度が50万というふうに、一応予算というか、決算のここはなっていると思うのですが、それはどういったことからそういうふうに増加したのか、その辺のことをお願いしたいと思うのですが。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 令和3年度につきましては、事業の内容が駅前のロータリーのところにある植栽部分の整備ということを実施しまして、その分の10万円という形になっておりました。

今回につきましては、その推進委員会のほうで話をさせていただいて、こういった事業で嵐山町盛り上げていきたいと思いますということで話をさせていただいて、その中で決まった予算で事業がこういったパンフレットスタンドとさくらまつりの実施ということで、50万円というふうに計上をさせていただいたという経緯でございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 次、藤野委員どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうは決算書の171ページにあります観光地域づくり法人推進協議会補助金についてお聞きいたします。

その内容につきましては先ほど資料を配っていただきましたので、その成果についてお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 私のほうでお答えさせていただきます。

成果につきましては、平成4年度の町施策方針に次の記載がございます。「嵐山町観光協会と連携し、ラベンダーや小麦農林61号など競争力のある原材料を活用し、土産品の開発を行い、農産物の付加価値をつける6次産業化を推進してまいります」。次に、「DMO登録を目指す観光協会を支援し、来訪者目線の魅力づくりや受入れ環境整備を行い、ラベンダー園や嵐山溪谷バーベキュー場など観光施設のさらなる充実を図ってまいります」。

これらの方向で有効に補助金を使用されており、達成もしくは達成に向けての足固めになったと考え、十分な成果があったと考えております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 今平成って、令和ですよ。

〔「すみません」と言う人あり〕

○藤野和美委員 令和ね。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 すみません。令和4年度の町の施政方針でございます。すみません、訂正させていただきます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 一般的にはそういうことだと思いますけれども、具体的に、例えばDMO、これは申請したかと思うのですけれども、それについてはどうなっていますか。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 DMOにつきましてお答えさせていただきます。

令和4年8月5日に、観光庁にDMO候補法人の登録の申請を行いまして、10月28日に候補DMOとして登録をされました。DMOの本登録には、3年以内に登録を受ける必要があるとされています。DMO本登録には、安定的な運営資金の確保が要件の一つとなっております。DMO登録の権限を持つ観光庁によると、観光地域づくり法人の主たる目的は、地域のマネジメント、マーケティング活動、着地整備を通じて観光で地域が稼げる仕組みづくりや地域の活性化であるため、活動に対しては財政面も含めた自治体による一定の支援が必要とされています。

そのため、一定の財政支援を受けていても登録はできますけれども、補助金の支出について、町や議会の理解が必要となってきます。町からの補助金に依存することは望ましくないと考えておりますので、一定の自主財源の確保のため、まずはラベンダー事業の運営が安定的にできるということが前提となってくると考えております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 これだけの、171ページだけでも8,000万の支出をしているわけです。国が、補助金が4,000万ということで、こういう形の補助金を出しているわけです。これに対して、観光協会の収入のところ、町からこれだけの補助金を出しているわけですがけれども、観光協会自身のいわゆる収入のところ、観光協会から見ればこれは収入ですけれども、その辺の要するに収支については町としてはつかんでいるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

観光協会、総会のほう実施しておりまして、収支のほうもオープンにしてございます。当然のことながら、町担当課でも把握はしているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 3回終わってなかったっけ。

○藤野和美委員 訂正は別です。

○畠山美幸委員長 あれは関係ない。では、藤野委員。

○藤野和美委員 あとの何人かの方が質問されていますので、詳細についてはまたお任せいたしますけれども、少なくともこれだけの補助金を出しているわけですから、観光協会の要するに収支報告、これは町としてちゃんと議会に対しても公開していくということが必要なのではないのでしょうか。要するに補助金との性格です。ですから、その辺については課のほうでつかんでいるのであれば、この令和4年度の収支について報告を、後で資料でもいいのですけれども、出していただきたいのです。それについてはどうでしょう。

○畠山美幸委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

観光協会の収支の報告ということなのですけれども、資料ございますので、後ほどお渡しをさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、青柳委員どうぞ。

○青柳賢治委員 今、藤野委員の続きのようになりますけれども、今日開会前に決算の審査の参考資料ということで、DMO事業費ということで決算額9,490万1,000円という資料を提出していただきました。私は、この成果ということの中に、これらのものが含まれてくるのだろうと、先ほどは副課長のほうからは、施政方針に基づいたようなことが答弁ありましたけれども、もう少し具体的に、やはり我々町民としては8,000万円という金額がかなり高額になりますので、これが私の理解では、このDMO事業費9,490万1,000円と、この中の8,000万を占めているのだろうというように今理解しているところなのですけれども、そういうようなところを含めてご答弁いただけますでしょうか。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 具体的な成果ということでございますけれども、こちらのほうDMOの事業の内容が、大きく分けましてDMOの管理の運営費、こちらは事業の管理的な部分、観光協会の運営に関する部分になっているところでございます。こちらについては経常的なものでございますので、次が嵐山溪谷バーベキュー場事業と、あとはレンタサイクルの運用、あと土産品の製造販売、製造、あと新規商品に関することということになってございます。

あと、その下の千年の苑事業のラベンダー園の関係、こちら圃場管理ですとか祭りに要する費用、それから新規作物の開発に要する費用ということになってございます。

あと、それとまたハード事業の着地整備費、これは施設整備や観光案内看板の設置、レンタサイクルやバーベキュー場に新たな付加価値をつけるためのカヤックやサップなどの水辺アクティビティ事業やレンタサイクルの備品購入費となっております。バーベキュー場のところにもあります水辺アクティビティ事業につきましては、こちらは嵐山溪谷バーベキュー場の魅力向上を図るために、新たなアクティビティとして観光協会がカヤック体験等を提供することにより、嵐山溪谷バーベキュー場の集客力アップを図ろうとするもので、こちらは備品等を今現在設置、施設等の整備を行って今後事業化に進めていくというふうなもので、現在進行中のものでございます。

あとは、土産品の開発、商品製作についてですけれども、こちらにつきましては、こちらは令和3年より開発を進めておりました新商品のラベンダーハンドクリームの発売を開始しまして、プレスリリースを行いました。こちらの商品については、ラベンダーの香りをメインとしたブランドのKAZE KAORU RANZANの商品の一つとして開発をしたものでございます。手軽に手に取っていただけるサイズ感、土産品にしてもらうことを意図した3個セットの箱入りの商品とな

っておりまして、千年の苑で採油したラベンダー精油を100%使ってございます。嵐山町観光物産観光協会が主催する埼玉県新商品AWARD2002で入賞してございます。

また、ラベンダー園につきましては、こちら去年の圃場管理とお祭りの関係ですけれども、昨年度のラベンダーまつりにつきましてはコロナの影響が残ってございましたけれども、検温、消毒等のコロナ対策を実施いたしまして、3年ぶりに開催をいたしました。期間中には3万509人の来場者があり、多くの方にラベンダーの香りを楽しんでいただいたほか、ラベンダーの花摘み体験や手芸体験、ラベンダー関連商品の販売、イベント会場で飲食や工芸品、ラベンダーを含む農産物が出店され、食事や買物を楽しんでいただけました。

また、祭り開催をメディア等でPRしたことにより、町の観光資源としてのラベンダーの魅力を広く発信するとともに、ラベンダー園以外の嵐山町の観光資源についても知っていただくよい機会となりました。イベント会場においても、出店者全体で1,050万円の売上げがありまして、町内の商工業者への稼げる場を提供するという目的を達成することができたと考えてございます。

答弁については以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 先ほどの答弁で、この10月の28日でDMOの登録ができたということは、非常に今までもこれに関わっているいろんな支出はあったと思います。我々も総務経済で調査研究してまいりましたので、ある程度のことは理解していますけれども、その後これが取れたということは一つの成果として、やはり今後も、またその道は非常に自主財源であったり、大変なことかもしれませんけれども、これは一つ評価できることだと私は思っています。

ですから、やはりそういった動きがあったときにはある程度、町がこれに貴重な税金を投入しているわけです。そういうことは、やっぱりその都度でもいいから、今日ここで初めて私も知りました、登録取れたということ。やっぱり何らかの形で町民に知らせていくとか、そういう努力は大事なことだと思うのです。

それで、今後のことは、これから先のことなのでよろしいのですが、いずれにしても、そうすると今後また観光協会のそういった状況が出たときにはまたあれですけれども、この人件費なのです。約2,682万5,000円という人件費、これがやはりDMOの取得するために、いろんな調査研究を重ねたり、自分の中でやるために、当然もちろん毎日の毎日の日常的な仕事はあるわけでしょうけれども、職員6名というこの人件費については、令和4年度、これがあれでしょう、観光協会のいろんな事業があるわけなので、当然その職員6名の分は、いわゆる観光協会の収入か何かの中で案分化されているというのは私は理解しているのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

職員6名についてなのですけれども、こちら観光協会のCMO人材というのは、候補法人DMOのほうに、DMOになる際には、そういった方置かなければならないということで、こちらのほう去年いらっしゃった局長さんですけれども、CMO人材の方と、そのほかその事務を行う総務担当の方、あと事務職員、あと農業専門職の担当という方がいましたので、その方の費用と、そちらの補佐の方の費用、あと施設管理者に係る費用ということで、6名の分というふうになってございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 恐れ入ります。ちょっと補足をさせていただきます。

人件費なのですけれども、令和4年度につきましては、DMO補助金のほうを充当して賄っておりますけれども、今年度につきましては、町の補助金1,810万支払いをしておりますけれども、その補助金の一部と、あとは観光協会独自で事業を実施しておりますので、その事業を実施した収益のほうから人件費を賄っていると、そういう構成になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 よく理解しました。

それで、先ほどのソフト事業の中にある土産品の製造費用というのが2品目開発されたという、これについても、ほぼその開発費というふうな形でよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 新商品開発費用の6万7,889円、こちらの内容につきましては、観光誘致コンテンツのイベントの実施費用というふうになってございます。

こちらにつきましては、観光雑誌の「旅色」という雑誌をつくっている会社とコラボレーションをしまして、観光ライターを招き地元企業に依頼をしまして、体験型商品開発のために購入したダッチオーブンを使用しまして、パンを焼いたり、蒸し野菜を料理したり、その様子をSNSなどで発信をしたという事業の費用となっております。以上になります。

先ほどのオイルにつきましては、ハンドクリームにつきましては土産品の製造ということで、そちらの費用で入ってございます。そちらにつきましては、ハンドクリームや肉汁うどんの製造に係る費用というふうになってございます。

説明については以上です。

○畠山美幸委員長 次、渋谷委員どうぞ。

○渋谷登美子委員 108ページになりますけれども、町内企業人材確保支援事業、この評価について伺いたいと思います。

その次は、やはり観光地域づくり法人推進事業、先ほどの決算参考資料を見せていただいたので

すけれども、これは8,000万円プラスの1,490万円分が、一応観光協会が利益として上げたものとして考えていいのだと思うのですが、この全体的にさらに繰越金的な形のものがあるのか、これさっぱり分からないなという感じで、例えばバーベキュー場ではどのくらいの収入があって、これが一番稼ぎ頭だと思うのですけれども、そしてそれに対しての支出がこの程度のものなのかということ、あとレンタサイクル事業に関してもそうなのですけれども、レンタサイクル事業というのは整備費が48万円ぐらいですから、それにさらに足すと60万円ぐらいがなってくるわけです、事業としては。それが、では具体的にどの程度の収入になったのかとかいうことも、ちょっと分かりにくいなというふうな感じています。

土産品も商品製作費としてつくったわけですから、ではこれに関わる収入はどのくらいあったのというのが分からない。そうですね、これ見ていたら。千年の苑事業では5,169万円の決算の支出はあったけれども、ではこここのところで収入赤字をくっているわけですね。そのところはどだったのというふうなものがないので、トータルでこれをどのようにして判断していくのかという、数字的なものには、私これはちょっとなんか非常に分かりにくいものをいただいたなと思っているのですけれども、それを先ほど藤野さんがおっしゃったものとして、資料として配っていただけたということなのでしょうか。

○畠山美幸委員長 まだ続き。

○渋谷登美子委員 そして、その次ですけれども、観光振興事業備品購入費631万4,832円、これは嵐山まつりなどで使われるテントなのかなと思うのですけれども、具体的にはどのような形で利用されているのか、今後もされていくのか伺いたしたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、私のほうから観光地域づくり法人推進事業の関係についてお答えいたします。

先ほどの藤野委員とのやり取りの中でお話しさせていただきました、観光協会の全体の収支が分かる資料を準備のほうさせていただいて、お配りのほうさせていただこうと思います。

ざっくり申し上げて、補助金が入った、補助金の影響というのも多くあるのですけれども、令和4年度につきましては2,500万円の剰余金を発生させることができいております。後ほど詳細につきましては、資料を御覧いただければありがたいかなと思います。

私からは以上でございます。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、町内人材確保支援事業の関係でお答えさせていただきます。

町内企業人材確保支援事業では、町内企業の人材確保支援を目的といたしまして、企業情報を一

括で横断的に確認できるポータルサイトの作成、運営や採用を求める町内企業を募集し、企業就職説明会の実施を行いました。企業ポータルサイトでは、町の事業所情報を収集し、企業PRの情報発信を行うことにより、雇用の拡大に寄与することを目的としております。実施に際しては、中小企業診断士が掲載企業を訪問し、強みや働きがい等をヒアリングし、雇用や販路拡大などの課題の抽出を行いました。掲載情報には、事業所ごとの強みや働く上でのやりがいポイント等が掲載されておりますので、企業PRだけでなく、雇用の拡大に寄与することにつながっていくと考えております。

企業就職説明会は、昨年10月8日土曜日13時30分より、ふれあい交流センターで開催いたしました。間仕切りで仕切られたブースで、来場者が興味のある企業の説明を聞くという形式で実施し、企業14社、来場者40名が参加いたしました。説明会終了後に面接に至った企業は4社で、計7名ございました。事業全体の評価でございますが、スタッフの確保に苦勞している町内企業への人材確保の一助になったと評価をしております。

続きまして、観光振興事業備品購入費、こちらの内容についてご説明させていただきます。また、あと今後の利用の状況です。観光イベントの開催時についてのコロナウイルスの感染防止のために、イベント会場で使用する物資を購入しております。主なものとしましては、混雑時に人の流れを整理するためのフェンスやカラーコーン、コーンバー、イベントで使用するテント、検温機能付きの自動消毒用機械、またそれらを収納する倉庫を購入しております。テントに関しましては貸出しも行っておりまして、町内で行われるイベント、町で実施するイベントにつきましても、活用を今後もしていく予定でございます。また、カラーコーン、コーンバーなどは、こちらにつきましても嵐山まつりなどの大型のイベントで、人の流れを制限するときに使用する予定でございます。

説明につきましては以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 町内企業人材確保支援事業なのですが、私はコロナ禍前は一度だけ説明会に行ってみたのです。非常に面白いなと思ってみていて、それで7名の方が一応嵐山町の企業に雇用されたという、やっぱり大きいなと思うのです。嵐山町に雇用された方というのは、町外の方なのか町内の方なのか、そこら辺、また女性なのか男性なのかというのは分かりますでしょうか。

○畠山美幸委員長 それ1点でいいですか。

○渋谷登美子委員 それともう一つ。ごめんなさい、やり方がちょっとあれなので。あと観光振興事業費備品購入費なのですけれども、これについてはやはりコロナ関係のものが多かったということと、あと観光振興事業備品購入費なのですけれども、これに関しては車椅子対応で観光事業が行われるようなものというのは入っているのかどうか伺いたいと思います。障害者の方向けの備品というのは、あったのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

町内の企業の人材確保支援事業の企業説明会につきましては、こちら今のご説明の中で、説明に至った企業は4社で計7名というふうにお話しさせていただいたのですけれども、面接に至った人数ですので、この方々はその後追跡をした結果、就職まではちょっと至らなかったというふうなことで、一応その7名の内訳なのですけれども……すみません、面接まで至った方の人数はちょっと確認ができていなくて申し訳ないのですけれども、参加した方のアンケートに答えられた方の比率でいいますと、合計が33名で、男性が26名、女性が7名という形になっております。求職者の方の割合ですけれども、町内の求職者が約50%で、比企管内まで広げると約80%でございました。

次に、観光振興事業の関係でお答えさせていただきます。こちらが、備品の中に身障者用の設備があったかということなのですけれども、今回購入したものについては、人流を制限したりとか、消毒用の機械とかでして、そういった対象の方のためのものというのは、ちょっと申し訳ないのですけれども、なかったのですけれども、今回のお祭りでも話が出ましたけれども、やはり遠くのところでけがをしたりとか、そういった方をお連れするのに車椅子が必要だとか、そういった方の対応というのは車椅子ですとちょっと足場が悪いとか、そういった課題がありますので、今後検討していく内容かなというふうに考えてございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 1点目が川島地区産業団地の事業計画の内容と、4年度における評価について伺いたいと思います。

次に、重忠まつりはどのようなことに予算が使われたのか。

次に、観光地域DMOですけれども、ご答弁を聞いていて、登録と本登録があると。登録はしてくれたということなのですけれども、登録と本登録の違いはどういうものなのか、ちょっと聞いていて疑問に思いましたので、伺いたいと思います。

それと、参考資料で水辺アクティビティ備品、これが消耗品のところで購入をして、ハード事業のところでそれを使ったということなのですか、ちょっと内容と、そういう理解でよろしいのか伺いたいと思います。

それから、肉汁うどんはどのくらい売れたのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、私のほうから川島地区産業団地の関係につきましてお答えいたします。

川島地区産業団地の整備につきましては、鬼鎮神社の北側、市野川に沿って約15ヘクタールの区域につきまして、業務代行方式組合土地区画整理事業によって、産業団地を整備する計画でござい

ます。令和4年度には、地元の設立準備会におきまして業務代行予定者の選定を行い、東京都日野市にごぞいますエム・ケー株式会社にて決定を行いました。令和5年2月には、設立準備会とエム・ケー株式会社との間で事業推進に関する覚書の締結が行うことができました。

エム・ケー株式会社は、埼玉県内を中心といたしまして、関東近県にて多数の産業用地開発を実施、もしくは実施中にごぞいます。経験豊富なデベロッパーにごぞいます。令和4年度につきましては、順調な進捗が図れたということで評価をしております。

私のほうからは以上です。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 重忠まつりの費用のことにご説明させていただきます。

重忠まつりの支出合計につきましては177万1,253円でした。内訳ですが、イベント費用として55万円、運営費として122万5,235円となりました。

イベントの内容ですけれども、武蔵駒王太鼓の演奏、嵐山町剣道会、嵐山なぎなたクラブによる形披露、らんざん重忠検定、菅谷館跡敷地内ガイドツアー、甲冑流鎗馬、大河ドラマパネル展示、子ども向けイベントとして、弓矢ゲーム、千本つり、ヨーヨー釣りを実施いたしました。運営費の内訳は、交通警備に関する費用、子ども向けイベント委託費用、印刷費、消耗品費、修繕費となっております。

続きまして、水辺アクティビティの関係でご答えをさせていただきます。こちらにつきましては、購入したものがサップと呼ばれる立って乗るボートですけれども、こちらのほうが6艇、あとカヤックが2艇で、それに付随するパドルですとかライフジャケット、あとヘルメット等を購入しております。また、それを入れるための倉庫ですとか更衣室等をハード事業として整備をしております。

続きまして、DMOの候補法人と本登録の違いですけれども、候補法人として申請をさせていただいて登録を受けたわけですけれども、この後この運営の状況がどうかというのを毎年実績報告を上げさせていただいております。その内容を加味しまして、今後自立的に、継続的にしっかりとした組織としてやっていけるかというのを見ていただいて、本登録のときに本当に今後やっていける実力があるということを見ていただいて、本登録に至るというふうにごぞいます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 肉汁うどん。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 すみません。肉汁うどんの販売数ですけれども、観光協会が昨年度販売した肉汁うどんは6,958個となっております。

説明については以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 川島地区につきましては、そうですか、分かりました。

重忠まつりなのですが、大変たくさんの方が来て、祭りを待っている人が多いのだなというのを私も参加して強く思いました。そんなので、これは定期的に、年1度ぐらいやっていったらどうかなと思っていたのですが、やっぱり費用がかかってしまうのですね、結構。嵐山まつりとそんなに金額は変わらないわけですよ、7、8万違うだけかな。そのぐらいの金額がかかっているのです、やはり町としたらそんなには続けてやるというのは、これだとできないのかなって思ったのですが、何かほかにも要因ありますか。金額の問題ではないのだよというのがあるのか、参加する人はやっぱり楽しみにはしていたと思いますので、ちょっとお考え伺えればと思います。

観光地域づくりの関係なのですが、水辺アクティビティは、そうか、分かりました。いいです、それは。

登録と本登録なのですが、自主財源がしっかりしないと認めてもらえないということで先ほど答弁があったわけです。そういう見込みがない中で、どうしてこれ出してしまったのだろうって思ったのですが、何か政治的な判断でこれは出してしまったのですよということなのですか。ちょっとやはり裏づけがあって私は出すべきだというふうに思うのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

肉汁うどんなのですが、これ余って私も購入しましたが、それを問題にしているのではなくて、どう嵐山町の特産品としてこれを普及させていったらいいかなって考えてのことなのです。考えて、これをちょっと質問しているのですが、やはり箱もかなり高いのではないかなって思うのです。箱を含めて1,050円、千幾らだったかな、ですよ。ですから、お土産にはいいでしょうけれども、やはりちよくちよく食べてもらうというふうにしたら、それは高いというふうに感じるのではないかなって、私が渡した人がやっぱりそういうふうに言っていますので、同じような意見でしたので、箱にしなくても私はいいのではないかなって、袋のビニールの包装のあのまま売っていくことが普及につながるのではないかなと思うのですが、ちょっと考え方を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

重忠まつりなのですが、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で、我々郷土の偉人であります畠山重忠公がかなり重い役で取り上げられたというのは、もうご存じのとおりだと思うのですが、ゆかりのある畠山重忠公があれだけ大河ドラマで大きく取り上げられたという状況で、チャンスだと、これを機に町のPRを、嵐山町知っていただく、遊びに来ていただくというのが狙いですので、スポット的なイベントというふうには担当としては、我々としては捉えてございます。ですので、あのタイミングで1回のみの実施ということで考えております。

また、地域づくり法人の見込みがない中で執行したというご質問なのですが、まだ途中経

過といえますか、はっきり答えが、これはもう立ち行かないと結果が出たわけではありませんので、まだ我々一生懸命努力しております。

あとは稼ぐということで、観光協会単体で稼ぐだけではなくて、町内事業者のイベント時での売上げですとか、あとは町のPR効果、広告換算値で今年の祭りについては1億3,000万円余りのPR効果があったということもございますので、そういったものも含めて、まだまだこれから見込みがないとは我々考えておりませんので、やっていくのだということで進めていければと考えております。

続きまして、肉汁うどんの関係なのですけれども、そもそもふだん使いといえますか、我々がお昼で食べたり、晩御飯で食べたりというところは、ちょっとターゲットとしては考えておりません。ちょっと親戚のところにお土産物を持っていくですとか、あと友達に嵐山町の特産だよということで、美味しいのだよということでお裾分けをすとか、そういったところの狙いで製作をしておりますので、確かにふだん使いで、お昼でみんなで家族で食べようということになるとちょっと割高かもしれませんけれども、その辺りはターゲットを絞って展開をしているという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 以上で企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を10時35分といたしたいと思っております。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時34分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

それでは、大野委員どうぞ。

○大野敏行委員 私は2点です。主要な施策の83ページ、児童遊園地遊具撤去工事103万5,096円。かなり老朽化しているとか、いろんな危険だからというような形の中で撤去されたのだと思うのですが、その後はそのところはどのようにするのか、町民からの要望は何かなかったのかお尋ねします。

続きまして、主要な施策の89ページ、フィットネス21パーク遊具撤去工事17万6,000円。これも同じように撤去後はどのようにするのか、利用者からの要望等は何かなかったのかお尋ねします。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、私のほうから児童遊園地及びフィットネスパークの遊具につきまして回答させていただきます。

事業支出が異なりますが、関連がありますので、併せて回答させていただきます。児童遊園地は、遊園地内の日常管理、除草作業等は地区で行っております。遊具については、点検及び修繕、撤去

を町で対応させていただいております。日常点検にて要修理等の判定がされたものについて地区に相談させていただいたところ、利用状況及び遊具の老朽化による安全性の問題から撤去を要望された箇所が7地区ありました。また、現状でも利用児童等がいることから、2地区については修繕要望があり、塗装修繕等を実施しております。児童遊園地については、撤去した後は新たな遊具の設置は、今現在考えておりません。

次に、フィットネス21パーク遊具、スカイロープですが、当初支柱の傾きがあったため修繕にて対応する予定でした。そこで進めたところ、支柱が木であり基礎部分の腐食が著しいことから修繕が不可能であると判断し、撤去を行いました。公園の遊具については、子育て世代の方々からも幾度となく要望があり、特色のある公園化をする一方、大型遊具の設置を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 1点だけ。児童遊園地、全部が撤去したのではなくて、地元の人と話し合いの中で、残せるところは残したという答弁でした。それで、住民たち使っている方は納得をされたということでしょうか。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 児童遊園地につきましては、区長のほうに相談させていただき、地区の中で会議等の中で、遊具の位置づけをどうしていくかということ相談した結果、撤去という形をさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 では、私からは1点だけです。主要施策の119ページで、都市計画業務事業ということで、エリアリノベーション事業の具体的な成果をお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、エリアリノベーションの事業についてお答えいたします。

令和4年度は、エリアリノベーションの人材発掘のため、嵐山MEET&TALKというトークイベントを嵐山溪谷バーベキュー場、また駅東西連絡通路と駅周辺で3回実施しました。その結果、このエリアリノベーション支援事業をきっかけにつながった有志により、駅の連絡通路でクリスマスマーケットということで開催をさせていただいております。

トークイベントを3回行っておりますが、1回目は9月25日にバーベキュー場で行いまして参加者が34名、2回目が10月29日に駅の連絡通路で行いまして参加者が25名、3回目が11月23日に駅西周辺空き店舗を利用しまして参加者20名となっております。

トークイベントを行っていく中で、昨年度からこの事業に参加していただきつながりを持った4名の方から、自発的にマーケットを開催したいとの話があり、町民がちょっと楽しい、ちょっと面白い、ちょっと心地よいを感じる魅力的なエリアを創出することを目的達成のために必要なことを考え、支援事業の一環として東西連絡通路を利用しまして、12月18日にマーケットを開催しました。来場者は300名でした。

以上です。

○畠山美幸委員長 伏守委員。

○伏守勝義委員 ちょっと再質問ということで、トークイベントに参加した方が、常時例えばどこかで事業を起こすとかという、その動きはまだないのですか。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 今回のイベントを通じまして、令和5年度につきましても、その方々がまたこのエリアリノベーション事業の位置づけとしまして、事業を展開するような動きはあります。また、現在もそれで公園とかを利用して事業を実施しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 私は、決算書の181ページ、武蔵嵐山駅西口地区整備事業の令和4年度の達成状況をお聞かせください。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 武蔵嵐山駅西口地区の整備事業についてお答えさせていただきます。

令和4年度につきましては、総合案内看板設置工事（町道菅谷31号線）、武蔵嵐山駅西口トイレ解体工事、町道菅谷31号線フェンス設置工事、R3道路改築工事（町道菅谷31号線）、駅前広場整備に伴う引込幹線整備工事を契約のほうさせていただきました。

事業費ベースではありますが、88.9%の事業の契約済みでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 この事業は、再三完成時期が延びてきているわけですが、これはちょっと決算と離れるかもしれないのですが、今の状況での最終的な完成見通し、それについてだけお聞きいたします。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 今現在ではありますが、今雨水管のほうの整備工事等を行っております、その後、駅前の広場のほうの整備を随時進めていく予定ではございます。今のところ、計画上は今年度いっぱい完成を予定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私は24ページ、使用料及び手数料ですけれども、開発許可申請手数料、これについて川島地区の分の開発分はどのようなのでしょうか。

それと112ページ、道路維持事業ですか、除草委託の主な現場、さらには箇所数についてお尋ねしておきます。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、開発申請手数料の川島地区分について回答させていただきます。

開発許可申請の手数料で、川島地区の開発については、令和4年度の開発件数は15件のうち大字川島における開発は1件でした。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 除草委託につきましてお答えさせていただきます。

令和4年度につきましては、シルバー人材センターに委託しておりまして、町内全域、幹線道路や通学路を中心に67路線の除草作業を行っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 この開発許可についてちょっと私が、本来であればこれ令和3年なのかもしれないのだけれども、令和4年がこの1件だということです。それで、これ何で今日決算でお聞きしているかといいますと、総務経済で、滑川との道路の境目のところに今ある程度開発がかかって進んでいる工事があるわけです。それが、令和3年だとするとちょっとずれてくるのですけれども、この1件というのは、その部分なのかどうかということを確認させていただきたいのが1つです。

それと、この道路の除草作業なのですけれども、毎年このかかってくる予算、これがほぼ同じなのです。それで、67か所とおっしゃったかな、3か所だった。

〔「67」と言う人あり〕

○青柳賢治委員 67か所。その箇所というのは、ある程度毎年毎年、重点地区って言うてはおかしいのだけれども、選びながらやっていくようなのか、それとも町民からの、ここはちょっと手を入れてよねというような形の中でまちづくり整備課が動いていっているのか、その辺のところについてお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 川島地区の開発の関係なのですけれども、先ほど滑川町のところの境という話でしたが、そちらの関係についての開発許可申請というのはまだ出て

おりません。

令和4年度の開発につきましては、個人の開発で、非自己用の専用住宅ということで賃貸の6棟という開発がございました。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 除草委託のほうですが、67路線につきましては、毎年同じ路線のほうをやらせていただいています。その以外に、要望だとか苦情があった場合につきましては、シルバーさんにご相談させていただいて違う契約をさせていただいたり、あとは職員のほうで刈りに行ったりして、一応対応のほうはさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 私がちょっと申し上げたいのは、その開発のところなのだけれども、緑の部分が変わりまして、今実際に工事がストップしているような感じのところ、そのところなのです。それをやっぱり地域の方から、進んでいるのだけれども、民間のことだからということで私は話はしていたのだけれども、あれだけの工事が入っているということは、当然町からのほうの開発許可なり、そういったようなものがあるって動いてきているのではないかと思うのですけれども、そこでその開発許可を申請するためには、いろんな指導とかそういったこともあるわけです。そういう中でお聞きしたかったのだけれども、全くあそこの部分は町の開発関係のところに入っていないということなのですか。それが1点。

それと、今道路の除草関係、これはそうすると毎年同じ場所が、ほぼ同じ予算で行われていると。新たに例えばこの辺がどうだろうなというところが、やっぱり嵐山町見渡していると結構あります。町民の皆さん、やっぱりどうしてもそういうところをきれいにしてほしいという方の、これは女性の意見がかなり多いのです。それで、今回決算審議があるから、そういう点についてもちょっと聞いてみますよということで、今日この質疑出させてもらってあるのですけれども、その辺のところについてのある程度見直しとか含めて、なかなか予算が足りないよというようなことも私たちも分かっているのだけれども、その辺の改善傾向というか、何かこういう形にして、やっぱり除草のところをシルバーに委託していつているのだろうけれども、もう少しきれいになっていくよというような形が取れないものかどうかということについて質問しておきます。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

委員さんおっしゃっているのは、滑川境の商業系の開発だというふうに考えているのですけれども、それについては今現在、開発までの申請とか相談はまだ来ておりません。こちらのほうは、まだそこまで相談されておきませんので、内容的にはきっと文化財調査とかその辺の調査をしている

段階で、それが終われば開発申請のほうに持ってきて、その段階から考えたいと思いますので、今現在は開発の相談は来ていないところでございます。以上でございます。

道路の関係でございますけれども、除草対象につきましては、基本的には長年区長さん等から苦情があったり、PTAからも通学路の頼まれたところを中心に予算の範囲内で、苦情の対応をさせていただいたところであります。時期を早くしたり遅くしたり、連絡があったら早く除草をするような、タイミングをずらしたりとかはさせていただいております。

また、先ほど副課長が言ったとおり、その以外のところについては職員が対応しているところでございます。ただ、やっぱり年内に見直すところは見直しております。ただ、予算の範囲内ということでございますので、どっか入れてしまうと違うところがやめるといふ、回数を減らすとか、そういう手当てをしなくてははいけませんので、その辺は調整させていただいているところでございますが、あくまでも予算の範囲内で対応しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 それでは、これは主要な施策の24ページですけれども、開発許可申請手数料73件で107万6,480円のこの内訳を伺いたいと思います。

それから114ページ、地球環境整備事業、4ブロックに区切っていますけれども、4つの具体的な地区というのはどのように、嵐山町全体がそうなのかどうか伺います。

それから116ページ、橋りょう維持費626万8,900円ですけれども、その成果を伺います。

119ページですけれども、都市計画業務事業ですけれども、40万7,280円の成果を伺います。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、私のほうから開発許可申請の手数料についてお答えさせていただきます。

開発許可申請の手数料の内訳は、まず初めに都市計画法第29条開発許可申請が15件、それからその開発許可の変更が2件、それから都市計画法42条用途変更の申請が1件、それから43条建築許可の申請が1件、それから都市計画法の適合証明と呼ばれるものが39件、また開発を行ったものを保管しておるのですけれども、そちらの開発登録簿の写しということでお願いされたものが15件ありました。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 地域環境整備についてお答えさせていただきます。

地域環境整備事業につきましては、4ブロックの地区については、全町を北から4つの区分に分けて実施のほうをさせていただきました。A地区が北から関越自動車道まで、B地区については関越自動車道から東武東上線まで、C地区につきましては東武東上線から槻川、都幾川まで、D地区

につきましては槻川、都幾川から嵐山町の一番南までを実施のほうさせていただきました。

続きまして、橋りょう維持費になります。橋りょう維持費の成果になりますけれども、道路法に伴う5年に1度の法点検になり、嵐山町では一応5か年に分けて全橋の橋りょうのほうの点検を行っております。

令和4年度につきましては、2巡目の4年目になり16橋の点検業務を行わせていただきました。点検結果につきましては、Ⅰ判定の健全の橋が7橋、Ⅱ判定の予防保全段階の橋りょうが9橋になっております。修繕が必要な橋りょう箇所はありませんでした。

以上になります。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 都市計画業務事業につきましては、エリアリノベーション事業の関係になります。

先ほど狛守委員のところで答弁させていただいた内容になりますけれども、このエリアリノベーションの事業につきましては、トークイベントを3回実施して、その結果、そのメンバーの中で有志の方よりクリスマスマーケットを開催することができたということが、今回の成果になっております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 開発許可申請の事業なのですけれども、これ42条って何だったかなと思って、見て考えていたのです。大体どの地域が多いのか、宅地開発なのですかね。そのことを伺いたいです。用途変更とかは分かっているのですけれども、嵐山で見えていくと川島の土地開発と、それから菅谷の開発が結構あるのかなと思うのですけれども、それは令和4年にならないで令和3年になるのか、ちょっと分からないのですけれども、伺います。

それと地域環境整備事業、4ブロックに区切っているということで、具体的に道路の清掃と側溝の清掃ということです。これはどのような形で行われているのか。道路の清掃というのはどうやってやって、側溝は分かるのですけれども、どのような形で行われていたのか伺いたいと思います。

2点をお願いします。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 開発許可申請についてお答えいたします。

開発につきましては、まず市街化区域と言われるものにつきましては面積が500平米以上ということで、建築物とかを建てるための目的で行う区画の変更ですとか切土、盛土があるか、あと地目変更があるかということが該当すれば開発許可になります。市街化調整区域につきましては、面積関係なく区画形質の変更があれば開発許可という形になります。

先ほどおっしゃられた菅谷ですとか川島につきましては、分譲住宅とかそういう面積的な整備が

行わない限り、個人の住宅に関しましては確認申請のみだけでできてしまうという形になります。ですので、分譲住宅とかは開発許可になるのですけれども、そちらは令和4年度につきましては2か所ございました。それは、分譲4棟の物件が2か所あったという状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 地域環境整備のほうになります。路面清掃というのは、ピンコロだとか歩車道境界ブロックがあるかと思うのですけれども、その肩とかに土砂がたまっていたり、あとは路肩のほうに少し土砂がたまっていたり、そういうところの路面の清掃の業務になります。

あとは、側溝の清掃は側溝の中の清掃で、集水ますについても、集水ますの下に泥だめという形で泥が多少たまる場所があるのですが、そこら辺の清掃のほうを実施をさせていただきました。

以上になります。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 開発許可の申請ですけれども、分譲の場合は開発許可ではなくて建築確認許可ということだったのですけれども、このところですごく新しい住宅が出てきています。それは、農地を変更してやっているのか、もともと市街地だからもう農地の変更もなくて、たまたま農地だったのをそうしているのか、空き地だったからそこに住宅が分譲として建っているのか、ちょっとそこら辺の確認が分からなくて、このところの開発、新しい住宅がすごく建っているなどというのは分かるのです。そのところのチェックというのは、どこら辺でやっていくのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 1点で。

○渋谷登美子委員 はい、いいです。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 開発許可につきましては、先ほども申し上げましたとおり市街化区域につきましては面積、その土地の開発しようとしている面積が500平米、これ以上のものについて開発許可を受けなければ、そちらのところの開発することができないとなっております。500平米以下につきましては、確認申請、いわゆる住宅の建築の確認を取っていただければ、そちらに建築ができるという形になります。

開発許可の分譲のところにつきましては、開発許可の中で担当職員により許可申請の内容を審査させていただき、それで許可をさせていただいております。その後、その分譲住宅のところに戸建ての住宅が建っていくということになります。ですので、開発許可と建築というのが若干タイムの差が出てきますので、まず開発許可があつて建築行為になるのですけれども、先ほど申し上げましたとおり500平米という面積の要件を超えていなければ、もう建築からできてしまうという状況にな

りますので、建築が何件出てきたというのは、東松山市にごございます川越建築安全センターのほうで管理しているのですけれども、そちらのほうから嵐山町でこれだけ建築ありましたよという情報提供をいただいておりますので、件数のほうは確認させていただいております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 公園の除草作業ですけれども、何回分だったのでしょうか。そして、大きく減額になった理由を伺いたいと思います。

橋りょう点検は、先ほどご回答があったわけですが、どのような方法で点検をしたのかを伺いたいと思います。

緊急自然災害防止対策事業、ここに機械ボーリングとありますが、どのようなことなのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、公園の除草作業についてお答えいたします。

公園の除草作業については、各公園、緑地、おおむね2回、シルバー人材センターに委託により実施しております。

減額の理由としましては、除草作業の減額ではなくて、公園等整備事業のうち工事請負費なのですけれども、こちらのほうが令和3年度に発注しました公園等修繕工事がありまして、そちらの金額でかなり前年度、令和3年度が、金額がこの事業上がっております。その公園トイレ等の修繕工事が繰越しになりまして、令和4年度に繰越しされております。そのほかに、高木伐採等を令和3年度結構やっておりましたが、令和4年度はその作業が減になっております。除草作業は、人件費等の高騰により若干の増額はありますが、前年度と作業自体の変更はしておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 橋りょう点検業務につきましては、どのような方法ということですが、近接目視という点検方法で行っております。

続きまして、緊急自然災害防止法の関係になります。町道1ー7号線の横断管の改修工事で、令和3年度のときに設計業務を行って、道路土留めの改修が必要となりました。道路の土留めについては地盤の強度の確認が必要となりましたので、その判定をしたものであります。

以上になります。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 除草作業なのですが、そうですか。いや、今年駅前西口の公園のところを皆さんで刈っていたから、職員が刈っているのです、大きく減額になったのかなって思ったのですけれども、

そうではなくて、前の修繕の工事費と高木の伐採と、そういったものがなくなったので減額になったという、そういう理解でよろしいのですか。それであれば結構です。

橋りょうの近接目視、これ近くで見るって意味なのですか。これは誰が、資格のある者が見るといふことなのですか。

ごめんなさい、何橋だったかおっしゃったと思うのですけれども、ちょっとメモしていなかったもので、併せて伺いたいと思います。

それから、機械ボーリングの関係なのですが、そういうことでボーリング調査をしたということです。結果、どういうふうにしたらよいのか、したのか、しないでやったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 橋りょう点検になります。橋りょう点検は、令和4年度は16橋の橋りょう点検を行いました。近接目視につきましては、手が届く範囲というのが近接目視になります。資格を持った者が近接目視をするということになります。

続きまして、緊急自然災害防止法のほうなのですが、機械ボーリングの結果、地盤的には軟弱だよという結果が出ました。それに伴い令和4年度に修正の設計を行いまして、ボックスカルバートに伏せ替えを行うわけなのでありますけれども、そこから支持層までの部分につきましては碎石の置き換えという形で、令和5年度施工のほうを予定しております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 公園の関係で、もう一回お答えさせていただきます。

公園については、先ほど副課長が言ったとおり回数については変更はございません。駅西とフィットネス21パークは、特に子どもたちが多く利用するところでございますので、これ以上、年2回だと草が伸びてしまいますので、職員が主にやっているというところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。それで駅西をやったわけなのですね。いや、本当にお疲れさまでした。真夏の暑い時期で大変だろうと思います。お疲れさまでした。

橋りょうなのですから、手が届く範囲で、そこを目視でと。これは何、皆さんの中に資格を持っている人がいて、これは大丈夫だ、大丈夫だ、大丈夫だと、修繕の必要はないということで答弁あったわけですから、これ委託でしたっけ。ちょっとよく見ていなかったのなんですけれども、どういう資格で、持った人がやったのか、皆さんがやったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 以上の1点で、質問は。

○川口浩史委員 1点です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 橋りょう点検につきましては、埼玉県のほうで一括発注という形で委託業務でやらせていただいております、埼玉県の住宅供給公社のほうで実施のほうをさせていただいております。

やっている方の資格につきましては、その橋りょうの資格がある者が近接目視という形で、道路法に基づいて一応点検のほうを行って実施のほうしております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 以上でまちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入れ替えのみです。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時06分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、生涯学習課に関する部分の質疑を行います。

それでは、大野委員どうぞ。

○大野敏行委員 2点質問させていただきます。

主要な施策の22ページ、体育施設使用料の総合運動公園使用料299件、78万9,200円の内訳。どこの団体が何回ぐらい使用して、その入金額はどのくらいであったのか。

続きまして、主要な施策の155ページ、これは運動施設管理事業になるのですけれども、総合運動公園の修繕等はなかったのか。修繕に至る判断はどのような状況で行うのかということでお尋ねします。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、主要な施策22ページの体育施設の総合運動公園使用料の関係でございますけれども、まず使用料の納入件数といたしましては299件と記載しておりますけれども、実際の利用回数といたしましては292回、合計2,207時間となります。

また、金額については施設の基本使用料が1エリア1時間当たり200円、町外団体につきましては2倍の金額をいただいております。町内団体、個人の利用回数ですが、合計で173回、時間にいたしますと468時間で、合計9万3,600円となります。町外団体の利用回数ですが、合計で119回、時間にいたしまして1,739時間で、合計金額は69万5,600円となります。

続きまして、155ページ、運動施設管理事業の件でございます。令和4年度においては、修繕等はございませんでした。修繕に至る判断といたしましては、異常等を確認した場合に緊急性、安全性等を判断し、予算の範囲内で対応しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 総合運動公園についていい財産を嵐山町は持っておりまして、今お尋ねしましたら、町内が173回で9万3,600円と、町外が119回で69万5,600円という形の中で、町外のほうが倍の単価ですから大きなお金が入ってくるということなのでございますけれども、ここの運動公園の使用規定の中で、こういう状況の場合は使えないよというような規定みたいなものは何かあるのですか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、修繕の関係でございますけれども、町外の団体が毎週2回ずつ使っておるのですけれども、特に野球のほうのバックネットの傷みだとか、バックネット裏の管理監督者が座るところだとか、そういったところの屋根だとかとよだとか壊れている、水が流れてきてしまったりして、大変お金を払って使っている外部の人がそこで練習しているのに、お客さんが見に来たりすると、これひどいなというような話があったりなんかして、そこいらを直していない状況であるのですけれども、その状況判断はどちらでされていたのかということをお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、私のほうから、まずグラウンドの規定ということなのですが、このような場合には使えませんという明確な規定はございません。ただ、グラウンドの状況等を見まして、荒れてしまうような雨の後ですとか、そういった場合には使用を中止させるということもございますけれども、基本的には使用していただいている状態でございます。

以前は、硬式野球については、要するに硬式用に整備されていないということで使用をお断りしていた経緯があるようです。今現在は使用していただいておりますけれども、そういったところでバックネットですとかネット、この辺が硬式用の仕様になっていませんので、ある程度軟式で使うよりは傷み、損傷がちょっと激しくなるというのは聞いております。

続きまして、要するにベンチの屋根の関係ですけれども、そちらのほう雨が雨漏りしている状態ですとかということが、申し訳ありません、こちらのほうに要望として上がってきておりませんでしたので、現時点では把握していない状態でした。ですので、対応がちょっと遅れているということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 22ページのほうの関係ですけれども、確かに今答弁あったように、外部の硬式野球

の団体が年間通して使っております。大会が近づくと、土曜、日曜だけの練習ではちょっと足りないので、集中的に夕方からナイターで練習をしたいと、させていただきたいという申し入れをしたのですが、全く使わせてもらえなかったということで、その辺のところに関しては何かのそういう規制があったのかなと。ただ、玉ノ岡中学でも陸上部が夜の練習をしていますので、そこら辺のところは別の判断があったのかなというような気がしたものですから、ちょっとそれをお尋ねさせていただきました。

当然ナイターとなると、ナイターの設備はないのですけれども、自分たちで照明を持ち込んで持ってきてやるから、町にはそういったところをご不便はかけませんよというようなことで申し込んだのですけれども、そういうことに対しては使わせてもらえなかったというようなことがございました。

それから、次の155ページの件でございますけれども、今言ったそのような団体で、外部から甲子園に出るような高校野球の監督だとかコーチが、かなりお見えになるらしいのです。その団体が、自分たちでお金を出すから少し修繕させてくれという申込みをしたのですけれども、それも断られたというようなことで、やっぱりそこらのところが、持っている財産を最大限に利用できるようにするためには、そこいらのところも少し柔軟性を持ってやられてもいいのではないかなとも私は思うわけですが、その辺のところをお尋ねしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

ナイターの時間に、夜間使用するというお話につきましては、ちょっと自分のほうで申し訳ありません、聞いておりませんでしたので、何とも言えないところなのですけれども、規定としまして、規定という意味ではナイター設備が総合運動公園にはついていませんので、夜間を利用するというそもそも設定がないという状態です。ですので、それに照らし合わせて使用できませんというお答えをしたのかなというのが推測できます。その辺につきましては、ご自分たちでナイター設備を持ってきてするということにつきましては、また相談させていただければ、検討させていただく部分かなと思います。

続きまして、修繕の関係なのですけれども、こちらは令和4年度の時点でそのような申し入れをしたということでよろしいでしょうか。であれば、こちらのほうでも現地を確認させていただきまして、できる範囲で修繕のほうはする方向で、前向きに検討させていただきたいと存じます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、小林委員どうぞ。

○小林 智委員 私からは1点です。主要施策153ページ、文化財発掘調査事業、前年度とほぼ同等の事業費となっているが、具体的な発掘調査、保存事業など活動状況についてお伺いします。

○畠山美幸委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、主要な施策153ページ、文化財発掘調査事業に關しましてお答えいたします。

令和4年度は、発掘調査につきましては実施がございませんでした。確認調査、いわゆる試掘ですけれども、こちらにつきましては14件を実施いたしました。内訳といたしましては、個人住宅の建築に伴うものが10件、分譲住宅の建築に伴うものが1件、店舗、事業所の建築に伴うものが3件でございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。文化財発掘ですから、開発行為があったりすると調査という形で、こういう形で出動されているのだらうと思います。

そうすると、前のほぼ同等の金額になるのはなぜかなというふうにちょっと感じたものですから、今回の主要施策の明細を見ても、人件費以外のところは、大きいのは試掘に伴う重機の借上料ということ、これリースなのでしょうか、借り上げをしているということですから、その金額ということで、そうすると開発行為とかそういうのにかかるものって、ほぼ同等な水準で件数というのは毎年上がってくるということなののでしょうか。

それともう一点、会計年度任用職員が5人ということをやっているようなのですが、これで人件費が149万8,062円ということ。金額的にはそんな大きくない状況なのですが、これは出勤とといいますか、活動日数とといいますか、その辺についてはどういう運用のされ方なののでしょうか。

以上、お伺いします。

○畠山美幸委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

まず、件数でございますけれども、年度によって当然件数は変わってございます。過去の件数でございますけれども、過去5年間でいいますと、まず平成30年が試掘調査が13件、発掘調査が1件、令和元年につきましては試掘調査が12件、発掘調査が1件、令和2年度につきましては試掘調査が8件、発掘調査はございませんでした。令和3年度につきましては試掘調査が11件、発掘調査につきましては1件、令和4年度は先ほど申し上げたとおりでございます。大体10件前後で推移しているわけなのですが、もともと嵐山町には埋蔵文化財包蔵地、いわゆる文化財が地中の中に包蔵されているであろう場所につきましては198か所ございます。

そういった場所に開発行為等が該当する場合において、試掘調査を実施する。試掘調査の結果、開発行為が埋蔵文化財を破壊してしまうような行為の場合においては、記録として残すために発掘調査を実施するという形になります。面積につきましても、それぞれの開発事業ごとに面積等異なります。そうしますと、試掘、発掘に要する日数等も当然変わってございますので、それに対して

の費用がそれぞれかかってくるということでございます。

続きまして、会計年度任用職員の勤務の状況でございますけれども、5人おりますけれども、この5人の勤務につきましては、月6日程度の出勤という形になってございます。そのほかに試掘、発掘等がある場合におきましては、日程の調整等をつけまして、出られる職員のほうで対応していただく。大体1現場につきまして、最低2名の会計年度任用職員さんの方が出勤をいただいて、職員の指示の下に測量ですとか、あとは試掘の際の作業を実施していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 最後にお聞きしますが、その5人の方というのは大変なご苦勞もいただいている、月6日の勤務ですので、問題はないのでしょうかけれども、5人の方というのは、それなりの技術とかそういった形がなければできない方たちなののでしょうか。どのような方たちが携わっていただいているのか、聞かせていただけたらと思います。

○畠山美幸委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 答えいたします。

会計年度任用職員の埋蔵文化財発掘に携わる方々ですけれども、委員ご承知おきのとおり、当然そういう技術等が必要になってございます。こういった方々につきましては、埼玉県埋蔵文化財事業団にもともとのお勤めの方のOBの方ですとか、あとは他の市町村でもともと調査をされていて、そういう実績のある方にお声がけをさせていただいている場合がほとんどでございますけれども、中には全く経験がなくて、初めてなのですけれどもという方もいらっしゃいます。そういった方については、経験のある方から現場でいろいろ教わりながら経験を積んでいただいて、成長していただくというような形で業務を実施していただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 私からは1点だけです。主要施策の152ページで、電子図書館導入事業、町民の利用状況をお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 吉川副館長。

○吉川壮司教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長 それでは、私から電子図書館の町民の利用状況につきましてお答えさせていただきます。

まず、令和4年度における嵐山町在住者の電子図書館利用登録者数は156人でした。そして貸出数ですが、令和4年度の嵐山町在住者数の貸出者数280件でありました。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 156人の方が一応利用しているという形なのですが、これ例えば子どもさんとか、要するに高齢者の皆さんとかというふうな、そういう分類でちょっといったときにどういう状況になっているのか、その辺お聞きしたいのですが。

○畠山美幸委員長 吉川副館長。

○吉川壮司教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長 年齢についてですか、お答えいたします。

登録者数156人のうち、最も多い年代が30代と50代でした。それぞれ29人でした。次いで40代が24人、その次に60代が23人と多く、これらが全体の67%を占めております。

傾向としては以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 そうしますと、お子さんがこの電子図書館を利用するというのはちょっと少ないかと、今のお答えですとそんな印象を持ったのです。

それともう一つは、例えばこの電子図書館を導入したことによって、図書館自体に来館している人数の変化というのがあったのかどうか、その辺ちょっとお聞きして終わりたいと思います。

○畠山美幸委員長 吉川副館長。

○吉川壮司教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長 電子図書館導入に際しての来館者数の変化ということです。私の感じるところだと、来館者数の変化はございません。来館者数は、コロナのときに一旦落ちたのですが、その後年々伸びているという状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長 あと答弁漏れで、子どもの。

○吉川壮司教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長 申し訳ありません。電子図書館の子どもの利用でございました。子どもさんは登録はあるのですが、まず10代未満の方登録はございますが、令和4年度の貸出数はゼロでございました。

以上です。

○畠山美幸委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 追加でお答え申し上げます。

子どもの利用でございますが、この令和4年度の場合につきましては、まだ子どもたちのほうがご自宅のパソコンであったり、スマホであったりということで、学校のGIGAスクールとの連携というものを図ってございませんので、今後、今学校に1人1端末を入れている子どもたちの端末から、電子図書館のほうを利用できるような形というのを整えようと進めているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 私は、決算書の83ページ、交流センター改修事業ですけれども、その内容と効果に

ついてお聞きいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、決算書83ページ、主要な施策でいいますと59ページになります。交流センター改修事業の内容と効果につきましてお答えいたします。

交流センター改修事業、工事請負費総額2,210万8,040円のうち、北部交流センター改修事業償還金1,999万7,690円については、平成26年から翌27年度に当時の嵐山町農業構造改善センターを改修整備した北部交流センターの業務委託料になります。この1億9,975万8,529円になりますけれども、これについて埼玉県住宅供給公社との債務弁済契約に基づき、10年間20回払いで償還をするもので、最終返済年は令和7年度となります。令和4年度は、6月と12月にそれぞれ999万8,845円を支払っております。

交流センターとしてオープンの後に、利用者数の推移につきましては、実際に通年で利用を開始した平成28年度から徐々に増加をいたしまして、令和4年度もコロナ前と同等の水準まで利用が回復しております。

続きまして、嵐山町北部交流センター網戸設置工事につきまして、こちらは地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策として工事を実施したものです。それまで北部交流センターのホールには、窓に網戸が設置されておらず、利用者が施設をご利用される際に、害虫等をよけつつ室内の十分な換気ができるようにということで施設を改修し、網戸を設置いたしました。利用者の皆様からは、利用する際にやぶ蚊などの害虫が入ってこなくなったり、風で落ち葉などが入ってくるような心配もなくなりましたということで、安心の声をいただいております。

続きまして、嵐山町ふれあい交流センター花壇修繕工事につきまして、こちらはふれあい交流センターの道路に面した部分及び正面玄関脇の植え込みスペースについて、雑草の繁茂が以前から旺盛であり、除草管理が追いつかない状況がございましたので、通行者の迷惑とならないようにモルタルで埋めまして、化粧砂利を敷き詰める工事を町単独事業として実施をいたしました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 いいですか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 スポーツの施設管理事業の中で、プールの修繕やメンテナンスについて、令和4年度どのような内容が行われたのかお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

主要な施策の155ページ、スポーツ施設管理事業の関係でございますけれども、令和4年度にプー

ル施設内で実施した修繕は、12月に実施をいたしました女子更衣室前の給水施設漏水修繕5万5,000円の1件のみでございます。これは、冬期の低温による水道管の破裂が原因でございます、その対応でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 コロナの中で、何年かプールの事業ができなかったわけですが、今令和4年度の大体このメンテナンスの施しで、次にこのプールの事業というのはつなげていけるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、プールの関係をお答えいたします。

現在プールもう一か所、プールのほうに給水をする水道管が破裂というか、亀裂が入った状態で、水が送れないような状態になっております。ですので、今回のこのメンテナンスだけでは、すぐ以前のようなプールを開けるという状況ではございません。

さらに、プールサイドと、それからロッカールーム等、いろいろ修繕を施さないと便利に使っていただけないような状況になっております。ですので、担当課としましては開設に向けて、あらゆる方面からどのような運営形態がベストかということは今調査研究しているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、やはり何年間稼働していなかった部分を含めると、非常に今後、いわゆる相当な経費が予想されるというふうなことでよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、リニューアルオープンするには、かなりの大規模修繕が必要になります。ですので、そこの辺の資金調達等も含めまして、どのような形でプールを運営すれば町にとって一番いい形になるかという、その開設期間ですとか施設の内容ですとか、そういったものをトータルで判断しまして実施していきたいと考えています。ですので、例えば来年、再来年すぐにオープンしますということにはちょっと難しいかなというふうに考えていまして、最低でも準備の期間に2年間は必要になるかと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 決算書の231ページです。図書館費ですが、4,359万1,680円。図書館の本、DVD、CD等の貸出状況、電子図書館の状況はいいです。それは年代的な利用状況も併せて伺います。

○畠山美幸委員長 1個だけではないですね。

○渋谷登美子委員 ごめんなさい、すぐ忘れてしまうのだ。失礼しました。

その後、主要な施策の152ページですけれども、古里獅子舞保存会1,900円、古里祭り囃子保存会1万4,207円の具体的な使途を伺います。

その次、156ページですけれども、土地購入費（スポーツ施設等公有化事業償還金）741万1,926円ですが、これで償還は終了したかどうか伺います。

それと81ページですけれども、交流センター活動事業費47万8,104円ですが、町事業の内訳というのはどのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。

それと、決算書の83ページです。交流演奏会開催費補助金12万2,000円ですが、町事業としての支援についてはどのように考えられたのか伺います。

それと、主要な施策の59ページ、ふれあい交流センター講座（12月8日）講師謝礼7,000円、結局謝礼のある講座というのを企画できなかったということなのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

吉川副館長。

○吉川壮司教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長 それでは、私からは図書館の本、DVD、CD等の貸出状況と電子図書館の年代的な利用状況をお答えさせていただきます。

まず、図書館の本、DVD、CD等の貸出状況です。令和4年度の図書の貸出しは9万3,294冊でありまして、前年度比47%増でした。また、DVDやCD等、いわゆるAV資料の貸出しは4,935点であり、前年度比で63%の増となりました。

次に、電子図書館の年代別についてお答えします。嵐山町在住者の貸出数が280件ございました。このうち50代が67件と最も多く、次いで70代が64件、その次が40代の53件でした。

以上です。

○畠山美幸委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 続きまして、主要な施策152ページの古里獅子舞保存会と古里祭り囃子保存会の補助金の具体的な使途についてということをお答えをさせていただきます。

指定文化財保存管理事業の負担金、補助及び交付金のうち、古里獅子舞保存会1,900円、古里祭り囃子保存会1万4,207円の具体的な使途ですが、補助金の実績報告書によれば、古里獅子舞保存会の内訳は会議費、こちらは通知、資料印刷等でございますけれども、こちらが900円、雑費といたしまして嵐文連の年会費1,000円ということでございます。

古里祭り囃子保存会の内訳につきましては、会議費、こちらが通知、資料印刷について528円、需用費ははんでんのクリーニング代、あとは印鑑を購入された代金ということで合わせまして1万2,679円、負担金といたしまして嵐文連の年会費1,000円ということでございます。

続きまして、主要な施策156ページのスポーツ施設の土地購入費の関係でございますけれども、令和元年度より令和5年度の5年間の償還の予定であり、今年度、令和5年度が最後の支払いとな

ります。

続きまして、主要な施策59ページの交流センター活動事業費の町事業の内訳でございます。交流センター活動事業のうち、まず嵐山まつり文化展の費用が、使用料及び賃借料としまして7万442円、消耗品費が2万1,785円の合計いたしまして9万2,227円でございます。

続きまして、嵐山音楽連盟主催の交流演奏会への補助金といたしまして12万2,000円、埼玉県公民館連絡協議会の負担金として7,500円、それ以外の25万6,377円が町事業の金額ということになります。町事業といたしましては、ふれあい交流センター講座が報償費の講師謝礼7,000円と消耗品費9,739円の合計いたしまして1万6,739円、続きまして七つの祝いの報奨品といたしまして10万7,792円と消耗品費として2,750円の計11万542円、そのほかに印刷製本費といたしまして、ふれあい交流センターに設置のコピー機2台のコピー料が9万5,656円と、嵐山町公共施設使用許可兼使用料減免申請書が、これは複写のものになりますけれども、こちら40冊の印刷代金として3万3,440円となります。

続きまして、59ページの交流センター活動事業のうち、交流演奏会開催費補助金12万2,000円の町事業としての支援についてということでございます。こちらにつきましては、交流センター活動事業の交流演奏会開催補助について、嵐山町芸能文化団体事業費補助金として、嵐山音楽連盟さんのほうに7月に交付をしております。この補助金は、同補助金交付要綱の規定に基づき、芸能文化の振興と地域の活性化を図るために、公的または公共的な事業を行う団体の事業費に対しまして、予算の範囲内において補助金を交付するものです。補助額といたしましては、補助対象経費の10分の10以内となります。

続きまして、同じく59ページのふれあい交流センター講座の関係でございますけれども、報償費のうち、ふれあい交流センター講座、12月8日開催の講師謝礼7,000円について、謝礼のある講座につきましてはこの1件のみでございます。

新型コロナウイルスの蔓延状況を考慮して、令和4年度につきましても開催を中止しておりましたが、社会全体の動きなどを考慮して、秋に再開の方針を出しました。その後、感染症対策を取りつつ、少人数での開催を基本として実施可能な講師の方をお探しし、千年の苑ラベンダーを利用してアロマワックスサシェを手作りする講座ということで開催をいたしました。年明け以降につきましては、再び感染者数が増加したこともございまして、その後新たな講座を開催することはできない状況でございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 図書館費なのですが、貸出数、全体的にこれ年代的な利用状況というのは、それぞれの年代的な利用状況で、どの年代が一番多いかとかいうのを伺おうと思ったのです。電子図書館だけではなくて全てにわたって、もう調査してあると思うのですが。

それともう一つ、この貸出状況は、本に関しては47%増、そしてCD、DVDに関しては63%増ということですが、これは近隣の図書館と比べて嵐山町の図書館の貸出状況というのはアップしていて、ほかの市町村と比較してみてもどのような感じなのか、伺いたいと思います。

それから、獅子舞保存会に関しては、それぞれ事業としてはやることができなくて、会議のみで終わったということによろしいのでしょうか。

それから、交流センターの事業費というのは、結局もうコロナでほとんどできなくて、令和4年度においても1回だけやったのみで、あとは七つの祝いとか、どうしても嵐山町がやらなくてはいけなかった事業のみで、公民館活動的な部分というのは企画することができなかったというふうな形で考えてよろしいのでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉川副館長。

○吉川壮司教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長 それでは、図書館の本、DVD、CD等の貸出状況も年代別でお知りになりたいということでしたが、申し訳ありません。電子図書館のほうのみの年代的な利用状況しか手元に資料を用意しておりませんので、今お答えはできません。

そして、近隣との貸出数の比較ですが、ちょっと手元にこちらも資料がないので、お答えはできかねます。

以上です。

○畠山美幸委員長 続いて答弁を。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、古里獅子舞保存会と祭り囃子保存会の件につきましてお答えをさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、会議のみで終わったという状況でございます。祭り囃子保存会さんのほうにつきましては会議のみなのですが、獅子舞保存会さんのほうにつきましては、7月の17日の日に八坂神社の祭典において、一応演奏のみなのですが、2回実施をしたということで伺っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、私のほうから公民館講座の関係をお答えいたします。

公民館講座につきましては、令和4年度は先ほど答弁したとおりなのですが、令和5年度につきましても、ご存じのとおり企画できておりません。コロナの関係とかもございましたけれども、企画自体ができておりませんので、今年度につきましては、後半に講座を開設したいなというふうに考えておりますので、その辺を検討している段階でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 図書館に關しましての数字につきましては、後で資料を頂けますか。よろしくお願ひします。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 図書館の利用というのは、いらっしゃる方は増えているのかなと思うのですが、そのカウントはなさっていないですか。多分高齢者の方が増えているのかなというふうに思っていて、子どもさんはどのくらいなのかとか、そういうような形で分かります。

○畠山美幸委員長 その1点でいいですか。

○渋谷登美子委員 いいです。

○畠山美幸委員長 吉川副館長。

○吉川壮司教育委員会知識の森嵐山町立図書館副館長 図書館来館者のカウントの仕方ですが、図書の貸出しを伴わない訪問のみの方のカウントは、受付カウンターのところではカウンターを使って数えておりますが、そこで年齢別の集計は取ってございません。

貸出しの利用をしたという意味での年齢別のものでしたら、恐らく図書館システムからの統計集計で出るものと思われませんが、申し訳ありません、手元にそちらの資料はございません。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 北部交流センターの修繕が出ておりました、勾配不足ということでありました。ここはUR（都市再生機構）が、たしか工事したのではないかと思うのですが、2014年に出来上がった。2012～13年度あたりに工事した、10年ぐらい前ですね、ちょうど。思うのですが、問題は、これURに責任があるのではないのでしょうか、いかがですか。

○畠山美幸委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 私のほうからまずお答えする前に、川口委員、URというふうに質問されておりますけれども、こちらのほう先ほど藤野委員のところでは答弁したとおり、埼玉県住宅供給公社、こちらのほうに業務委託しておりますので、そちらのほうの関係でよろしいでしょうか。

まず、公社のほうに責任があるのではないかということなのですが、当時の工事記録等を確認したところ、北部交流センターの改修工事においては、既存の配管に接続しただけということですので、今回の詰まった部分というのが浄化槽までの部分になります。ですので、当時の農構センターから北部交流センターに変えるときの改修工事の中では、公社の工事の内容には含まれておりませんので、委員ご指摘している公社に責任があるのではという部分については、責任はないというふうに考えております。

工事の内容につきましては、副課長のほうから説明させます。

以上です。

○畠山美幸委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、工事の内容につきましてお答えをさせていただきます。

交流センター管理事業のうち修繕料について、北部交流センター女子及び多目的トイレの排水管詰まり直しということで、4月19日と5月12日の2回実施をしております。こちらにつきましては、団体の利用時に短時間に、休憩時ですけれども、大勢の方がトイレを使用することで配管詰まりが生じたというものでございます。この詰まりを解消するために、高圧放水による詰まりを取り除いたものです。北部交流センターの大便秘器につきましては、いずれも節水型のタンクを採用してございます。一度に流す水量が少ないというのが原因の一つであるというふうに考えております。

排水管詰まりの対応策といたしまして、現在は団体の方が大勢で使用する場合におきましては、バケツに水道水をくみ置きをいたしまして、もし詰まった場合にはそちらで適宜流していただくようにということで各団体をお願いをしております。

主要な施策の説明書のほうに勾配不足というふうに記載をいたしましたが、正しくは勾配及び水量不足ということになるかと思えます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。いや、埼玉住宅供給公社とURは、これは別なのですか、会社が。そうなのですか、ちょっと同じだと思っていたのですけれども、そうすると根本的な改修はしていないということなのですか。高圧で当面しのぐというやり方で、そうですか。では、根本的な改修というのは、これからもしないでやっていこうということなのですか。

○畠山美幸委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

トイレから浄化槽までの配管につきましては目視することができませんので、もしゆがんでいるとか、そういうたるみが出ているとか、そういったことになった場合には、当然その部分を改修しなければならないということになるかと思うのですけれども、今のところそういったことではなくて、水を大量に流せば流れるという状況です。勾配につきましても、浄化槽につきましては1%の勾配でいいということになっておりますので、規定の範囲内の建築になっているものと思われまます。ですので、今後様子を見まして、普通に通常利用で頻繁に詰まるようでしたら、先ほど申したようにたるみが出ているとか、そういったことも考えられますので、検査をする必要があるかと思えますけれども、今のところはちょっと様子を見させていただいて、団体の方が一遍に使ったときだけ詰まるという状況ですので、そういった対応で今後は様子を見たいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上で生涯学習課に関する部分の質疑を終結いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時28分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育総務課に関する部分の質疑を行います。

それでは、小林委員どうぞ。

○小林 智委員 私からは2点お願いいたします。

まず、主要施策の49ページ、電子自治体推進事業のうち、委託料のうち統合型校務支援システムは導入後2年経過しているが、事務効率化、情報共有、正確性向上、負担軽減等、導入効果の評価は。これにつきましては、藤野委員からも先日、地域支援課のところでご質問がありましたけれども、実際使われている教育委員会としての評価をぜひお願いいたします。

2点目、主要施策156ページ、学校給食運営管理事業、事業費総額8,991万8,000円となっているが、給食費の保護者負担額の相当額、国庫補助と全体の総合収支（町実質負担額）はどうなっているでしょうか。保護者負担軽減策はどのようなことを行われているのでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから統合型校務支援システムの件で説明をさせていただきます。

教育総務課としては、統合型校務支援システムの関係は主要な施策129ページの事業名16、学校教育IT推進事業、13使用料及び賃借料において、校務支援システム学校ネットワーク構築費として計上して支出しております。小中学校の教職員が使用するパソコンに導入された校務支援システムが、令和3年12月に契約をいたしまして令和4年4月から学校のほうで稼働しております。1年半経過したところですが、教職員の事務の効率化が進み、負担軽減につながっていると考えられます。児童生徒の出席簿、通知表や指導要録等、児童生徒の氏名等を記載するものが多く、手書きでは時間と手間がかかっておりましたが、校務支援システムを使用することで、あらかじめ登録しておいた児童生徒名簿を共有することができ、記載ミスをなくし正確に、迅速に作成することができます。また、手書きで作成していた通知表等も電子化することで、記載ミスをなくすことができました。

健康診断関連帳票などの公簿も電子化することによりまして、児童生徒の成長の記録もデータとして取り込めて、事務の効率化、負担軽減が進みました。また、校務支援システムは教育課程の管理、児童生徒の個人情報の管理等も行うことができます。業務のさらなる効率化、負担軽減を行うことが今後の課題となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私からは主要な施策156ページの学校給食運営管理事業につきましてお答えいたします。

事業費8,991万8,128円は、主な支出として給食調理等業務委託4,307万6,000円、給食運搬業務委託748万6,314円、光熱水費1,824万4,590円のほか、会計年度任用職員や給食調理機器の更新、修繕料など、給食センターの運営全般に係る経費です。

保護者が負担している給食費は、食材料費の実費負担として私会計の給食会計に計上されますので、町の一般会計には歳入として計上されません。そして、給食運営に関して国庫補助等はないので、事業費全体が町の負担となります。町の歳入とはなりません。保護者負担分となる給食費は、小学校月額4,300円、中学校月額5,000円でございます。年間およそ5,200万円程度となります。

次に、保護者負担軽減策でございますが、主要な施策159ページの学校給食費補助事業560万7,535円であり、これは中学校3年生以下の小中学生のうち、第2子を半額、第3子以降の給食費を全額補助するものです。また、学校給食費負担軽減事業として、物価高騰に係る食材料費の影響額として458万8,000円を直接給食会計に補助し、給食費の値上げを防ぎました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 それでは、まず統合型校務支援システムなのですけれども、内容をお聞きしましたところでも、これは相当な効率化が進んでいるし、正確性も向上しているし、何よりも教員の皆さんの事務量といいますか、その辺が軽減されているのではないかな。私もこれができるということで、その辺が大分改善されるのかなと感じておりました。

実際そういう形で、現場の人たちの負担が少なくなっていると同時に、これからさらにこの業務をプラットフォームのように使って、どのようなことが期待できるか、その辺について再質問させていただきたいと思います。その点、お願いいたします。

それから、学校給食費関係のほうなのですけれども、給食費そのものの出入りというのはもう別の会計でということですから、ただ全体像として、この約9,000万のお金は町の事業費として、給食事業費として出ていくということです。でも、全体として給食費も頂戴しているわけだから、全体のもは、別の会計であっても総合的にどうなのでしょうかとこの部分がとってもいいのかなと思ったものですから、別にこの一般会計の中で全部終わっていることではなくても、そういう見方があるのではないかな。そうすると、全体の子どもの給食を、結局大人たちの誰が負担しているのだ、町なのか、それから保護者なのかという見方、あと町と保護者とのバランスだとか、その全体像どうなっているのかなというのが概算で分かればなと思ったもので、そういう見方をちょっと先ほど聞き取れなかった部分もあるので、そういう視点から、概算でも結構ですから、どんなバランス

になっているのかなというのを聞かせたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○畠山美幸委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 失礼いたします。小林委員の今ご質問にありました校務支援システムの関係ですが、ほかの可能性というところですが、まだまだ導入して1年半足らずです。その校務支援自体、まだ使っていない機能等も実際あるところがあります。

今後検証を行い、例えば子どもたちの生徒指導等に関わる情報、それも電子化による一元保存、そしてまた引継ぎの有意さ、あとは子どもたちの心の健康診断等も行っておりますので、それを電子で把握し、全体の職員で把握する。また、それを経年で見えていくことができるなど、今まで職員が手書きで行って紙で保存していた文書等も電子化することにより、かなりの業務改善が今後も図られると教育委員会では考えております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 では、先ほどのに少し補足をさせていただきます。

将来的に発展性ということで、今多くの自治体で、ほとんどと言っていいぐらい校務支援システムを導入してございます。そういった中では、共通のソフトを使っているところが大変多くなってございますので、転校する際にもそういった情報、小学校から中学校だけではなくて、他校への転校、そういった場合でも情報が円滑にやり取りをできたり、または他のアプリを使っている、もしかしたら変換ソフトもできるようになるかもしれません。そういった形で、子どもたちの小学校から中学校、進学だけではなく、さらに転校であったり、その先の進学まで情報が円滑につながることによって、よりよい支援ができるようになることを願っているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、学校給食費の町と保護者のバランスということでございますので、こちらにつきましてお答えさせていただきます。

町が負担している経費は、給食センターを運営する経費と先ほど申しました。こちらで給食の調理業務を主に行っているわけですが、給食に係る食材料費を保護者の負担で賄っております。こちらが学校給食費として私会計で賄っておりますが、収入といたしましては、保護者からの給食費およそ5,200万円、小学校、中学校以外に幼稚園にも給食を提供しておりますので、幼稚園の園児からも小学生と同じ月額4,300円をいただいております。また、児童生徒と一緒に給食を食します教職員からも、同じように給食費を徴収しております。

そういったことで、通常6,000万円程度を学校給食費の収入として計上されておまして、そのほかに令和4年度は学校給食費負担軽減事業として、物価高騰に係る食材料費の影響分を458万

8,000円、直接学校給食費のほうに投入したところでございます。ですので、昨年の学校給食費の収支としましては、6,600万円ほどの収入がございました。そのうち食材料費として、主食が1,300万円程度、牛乳が1,000万円、おかずとなる副食費が3,300万円程度、それに消費税等をお支払いいたしまして、6,100万円程度を支出としてお支払いしているところでございます。ですので、こちらは食材費を保護者、教職員等に実費として負担していただいているということで、こちらは通常でしたら収入と支出がおおよそバランスが取れているというものになっております。ですので、町のほうで支出しているものは、こういった食材料を使って給食を作って、それを各学校へ配食し食べていただく、こういうようなシステムになっておりますので、町の経費といたしましては、令和4年度につきましてはそれが約8,900万円、このうち光熱水費が令和4年度は大分高くなっておりまして、令和3年度に比べまして1.3倍程度の光熱水費がかかったところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 私は、決算書の199ページ、学校教育 I T 推進事業の内容と成果です。その中で、校務支援システムについては小林委員も質問されておりましたので、主に G I G A スクールの関係について教えていただきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、学校教育 I T 推進事業についてお答えさせていただきます。

学校教育 I T 推進事業に関しましては、大きく分けて2つで、先ほど申し上げました校務支援システムの校務系のネットワークのものと、あとは国の G I G A スクール構想に基づく児童生徒1人1台タブレットの運用に関する業務の学習系ネットワークに関するもの、こちらがでございます。

学習系ネットワークのものにつきましては、小学校及び中学校のタブレット等運用業務委託、それからインターネット回線使用料、タブレット端末の修理に関するコールセンターの業務委託、タブレット端末の動産保険料、タブレット端末の修繕料、それからインターネット回線の設定変更料となります。

成果につきましては、学習系ネットワークにつきましては、児童生徒及び教員が安心してタブレットを使用しまして、I C T を活用した授業を行うことができるということが考えられます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 これは、小中全員タブレットが配布されているということだと思っておりますが、その活用状況をもう少し詳しく教えていただければと思うのですが、主に授業の中でタブレットを使っている授業の頻度はどのくらいあるのか、それから当然オフラインというか、ネットにつながらないで

の授業と、それからネットを通じての要するに授業、いろんなケースが当然あると思うのですけれども、その辺をもう少し詳しく教えていただければなと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 失礼いたします。私のほうからご回答させていただきます。

タブレットを使っている頻度になりますが、ほぼ毎日使っていると教育委員会では捉えております。ただし、授業の内容等もございますので、全ての時間で使っているとは言い切れないところはございますが、必要なとき、効果のあるとき、そこはタブレットを率先して使っております。また、町としても、毎日持ち帰り家庭でも使えるよう投げかけております。

また、内容についてですが、町のほうではタブレットを授業でどのように使うのが効果的であるかということで、ICT活用推進委員会というのを各校1人出していただき、その中で活用方法について検討しております。例えば具体的な使用方法ですが、スカイメニューというアプリを使い、タブレットにまとめたことを友達と共有したり大画面で発表するなど、ICTの特性を生かした学びを行っております。また、eライブラリーという学習AIアプリを活用し、児童生徒のつまずきの解消に向けたドリル学習を現在行っております。ただし、今全てお話ししたものは、オフラインでの使用がなかなか難しく、オンラインでの使用となります。

これらを使い児童生徒の興味関心を高めること、対話的な学びを進めること、基礎学力の向上などの成果が現在見え始めているところでございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 その中でオンラインの、以前でしたか、去年でしたか、回線が町の役場と同じものを使っていることによって、かなり渋滞するという問題があるということが言われていたのですが、それについての解消等はどうなっているのかということと、もう一つは、今度家庭に持ち帰るとき、各家庭が全部ネット環境があると限らないということで、持ち帰る場合との配慮で、要するに宿題等もオフラインで、そこでできるような形の、そういう配慮をするということが昨年話されていたのですが、その辺がどういう形で現実には、今は、4年度は行われたかと。

それと、授業のときに担任の先生だけでは、非常に全員をカバーし切れないケースがあるということで、サポートをお願いして授業を円滑にというか、使えるようにという、そんな話もあったかなと思うのです。現実はどういうふうに令和4年度は行われていたか、その辺ちょっと教えてください。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうから回線の渋滞してしま

う件の解消のことについて説明させていただきます。

以前より、多くの児童が一度に使うと通りが悪くなってしまって、固まってしまうとかという事象が発生しております、こちらのほうでもいろいろ何が原因なのかということを考えていたりしております、一度に全てのことをやることはできないので、令和4年度に関しましては、まずインターネット回線を役場集中型から、各校からじかにインターネット回線を通じるようにやってみようということで予算を計上して支出をさせていただきました。それによりまして、実際にはまだ検証はそれほどないとは思いますが、集中型よりは、学校から直接抜けたほうが回線がつながりやすくなったということがございます。

それに加えて、令和5年度に関しましては、小学校よりも中学校のほうがどうしてもつながりにくいという事象が発生したため、中学校のアクセスポイントを新しいものに取り替えるという予算を計上させていただきました、夏休みに工事をさせていただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 続いて、ご回答させていただきます。

先ほどのWi-Fi等の環境がない家庭に対してですが、教育委員会のほうからルーターの貸出しを行い、そちらのルーターを用いて、オンラインでの学習を取り組んでもらうようにしております。

また、授業等のサポートについてですが、ICT支援員という者が月2回全校配置されておりますので、そこでサポートを受けるようにしております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 次に、青柳委員どうぞ。

○青柳賢治委員 私は、主要施策の説明書の137ページ、小学校施設の改修工事です。菅谷小学校、七郷小学校の大便器の洋式化の割合についてお尋ねしておきます。

○畠山美幸委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、トイレの大便器の洋式化についてお答えさせていただきます。

まず、菅谷小学校でございますが、大便器の全体の数が80、そのうち洋式便器が35、割合として43.8%。七郷小学校でございますが、大便器の総数が39、洋式便器数が7、割合といたしましては17.9%でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 まだまだ洋式化については時間もかかるのでしょうかけれども、1点、菅谷小学校のトイレのことについて、まだやっぱりペットボトルのようなものが用意されていて、そういったものによって流されているというようなこともちょっと聞きましたけれども、実情そのような小学校

のトイレについては、どういうふうな状況になっているものなのですか。

○畠山美幸委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

菅谷小学校、確かに以前は水の流れがよくないということがございまして、ペットボトルをそばへ置いて、子どもが用を足した後、そのペットボトルでもって流すというような事態でございましたけれども、これについては修繕対応が終わっております。ただ、七郷小学校の一部トイレに関しては、ちょっとまだその対応ができていない状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の144ページですけれども、中学校社会体験チャレンジ事業、参加者数、協力事業者数、評価について伺います。これは何かとても皆さん評判がよいので、伺いたいと思います。

次に、主要な施策の、ばらばらになっていて申し訳ないです。130ページ、いじめ問題対策事業において協議されたことについて伺います。

129ページの学校教育 I T 推進事業、G I G A スクール端末修理運用サービス業務委託ですけれども、これは231万円の修理内容について伺います。また、同じくタブレット端末保険121万3,770円、対象となったタブレット数を伺います。

それから、主要な施策の144ページ、幼稚園一般職員が5人、会計年度任用職員が8人、職員体制について伺います。

決算書の245ページですけれども、負担金、補助及び交付金の不用額86万465円の理由について伺います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私のほうからは社会体験チャレンジ事業、いじめ問題対策事業、学校教育 I T 推進事業、タブレット端末保険の件につきまして説明をさせていただきます。

中学校社会体験チャレンジ事業につきましては、菅谷中学校は1年生が対象で、12月7日から9日までの3日間、嵐山町役場ほか19事業所で受入れをしていただきました。参加者数は73名になります。

玉ノ岡中学校は2年生が対象になります。7月7日から8日までの2日間、こちらは事業所に体験に赴くのではなく、講師を招いて講演を聞く事業を実施いたしました。幼稚園長、消防署長、役場職員、セイメイファームと起業家の講演を聞いております。参加者数は45名でした。

生徒からは、初めての仕事で楽しかった、勉強になった、父や母が普段仕事してくれていることに感謝したい、働くのは大事だと思った、こんな仕事があるのだと思ったなどの感想が寄せられました。事業所からは、頑張って仕事をしてきていた、熱心に取り組んでいたなどとお褒めの言葉をいただいたと聞いております。

以上でございます。

続きまして、いじめ問題対策事業についてお答えいたします。いじめ問題対策事業は、7月に実施しましたいじめ問題対策連絡協議会の運営に要する経費を計上しまして、委員報酬及び費用弁償を支出しました。

いじめ問題対策連絡協議会は、議題を2つ設けておりました。1つ目は、嵐山町いじめ防止基本方針について事務局から説明をいたしました。いじめ防止対策推進法に基づき町の方針を定めており、また各校においていじめ防止基本方針を定めております。学校の基本方針に基づき年間計画を作成し、取組を実施しております。

2つ目は、いじめ問題に関する施策の推進について事務局から説明をいたしました。国の状況、県の状況を踏まえまして、嵐山町の小中学校のいじめの認知件数や概要につきまして説明をいたしました。委員の方からは、保護者への報告はどのように実施したのか。また、いじめの実態を把握するアンケートは行っているのかなどの質問が出ました。

以上でございます。

続きまして、学校教育IT推進事業、GIGAスクール端末修理運用サービス業務委託の内容でございます。GIGAスクール端末修理運用サービス業務委託は、児童生徒のタブレット端末が故障した場合、電話をして状況を話し、どういう措置を取ればよいか判断し、指示してくれるコールセンターの業務委託になります。また、修理から戻ってきたタブレットが初期化されている場合は、すぐに使えるようにソフトのインストール等、キitting作業も委託に含まれております。

タブレットが使えなくなったという事象が発生したとき、何が原因か判断することが難しく、またどこに電話をして修理を依頼するのか、または自分で直すことができるのかということが分からず時間がかかることが多いため、リコージャパン株式会社に委託をし、連絡先を一本化しました。令和4年度は、公立学校情報機器整備費補助金、GIGAスクール運営支援センター整備事業として3分の1国庫補助が出ており、歳入に計上しております。

以上でございます。

続きまして、タブレット保険につきまして説明させていただきます。タブレット端末保険は、株式会社スクールキーパーと契約をいたしました。令和4年5月から令和5年3月までに故障したタブレット端末が保険金支払いの対象となります。対象となるタブレットは、令和2年度末に購入をした1,111台であります。令和4年度の保険金の支払い対象の修理件数は46件、修理金額は208万7,404円、そのうち保険金として入金した金額は94万8,400円となります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私からは、幼稚園の職員体制と給食費の不用額につきましてお答えさせていただきます。

初めに、主要な施策144ページの幼稚園の職員体制につきましてお答えいたします。嵐山幼稚園には、正規職員4名、フルタイム会計年度任用職員1名、合計5名の幼稚園教諭がおりますが、そのうち1名は令和4年度においては産前産後休暇、育児休暇を取っており、4名の職員のうち1名が主任として全体を見まして、3人がクラス担任をいたしました。会計年度任用職員8名は、幼稚園長と幼稚園教諭4名、支援員1名、事務員1名、用務員1名です。また、このほかに幼稚園バス運転手が4名おります。

続きまして、決算書245ページの学校給食費負担金補助及び交付金の不用額につきましてお答えいたします。この不用額86万465円は、第2子以降学校給食費補助金を当初予算で646万8,000円計上しておりましたところ、実績額が560万7,535円となったための予算残額でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 中学校の社会体験チャレンジ事業なのですが、これは菅谷中だけは実際に外に出て体験していて、玉ノ岡中は講師の話を聞くという形で、それぞれ別の事業を行ったということなのですが、これは毎年毎年これ同じ形でやっていくのか、どうなのでしょう。

また、1年生の体験事業というのは、中1の1年生の体験事業、ちょっと珍しいのかなと思うのですが、大体中2かなと思ったのですが、子どもさんたちは多分すごく興味があったと思う、体験してよかったのだろうと思うのですが、これについて毎年毎年同じ形でこれをしていくのか伺いたいと思います。

それからあと……

○畠山美幸委員長 これ1点だけ。

○渋谷登美子委員 それでいいです。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、社会体験チャレンジ事業でございますが、令和4年度に関しましては、菅谷中学校は事業所に赴く形で、玉ノ岡中学校は講師を呼んで話を聞く形と申し上げましたが、令和3年度、令和2年度に関しましては、コロナウイルスが蔓延しているためこちらは中止となっております、その前の年は玉ノ岡中学校、菅谷中学校とも事業所で体験をするという形を取っております。

令和4年度に関しましては、玉ノ岡中学校は夏の実施でしたので、まだコロナの不安があるとい

うことで、こういう形を取ったようでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 いいですか。渋谷さん、もう終わりですか。

[「いいです」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 次、川口委員。

○川口浩史委員 不登校は何人で、どのような対応をしたのでしょうか。中1ギャップ、これには中1ギャップを解消することが不登校の改善につながるような書き方しているわけです。実際に不登校があったのか、これが原因であったのか伺いたと思います。そして、不登校時、学習支援をしたのかどうか伺いたと思います。

いじめ、小学生が5件、中学生が3件認知したとあるわけです。どのように認知をしたのか、また認知ができなかった件数と理由を伺いたと思います。

次に、給食センターにシャワー室がありますが、その利用は何回あったのか伺いたと思います。給食のうどんは月何回あったのでしょうか。そして、このうどんは農林61号を使っているのか伺いたと思います。

次に、教員の長時間労働、一番長かったのは月何時間になるのでしょうか。長期休暇を取る教員はいたのでしょうか。いたとすれば、その理由を伺いたと思います。

いじめ問題対策事業で、委員が12人から4人に減っております。理由を伺いたと思います。

最後に、綜企画設計、事業内容はどのようなもので契約しているのか伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 では、私のほうから不登校といじめについて答弁させていただきます。

まず、不登校についてですが、点検評価にも書かれておりますよう、小学校10人、中学校25人になります。不登校の要因は、これであると言い切れない現状がございます。現在嵐山町の現状では、学校への無気力が最たる要因ですが、複数の要因が重なっているように捉えております。ゆえに、中1ギャップも原因の一つではないかと捉えております。

また、不登校児童生徒への対応ですが、学校からの支援はもちろんのこと、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラーによる相談活動、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を行い対応に当たってまいりました。中学校では、不登校生徒全てではございませんが、小川町にあります適応指導教室による支援も行いました。学習支援につきましては、オンラインでの学習を提供したり、家庭訪問でプリント等を配付し、学習の状況を確認する等の手だてを行っております。

次に、いじめについて答弁させていただきます。いじめの認知の方法ですが、本人からの訴え、被害児童生徒の保護者からの訴え、本人ではない児童生徒からの情報、担任が発見をする、担任以

外が発見する等、多岐にわたっております。

いじめについては、毎月各校から報告を上げてもらっております。また、認知したいじめは全て報告をしております。また、子どものほうから、先生、いじめられていますなどと相談があった場合、それを学校で伏せることはせず、丁寧に被害児童生徒と対応を行い、またそれを認知し、報告ということを行っております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 私からは、2点お答えさせていただきます。

まず、主要な施策156から159ページの給食センターのシャワー室の利用につきましてお答えさせていただきます。給食センターには、シャワー室が2か所設置されております。今までにシャワーを使用したことはなく、脱衣所部分を調理員が更衣室として利用している状況です。

次に、給食のうどんにつきましてお答えさせていただきます。給食は、木曜日が麺類となっており、うどんと中華麺を交互にしておりますので、うどんは月に2回程度でございます。そして、うどんは埼玉県学校給食会から購入しているため、農林61号は使われておりませんが、埼玉県産小麦100%の地粉うどんでございます。

なお、今後時期を捉えて、町の特産品である農林61号を使ったメニューを提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会教育総務課指導主事 私のほうからは、教員の長時間労働と長期休暇を取る教員はいたかについてお答えさせていただきます。

令和4年度の教員の時間外在校等時間が最も長かった者は104時間でした。また、長期休暇、ここでは長期の病気休暇として捉えます。を取った職員はございませんでした。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私のほうから、いじめ問題対策事業の委員数の減少の件につきまして説明させていただきます。

主要な施策説明書の人数の記載におきまして、去年は委員全員の人数を記載しておりましたが、実際に委員報酬を支出した委員数を記載するということでしたので、令和4年度は4人となります。委員の数が変更となったわけではありません。申し訳ありません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、私のほうからご質問の業務委託

の契約内容についてお答えさせていただきます。

こちらの業務委託契約の業務内容といたしましては、まず老朽化状況の調査及び整理、それから再編に係る基本計画の検討、それから事業計画基礎資料の作成、事業方法の検討、それから石綿の含有建材の調査、以上となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 不登校ですけれども、中1ギャップが原因の一つだということでの捉え方なのですが、この書き方では、中1ギャップを解消すること、新たな不登校児童生徒を出現させないことに重点を置きという書き方をしているわけなのです。ですので、原因の一つというより、かなりこれが原因だという書き方をしているわけなのです、中1ギャップが実際に不登校になっているのかというのは大変大事なところなのです、視点間違っていたら対策が間違っているということになるわけですから。それで私伺っておりますので、原因の一つという捉え方ではなくて、これが原因であるということである以上、やはりそこに根拠を持ったものを私は出してほしかったなと思うのですけれども、それあるのかないのか伺いたいと思います。

それから、不登校児の学習支援なのですけれども、オンラインということでご答弁ありましたので、ああ、そうか、嵐山もやっているのかということでしたのですけれども、ちょっとニュースだったかな、何かの情報番組で不登校に対してオンライン、タブレットでの学習をしているというのをやっていたのです。では、嵐山どうなのだろうなということでもちょっと聞いてみたのですけれども、実態というか、実際どのぐらいやっているのか伺いたいと思います。

いじめの問題なのですが、なるほど、そういうことですか。告発があったものも含めた人数ということなのでしょうか、これは。小学生が5件で中学生が3件というのは、そういう理解でよろしいのですか。そういう視点でやってもらっているのであれば私はいいので、いいのでというか、よろしいわけで、ちょっと告発あったのだけれども、その子に聞いてみたら、いや、周りに聞いてみたら何かなかったよだって、そういう扱いがあるのではないかなって思ったので、それでちょっと質問しました。これは結構です。

給食センターの関係なのですが、シャワー室は使われてないと、これ給食センターが造られるときに、その前に毛呂山が、嵐山が造られる3～4年前に新しいの造ったのです。やっぱりシャワー室があったのです、あるのです。だけれども、誰も使用していないということ聞いていましたから、だから私もシャワー室は使われないのだと、使われることはないのですよと、なくてもいいわけですよということで質問したのですけれども、強引に造ってしまって、造ったら使用はしていないと。これから学校を造るわけでしょう、私は反対です。だけれども、これ多数決の原理で造る方向に行ってしまったら、その中に無駄なものを指摘された場合は、やっぱり素直にそれはやめていくべきだというふうに思うのです。そのお考えあるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

うどんなのですけれども、うどんは今まで使っていなかったと、農林61号は。ぜひ使ってくださいということで私質問しようと思ったのだけれども、まあ、お答えになっていますので、ぜひ使ってもらったほうがいいなって、嵐山町の特産ですから、お願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁はいいですか。

○川口浩史委員 答弁はいいです。

教員の長時間、104時間、ちょっと長いです。これ何人ぐらいあれですか、80時間を超えている、これ調べてありますか、いるのか。これは対策取らないと、過労死はご存じのように80時間を超えたらということになっていますので、80時間というか、実際は60時間超でもう亡くなっている方いるわけですから、これは対策取っていかないといけないのではないかと思いますのですけれども、ちょっと考え方を伺いたいと思います。

綜企画は、そうしますともう契約内容は全て終わっているということなのですか。これから何か、設計はまだ先ですよ。もうこれで大体終わったということでもよろしいのですか、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 では、私のほうから答弁させていただきます。

先ほどの不登校の件ですが、このような書きぶりで誤解を与えてしまったことは大変申し訳ないなどと思っております。先ほどご回答しましたように、不登校の要因については、中1ギャップ等も含めて様々な要因が絡み合っている。これが絶対原因だということは、今言いつらいということだけをご承知おきいただければと思います。

2点目のオンラインの人数についてですが、こちらのほう把握はしておりません。人数をカウントするのは大変難しく、その不登校児童生徒からオンラインでの授業をやりたいという希望があれば、その希望にのっとって行っているというのが実情でございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私からは給食センターのシャワーにつきましてお答えさせていただきます。

こちらは、使わないのならなくてもよかったのではないかとご質問だったと思いますが、確かに現在は空調の設備もよく、汗をかくような環境があまりございませんので、実際にユニットシャワーを使っておりませんが、とはいえ調理業務ですので、そういった中で何か汚れが付着したときなど、すぐに洗い流して清潔な状態を保つことも大切であると思っておりますし、また現在の給食センターは防災拠点としての機能もございますので、そういった中でシャワールームがあるということは利点の一つかと考えられると思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会教育総務課指導主事 教員の長時間労働で、80時間超えをした者が何人いるかということでお答えさせていただきます。

昨年度、令和4年度の中で最も80時間超えが多かった月としては4月、年度当初となります。年度当初ですが、4月、小学校に関しては4人です。中学校に関しては9人、嵐山町内では80時間超えをした者がおります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 それでは、業務委託契約の件でお答えさせていただきます。

こちらの契約が、履行期間が契約の令和4年11月30日から令和5年の12月28日までとなっておりまして、こちらの契約に基づく成果物等はまだ受領していない状態です。ただ、議員の皆様にもお知らせさせていただきましたけれども、例えば菅谷小中学校の耐力度調査など中間報告等あったものについては、迅速にお知らせしながら進めているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 不登校はよろしくお願ひしたいと思います、なるべく出さないようなこと。

オンラインなのですけれども、やりたいという人にやっているのだという答弁でしたけれども、そうすると実際何人ぐらいやっているのかというのは、人数としてはつかめるのではないですか、いかがでしょうか。いや、いないのだということであれば、それはそれで結構なのですけれども、体制ができていのかどうかを私は確認したかったので。

給食センターのシャワー室、なるほど防災拠点、それはそうだね、防災拠点だと必要だなというのは何となく感じはします。ただ、最初から防災拠点でというのはどうだったかなって考えると、そうではなかったような気もするので。だけれども、あそこ入ってしまっているのか、防災拠点でご飯を作る人はどうなのだろう、あそこ一般の人が入っているのか。まあいいや、確かにそれはそうです。だけれども、現実に今まで設置してから使っていないわけですから、これはこれで問題ですよ、無駄なものを設置したと。お金の多寡ではないということが言えると思うのですけれども、どのぐらいで、5万円ぐらいで設置されたのか、ちょっともう私も金額は忘れちゃったけれども、やっぱりこういう無駄なところを指摘をされたら、素直にそこはやめていくと、そういう考えを持っていくべきだと思うのです。そのお考えが、新しい学校を造ることで指摘されたら、それはやめるべきだと思うのですけれども、そのお考えを伺いたいのです。これちょっと教育長に伺いたいのと思います。

あと、教員の長時間ですが、ちょっとこれは実情、これだけ頑張らないとこなし切れなかったということなので、本当にこの先生大変だったと思うのです。教員不足ということが言われているわけですが、それも原因として、これだけの長時間を働かざるを得なかったのでしょうか、ちょっとその状況を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 以上3点でよろしいですね。

○川口浩史委員 はい。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、不登校についてお答えいたします。

学校からも、できますよというふうに不登校の児童生徒に投げかけております。希望制にオンライン授業なっております。今手元にデータがございませんので、今後人数のほうを把握していきたいと考えております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 では、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、これから学校を造るに当たって、無駄な施設、設備ということでございます。大事な予算を使うわけですので、もっともだと思っております。これから学校を造るに当たっては、現状の施設だけではなく、これから未来に向かってずっと残る学校でございますので、近隣、最近造った学校で、こんな施設が必要だった、今の嵐山の学校にはこの施設はないけれども、こういうことは必要だろう、造ったら非常によかった、そういったことも様々研究をしながら、教室の中、または教室の配置であったり、設備は考えていこうと思います。その中では、明らかに無駄なものというのは、やはり削除すべきだと考えておりますので、その部分はしっかり捉えてまいりたいと思います。ただ、未来を見据えますので、今すぐは現在の学校にはなくても、この先を見据えたときはこういう施設が必要だろうということはしっかりと考えて、設計のほうに進んでまいりたいと思います。

2点目につきましては、教員の長時間労働の問題でございます。このことにつきましては、教育委員会としても大変大きな問題と重く捉えてございます。先ほどからご質問いただいているような校務支援システムの導入であったり、予算の中で、ご議決を今年度当初予算でもいただいております様々な人的配置、町のほうでしていただいていることで、少しでも教職員の負担を減らしてまいりたいと思います。

実際に教職員を採用するのは、市町村の教育委員会には権限はございませんが、委員ご指摘のように教員不足、成り手が不足しているという中に、教員という仕事がブラックである、そのブラックという中に長時間労働ということが含まれていると思いますので、こういったことは町教育委員

会といたしましては、現在いる教員がしっかりと長時間労働の解消を図り、一人一人が生き生きと、今ウェルビーイングの働き方と言いますけれども、教員一人一人がこの仕事に誇りとともに楽しさを持って働いていけるような、そんな学校環境の構築に尽力してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔「教員不足は、教員不足」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 今言わなかった。

〔「教員不足について聞いたのですが」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 うん、言っていたけれども、今その答弁していなかったっけ。教員不足についての質疑の答弁も今言っていたよね。

○下村 治教育長 私、今答えた……

○畠山美幸委員長 今話していましたよね。

○下村 治教育長 はい、話していたけれども。

〔「答えた」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 うん、答えたのではなかった。

○下村 治教育長 もう一回答えます。

○畠山美幸委員長 ではもう一度、申し訳ございません。

○下村 治教育長 教員不足のところでございます。分かりづらくて申し訳ないです。

教員を採用する権限につきましては、市町村教育委員会にはございませんので、市町村教育委員会といたしましては、今働いている教員たちが働き方を改革をして、長時間労働等を改革し、様々な施策の中で生き生きと、そしてウェルビーイングと言われるような楽しみを持って働けるような環境をつくることによって、改革をしていきたいと思っておりますので、そういった中で教員不足というもの、受ける人が増えていくという形を増やしていくしかないかと思っております。そういった形の答弁をさせていただきました。

以上でございます。

〔「実情をちょっと伺いたいのでね」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 何。

〔「実情」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 それさっき言わなかったですよ、実情。

〔「いやいや、それは教員不足はあったんですかって聞いたんですよ、私は」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 不足の原因はっておっしゃっていました。

〔「いやいや、原因を言っちゃったかしんないけど、原因が中心ではないです。教員不足があったんですかって、そ

れが長時間労働につながったんですかって、そういう聞き方をしたのですよ」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 もう答弁終わりです。

[「聞いているんだから、ちょっと聞いてくださいよ、それは。私は聞いているんですよ」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 では教育長、答えられますか、今のお答え。

[何事か言う人あり]

○畠山美幸委員長 はい。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

教員不足はございます。

○畠山美幸委員長 ございますだって。

[「委員長」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 何、ちゃんと。

[「いや、いつ発生したの、昨年度ですかね」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 だから、令和4年度の今決算ですから、令和4年度に教員不足があったかということを知りたいのですか、原因ではなくて。

[「原因じゃなくて」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 教育長、では。

○下村 治教育長 昨年度におきまして、令和4年度におきましてはございません。私のほうでありますと言ったのは、本年度不足が生じておりますということでございます。

[何事か言う人あり]

○畠山美幸委員長 以上で教育総務課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 2時30分)

決算審査特別委員会

9月8日（金）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（9名）

1番	小林	智	委員	2番	狩守	勝義	委員
3番	藤野	和美	委員	4番	大野	敏行	委員
5番	青柳	賢治	委員	6番	川口	浩史	委員
7番	松本	美子	委員	8番	渋谷	登美子	委員
9番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
安藤	浩敬	地域支援課長
太田	直人	福祉課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
小輪瀬	一哉	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
下村	治	教育長
高橋	喜代美	教育委員会事務局教育総務課長
馬橋	透	教育委員会事務局生涯学習課長
中村	寧	農業委員会事務局農政課長兼務
堀江	國明	代表監査委員
長島	邦夫	監査委員

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は全員でございます。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時29分)

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

全課局に関する質疑並びに現地調査を終了しております。

これより、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けしたいと思います。

総括質疑につきましては、4名の方から届出がございました。

初めに、渋谷登美子委員、次に小林智委員、次に青柳賢治委員、最後に川口浩史委員の順で行います。

それでは、渋谷登美子委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 全部で5問です。

ゼロカーボンシティ宣言を令和4年3月1日に行った以降の令和4年度における各課の動きを伺います。

2番目です。コロナ禍によって、住民間のコミュニケーションが難しくなっている部分があります。若い世代、女性、50代までの方たちのまちづくり参加の状況、まちづくり参加を促すための情報提供の工夫、SNSの利用などについて伺います。

3番目です。嵐山町が仕掛けた金を稼ぐ事業として、観光事業、花見台工業団地の拡張、川島工業団地、土地区画整理になりますけれども、拡張などがありますが、令和4年度の成果と評価を伺います。

4番目です。令和4年度の農業生産高、特に穀類、野菜類、畜産、養鶏等で、今後の気候変動の影響を含め対応をしてきた内容の評価を伺います。

5番目です。令和4年度における交通事故の発生件数、道路、歩道及び自転車道が整備されてい

たら発生を免れたと考えられる交通事故の有無について伺います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

初めに、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

ゼロカーボンシティ宣言後に各課局から、町の施策・計画立案に係る施策の提案を募集し、提案を受けました。その中で、令和4年度に動きがあったものについて申し上げます。

町民課からは、1つ目は紙保存から電子保存へで、紙により申請受付をしていたものを電子申請に切り替えたこと、2つ目は、郵送から電子送信へで、戸籍の届出書を郵送していたものを電子送信に切り替えたものです。

次に、税務課では、コピー用紙の両面印刷・裏面再利用、事務用品の節約です。

次に、農政課では、1つ目はスマート農業の推進で、農業用ドローンの水稻直まきなどです。2つ目は、化学農薬、化学堆肥の使用量低減と高品質堆肥の利用促進で、化成肥料からの転換促進として牛ふん堆肥利用促進事業の実施です。3つ目は、地産地消の推進で、農産物直売所における農産物生産組合のサービス品事業の実施です。4つ目は、森林の適正管理及び町内産木材の有効活用で、広報して適正管理を啓発しております。5つ目は、町環境保全型農業推進協議会による取組事業の強化で、ラジコン草刈り機、斜面草刈り機の導入。6つ目は、耕作放棄地の解消で、新規就農者等への農地のあっせんです。

次に、まちづくり整備課では、1つ目は道路照明灯及び防犯灯のLED化で、令和4年度設置基数として5基設置したこと。2つ目は、公園緑地・都市緑地の維持管理で、公園清掃業務及び植木管理業務委託の実施をしたこと。3つ目は、都市計画道路の整備による道路交通流の円滑化で、令和4年度都市計画道路の一部について測量・補償調査の実施したこと。4つ目は、駅前広場の整備による公共交通の利用促進で、武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備計画事業による工事の実施を行ったことです。

次に、上下水道課では、1つ目は、環境配慮型浄化槽への転換促進（PFI事業）で、第2期事業として町管理型浄化槽整備推進事業を実施したこと。2つ目は、公共下水道未接続世帯への接続推進で、18件を接続したこと。3つ目は、計画的な管路の更正更新で、公共下水道花見台第4幹線布設替え工事を実施したこと。4つ目は、水資源の有効利用（漏水防止対策、節水PR、雨水の有効利用）で、毎年広報を掲載しているとのことです。

次に、教育総務課では、1つ目は、文書、紙でございます。印刷物の削減、各学校間との連絡を紙による印刷物ではなく電子通信を利用していること。2つ目は、各学校での取組として、「みんなのできるエコライフ」においてエコライフデイチェックシートにより意識づけを行うで、各学校で実施をしたこと。3つ目は、幼稚園において年間を通じSDGsに取り組むで、和紙の原料であるコウゾなどの観察、栽培をしたこと、食に関する指導を計画的に行い、給食の残菜ゼロを目指す

で、給食カードを作成し保護者に伝えたこと、節水、節電などに取り組み、水や電気の大切さを学ぶで、実施していること、自然の大切さに触れる活動を行うで、園のファームで野菜を栽培し収穫したことです。

環境課では、これらの各課局の提案を項目ごとに取りまとめ、嵐山町の類似自治体の取組と比較検討して、嵐山町に適合する施策を選定している途上であります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 では、私より質問項目2と質問項目5の2つをお答えさせていただきます。

若い世代、女性、50代までの方たちのまちづくり参加状況ですが、区長会において地域の課題を話し合った際も、若い世代や女性の地域活動への参画が大きな課題であるとの意見が多数ございました。町でも長年の課題であると認識しております。情報提供の工夫やSNSの活用では、新たに町公式ラインを令和4年10月に開設し、幅広い層に情報が届くよう体制を整えました。

続きまして、質問項目5でございます。令和4年度ですが、交通事故につきましては、暦年で換算しておりますので、令和4年という形でお答えさせていただきます。令和4年における交通事故の発生状況でございますが、人身事故39件、うち死亡1件、負傷者45人、物損事故358件でございます。前年比では、全てにおいて増加傾向にございます。道路や歩道、自転車道が整備されていれば防げた交通事故でございますが、町では特に把握しておりません。死亡事故が発生した場合には、小川警察署が道路管理者や交通安全担当者等を集めて現場検証し、改善策を検討しますが、一般的な事故においては、検証等は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問項目の3、こちらにつきまして答弁させていただきます。

令和4年度の観光事業の主な内容といたしまして、観光地域づくり法人推進事業についてご説明いたします。主な事業内容といたしましては、ラベンダー事業、土産品製造・開発、水辺アクティビティー事業を実施しております。ラベンダー事業につきましては、ラベンダーまつりを3年ぶりに開催することができ、3万509人にご来場いただきました。摘み取り体験や手芸体験、土産品販売等により約340万円の利益を計上することができました。また、イベント会場において事業者による物販などが行われ、約1,050万円の売上に貢献することができました。また、テレビ、新聞、ウェブ等のマスコミに取り上げられたことによるPR効果が、広告換算値といたしまして約2,000万円と試算されております。観光地域づくり法人推進事業の目的の一つである稼げる場の提供をすることや、町のPR効果として大きな成果があったと評価をしております。

また、令和4年度の企業誘致事業についてですが、インターランプ地区の物流倉庫が竣工いたしまして、テナントによる事業が開始されました。花見台工業団地拡張地区につきましては、県企業

局による造成工事が進捗いたしました。川島地区の産業団地整備事業につきましては、業務代行予定者の選定が行われ、設立準備会とエム・ケー株式会社との間で事業推進に関する覚書の締結が行われております。インターランプ地区、花見台工業団地拡張地区、川島地区につきましては、順調に事業が進んだことが成果であったと評価をしております。また、企業の新規立地や規模拡大を促すための位置づけであります企業誘致条例でございますが、奨励金の交付対象となりました物件の固定資産税の課税額が約5,060万円となっており、こちらも大きな成果があったと評価をしております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 最後に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、質問4について回答いたします。

令和4年度の農業生産高につきましては、データがございませんので、直近の令和3年の農林水産省による市町村別農業産出額推計データベースを基にお答えさせていただきます。まず、穀類、野菜でございますが、こちらが積み上げられた合わせた金額となっております、3億6,000万円でございます。次に、畜産で、乳用牛が1億2,000万円、ニワトリが3億2,000万円となっており、合計が8億円となっております。

農産物の気候変動による影響につきましては、令和4年度において大きく産出額が減少するということはなかったかと思われませんが、近年の異常気象等不安要素は多く、4年度におきましても時間100ミリを超える豪雨、突発的な近隣のひょう被害、また高病原性鳥インフルエンザの発生に脅かされつつも、県等と連携し、情報を農業関係者と共有し、被害状況の把握等対応してまいりました。また、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、渡り鳥から動物、さらに動物からニワトリに感染拡大することから、気候変動と生態系の変化の観点から何らかの影響があるのではと考えております。このことから、養鶏につきましては、町の産出額のウエートからも県内でも上位の羽数を飼養する養鶏場があるため、発生しますと全ての飼養羽数が殺処分と、卵についても出荷停止となり大打撃となりますので、県川越家畜保健衛生所、町、養鶏法人が一体となって防疫に努めてまいりました。

以上、答弁いたします。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ちょっと早くて書き切れなかったのですけれども、電子申請に、町民から電子申請したということでもいいのですけれども、農政課が全然書き切れなかったなというのがありますが、農政課では有機農業に関わるものというのは、気候変動にゼロカーボンシティに関わって、そういった指導というのは、指導というか、そういうふうな動きというのは、令和4年度ではあったのかなかったのか伺いたいと思います。

それと、まちづくり支援課に関しては、公共交通を推進するため駅西側の拡張ということで、こ

これは具体的にはまだ令和4年度だから進んでいないということで、公共交通は実際にはあそこではイーグルバスしかないのですけれども、その点についてどのようにお考えだったのか伺いたと思います。

それから、上下水道課はいいとして、教育委員会のほうですけれども、エコライフチェックシート、学校ではそうだったし、幼稚園はかなりいろんなことがあったのですけれども、ストップ温暖化条例では必ず環境教育を嵐山町の中で行っていくことというふうにしてあるのですけれども、環境教育についてはどのように令和4年度行われたのか。また、コロナもあったために、いろいろ外に出ていくことは難しかったと思うのですが、その点についてどのように行われたか伺います。これが1問目です。

2問目なのですけれども、区長会としては、若い世代の問題というのは十分把握されているのか、町のほうから区長会にお話しされたのか、ちょっとうまく分からないのですけれども、嵐山でも議会でも若い世代をどうやってまちづくりに参加していただく方法があるかと、いろいろ考えて少しずつやったのが、令和4年度は行ったと思うのですね。だけれども、では実際に令和4年度どのような形で住民間のコミュニケーションを促すような行動を行ったかということについて、私はエリアリノベーションとか、それかららんざんF1会議ですか、そういった形があると思うのですけれども、そのようなことについて具体的にそれを発言されるべきだったのかなと思うのですけれども、その点についてはいかがな評価をなさっているのか伺いたと思います。

また、生涯学習課に関しては、ふれあい交流センターなどの事業が実際には行われなかったわけなのですけれども、それについて生涯学習課として何かやっていくべきであったのではないかなというふうに思うのです。それは、ズームで行ったりとか、今の形だったらいろいろ、今の状況ではいろいろ令和4年度だったらズームもかなり普及しているので、嵐山町でも若い世代に対して、そのような講座が開催できなかったのかなというふうに感じがありますので、その点について伺いたと思います。

それから、次の4番目の農政課なのですが、3番があるのですかね。すみません。3番抜かしていましたね。3番で、私、ちょっと調べてきたのですけれども、花見台工業団地に関しては、2社が決まっています、1社はまだ継続中なのかどうか伺いたと思います。企業誘致条例では5,060万円の固定資産税が入ったということなのですが、企業誘致条例で支出した金額と固定資産税の関係では、固定資産税というのはこれからも続くものですから、それはいいと思うのですが、では企業誘致条例に関わる支出というのは、どのようなものだったのか伺いたと思います。ちょっと難しいな。

次に、農政課なのですけれども、令和4年度では、異常気象でのものはあったとしても、特に変化はなかったというふうに捉えるわけなのですけれども、嵐山では養鶏が非常に上位になっているということは分かっているのですが、それに養鶏に関わる問題でいろいろな課題が附随しています

が、その課題に関して、農政課としては地域の方たちとどのように関わってきて、その問題を解決して、それがさらに鳥インフルエンザに関わる問題として防ぐことをしようとしたのか伺いたいと思います。

そして、5番目ですよね。今、それで、5番目なのですけれども、交通事故の発生件数で、死亡が1件あったということです。その死亡に関して、道路状況とか、それから信号があったら防げたとか、そういった問題がないのか。そして、嵐山町では交通事故に関して、小川警察から直接道路管理者に対して状況説明がなかったら、そのことに関しては調査するということがないというふうな感じでありますけれども、交通事故自体が増加傾向にあるわけですから、そのチェックというのは必要であったのではないかと思うのですが、特に今、人身が39件、物損が30ということなのですけれども、自転車とか歩行者に関しての方はどのような形になっているのか。それと、道路状況に関して、各地区からの要望とか、それから、PTAからの要望というものはあったのかどうか、令和4年度ですね。それについてどのような方向で進んでいるのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、1番目の関係の再質問からお答えいたします。

有機農業者の関係でございますが、令和4年度におきましては、農政課といたしまして若者の仲間づくりをやっておりまして、その農業者は有機農業の方もいますし、観光農業の方もおります。10人程度の仲間ができたと思います。有機農業に関しては、特に鎌形地区で非常に盛んでありまして、こちらの数名も仲間に加わっていただきました。その中で、特に有機農業のリーダー的な方がおりまして、それをきっかけに町とかなり情報交換、お話し合い、話ができるような形が取れました。それによりまして、規模を拡大したいというお話がありまして、B&G海洋センターの近くに空いている農地がございましたので、遊休農地の解消という観点からも、その農地を紹介し、4年度に利用権設定を結ばせていただきました。広さにつきましては、10アール程度となっております。また、この有機農業者の方につきましては、認定農業者のお誘いもしまして、年度変わりますが、4年度に準備いたしまして、5年度早々に、嵐山町で初めての有機農業者の認定農業者ということで認定させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 すみません。それでは、ゼロカーボンの関係の駅前広場の内容について説明させていただきます。

公共交通の円滑化については、バスの利用というだけではなくて、もともとあの駅前広場をなぜ整備したかということ、公共交通を利便性をよくしていただくというので、駅のロータリーの整備というのも進んでいますので、それも含めてゼロカーボンシティへの効果があるというふうに考えて

おりますので、整備させていただきました。ですから、公共交通のバスを呼ぶとかではなくて、人が利用しやすくなる、動線もよくなるというので、ゼロカーボンシティになるかということを考えてところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、下村教育長。

○下村 治教育長 では、お答え申し上げます。

質問にございました学校における環境教育の実態でございます。議員ご指摘のように、コロナ禍においては、幾つかのものが行動制限等でできなかったものはあると承知しているところです。そして、学校教育における環境教育につきましては、教育課程に位置づけて行うものと、学校教育活動全体を通して行うものがございます。各学校とも環境教育に関しては全体計画をつくっております、その中で取り組んでいくものでございます。教科において取り組むものとしたしましては、関連教科であって、理科であったり、家庭科であったり、または社会科であったり、その授業の中で環境に関わる部分の中で環境教育を行っていくものでございます。

また、学校教育全体を通してのところもでございます。そういった中では、清掃活動の徹底であったり、ごみの分別であったり、それから節電であったり、そういったものをきちんと子どもたちに指導をすることが大事な環境教育と捉えてございます。具体の小学生が行っているような稲作体験、ああいったものが社会科の授業と環境教育と同時達成のための目につきやすい活動ではございますが、日々の教育の中で環境に関する意識というものをしっかり子どもたちに育てていきたいと捉えて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、質問項目2の、私はF1会議につきましてお答えさせていただきます。

らんざんF1会議は、令和5年2月11日に開催をいたしました。16名の参加者があり、20代4名、30代7名、40代5名ということでございました。内容としましては、ワールドカフェ方式ですので、自己紹介をして、意見を付箋に書いて共有して、席替えをしますもので、何回か行いますので、参加していただいた方と皆さんと多分お話ができるというのが、ワールドカフェの一番いい点だと思っております。皆さんからいただいたアンケートも、参加した感じがあるというのですか、やっぱり意見を言うということは参加をしたという実感が湧きますので、6名の方から「またぜひ参加したい」、「都合が合えばぜひ参加したい」が10名ということで、一応参加していただいた方10名からは、良好な評価をいただけたものだと考えてございます。町もこのワールドカフェ方式というのは職員間で一度行ったのですが、やはり大変いいやり方だな、方式だなというふうに考えてございます。

課題としましては、やはり人集めというのが一番の課題でございまして、やっぱり広報紙ですとか、ホームページですとか、LINE等で掲載をすれば参加者が募れるというような形であれば、多分次々といけると思うのですが、その都度その都度参加者を募って個別に声をかけてというのが、やっぱり一つの課題でございまして、逆にこれが大きな課題となつてございまして、それを実感したところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、エリアイノベーション関係お答えさせていただきます。

その前に、先ほど地域支援課長から言われるとおり、その前の前段として、うちのほうは都市計画マスタープランを令和元年度からつくらせていただきました。そのときに意見公募というのをかなり取ろうというふうにしたのですが、やはりどうしても意見、若い方の意見が出てこない。地域懇談会やっても、やっぱり区長さんとかが多くて、出てきませんし、いっぱいいろいろ意見を聞こうと思ってパネル展示も、商業施設を含めてパネル展示をしての対策、そのときはラインがございませんでしたので、ツイッターとかで応募しても、やはりなかなか行つていただく方は高齢者の方が多くて、若い方は来ていただけないという時期がございました。そういう状況があつて、なかなか難しいなというのは実感しているところでございます。

エリアイノベーションは、若者の意見を聞くという場ではないのですが、やっぱり楽しい場をつくるというのが一応メインとして事業をやっております。そういう場をつくることによって若い方が来ていただいたり、町に対して積極的に自主的に事業をやつていただける意義のある方が来ていただけますので、そういう人から最初はイベントに参加してやっていただいて、仲良くなりながら町の意見を聞いたり、こうなつたらいいよねと。加えて、自分たちでこういうふうなまちづくりをしたらいいねという、そういうことにつながつていけたらいいかなと考えているところでございます。そういう全体的な効果が、このエリアイノベーションによって広がっていけばいいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 それでは、私のほうから交流センター事業についてご説明申し上げます。

令和4年度につきましては、1講座のみの企画でした。令和2年度に企画した講座につきましては、コロナにより全て中止、令和3年度につきましては、企画自体はしていません。令和4年度になりまして、コロナの関係も少し落ち着いてきたということで、1講座のみ開設したという状況でございまして、その1講座につきましても、3回のうち1回開催しただけで、残りは中止したという経緯がございました。

議員さんおっしゃるとおり、ズームによる配信であれば当然できたのかなということはあるのですが、当時としては、まだこちらがホストになってズームをやるということ自体があまりまだ、庁舎内でも限定的にやっていたというところもございましたので、オープンする形でズームをこちらがホストになってやるというのが、まだ内部の規約とかも何もできていない状態でしたので、担当課が自発的にやるのは難しい状況だったのかなというふうに思っています。将来的なことを申しますと、今後は、ズームによる配信で講座を行うということは、前向きに検討しなければいけないことかなと思っております。

先ほどから地域支援課長とまちづくり支援課長も言っていますが、講座につきましても参加者の方がやっぱり高齢者が多いというふうに感じています。若い人たちに参加していただくのはどうしたらいいのかなということで、若い人たちが興味を持つような講座をしなければいけないということもありますし、先ほどのF1会議のほうも私は当時担当でしたけれど、やはり普通に公募ただけでは2人以下、たしか2人でしたね。それ以外は全て集めたという形になっていますので、実際に講座に関しても、何かイベントについても、来ていただければ、それなりに意見が出るところは当然あるのですけれども、その前段階で自発的に来ていただくというのがすごく難しい。そこで人集めということで、地域支援課長も言っていましたけれども、そこが一番苦労してしまいますので、何かやるたびに声をかけて集めるということでは、やっぱり少し違うのかなということもありますので、その辺、自発的に来ていただけるような内容のものを考えていくということも重要なことかなというふうに考えています。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、企業誘致事業の関係につきましてお答えいたします。

まず、花見台工業団地拡張地区の立地企業の関係なのですけれども、当初3社の募集を県企業局のほうで行いまして、3社きっちり内定の状態になりました。ただ、コロナの影響等もございまして、1社辞退が出てしまったものですから、追加の募集を県企業局のほうで行いまして、内定の状態ではございますが、1社決まっております。まだ正式に決定ではないのですけれども、今現状では、3区画あるうち3社とも企業さんのほうが立地が予定されていると、そういう状態でございます。

あと、奨励金、企業誘致条例の奨励金の関係なのですけれども、条例、平成26年度からスタートいたしまして、現状までトータルで、奨励金の交付した額のトータルなのですけれども、9,849万7,000円となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、養鶏施設の近隣住民との関わりについてお答えいたします。

農政課といたしましては、特に家畜ということの観点から、農政課対施設、養鶏場という形で仕事をさせていただきます。近隣の住民との関わり合いにつきましては、特に騒音や臭い等の関係が多ございますので、環境課を窓口、農政課も側面支援をしながら、近隣住民の方に情報を提供しているところでございます。また、月に1回、環境課と農政課のほうで定期的に養鶏場のほうを訪問させていただいております。鳥インフルエンザの季節になりますと、県の家畜衛生保健所のほうと相談しまして、なるべく、なるべくというか、徹底的に鳥インフルエンザの感染が起きないように、施設には関係者以外は立ち入らないというのが原則になっておりますので、訪問もある一定の時期、数か月休止いたします。特に最近、発生の時期が、去年は過去最速の10月28日に国内の1例目が確認されております。非常にいつどのようなルートでニワトリが感染するかも分かりませんので、必要がない限り部外者は入れないということで、養鶏場とはお話をさせて徹底しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、事故等の関係を含めて説明させていただきます。

令和4年度の交通事故対策というか、歩道整備というか、交通対策なのですけれども、まず令和3年度、千葉県で痛ましい事故がございまして、国のほうから通学路の総点検というのをさせていただいて、令和4年度にある程度、ほぼ対応をPTAの方々が点検していただいて、これをやってほしいというものについては、歩道を広くするというのはなかなか難しいのですけれども、ラバーポールを置いたり、白線を引いたりして対応させていただきました。加えて、区長さんからも昨年度については36件等の道路に対する要望が来て、全てを対応できるわけではございませんが、できる範囲の中で対応させていただいているところでございます。また、交通事故となると、歩道を広げるというのもあるのですけれども、やっぱり先ほど言いましたようにラバーポール置いたり、白線の引き直しとか、そういうのを含めて対応をしているという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 PTAのほうからの要望。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 PTAは、やっぱり先ほどの区長会等の要望を随時受けておりますので、何件というのは今集計がないのですけれども、陳情、要望等、あと電子申請等、かなりの件数で要望が来ておりますので、それについては、できる範囲内で対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 今、PTAのほうは要望については、まちづくり整備課長がお答えになったのですけれども、もういいですか。再質……

○渋谷登美子委員 自転車の事故数とか、歩道での歩行者の事故数とかいうのは質疑していませんでしたか。再質問でやるべきかなと思って、今再々質問になるのかなと思って考えていたんですけど

も、覚えていないので。

○畠山美幸委員長 先ほど、自転車の事故と、あとさっき死亡の道路状況と、事故の増加傾向についての質問があったので、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 申し訳ありません。では、死亡事故につきましてお答えさせていただきます。

死亡事故につきましては、令和4年9月11日の早朝にございました。国道254号線の志賀ですので、ちょうど三差路になる、池ノ入環境センターがあるちょうどあの辺が志賀と小川町の境になるのですが、志賀地内でバイクが縁石に衝突をして転倒して、死亡をしてしまったという形でございます。こちらは嵐山町の町民の方ではなかったというような形でございます。こういったときには警察署のほうから、道路管理者、交通安全担当等集まりまして検討するのですが、ここに関してはどちらかという、自分で多分縁石に行ってしまったという形だったので、検討策をとるのはなかったのですが、事故等ありますと、大きな死亡事故等ありますと、集まって検討してございます。また、伊藤課長申し上げましたとおり、区長要望等でかなり細かくいただいておりますので、できる限り対応させていただいております。

続きまして、自転車につきましては、私どもで把握している限りですと、自転車で負傷した方というのは、45人のうち9人が自転車の負傷というふうにあります。自転車事故という形で書き方をされているのが8件ございますので、あと高齢者で負傷した方が7人という形で報告書に上がっていますので、細かな事故の内容までは把握していないのですが、私どもが警察からいただく数字というのは、そのようになってございます。

あと、PTAにつきましては、基本的に随時という形で受けております。大体夏休み中に道路点検というのをやって、ちょうど今ぐらいに学校ごとに出てきます。あとは随時ということなのですが、ちょっとコロナで、やっぱりなかなかできなかったのかなというのがありまして、令和元年までは、実はかなりの数が出てきます。1チーム当たり20件とか、1つの要望書の中に項目は20個とか普通にあって出てきて、それを担当課で、これどうする、できるできないとかというのをやっているのですが、多分コロナ禍でやっぱり学校のほうも少し、その辺がPTAも難しくなってしまったのかなという形になりましたので、学校ごとという形になりまして、出てこないPTAさんもありますしというような、今はそのような形で、今9月9日ですけれども、やっぱり今年もまだ届いておりませんので、そろそろ届くかな、今年はどうかなというのが、今思っているのが現状のところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 1番目の気候変動に関しては、まず1年目だったので、このぐらいなのかなというふうな感じで思っています。

嵐山町が稼ぐ事業なのですけれども。すみません、企業誘致条例で支出したものはトータルで9,849万7,000円ということでした。これで、令和4年度の固定資産税は5,060万円ということだったのですけれども、トータルでいくと、やっぱり新規の事業でというふうな形とか、そういうのは法人税でどのくらい。法人税では、アップがあったというのは難しいのだろうなと思うのですけれども、固定資産税ではそのほかにはあったのかどうか伺いたいと思います。

それから、先ほどの交通事故の件なのですが、この交通事故、今たまたまではないのですけれども、滑川町で中学生が交通事故で意識不明というのが3日前あったわけなのですけれども、それに合わせて滑川町の一つのお母さんたちのグループで、子どもたちがどのような、道路がどこが危ないかっていう点検をすることにしたほうがいいのではないかとかいうふうな話が出ているのです。そういったものというのは、子どもたちからは、やっぱり親御さんからは出てきたとしても、子どもたちからの意見というのは、少なくとも令和4年度にはなかった。そして、それは区長会に反映されていたというふうに考えてよいのかどうか伺います。

あと、もう一つ、警察との協議というのですけれども、この前からも警察との協議がプライバシーの関係で非常に嵐山町の情報として入ってこなくて、被害者支援が難しい状況に今あるのかなというふうに感じているのですけれども、その点については担当としてはどういうふうに感じていたかとか、感じていらっしゃるか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

渋谷議員おっしゃるとおり、法人税につきましては、企業誘致条例の対象で企業が新規立地、丸々新規だったら、その企業の分の法人町民税が増えるということではっきり分かるのですけれども、拡張なんかの場合ですと、例えば従業員が仮に増えたとしても、その部分の従業員割とかという部分で、なかなか切り分けが難しいということがありまして、法人町民税の企業誘致条例で企業が拡張した分の把握というのは、なかなか難しいかなというふうに考えております。

また、そのほかの固定資産税のアップ、上昇した部分というのも、ちょっとこちらでは申し訳ありません。企業支援課では把握できておりません。申し訳ありません。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 交通事故につきましてお答えさせていただきます。

まず、各PTAさんから、通学路の安全点検報告書というのが地域支援課のほうにもいただきます。それから、コロナ前は多分全ての小学校とかあったのですが、コロナ禍において、全てではなくなってしまうというのが今実情でございます。この道路はこういうところが危ないけれども、PTAのほうでここは対処します、この木は切りましたとか、ここは対応していないので、町でやってくださいとか検討してくださいということで、かなりの項目、その報告書というのがございま

すので、こちらは多分お子さんと一緒にPTAさんが歩かれて、個々を書いていただいているのかなというふうに私どもは認識してございます。

警察等から、犯罪被害ですとか、交通事故の細かいところに関しましては、私たちが警察等のお話をさせていただくのは、新聞に出ている内容、統計に出ている内容、申し訳ありませんが、ここで線を引かせていただきます。市町村だからといってというので、必ずこの壁が出てきてしまって、多分これは警察のルールなのだと思うのですが、これが実情でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 通学路の安全点検でございますが、出ている学校と出していない学校があるということでございますが、今まで学校によってそれぞれやり方はあるのですが、多くのところは引き渡し訓練をやる際に、子どもを親御さんが連れて帰りながら、子どもと通学路を歩き、どの場所が危険だということを報告するという形は、多くの学校で取られていた方法でございます。

ただ、このようなコロナ禍の中で様々なものが、一堂にたくさんの人が集まりますので、そういった中で、できる状況、できない状況がございましたので、先ほどのような出る学校と出なかった学校があるかと認識しているところでございます。通学路の安全については、教育委員会でも非常に大事なことだと思っておりますので、危険箇所というのは様々な方法で把握して、庁舎内で共有を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは、項目としては2点なのですが、主にふるさと納税の取扱いについてお伺いしたいと思います。

1番、嵐山町ふるさとづくり基金とスポーツ振興基金は、ふるさと納税の受皿としての取扱いのほか、ふるさと納税以外の一般寄附金の取扱いはあるか。両基金の取扱い方針について伺う。

2番、ふるさと納税の取扱いは、取組の強化が功を奏して、令和3年度3,600万円、令和4年度決算で5,900万円（返礼品等の諸費用を除くと実質歳入増加額で3,000万円）と着実に増加している。歳入に占めるふるさと納税の割合も決して小さい額ではなく、本決算においてもそれらを原資とした諸事業も取り扱われるほか、実質収支の改善による基金増額にも直接、間接に貢献できていると思われる。本決算を踏まえて、ふるさと納税の評価と課題について伺います。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それではお答えします。

ふるさと納税として受入れを行ったものについては、スポーツの振興に関する事業への給付とし

て受入れを行ったものは、スポーツ振興基金に積立てを行い、それ以外の目的で受け入れたものは、ふるさとづくり基金に一旦積立てを行っております。また、ふるさと納税以外の一般寄附金につきましても、一旦ふるさとづくり基金に積立てを行う方針としております。ふるさとづくり基金につきましても、ふるさとづくりに資する事業について幅広く活用できる基金でございますので、寄附目的に応じ積立てを行い、事業に活用を行う方針としております。また、スポーツ振興基金につきましても、スポーツを振興する事業に活用を行う方針でございます。

続きまして、2番目のふるさと納税の評価と課題についてお答えします。ふるさと納税につきましては、令和2年度より本格的に取組を強化し、ポータルサイトの拡充や返礼品拡充などを行いました。その結果として、令和4年度におきましては5,911万8,000円の寄附をいただくことができました。令和4年度につきましては、当初の想定を上回る寄附をいただき、町の自主財源の確保を図ることができ、基金の増加など、町財政の改善につながったものと評価しておるところでございます。

課題としましては、本町におきましては海鮮や果物などの地場産品が多くありませんので、返礼品の拡大が難しい状況になっているところが挙げられます。また、本年の10月より、ふるさと納税の経費ルールの見直しが行われ、これまで経費の対象外とされていたものが経費として扱われることとなります。それに伴い、寄附額の値上げをしなければならなくなるのが予想されますので、その辺が課題となっております。

以上でございます。

○島山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目の基金の問題ですけれども、嵐山町ふるさとづくり基金、こちらは歴史のほうを見ますと、平成元年に制定されていると。同じく、スポーツ振興基金は昭和62年に制定されていると。内容も拝見させていただきました。もちろん、ふるさと納税というのは、それ以後にできた制度ですので、この辺がうまくマッチングする基金があったものだなというふうに感心していたのですけれども、平成元年あるいは昭和62年にできたということは、そのときの、これはもちろん中身にも寄附金の受皿としてということが書いてありますので、全く問題ないのですけれども、その当時にこの基金をつくった、この経緯というのはどういうものであったのか。

それと、今の使い方というのが、ずれがないのかなというのをちょっと心配するものであります。これについて、本来の基金の目的に本当にこれだけでかなっているのかどうかという、その点だけはちょっと心配なのと。

スポーツ以外のものは、全部ふるさとづくり基金という回答を先ほどいただきましたけれども、ふるさと納税のその目的別の要綱といいますか、そちらのほうでは、これは国の指針もありまして、例えばほかに福祉とか、観光だとか、スポーツだとかのほかに、福祉だとかそういうものが大き

なあれに挙がっていると思います。その辺も、だから一くりにふるさとづくり基金に入れていきますということなので、その点で特に支障はないのか。これについて、1番についてはお伺いいたします。

2番目、こちらは全般の取組。ここでお聞きしたいところは、ふるさと納税という形でたくさんのお金をいただいている中で、これが歳入に占める割合が増えていく。そんな中で、歳入の原資として、もちろん普通であれば税金であったり、国庫補助金であったりと、自主財源と依存財源という形で収入はあるわけです。けれども、そこに新たにこういう形で、一般寄附金はもともとありましたけれども、こういう形が大きな金額を占めてくる、歳入の構造としてなってくるという時代になってきている。

今回の決算を見ますと、先ほどご答弁にもありましたとおり5,900万円。諸費用も除くと実質3,000万ぐらいなのですけれども、これが歳入の中に含まれてくる、決算上。予算上はこんなに高く上げていませんからあれですけれども、結果として先ほどもご回答いただいたとおり、想定以上にいただいたということで、歳入が当初予算よりもかなりの金額で増えてくる。だから、歳入の構造の中に、これが大きな割合を占めてくるのだなということです。そういったことが財政計画全般に与える影響というの、今後少なくないのではないかなというふうにも懸念いたします。

一方で、寄附金ですから、これは全体の町の計画の中で、歳入にここの大きなものが予定できるとすれば、大きな事業もまたできるようになるということ。大変貴重な財源であることは間違いないと思います。そういった意味も含めまして、本決算を踏まえて、いよいよこれが1億円単位で見過ごすことができない金額になってくるのだらうなと思いますので、この決算を踏まえて、今後の在り方をちょっとお聞きしたいというのが2番目の趣旨です。

そこで、ちょっと1点だけ。もうこれは何度か紹介したことの続きなのですが、ご紹介しますと、昨年でしたか、議員で茨城県の境町、これを訪問させていただいて、そちらのふるさと納税の取組とかまちづくりの取組について伺ってきました。私も大変な刺激を受けて、なるほどな、こういうこともできるのだということで感心いたしました。そのことは、前にもほかの議員さんからもご紹介がありましたので、今日は特に触れませんが、8月3日の日経新聞なのですけれども、「茨城・境町ふるさと納税6年連続関東1位 干し芋が人気」という、こういうタイトルになっているのです。記事を全部読むつもりはないのですが、2022年度、昨年ですね。令和4年の納税の受入額が59億5,300万。ですから、これ当町が5,900万でしたから、何倍になるのですかね。ちょうど100倍ですか、なるのです。これでもう6年連続、関東で1位だと。全国では16位になりましたというようなことになります。

もちろん、返礼品が人気だったということの記事にもあるのですが、その中でも人気の干し芋を商品化するなど、ふるさと納税を意識した取組も熱心と。干し芋人気を受け、町内産のサツマイモの生産に注力し、以前あった葉たばこ農家がサツマイモに転向していると。芋を全量を町で買い上

げて、干し芋作りに活用している。これが返礼品になっていると。そのほかには、当然ブランド米のお米、茨城県産のお米などもやっている。こんな努力が功を奏して、もう8年連続トップいうふるさと納税を受けているという記事がありました。

そこで、境町さんの、これは令和4年の決算はまだ分かっていないので、令和3年の決算がホームページ上に出ていましたので、ちょっと概要だけ見てみると、境町さんというのは、人口が今2万3,800人、当町の1.5倍程度の規模です。その規模の歳入歳出の決算額を見ると、令和3年です。223億8,000万、歳入、歳出が210億、こんな形になっています。差引実質収支額、これが10億4,700万というような決算結果なのです。こういった結果。人口規模で1.5倍程度、5倍弱ですか、程度のところなのですけれども、取組によってこれだけ差が出てくる。当町の決算の規模だと、60億、70億というところですから、大変な金額の開きがあるわけです。

これだけの歳入歳出がある町でありますと、恐らく事業規模、いろんな形の事業が大変活発に行われているのだろうなというのが想像できるし、実際ふるさと納税の資金を使った大変積極的な事業を展開している。例えば、町内に無人のモビリティですか、町内を回す無人運転の車の実験もされているし、そんなことも取り組んでいる。それから、まちづくり公社をつくって、ふるさと基金のほうを上げていく。それから、とんでもない大規模な花火大会もやっているとか、とても通常の予算規模だと考えられないようなことも取り組んでいくことができているというのが境町さんのだろうと。ちょっと長くなりましたが、そんなところを、まず改めて紹介させていただきました。

もちろん、嵐山町が関東で1位になれとか、日本一になれという話ではないと思うのです。やっぱり、ふるさと納税というのは、こういったこともできるのだけれども、いろんな課題も当然あるのだろうと思うのです。そこで、課題については先ほど、実は返礼品が海鮮、果物ぐらいなのがちょっと課題かな。そういうものが嵐山町ではないというのが、ちょっと見劣りがする。それから、経費算入額についても今度制度変更があったという2点、挙げていただいたのですけれども、実は、そうではなくて、私が考える課題というのは、ふるさと納税を増額する仕組みというのは、いろいろ工夫すればあると思うのです。でも、ふるさと納税を、先ほど申し上げたように歳入に占める割合が増えてくると、財政の中の構造が変わってきてしまう。それから、そもそもこれは寄附金ですから、要は予算の中で安定的に確保することがかなり難しいのではないかな。要は、これを当てにして最初から事業を組み立てるといえるのは、大変難しいこともあるのではないかな。

実は、そのために基金積立てというのがあって、ふるさとづくり基金に、その年のふるさと納税をその年に使うのではなくて、基金という形で積み立てて、積み立てたものは翌年度に当然原資として使えるわけですから、恐らくそういう使い方ができれば、その辺の課題はクリアされていくのではないかな。もちろん、これ全体を長期的な例えば投資、何かにこの原資をずっと10年間割り当てるのだというのは、なかなか難しいことかな。そういった意味では、これを歳入の直接の原資とするというのは、なかなか難しい話かなと。いろいろそういう点も考えると、課題もあるかな。こ

の辺については、財政のことについても考えていかなければいけないのかなと思うわけです。

そこで、要は評価はそれでよろしいと思います。恐らく、これは令和3年で3,600万、令和4年で5,900万。恐らく今年度は、私がこの辺から見た強気の見方をすれば、1億の単位を超えてくるのではないかなと。今回出ている補正予算の中でも、かなり金額をのせていますよね。それが令和5年度決算すると、多分億単位の金になってくるのではないかと。もちろん、実質収入はその半分ぐらいになりますから、実質収入は5,000万ぐらいですけれども、そういう感じになってくる。いよいよふるさと納税というのを財政の中にどう位置づけるかというのを、しっかり考えていかなければならないのではないかなというふうに考えているわけです。

そんな状況の中、私は積極的にやっていただきたいというのを前々から一般質問でもしておりますし、そういう形でお願いはしているところなのですが、一方でやっぱり課題もあるでしょう。課題というのは、一般寄附金に頼っていいのかとか、健全性は本当に問題ないのかという課題もあろうかと思います。特に多くを再質問するつもりはないのですが、この点だけです。これは代表監査委員の方に、今年度の決算を踏まえて、ふるさと納税のような仕組みが歳入に占めてくると、今後どうなるかとかいうところも踏まえてちょっとご意見を伺いたいのですが、

今回、今年の決算審査の意見書の中で、代表監査委員のほうから結びの点で、やっぱり課題について挙げていただきました。実質単年度収支が1億でしたと。そうすると、今年度使える原資というのは、ますますバッファが少ないのだから、こここのところによほど注意していかなければいけないよというのが、最後の結びになっていました。実質収支が1億円というのは、私、どうやって計算されるのか、ちょっとあれなのですけれども、この1億円と財政調整基金8億、やっどこまで来たのだと。そこの何かあれば、これを取り崩さざるを得ないのだぞというような警鐘を鳴らしたご意見というのがありました。そのことを踏まえて、ここにさらにふるさと納税で、いろいろ財政を豊かにしていくという仕組みを取り組むことがいかなるものか。いわゆる健全化の方法という考え方とか、そういう点についても、これは監査のお立場からその辺を一般論として、今後の在り方としてどう考えたらよいかということで、ご意見がありましたらぜひお願いしたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○畠山美幸委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開を45分といたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時45分

○畠山美幸委員長 それでは、引き続き会議を開きます。

まず、再質問の答弁からです。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目1つ目についてお答えいたします。

まず、スポーツ振興基金については、昭和62年に条例制定をされたが、その経緯等が分かったらというまずお話だったかと思います。嵐山町のB&G海洋センター、昭和62年にオープンしております。総合運動公園、グラウンドにつきましては、昭和63年にオープンしております。そして今、委員さんおっしゃったとおり、スポーツ振興基金は昭和62年ということで、この当時、スポーツに町は力を入れていた時期かと思います。今後、そのときは町民体育館も造ろうとか、そういうお話もありましたので、また造った施設についての修繕等もありますので、この時期にスポーツ振興基金というのを設けたのではないかなというふうに私は推測しております。

続いて、ふるさとづくり基金に全て一回積み立てておいて、そこから例えば社会福祉事業であったり、環境保全事業であったり、文化財保護事業に持っていくのはどうなのだ、問題、支障はないですかという質問だったかと思います。初めの回答でもしていますが、ふるさとづくり基金については、条例を見ますと、ふるさとづくりを推進するために基金を設置するとなっていますので、全てのものに使えるというふうに考えておりますので、まずふるさとづくり基金に一度積立てをし、翌年度その積んでいる中から必要なところに基金を取り崩して、予算化している状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 お答えいたします。

ふるさと納税の収入に関しては、計算構造上、それは入れば入ったほど当町としては、実質単年度収支のプラス材料になることは間違いありません。様々な諸事情、いろいろなことを考えて、それに関してはどういうふうにするかとか、社会情勢の中でこの位置づけというのはどうなのかというのはちょっと別の問題として、取りあえずは計算構造上はプラスになると。

ご指摘のように、今年度の実質単年度収支約1億ということで、それで今までの財政調整基金が一応約8億ということでおっしゃっていただいたようで、まさにそのとおりなのですが、ご承知のとおり標準財政規模、この令和4年度は約45億ですか、その1割である4億5,000万ぐらいを、財調として持っているのがいいだろうというふうな説がございます。一時はこれが5%になってしまった時期がありまして、これは大変なことではないかということでご指摘させていただきましてけれども、今は8億ですから、10%以上のストックがあると。

しかし、これをいろいろ分析してみると、様々な事業がコロナ禍で行われなかったがために、交付金の金額がそのまま積み立てられたという、そういう構造ではないかと私は考えております。したがって、これは標準の事業が大分令和4年度始まったようではございますけれども、今後さらにいろんな経費も含めて増えていくとなると、この実質短年度収支が収入支出に変化がなければ、この令和5年度もそうなるであろうと考えていますけれども、この実質短年度収支1億が様々な支出に使われる限度ではないかというふうに、これを見ると考えられます。ただ議員おっしゃるように、ふるさと納税等がどんどん上がってくることによって、1億が1億5,000、2億と当然になっていくわけです。

若干交付金とのバランスがありますから、そっくりそのままというわけにいかないと思いますけれども、いずれにしてもそういうようなことで、議員がおっしゃるようにプラス材料になると思います。

今後、不測の事態に対応する財政調整基金が、今8億となっていますけれども、もう既に数億取り崩しているのです。だから、5億ぐらいになってしまっているのではないかと。そうすると10%近くになってしまう。今後もこういうことがあり得るのではないかと。そもそも前年の繰越しの収支も入れたところで予算を組む状態になっておりますので、非常に厳しい状況にあると思います。今どこの市町村も、恐らく財政調整基金は想定以上のものが確保できていると思うのですが、これはいつきの問題で、今後これがどんどん取り崩されていくとなると、嵐山町をはじめ各市町村大変なことになると思いますので、その辺は皆さんよくお考えになって、いろいろ対応していったらいいなということと。

最後に、やはり自主財源の確保、これはどうしても課題になると思います。これができる、できないので大分変わってくると思うし、自主財源を確保するということは投資ありきなのです。ですから、今までやってきたことは無駄ではないのです、全く。ですから、今後それを踏まえたところで投資をしつつ、どうやって収入を得ていくかと。こういうような形で考えて、いわゆる企業会計的な発想でいかないといけないのではないかというふうに考えます。ちょっと長くなりましたけれども、これで答弁よろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。1番については、それで結構でございます。今、代表監査委員からご意見をいただきました。ありがとうございます。

最後の1点だけ、私がちょっとここでご質問させていただいたのは、ふるさと納税というある特殊な寄附金の在り方、これを歳入の当てにすることという事態について、健全性の観点からも、これは私は課題はないと思っているのですけれども、監査の立場からはいかがなのでしょう。ちょっと一般論で結構ですから、ご意見いただければと思います。

○畠山美幸委員長 堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 それは収入の安定性という意味ですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○堀江國明代表監査委員 安定的ではないですよ。私が望むというか、考えるのは、安定的な自主財源を確保する必要がまず一つあるというのが一つ。次に、もちろん不安定ながらも、ふるさと納税のようなものをさらに進めていくということは、計算構造上もプラス要因ですから、当然、当町にとっては必要なことではないかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 次に、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私からは2点になります。

第6次嵐山町総合振興計画がスタート、2年となりました。その中で、人を育み、学び、楽しむまちづくり、第2節におけます子育て支援、学校教育の充実度についてどのように考えるのか。さらに、子ども家庭支援センターとの連携の課題についてお聞きいたします。

2点目といたしましては、令和4年度決算は公共公益施設建設基金として、2億円積み立ててきました。このための努力は並大抵ではなかったと思いますが、今年度になった事業、さらには削減された事業もあったように考えます。この点の考え方について、お聞きいたします。

○畠山美幸委員長 順次、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは私のほうから、質問項目1の子育て支援の点につきましてお答えいたします。

総合振興計画第2節2の1、子育て支援施策につきましては、子ども医療費の対象児童の拡大や、今年度から子育てファミリー応援事業と施策について充実が図られているものと考えます。また、子ども家庭支援センターの関係でございますが、センター設置の平成31年度においては、福祉課としまして各学校に説明を実施してございますが、実際、相談そのものは子育ての相談という中で大きく窓口を広げているような状況であります。個々のお子さんのコミュニケーション教室への通室等につきましては、児童の個性あるいは家庭の状況等が異なりますので、そういった点では、学校側でこのお子さんがセンターの利用ができるのかどうかという部分では、ちゅうちょすることもあるかと思えます。いずれにしましても、引き続き学校とセンターの連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは質問項目1の学校教育の部分につきましてお答えをさせていただきます。

まず、2の(1)、幼児教育につきましては、コロナ禍においても外部指導者による星空観察会や交通安全教室などを実施するほか、町内施設の利用や民間企業との連携を図り、教育活動の充実を図りました。また、3歳児保育を実施する環境を整え、令和5年度からは3年保育がスタートいたしました。

次に、(2)、確かな学力、豊かな心、健やかな体については、各指標において規律ある態度と、地元産米・野菜の活用は既に中間の令和7年度目標値を達成しておるところ、学力を伸ばした児童生徒の割合及び身体力テストの結果については、課題の洗い出しを行うなどして、達成に向け取り組んでいるところでございます。

次に、(3)、学校教育環境につきましては、不登校児童生徒数は年々増加している状況ですが、町内外の関係機関と連携し、いじめや不登校の未然防止、早期発見、対応を図るための体制の整備

を図りました。さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動のほか、教育相談室において保護者対象の相談活動も実施しております。また、校務支援システムの導入により、教職員の働き方改革において事務作業の効率化を図ることができ、それにより児童生徒への対応の充実につなげていくことができるものと考えております。

最後に、子ども家庭支援センターにつきましては、福祉サイドの施設の利用について、学校側もよく理解した上で、課題を抱える児童の居場所として活用できるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 最後に、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目2についてお答えします。

町の財政状況につきましては、令和元年度末には財政調整基金が2億4,000万円程度となるなど、非常に厳しい状況にございました。代表監査委員からも厳しいご意見をいただき、町としましても何とか財政の体力をつけたいと考え、その中でも基金の積立てには力を注いでまいりました。令和3年度には、財政調整基金の積立てを主として行い、令和4年度には公共公益施設建設基金にも2億円の積立てを行うことができました。また、ふるさと納税よりいただいた寄附金を基金に積立てを行い、基金の増加につなげてまいりました。予算の策定段階においては、各課局との大変厳しい議論の末、後年に先送りになった事業や各課からの予算要求よりも削減になった事業もございますが、町民サービスの低下を招かないよう、財政運営は行ってまいりました。

また、国からの補助金を有効に活用し、町からの持ち出しを減らすことに努め、一般財源の抑制を図ってまいりました。町の財政状況につきましては改善傾向にございますが、この状況に油断することなく、より一層気を引き締め、財政運営に当たってまいりたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 1点目の学校教育、さらには子育て支援についてなのですが、今回決算の現地調査ということで、私も久しぶりにあそこの支援センターに寄せていただきまして、非常に取組が、説明もいただきましたけれども、嵐山町が先進を行っているというか、高く評価できることだなと思って戻ってきました。これは令和3年度に、佐久間町長がこの子育て支援センターと、それからいわゆる学校の子育ての関係をしっかりとやっていくという、施政方針にも載っていたわけなので、そこからつなぎ合わせてここの4年度に持ってきましたけれども、その中で、私そこで学校関係との連携についてということをお聞きしました。非常にお聞きしたところは、意味はよく分かるのですが、やはりそれぞれ中心になる子が、小学生が中心になっているということなのですが、その中でどちらかというと学校、学校によって少しその何といいますか、捉え方というのが、少しその先生によってもちょっと違うところがあるのかなというような説明をいただきま

した。

ここに嵐山町のやはり教育の原点といたしますか、保護者からもいろいろな意見をいただくと。何らかのそういったものが説明が足りないよとか、そういったことがあるよというのが、少しそういうふうに思っている保護者の方もいるのですよね。意見交換会などを通して話していただきますと。その辺を町がどれだけ努力しているかということも含めて、ここで質疑をさせてもらっているのですけれども、その点についての今福祉課長のほうから大体説明いただきましたけれども、その辺の学校関係のそういったところの取扱い、それと教育のその相談室といたしますか、そこになかなか行ける人と行けない人もいるようですね。その辺をどういうふうに捉えて対応していただいているのでしょうか。

それとあわせて、今学校関係だと、昨日もちょっと出ましたけれども、学校給食費です。この学校給食費の効果というようなものについて、第2子、第3子ということになっていますけれども、不用額も出たりしておりましたけれども、その辺についてはサイドとしてどういうふうに評価をしているかということをお尋ねしておきたいと思います。

それと、この公共公益施設建設基金なのですが、代表監査委員もおっしゃっていただきました。今、総務課からも説明がありましたけれども、今回の確かに基金という決算書の356ページを見ますと、財政調整基金が8億3,000万、そして公共公益施設基金が2億900万です。これだけの金額がこの決算書に表示されたというのは、恐らく今までの嵐山町の決算書の中でも、初めてではないかというふうに私は思います。以前、私は知らない部分もあるのかもしれませんが。その庁舎のときはあれですけれども。

ただ、今回ここを取り上げさせてもらったのは、今、総務課長のほうでは非常に町民サービスを低下させないように、いろいろな交付金だったり努力しているという答弁がございました。ただ、この公共公益施設建設基金も、補正予算で令和4年9月の時点でこれが出てきました。私がここで申し上げておきたいことは、その町民サービスというのは、やっぱりいろいろ多岐にわたるわけですから、私がこの間からちょっと質疑をしている草刈り隊だったり、それから除草の場所だったりとかというのも質疑したのですけれども、その辺のところは一般の町民の皆さんからは、嵐山町金がないのだよねって。だから、理解するよという人もいますけれども、やっぱりそれがちょっと町の姿としてみずばらしいねというような形もあるわけですよ。

それに対しては、何らかのやはり説明が必要だろうし、そのときに何というふうに答えるか。我々議会の議員も考えたときに、令和4年9月の補正予算で提案されている2億の公共建設基金、これはもう学校再編の基金なわけなのです。その説明を我々もしっかりしなくてはならないだろうと。それについては、やっぱり佐久間町長も、この辺のところを町民の皆さんに理解してもらう。今回は税収入が2億円の増収がありましたから、この積立ても可能だったのだと思うのですけれども、ただその辺のところの町民の意識、それとこちらのほうで進んでいる、今、学校再編について公共

建設基金が積み立てられているということ。

非常に今、代表監査委員がおっしゃったように、単年度で1億円しかない状況の中で、これから先は2億円を積立てるというのはなかなか大変なことでございます。そういうことをやはり優先しているのだということです。今、嵐山町がこの公共建設基金に数億の積立が必要でありますというようなことの説明が、やはり施政方針の中にも必要だし、そういうふうには私は思ったものですから、ここのところは一生懸命、町がそういった努力していることについては私も理解しておりますが、その辺の考え方について、何らかの補正予算を組んでいてもちょっと足りないようなところ。今年は確かにこの雨のなかった状況の中で、除草というか、草が本当に伸びていた状況があります。そういうところ一つ取っても、その辺のところ何と言ったらいいのかな、の弾力的な、町はやっぱり町民のためにあるのだ、そういう視点というのも大事だと。それと同時に、分かってもらおうということ、町民の皆さんに理解してもらおうということ、この点がやはり大事だと思いましたので、私はこのことについて今回取り上げさせていただきました。

以上、この点につきましてお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 それでは、下村教育長。

○下村 治教育長 では、お答え申し上げます。

家庭支援センター及び不登校のことにに関して、まずお答えをさせていただきたいと思います。議員ご指摘のように、子どもの支援のためには学校、関係諸機関、そして保護者との間で適切な情報共有をされるのが、とても大事なことで捉えてございます。その中で、家庭支援センターのほうの理解について、学校と多少理解に温度差があったのではないかとご指摘でございます。私も、明確にそういったものがどこかで示されたわけではないのですが、そういうようなことは耳に入っております。

そのような中で、やはり今学校では課題になっている不登校の子どもの支援、こういったものが学校だけではなかなか対応できない中で、支援センターの力を借りるということは大変重要だと思っております。そういった意味で、本年度に入ってからになってしましますが、やはり学校とより理解をしっかりと支援センターの在り方、それから子どもの対応ということを理解をしていただくために、福祉課サイドのほうから校長会に来て、この制度をきちっとお話をさせていただくだけではなくて、各学校にも出向いてもらって、先生と、教員と福祉課、それからその支援センターで働く方も学校に行ってください、教員と連携をする。そういった中で、相互にその施設の組織の在り方であったり、子どもの支援の在り方であったり、情報共有をすることで、一人でも多くの子どもたちをそこで支援できたらと思っているところでございます。

なお、それでもなかなか相談室に通いにくい、行きづらい子どももいるというご指摘がございました。今、不登校のほうは本当に増えてございまして、そのような状況はあると思っております。本来であれば、不登校の子が100%学校に復帰できることが本当によいことだと思っております。

が、しかしながら様々な状況であったり、様々な考えもございます。そういった中で大事なことは、ここから私の私見になりますが、学校でない場所であっても、子どもたちが今の家庭支援センターを一つの例として、他の諸機関であったり様々な機関、または社会、場合によるとそういうところにも出向けない子どもにとっては、オンラインによる学校とのつながり、そういったことで様々な多様なつながりの中で、どこかで世の中、社会とつながっている、そういったところをつくっておくことが、まず不登校、それからそういった子どもたちの大事な支援になるかと思っております。

教育委員会といたしましては、最終的には学校に戻っていただくこと、登校できることが最後の目的ではございますが、その前段階として、そういった多様な対応をする中で、一人一人の子どもを支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 私からは、給食費の関係をお答えさせていただきます。

まず、負担軽減事業でございますが、こちらの学校給食費補助事業に若干の予算残額が生じましたが、こちらのほうは第2子、3子の世帯数の若干の減少につきまして発生した、生じたものと考えております。必要な申請が出ました第2子、第3子の世帯には、全て支給をすることができました。これにより、多子世帯のご家庭に対する負担軽減が図れたと考えております。

また、令和4年度につきましては、地方創生臨時交付金を活用しまして、物価高騰に対する食材費の補助を学校給食会計のほうに直接投入できたことによりまして、給食費を値上げせずに現状維持でできましたことは、大変よかったと考えております。今後も安全安心な給食を確実に届けられるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうからもセンターの件でお話いたします。

まず、センターの関係でございますが、先ほど学校のほうで説明ということもお話いたしました。センターの設立当初と、それから令和3年度に学校を通じまして、各家庭にこのセンターのチラシの配布をしてございます。そういった意味では、学校との連携もそうなのですが、各家庭においてお父さん、お母さん、お子さんのことで悩んでいるというところで、こういうところがあるのですねというところの周知も、今後またさらに必要なのだと思います。いずれにしましても、引き続き課題を抱えるお子さんの支援という観点と教育の観点から、学校あるいは教育委員会と引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目2についてお答えします。

町民への周知ということでしたが、毎年決算が終わりますと、広報に町の財政はこういうふうに使われましたという広報が出るかと思えます。その中で、令和11年小中開校に向けて、建設には大変お金がかかるということで、4年度については公共公益施設の建設基金の積立て、基金のほうに2億円積んだということが町民の方に分かるように、広報していきたいというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 学校関係のことにつきましては、本当に一人一人が、嵐山町のこの今約70名ぐらいいしか出生してこなくなった状況、本当に少子化、この子どもたちをやっぱり大事に育てて、社会に出てもらうということも学校教育の大事な務めだと思います。その中で、先日からいろいろな答弁があって、何が原因だというのは分からないというのが、本当にこれが我々みたいな素人ではなおさらですけれども、そういった先生方も理解、学校の先生ということではなくて、いろいろと療養にかかわる先生方も分からないような状況が続いています。ですから、そういったことを、私たちも議会ですから、いわゆる町民の人からその点について、やはり2、3いろいろな意見が、このところ前回の意見交換でもそうでしたけれども、出ていましたので、少なくとも町民の皆さんからそういうことが学校に話せば、すぐ通じて話がいけるというようなことにだけは、対応していただけるということが一番かなというふうに思いますので。

私は、今回4年度の教育点検・評価を見させてもらいまして、ここに書いてありますけれども、A評価をもらっている一人一人のニーズに応じた適切な教育の推進というところは、Aのランクになっています。これだけのいろいろな人たちが関わって、通級教室でもいろいろな教室でもやっているのだということも、大事な学校が努力していらっしゃる一面でもございますし、そして私、なおここに最後に結びが書いてあります。ここに、教育委員会では毎年嵐山町教育行政重点施策を策定し、それを基に事業に取り組み、その成果を点検・評価し、次年度に生かすサイクルで取り組んでおります。教育の成果は、事業の実施により直ちに出るものばかりではありませんが、常によりよいものを目指す姿勢を持ち続けたいと思いますというふうに、結びの最初に書かれています。

この、常によりよいものを目指すという姿勢、これがやはり大人である我々もそうだし、これが一つの示していかななくてはならないものかなというふうに、私は強く読んでいて感じましたので、ぜひとも教育関係についてのいろいろな、様々なことはあります。ですけれども、それを預かる学校として、保護者のほうからそういった学校の取扱いがあまりふさわしくないとか、そういうことはないような形で、この先やっていってほしいということでございます。これは意見なので、ごめんなさいね。

それで、2点目になりますけれども、2点目については、このような話を区長会とか、そういったような場所でも、そういった形で担当課、財政担当課などでも話をしたり、理解してもらったり

という形は取られていらっしゃいましたか。

○畠山美幸委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

区長会での予算の執行については説明されておりませんので、機会がありましたら、今、町はこういう計画で積立て等を行っておりますということは、申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目ですけれども、公債費負担比率が令和4年度は11.9%、そして今年度、新年度予算のときに聞いたときには14.8%になるということでした。ご承知のように15%になりますと、警戒ラインということであります。一気に財政状況が悪化するというふうに理解してよいのではないかと思います。このような中で、学校建設が予定されているわけです。この時期の学校建設を良とするのか、考え方を伺いたいと思います。

2点目に、委員会等への開催において、傍聴者は何人あったのでしょうか。また、傍聴を希望しながら受付時間外であったため、断った人数は何人いたのでしょうか。そして、並びに受付時間を設けている理由は何か、伺いたいと思います。

3点目に、燃えるごみ袋に炭カル、炭酸カルシウムが入っているのではないかと思います。入っていれば、もう発酵で処理をしている現在では必要ないと思います。炭カルなしの袋にする考えを伺いたいと思います。

そして最後に、学校再編審議会が行われ、昨年答申が出されたわけでありましたが、統合になるような運営であったように思います。統合によるデメリットも議題に挙げて、総合的に審議をすべきではなかったかと思えます。考え方を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 先ほど来から出ています令和4年度の実質単年度収支は約1億、これはいろいろ見てみますと、財政調整基金の積立てが3億2,000、取崩しが2億2,000、差引き1億が積み立てられたということだと思っておりますが、そうすると実質単年度収支とほぼ同額なのです。これはどういうことかということ、実質単年度収支、この金額が手元にあるわけではなく、財政調整基金に積み立てられていますよと。だから手持ちのお金には余裕がないよという、全くゼロですと、そういうイメージです。

もし、この1億の金額が令和5年度、全く令和4年度と同じような収入、歳出であると考えたとき、この1億をもし使うとすれば、財調への積立てはできないと、こういうことになります。一方では、総務課長おっしゃいましたように、要するに学校建設のための公共の積立金ですか、これは

2億、今までにない形で追加されているのですけれども、これは支出のほうの積立金という中に入っているものですから、財調とは関係ないのです。ですから、公共の学校関係の積立て2億しなければ、実質単年度収支はもっと2億だけ増えるのです。

さすがに、青柳議員もおっしゃっていたように、やっぱり嵐山町の職員は優秀です、かなり。そういうことを相当早く察知して、係る学校建設に関して積立てをしておこうと。5、6年あるのですか、出来上がるまでに。細かく私知らないのですけれども、そうすると2億を5年間やれば、10億になります。これを建設関係にある程度出して、あと幾らか分かりませんが、それを起債を起こして返済していくと。そうすると、この5年後に10億を建設費用の一部に充てたとすれば、今後、この積立て2億が5年後にはなくなりますから、返済原資になるわけですよ。そうすると、この2億の範囲内で返済ができればいいやという、こういうイメージになります。

ですから、この実質単年度収支1億というのは使えるのだけれども、学校関係の支出に全部行ってしまったら、ほかは何も使えないよということを私は申し上げているのではなくて、学校関係だけの話をすれば、積立金2億を別途しているわけですから、そのお金が5年後に全部払い出しになったところで、今度は2億の積立てをしなければ、返済原資になるということです。ですから、その辺をさすがに嵐山の職員さん優秀で、今から先5年をかけて考えていこうという。その代わり財調は落ちますよと、積立ては。ですから、今は5億というところですがけれども、最低5億は維持しなくてはいけないと、そういう観念でおやりになっているようですから、今までと違って、先を見通してやっていく。それからまた、こういう庁舎の問題もありますから、それも今後どうやっていくかということも、既にもう考えていらっしゃるから、さすがだなと思います。

回答になるか分かりませんが、私はこの学校のものに関して、この1億ではなくて、積立金をどう維持していくかと。それにかかっているんで、それが可能となれば、学校の細かいことは知りませんが、統合による建設費用に関しては、原資は出てくるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目2についてお答えします。

令和4年度に嵐山町審議会等の会議の公開に係る傍聴要綱の対象として開催された会議のうち、傍聴者数は12名でございます。また、傍聴を希望しながら受付時間外であったため断った人数は、ゼロ人でございます。さらに、受付時間を設けている理由といたしましては、傍聴要綱第2条第2項の規定により、傍聴定員が定められている場合においては、審議会等が指定する期日までに傍聴の申込みを行わなければならないとされており、会議の事務処理を行う職員が傍聴の受付職員を兼ねる場合が多いため、議事の進行を円滑に行うために受付時間を設けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

私もから、小川地区衛生組合の担当者に炭酸カルシウムが入っているかどうかの確認をさせていただきました。そして、小川地区衛生組合の担当者から製造業者の担当者のほうに照会をしたところ、炭酸カルシウムは入っていませんと、そういった回答を得ておりますので、今現在、指定袋に炭酸カルシウムは使用されていないということになります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 私からは、学校再編等審議会につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町長及び嵐山町教育委員会は、令和3年10月に小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について、嵐山町小中学校再編等審議会に諮問いたしました。審議会は委員が主体となって会議が進められ、審議会の事務局は教育委員会事務局ではございましたが、運営は公平に務めて、意見の誘導と解釈されるような発言や資料作成はいたしませんでした。10回に及ぶ審議の中では、様々な角度から委員間で自由闊達な意見交換が行われ、審議が尽くされた上での結論としての答申をいただいたと捉えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 まず、公債費負担比率が厳しい中で、学校建設の考えなのですけれども、代表監査のご答弁を聞いて、今の嵐山町が抱えている財政状況の厳しさというものを私はよく理解したというか、理解したということで、適切な言葉がちょっと見つからないので、お許しいただきたいのですけれども、厳しい状況にあるということは私もそう思っていますし、代表監査もそう思っているのだなというふうに思いました。

ただ、よく職員がしっかりしているので、しっかり学んで、先を見てやっているということなので、学校建設はよろしいのではないかというのが代表監査の意見かなというふうに思ったのです。ただ、何が起こるか分からない、これは代表監査もおっしゃるように、私もそこが心配なのですよね。加えて、今の厳しい状況、言わばタイトロープを渡るような、綱渡りをするような状況で財政運営をしているのではないか、しているのではなくて、していくようなことになるわけですよね。

そういう状況の中で、58億ですから、全部で。解体やグラウンド整備等を含めると58億ですから、かなりの出費が必然的に出てくるわけですから、起債もかなりの額になることは間違いありませんので。数年先とはいえ、簡単にこの財政状況が改善するとは思えませんので、やはり今の時期の学校建設はよくないのではないかというふうに、私は考えざるを得ないのです。多分、同じだと思うのですけれども、もう一度代表監査に今の私の考えは同じかどうか、伺いたいと思います。

次に、委員会の、これは今年ではなくて、8月に教育委員会の会議が開かれて、私はその教育委員会の会議を傍聴したくて、それで行ったのですけれども、時間外だと言われて、何で時間外で駄目なのだろうなと思ってこの質問を、昨年どうだったのだろうかと。時間外はいなかったということなので、それはそうなのかと思いました。

それはそれで結構なのですけれども、ただ時間を設ける必要があるのかなと思うのです。議事運営を円滑に進める。どういう支障が来すのだろうか。ちょっとよく分からないのですよね。傍聴何十人も来たら、それは大変だと思いますよ。でも、そんな席は設けてないわけですよね。数席ですよね。この前もそうでしょう。何席かで、5席ぐらい、5人ぐらいですか、実際設けているのは。だから、そのくらいなのですから、当然それは来た人がいれば、対応すべきだというふうに思うのですけれども、お考えを、これはちょっと課長では駄目ですよね。町長か副町長か教育長に伺いたいと思います。

燃えるごみ、そうですか、分かりました。ちょっと、私がよく事前に聞いておけばよかったのですけれども、炭カルが入っていないということなので。そうすると、これを含めて、ではないのだったら一般の袋でもいいなと思うのですけれども、もう一回、この指定された袋にこだわる理由を伺いたいと思います。せっかく来ていただきましたので。

最後、学校再編の会議なのですけれども、誘導はなかったということで、その点はそうなのだと思いますけれども、教育長は出席はしていましたけれども、議事運営の間では一言も話しませんでしたから。それは、私も10回のうち6回ぐらい傍聴しているのかな、6、7回していると思うのですけれども、私が傍聴した中ではそういうことが一度もありませんでしたから、ほかでも多分なかったと思うのです。

ただ、運営のあの雰囲気の中で、もう統合しようという委員の雰囲気の中では、やはりもう少し統合にどういうデメリットがあるのだという視点も、私は大事なことだと思うのですよ、議論の上では。その視点での議題の働きかけがなかったと。あの議題のつくり方というのは、当然事務局にも話が行っているのではないかと思うのですけれども、相談が行っているのではないかと思うのですよね。やはり、そういう総合的な視点で私は議事を運営していくことが大事ではないかと。それは、これからにもつながりますので、今後の嵐山町の審議会や委員会等に反映して生かさなければいけない問題ですから、この問題はしっかり検証する必要があるなと思って、私はここ質問しているのですけれども、いかがでしょうか。相談があれば、そのいろんな多角的な視点で議事を運営すべきではないかと、こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、1つ目の質問、学校建設は9年、10年に今行う必要がありますかという質問だったかと思います。

〔何事か言う人あり〕

○萩原政則総務課長 私から、まず先に答えさせていただきます。

川口議員さんの一般質問において、今後1年当たりの返済額はどのくらいになりますかという質問を私受けました。元金と利子合わせて、およそ1億円程度と思われるというふうに答えたかと思えます。先ほど、代表監査委員さん説明していただきました実質単年度収支、約1億円でございます。ただし、建設基金を2億円積んでいますので、この建設基金を積立てをしなければ、実質単年度収支は、その2億円と合わせた3億円になるというふうに思われます。

先ほど申したように、学校の建設には毎年1億円ずつ返していくという形になって、一般質問でもお話ししましたが、その1億円の22%、2,200万円は交付税措置をされますので、実質7,800万円が1年間に学校への建物の施設にはかかるということで、先ほど代表監査委員さんが申しましたように、1億円と2億円を足した3億円が今後の使える金額とすれば、そのうちの7,800万円ですから、他の事業をしても、大変厳しいですが、やっていけるのではないかというふうに思っています。

また、今現在ですから、毎年返す以上には借りていませんので、ここ数年間は起債の返還額も減ってきますので、そこを見れば実質単年度収支は増えるのではないかなというふうに私は推測していますので、厳しい中ではありますが、財政運営をしっかりしていきたいというふうに考えております。

続きまして、質問項目2についてお答えします。傍聴の方の関係ですが、時間外に来ても何とかできないかという質問だったかと思えます。先ほど申しましたように、傍聴の要綱がございます。先ほど申しましたが、審議会が指定する期日までに傍聴の申込みを行わなければならないというふうになっておりますので、ぜひ傍聴する方につきましては、時間に余裕を持って来庁して、傍聴していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

特に燃えるごみの中には、やはり禁忌品、発酵不適物が混入される例が、再三再四こちらのほうも周知徹底を行っているところではございますけれども、後を絶ちません。その辺の判別をより強化する措置を今年の2月から取っておりますけれども、やはりそれを受領の確認をした後、目視の徹底というのを図る上でも今の指定袋を使っていくべきという形で、衛生組合とその構成市町村からもそのような方針でやっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

今、議員からお話があった、審議会は多角的な視点を持つて行うことが必要であろうというご提

言でございました。まさに、そのとおりだと思っております。したがって、条例で設置した審議会につきましても、様々な立場の方に入っていただき、その様々な立場の方がご自身の知見をもって、様々な立場からご議論をしていただく。そういったところで得た知見だと思っておりますので、議員ご指摘のように、この多角的な視点からの審議をされたものと捉えてございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 お答えします。

川口議員と、財政が厳しいよということは一致しております。ちょっと違うだろうというところは、実質単年度収支1億の範囲内でしか返済ができるか、できないかという、そういうことではなく、実は正確に言うと公共公益施設建設基金積立金、これ2億した上での実質単年度収支は1億ですよ。ということは、この2億に関しては支出済みで、それがよそへ行ってしまっているのではなくて、定期預金になっているということですよね。いつでも取り崩せるわけで、これが5年間積み立てれば10億です。

今、川口議員おっしゃったように建設の総額が約60億という、私も聞いていますけれども、話によると、約半分の30億ぐらいは国とか、そういうところからいただけるでしょうと。あと30億に関しては、自前でやらなくてはいけないけれども、そのうちのさっき課長からお話があったように、全部が起債ではなく、一部ちょっといただける部分があって、そうすると大体30年返済ということになると、1年間1億という。30億を30年で割りますから、そうすると1億。そのうちの大体7,000万ぐらいは自前で返済していかなくてはいけないよという話でしたよね。これを今、実質単年度収支1億のうち、7,000万を払うという観点で考えると厳しいのですけれど、そうではなくて積立金が5年後に、それを30億の中に充当したとすれば、20億ですよ、起債が。タイムラグがあると思いますけれども、20億。ということは、7,000万返済ではないのです。4,000万~5,000万ぐらいになると思います。そこに来て、積立てを基本的には学校建設のための積立てですから、これをやらない、そういうことで目的達成すればやらないですから、2億が実質単年度収支の額になるのです。ほかに変化がなければ。ということは、この2億と、さっきのももとの1億、合わせて3億。3億の中で、4,000万~5,000万払えばいいという、毎年。全然余裕ではないですかというのが私の考えです。

議員は、1億だけ確かに見ると、その部分はきついですよね。背景には2億積立てしていますから、それを充当したとすればいけますよねというふうに考えるというふうに私のほうは考えておまして、議員さんもそういうふうに積立金のことを考えて、それを充当するのだよという説明をいただければ、恐らくあっ、そうかということにご理解いただけるのではないかなと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 公債費が大変比率が高いという状況の中で厳しい財政状況だという、そこは一致しているわけですが、ただこういう時期に学校建設どうだろうな、タイトロープを渡るような状況をつくっていいのだろうか、私はかなり強い疑問を持っているわけなのです。来年とか、再来年造る方向ではありませんので、これからはちょっとこれは議論していきたいと思います。

2番目のこれは、やはり申し込んだ人だけだあって、そんな狭い考えでやらないように今後はしていくべきだと思うのです。傍聴に来て、もう定員がオーバーしたら、それは帰ってもらうしかないのですけれども、まだそこに空きがあるのだったら、それは規則を変えていく、そっちのほうに考えを変えていくべきだというふうに思いますよ。そういうことが絶対これはできないのだということで、総務課長、おっしゃっているわけではないですよ。規則を盾にしているわけですから、規則をやっぱり私は変えていって、その委員会、審議会聞きたいという傍聴者には傍聴させてやると、その姿勢が私は大事だと思うのですよ。これ、もう課長は駄目ですよ。もう、同じ答弁しかしないわけですから。町長か教育長に、これは改正をしていくべきだということで伺いたいと思います。

3番は、いいです。

4番の教育長が多角的な視点で議論するというのは大事だと、そこなのです。そういう運営がしていなかったなということで、私は指摘しているわけですから、今後委員長、会長とか長と、ちょっと議論の偏りがあれば、それは違う立場から、違う方向からも、視点からも議論すべきではないでしょうかというようなことも、私はあっていいのだと思うのです。そういう点で、この審議会はちょっと偏っていたなというふうに思うのです。この審議会の問題点から検証して、今後の方向をきちんと持っていくべきですので、その方向が、教育長は様々な立場から議論をしていたというところにとどまっていたので、今後の方向性についてはお考えなかったの、その考えを伺いたいと思います。した。していた。まあいいや。もう一回やって。

○畠山美幸委員長 2番、4番についての答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 では、まず2番について、教育委員会の立場でお答え申し上げます。

教育委員会の会議の傍聴規則の中に、やはり同じように公開について定めがございます。その中に、教育委員会の会議には、これも教育委員会の会議規則の中に、委員の多数決によりこの議事によって公開、非公開を決めることができるとございます。教育委員会で扱う会議の中身につきましては、人事案件等非公開のものもございます。そういったことがございますので、議題ごとによって公開、非公開がございます。もし、多くの方に公開して見ていただくということに関しては異論はございませんが、受付時間というものを事前のものを設けております。それは、もし自由に出入りをしますと、非公開と決めた議事のとときに、ドアを開けて入ってきて、出ていってということが起こってしまいます。最初の段階のところ、この議題は非公開として出しますという形がございますので、議事の進行に障害を生じることがございますので、教育委員会の公開といたしましても、

決められた時間の受付でぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 4番。

○下村 治教育長 4番ですね。

4番でございます。多角的な視点で議論を行うことは、大事なことだと思っております。今後もしそういうようなことで進むことが大事だと思っておりますが、今、この会について、これが出されなかったかといいますと、先ほども申しますように様々な立場の方が、それぞれの知見で、多角的に議論は尽くされたものと存じております。今後につきましてということにつきましては、今後も審議会につきましては、多角的な視点から検討して、議論をしていくことが大事だと思います。ということで、今後の方向性については回答させていただきました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 2番について、答弁ございますか。

規則を変えるべきではないかというものに対する答弁ございますか。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 一般的に、例えば10時からの会議ですと、9時半から9時50分まで受付をします。受付をする職員、職員大変少ないですので、受付した職員はそのまま会議に入ります。いつでもオーケーとなると、外で受付の職員を置かなくてはいけなくなりますので、ぜひ傍聴へ来られる方は余裕を持って来庁していただきたいというふうに思っております。

○畠山美幸委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○畠山美幸委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時51分)

決算審査特別委員会

9月11日（月）午前9時30分開議

- 議題1 「認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定について」の審査について
- 5 「認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定について」の審査について
- 6 「議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」
- 7 「議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○出席委員（9名）

1番	小林	智	委員	2番	狩守	勝義	委員
3番	藤野	和美	委員	4番	大野	敏行	委員
5番	青柳	賢治	委員	6番	川口	浩史	委員
7番	松本	美子	委員	8番	渋谷	登美子	委員
9番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	青木	正志
書記		安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
岡野	富春	税務課	長
内田	富恵	税務課課税担当	副課長
小松	英喜	税務課収納対策室	長
贄田	秀男	町民課	長
吉田	信子	町民課保険・年金担当	副課長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
簾藤	久史	長寿生きがい課長寿生きがい担当	副課長
川上	力	長寿生きがい課包括支援担当	副課長
清水	延昭	上下水道課	長
片岡	範行	上下水道課水道管理担当	副課長
永嶋	稔	上下水道課水道施設担当	副課長
清水	聡行	上下水道課下水道担当	副課長
長島	邦夫	監査委員	

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は全員であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時26分)

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで、ご報告いたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、狛守委員から質疑をどうぞ。

○狛守勝義委員 それでは、私のほうからは、主要施策の170ページ、保険税の不納欠損内訳を見ますと、前年度決算額より実件数も、また金額も増加していると。考えられる要因を教えてくださいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 私からは、保険税の不納欠損額が前年度より実件数及び金額が増加している要因についてお答えいたします。

主要な施策の説明書170ページの不納欠損内訳の表中、計の欄より左から、延べ件数207件、前年比55件増、実件数29件、前年比13件増、金額301万32円、前年比51万2,605円増で、これらの数字は表中の3つの区分を合計したもので増加しております。増加の要因といたしましては、表中の区分一番上の法第15条の7第4項該当及び一番下の法第18条第1項該当が増加しておりますので、それぞれの要因をご説明申し上げます。

まず、法第15条の7、第4項該当でございますが、欠損をする前段階で差押えなどの滞納処分の執行を停止するものでありまして、3つの要件がございます。その執行停止が3年間継続したとき

は、納付義務が消滅するものであります。要件の1つ目に、差し押さえられる財産がない。次に、差し押さえ等によって、その生活を著しく窮迫させるおそれがある。最後に、該当者の所在も財産もともに不明というものになりますが、令和4年度につきましては、このうち差し押さえられる財産がないに該当する方が、前年度の実件数6件、163万1,150円から、9件、196万2,602円と、3件、33万1,452円の増となります。

なお、こちらの区分での増額分が38万375円でありますので、さきの増額分だけでも9割近くを占めるものでございます。

続いて、増額要因の法第18条第1項該当でございますが、こちらは時効の完成により徴収権が消滅するものでありまして、令和4年度中に時効となった件数が、前年比で実件数が7件から16件、延べ件数が26件から59件と、ともにほぼ倍増したことに伴い欠損額も89万300円となり、前年比で38万9,600円増加になりました。

なお、表中3区分の中央になります法第15条の7第5項該当のみ、前年比で実件数は変わらず、延べ人数は5件増であります。金額が前年度の29万7,800円から4万430円と、25万7,370円の減額となりました。これらの3区分の増減を合算した結果が、金額として前年比で51万2,605円の増額となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 最初の4項該当で、例えば所在が不明とか、財産のほうも不明とかっていうのが嵐山町では実際あったわけですか。

○畠山美幸委員長 小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 お答えいたします。

毎回、毎年不納欠損をする際には、こちらに該当するものはありまして、今回も若干、前年度より差し押さえる財産がないというものが増えております。6名から9名増えているのですけれども、日々の事務として滞納整理を行っているのですけれども、その際個々の状況をしっかり調査、確認いたしまして、こういった状況があったときには、滞納処分の執行停止という形で対応しておりますので、今年度、令和4年度につきましても差し押さえる財産がない、または収入が少なく生活が窮迫してしまう、あとは住民登録そのまま、外国人の方が多いのですけれども、転出されてしまうという事由がございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 こういう状況というのは、当然今も不景気の状況で、要するに格差社会ということで困窮者が増えているというような状況があると思うのですけれども、これからも増える傾向にあるかどうか、その辺だけ聞いて終わりにしたいと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長 小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 お答えいたします。

今回、欠損、差し押さえる財産がない、あとは収入が少なく窮迫してしまうというものがあつたのですけれども、一つ事例として申し上げたいと思うのですけれども、やはりコロナの関係で、会社のほうから休職か退職を迫られた方がいらっしゃいました。その方につきましては、退職のほうを選択されたのですけれども、その方は町内で一人暮らしをされている65歳の女性の方だったので、その後も職のほうも見つからず、病気のほうも患っておりまして、定期的に窓口のほうにはお越しいただけるのですけれども、病気を患っている関係で足を引きずりながら来られておりました。

生活のほうは、町外に住む息子さんに生活費見ていただいていたそうなのですが、国民健康保険税の支払いまではちょっとお願いできないという形で、お薬2種類飲んでうちの1つを減らしてでも納付をしようという納税の意思は大変感じられる方であつたのですけれども、こういった方、対面によったり、いろいろ財産調査のほうも確認して、生活のほうが苦しくなっているのだなという方、このほかにも今回増えた中に数名いらっしゃいまして、これから増えていくかどうかというのは、ちょっと断言はできないのですけれども、若干なりともコロナの影響でこういった方がいらっしゃったということは確認できております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、決算書の283ページ、特定健康診査等事業費、その効果についてお聞きします。

それから、同じく決算書の285ページ、国民健康保険財政調整基金積立金、これについての評価をお聞きします。

それから、同じく決算書287ページ、不用額についての評価をお聞きします。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、特定健康診査の事業費の効果ですけれども、令和4年度の特定健康診査の受診率が、まだ最終段階ではないのですが、8月末時点で40.9%、前年比、同じ時期に比べまして0.7%アップしてございます。また、県平均は40.1%でしたので、それよりも上回っている状況にございます。コロナ前の令和元年度のときは49.1%だったので、それに比べるとまだ下回っておりますが、徐々に受診の回復傾向にはあるのではないかと考えております。

また、上昇した、アップした要因としては、やはり未受診者の方、40歳から50歳の方をターゲットに絞って、SNSを利用した受診勧奨を実施したりですとか、過去3年間受診歴のない方、未經

験者ですとか、受診離脱した方への受診勧奨を継続して実施したことで、自分自身の健康管理に対する意識を再認識するきっかけとなって、受診向上につながったものと考えております。

続きまして、基金の評価ですけれども、前年度の決算から約7,300万円ほど積立てとなったわけですが、前年度より約1,800万円ほど多くなった理由として考えられますのは、税収のほうは予算見込みよりも若干多く入ったことと、あと高額な医療費がその年度減少したことによって、前年度の繰越しが2,200万円ほど増加したので、やや多く基金のほうへの積立てもできたのではないかと。最終残高も前年度程度の残高を保つことができたと考えております。

最後、続きまして不用額の件ですけれども、不用額約1億円についてですが、ほぼ保険給付費の分でありまして、県から示された数値と、あと今までの経年の実績に基づいて試算しましたけれども、団塊世代の後期高齢者への移行ですとか、社会保険の適用拡大による被用者の減少、また主に70歳以上の2割負担の方の入院費が多く減少したことによって、見込んでいた医療費よりもかからなかった結果と考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 特定健診については微増というか、少しずつ回復しているということだと思うのですが、いわゆるコロナ前は49.1、今が40.9と。この特定健診が、やはりしっかりと町民の皆様を受けていただくということが、国保との関係ですね、そのいわゆる給付というやつ。未然にある意味では防いでいくというか、ある意味発見することもあるでしょうけれども、いわゆる国保財政との関係で、この効果を要するに上げていく。ここまで前が49あった。それが40%まで一回下がっているわけですね。それについての評価は、ある意味国保財政との関係では反映をしているかどうか、その評価についてお聞きいたします。

それから、基金のところなのですが、これが増えたということなのですが、もう一つ不用額も、これは今回不用額が全体に対して4.988%、例年に比べてかなり前年との対比では、当然かなり増えている感じがするのです。国保のいわゆる財政の中で利用税というか、料金というか、要するに徴収する金額が増加させる、増加傾向に全体としてはあるわけですね。県全体としても当然あるわけですが、特にただ、今の国保料、国保税でいわゆる維持してきているという中で、基金が増えているとか、基金が減っているとか、その基金の多寡に、要するに多少によって国保税に対して影響があるという答弁が、これまでも再三されているわけです。そうすると、不用額がかなり増えていると。不用額が増えているということは、逆に基金にもう少し積立てができる環境にあったのではないかと。当然思いもするわけです。ですから、基金と不用額の関係、もう少し詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 私のほうから特定健診のほうの件についてお答えいたします。

たしか令和元年度につきましては49.1%でございましたが、その後コロナ禍の影響で、やはり受診環境のほう、皆さんその辺を受診することをやはり控えていた関係で、その後2年、3年と下がってきた傾向にございましたが、やはりここに来て皆さん受診のほうを徐々に、コロナのほうも5類のほうに下がった関係もございましたので、その辺でだんだん徐々に、そういった受診環境のほうも担当課のほうでいろいろ考慮してやってきた部分もございますので、徐々に上がってきたものとは考えております。

ただ、やはり未受診者、若いほうのターゲットのほうに絞って受診を上げていかないことには、今後の課題としましても、70歳以上の方は黙っていても受診のほうはしてくれる。高い率でございますので、その方が今後後期高齢者のほうに移行していく関係上、これから先の受診率がそこまで、令和元年度のところまで戻るにはどのくらいかかるかというのはちょっとまだ分かりませんが、被保険者数も減っております。受診率の高い70代以降の方が、やはり後期高齢者のほうに移行する関係上、受診率のほうにも影響を与えてくるのではないかと考えておりますので、若年層への連続受診の意識づけのほうがこれからの課題となっておりますので、それに対してやはり予算のほうも、今までと同じような予算取りを、皆さんに受けていただきたいので、予算のほうはその分確保していけたらと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

不用額と基金の関係でございますが、今回不用額1億円ぐらい出ているのですが、その内容としましては、吉田副課長が申しあげました療養諸費、高額療養費8,300万がほとんどでございます。この不用額につきましては、療養費の場合、県から交付金、普通交付金で来ますので、かかった分がその分来るということで、最初にいただいてそれを返すというのではないので、不用額とはなりますが、貯金にはならないのですよね。だから1億円がそのままあるというわけではございません。

次に、基金につきましては、主要な施策の167ページをお願いしたいのですが、下段の表になります。決算の概要のところ、令和3年度の6番のところに7,300万とございまして、これが令和4年度積立として基金のほうに入ったわけなのですが、その4年のところを見ますと、下から2番目の10番のところに6,500万取崩しがございまして、結果一番下、実質単年度収支はマイナス2,400万と赤字になっております。これが基金で考えますと、2億2,000万円あった基金が1億9,000万円に減額となっていると。これがまた5年度の話を書き上げますと、9,000万の取崩しがございまして、残り1億というふうになっていきます。これは現在の基金の状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 3つはいろいろな形で関連は当然してくると思うのですけれども、特定健診を増やしていくという意味が、国保財政を健全化させる。要するに大きな病気になる前に小さい段階でということで、要するに金額がどんどんある意味かかる金額を減らしていくという意味が当然あると思うのですよ。

当然、特定健診をするために、いろいろな形で郵送したりとか、勧奨をいろいろな形でやっていると思うのです。ですから、先ほど基金の額が少しずつ年々厳しくなってくるというのが、この間、令和4年度前からも当然あると思うのですけれども、やっぱり特定健診をしっかりと上げていくということで、先ほどの国保財政との関係についてお聞きしたのですけれども、その辺の令和4年度の要するに私が申し上げたら、前が49あったと。それが40.9%まで。前年からは上がっていますけれども、コロナ前から見ると当然下がっているわけですね。その辺の関係をどのように評価されているかということ、実はさっきお聞きしたのですけれども。

○畠山美幸委員長 その1点でよろしいですか。

○藤野和美委員 はい、もういいです。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

確かに議員さんがおっしゃったとおり、コロナ前までの受診率には戻っていないわけですが、やはり受診結果を見てみますと、若い方の受診率、40代、50代の方の受診率が低くなっており、また、それまで連続受診されていた方でも、やはりコロナによって途切れてしまったという方が多くいらっしゃいますので、その辺の連続受診への復活させるための手段ですとか、あとは全然受けたことない方への受診勧奨というところにやはり力を入れていかないと、今後の受診率のアップ、継続受診へのアップへの手段としては、3年連続の方には、3年連続ということで受診のほうの500円の報奨品とかはお出しはしているのですけれども、なかなかそれが、年齢層の高い方は黙っていてもそこにつながっていくのですが、いかに若い方の受診勧奨に関しまして、今回、前回はやったのですけれども、SNSを使ってやった場合に、昨年の令和3年度よりは、今年対象人数は若干少なかったのですが、10月、11月と64名の方にSNSの方を勧奨しましたところ、10月に64名中43名、11月には64名中37名へ送りまして、全員一応見ていただいたという形が出ております。それが微増ではありますけれども、そこから12人の方が受診のほうにつながっておりますので、そういった小さいところからの努力というのは必要になってくるのかなと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の173ページですけれども、これどういう内容なのか伺いたいと思いま

すが、一般被保険者返納金の内容ですが、過年度不当利得による返納金のこの不当利得は何なのか伺いたいと思います。

それと、ばらばらしていてすみません。169ページですけれども、短期保険証と資格証明書の発行数を伺います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

返納金の内容ですけれども、ほとんどが勤務先の社会保険のほうに加入しているのに、健康保険の保険証を使って医療機関で受診したために、町が負担した7割分、または8割分を返納していただいたものがほぼほぼになってございます。あと数件ではございますが、県の指導により指摘のあった医療機関からの診療内容の算定誤りということで、返納した部分というのが内容になってございます。

続きまして、短期保険証と資格証明書の発行数でございますが、短期保険証のほうは72世帯、資格証明書は1世帯でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。社会保険に入っていて国民健康保険を使ったということの状況が分からないのですけれども、何名ぐらいの方がいらっしゃるのですか。

○畠山美幸委員長 その1点で。

○渋谷登美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 自分は社会保険に勤めています。でも、国保、社会保険に変わりましたという切替えの手続をしないで、手元に両方保険証がある状況のまま、本来であれば社会保険証をお出しするところを、国保のほうの保険証をお出ししたりですとか、あとは会社のほうの手続の関係上、まだ手元に社会保険証が来ていなくて、自分のまだ手元にある国民健康保険証を使わざるを得なかったという形で使ってしまったという部分が大半だと思っております。件数で言いますと、オンラインの確認で、そういったご本人さんのほうにお戻しとかしていただく部分の件数が、前年度に比べれば大分減ってはきているのですけれども、正確に何件となると、全体、年間通して100件前後とかそのくらいにはなるのかなと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 54件ってなっているではないですか、この整理。それが、だから人数的にはこういうふうなことをなさる。どうしようもなかったということもあるのでしょうか、どのくら

いいらっしゃるのかなということを知ったのですけれども、それはカウントされていないということですね。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 トータル的に何件というのは出してごさいませんので、月々で何件かあって、それで病院のほうに毎月毎月電話して、病院のほうで受けてくればよろしいのですけれども、それを受けてくれなくて本人さんのほうに連絡をして、こういった形でご連絡をして戻していただくというふうな形になっていますので、全体的なトータル件数のほうは抑えてごさいませんので、申し訳ございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、川口委員。

○川口浩史委員 1点目、差押え件数を伺いたと思います。

2点目に、療養給付費の主な疾病は何だったのでしょうか。

最後に、傷病手当金ですけれども、申請をされたが受けられなかった事例はあるのかどうか伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 私のほうからご質問の差押え件数についてお答えいたします。

令和4年度国民健康保険税は全体で23件、128万2,826円の差押えを執行いたしました。内訳について、種類ごとの件数と金額を申し上げます。予貯金で11件、58万5,066円、所得税還付金が7件で35万6,120円、給与が4件で33万4,700円、差押え債権残余金が1件で6,940円となります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 療養給付費、主な疾病はということでお答えいたします。

まず、入院に関しましては循環器、主に脳出血、脳梗塞、2番目に精神関係、統合失調症、3つ目には新生物ということで肺がん、食動がんが主な病気となっております。外来で見えますと、1番は新生物、肺がんであったり、2番目として今度内分泌系ということで糖尿病、3つ目には尿路性器ということで慢性腎臓病、透析のような病気が主な病気になってございます。

続きまして、傷病手当金で申請されたが、受けられなかった事例はあるのかということでございますが、これについてはございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 差押えなのですけれども、一般会計と同じ質問なのですけれども、200万円以下の所得の方はこのうち何人いるのか、生活はきちんとできているのかどうか確認したいと思います。

それから、療養給付費の疾病は、大体これはここ数年同じような順位というふうに見てよろしい

のですか。ちょっとそこを1点確認と。先ほどの藤野議員が特定健診で伺っていますけれども、やはり健診を受けている、ほかの健診も、人間ドック、脳ドックも受けている、そういう方がどのくらい減っているのかというのは大変大事なことだと思うのですよね。その辺はきちんと見て、きちんとというか、見ていつているのか、見る余裕がないのか。見ていれば、その数を伺えればと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 2点につきまして答弁を求めます。

小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 お答えいたします。

所得200万円以下の件数についてお答えいたします。まず、予貯金が2件で8万2,343円、所得税還付金が3件で4万3,996円、給与はゼロ件、差押え債権残余金が1件で6,940円でした。

続いて、収入200万円以下の方の差押えに対する対応ということでございますが、令和4年度国民健康保険税に限っての差押えは、一般会計同様に予貯金、給与が全体の約7割を占めております。給与の差押えには、生活等を保護する観点から国税徴収法に差押え禁止額が定められておりまして、予貯金の差押えについてもそれに準じての差押えの執行を行っております。また、滞納整理を開始してから、差押えを執行するまでの間、対象者の生活実態も十分に調査、確認をしておりますので、生活を脅かすような取立てはしていないと認識しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 ここ数年、病気のほうは変わらないのかということでお答えいたします。

やはりここ数年、入院に関しましても循環器の疾患、新生物、精神といった上位のほうは変わってございません。ただ、医療費のほうで見ますと、統合失調症のほうが高くなっておりますので、やはり入院が長く続く関係上、その辺がトップのほうに来るのかなと。あとは手術を伴う疾患、脳出血とか脳梗塞というふうな方がいらっしゃると、その辺は上位のほうに来るような形になってございます。やはり外来のほうにつきましても、糖尿病とか透析とかいった内分泌系のほうですとか、がんですとか、そういったのも数年変わっていない状況でございます。

先ほど議員さんがおっしゃった特定検診のほうと絡めてどうなのかということですが、この方たちが特定検診を受けているかどうかといった、申し訳ございませんが、個人のところの結びつきのところまでは見てございませんけれども、やはりそういった検診を受けることによって、そういった透析になる前の方の発見ですとか、そこで保健指導をしていくことができ、その方を重症になる手前で抑えることができると考えておりますので、今後そういった指導のほうにもやはり力を入れていくようにと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 所得200万円の方の関係なのですが、恐らく一般会計の差押えの方とダブっている方がほとんどではないかなと思うのですけれども、そういうことが言えるのか。そうであれば、一般会計でも差押えで金額を押さえられる、国保でも押さえられる、二重に押さえられるわけですから、その辺でも生活が大丈夫だったのかどうか、もう一度確認したいと思います。

それから、病気のほうは分かりました。

人間ドックや特定健診、これを受けている方がどのくらい病気が少なくなっているかというのは、少なくなっているでしょうということでも今お答えあったわけですが、やはりしっかり根拠を持って説明するのが、より受けていただけることになると思うのです。その辺は体制としてできるのか、ちょっと今の体制ではできないのですよということなのか、ちょっとそこのところを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 小松収納対策室長。

○小松英喜税務課収納対策室長 お答えいたします。

一般会計のほうの税目と国民健康保険税、重複して差し押えている方も当然いらっしゃいます。先ほど申し上げた数字につきましては、国民健康保険税のみに係る差押えの数字、金額になっておりますが、重複されている方も、税目全て加味した形で確認ですか、窓口で滞納整理の確認はちゃんとしておりますので、重複されている方の生活も当然保護されているものと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

齧田町民課長。

○齧田秀男町民課長 検診を受けられて、その後の保健指導により分かっていくというような状況ができればいいのですけれども、今はなかなか個人個人が、誰がどういうふうにとということまでは追っていけない状況です。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 以上で、ございますか。

○齧田秀男町民課長 こちらの方ももう少し人員、ほかの課とも関連してやっているものですから、人員が増えて充実してくればできると思うのですけれども、今の状況だとちょっと厳しいかなと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時08分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の189ページなのですが、普通徴収の保険料が7,053万200円です。普通徴収の方の数、それから平均保険料を伺います。

次に、190ページなのですが、後期高齢者医療広域連合納付金が2億6,282万6,980円となっております。後期高齢者の疾患の入院と通院の特徴を伺います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、普通徴収のほうの件ですけれども、普通徴収の徴収者数は850人でございます。また、平均保険料ですが、調定額で見ますと平均8万3,696円、収入済額で見ますと8万2,977円となっております。

続きまして、疾患、入院、通院の特徴ということでございますけれども、こちらも入院につきましては、1番目が循環器、脳梗塞、不整脈、心臓弁膜症といった病名でございます。2番目として、損傷、中毒、病名的には骨折が今年は多かった形でございます。3番目には、呼吸器ということで肺炎が多くございました。

また、外来につきましては、1番目が新生物、前立腺がん、肺がんといった病名、2番目として、循環器、高血圧、不整脈、3番目、内分泌ということで糖尿病といったところが多く見られた特徴でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 これは特徴なので、変わってくるので分からないのかなと思うのですが、後期高齢者の場合のコロナの患者さん数というのは、そこでは把握できないですか。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 県からの内容にも報告がないものでして、また国保であればレセプトを見ることはできるのですが、後期のほうではそこまで、中に入ってまで確認できませんので、把握は今現在してございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、川口委員。

○川口浩史委員 不納欠損が4人とあるわけですが、この方は昨年と同じ人なのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 不納欠損の件についてお答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、同じ方になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 同じ方がこういう不納欠損で続くと、なくなりますよね。なくなるというのが、ちょっと今浮かばないな。その方の状況というのは、どういう方で納められないのか、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お一人の方は、通知等こちらから送っても全く反応のない方でございます。残りの方につきましては、現年、直近のほうに関しましては納付相談とかしていただきまして、徐々にですが分納等してございまして、ただ分納をしていただいているのですが、それがあまりにも金額的には少ないために、過去の分からこういった形で、不納欠損というふうな形で消えていっているような状況でございます。

もう一人の方は、若干ある施設のほうに入っていましたので、その期間の証明を持ってきていただいたので減免という形で、今現在は生活保護のほうに移動されたという形になっていますので、内容的にはそういった内容でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 収入が少なく困っている方というふうに理解してよろしいのですか。ちょっと難しいですね、なかなか。そうなのかどうか確認したいと思います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 議員さんのおっしゃるとおり、苦しい中でも納付相談に来ていただいて、少しのお金の中からやりくりをしてやっただいていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その方に年1回でも相談に来ていただいたときに少しでもその状況を詳しく聞いて、その方の希望に添えるように、こちらのほうとしても寄り添って相談のほうをしております。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時15分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、藤野委員からどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、決算書の345ページ、この不用額です。不用額の評価についてお聞きいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えさせていただきます。

決算書345ページ、不用額が1億3,506万714円です。介護保険特別会計歳出の90%が保険給付費となっておりまして。

同じく決算書の326ページを御覧ください。326ページの真ん中より少し下の2款保険給付費、当初予算額が14億2,399万4,000円、ずっと右へ行っていただきまして、327ページの同じ枠の不用額が1億1,453万4,765円となっております。予算につきましては、介護保険事業計画、今は8期計画で3年間の計画の3年目になりますが、予算につきましては、この3年間の計画の見込額で計上しております。コロナによる利用控え等で不用額が生じたものと評価しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 結構です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 197ページです。決算の概要から単年度収支が前年比、改善されています。担当課の分析ですけれども、今お答えの中で、コロナ禍で利用控えという答弁がありましたので、この点はその内容の多くを占めてくるのかなと思いますけれども、分析の結果をお願いいたします。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

令和4年度は、支払準備基金を2,200万円取り崩したことによる歳入の増加が一つの要因となっております。また、もう一つは、議員がおっしゃられたとおり、保険給付費が前年度比3,765万350円の減額となっておりますので、その2つが主な要因となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 令和4年度といいますと、ほぼコロナが収束に向かってきていた年度で、2年度、3年度というのは大変な時期だと思います。それで、これは一つのコロナの中で、要介護だったり要支援だったりという人数の動向を見るとかなり増えています、前年と比べて。その中で、私とするとそういうフレイルだとかいろいろなものが発生して、この部分が何というのだろう、受診控えということよりも、むしろ過度にそういった状況が発生してきているのではないのかなというふうに思ったのですよ。ところが、今、要因が2つ出ましたので、そうするとある程度介護サービスのいろいろな面が、そういうところにも寄与しているというような分析はできないものなのかどうか。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

コロナが介護サービスの利用に与える影響ということなのですが、実は令和4年度が一番施設等のクラスターが嵐山町の中では多かった年になります。それによりまして、介護給付費の中でも主に施設介護サービス費であったりとか、あと特定入所者介護サービス費、それから認知症のグループホームなんかがございます地域密着型サービス給付費が大きく減少しているような状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、そのいわゆる令和2年のときの状況からある程度脱却して、非常に要するに重度化する人たちが令和4年度は当然少なかったよという判断でよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 介護の状態の重度化ということによろしいのでしょうか。居宅介護サービス給付費のほうは増加をしておりますので、若干フレイルの影響とかもあるのかなとは考えております。あと施設のほうは、どちらかというところ、コロナの影響で退所される方が多かったということが大きな目立った要因となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 地域密着型サービス給付費の不用額が4,928万450円、施設介護サービス給付費の不用額が3,233万149円、そして居宅介護サービス計画給付費の予備費利用が522万400円となっているのですけれども、この状況をどういうふうに読むかということ伺います。

そして、同じように施設の居宅介護が増えているのだなというふうな感じがするのですけれども、施設希望の待機者が多いということなのか。でも、実際に施設からの退所者が多いというのはどういうことなのか、よく分からないのですけれども。

同じく、施設介護者は157人で居宅介護者は563人、居宅介護者の要介護3以上の方の数を伺いたいと思います。

それから、要介護者認定者数で国、県、近隣市町村、嵐山町の高齢化率と認定率を伺います。

次に、今度は主要な施策です。197ページで、サービスの未利用者数が216人で前年度40人増です。理由として、医療による長期入院者数に変更しているのかどうか、伺いたいと思います。

それから、決算書の、ごめんなさいね、何かうろうろしていますね。339ページですけれども、地域介護予防支援事業162万9,287円の評価を伺います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、1点目の不用額と予備費利用についてお答えいたします。地域密着型介護サービスの不用額ですが、グループホームに入所されている方がお亡くなりになりまして、しばらく入所者がいなかった点、それとコロナの影響でデイサービスの利用が見込みよりも少なかった点などで不用額が多くなっております。施設介護サービス給付費の不用額は、先ほど課長よりお答え申し上げましたが、特別養護老人ホームの入所件数が少なかったことが主な要因となっております。居宅介護サービス計画給付費につきましては、こちらにつきましては先ほど藤野委員の際にご説明申し上げましたが、予算は介護保険事業計画に基づいて計上しております。この居宅介護サービス計画給付費が不足しましたので、地域密着型介護サービス給付費、こちらから流用をしたものでございます。

2点目の施設希望の待機者が多いことかというご質問ですが、待機者につきましては、特別養護老人ホームの令和4年度の嵐山町の待機者は11人です。令和3年度が28人でしたので、17人の減少となっております。

続きまして、要介護3以上の人数についてお答えいたします。主要な施策の196ページを御覧ください。196ページの2つ目の表、(6)、居宅介護(介護予防サービス)受給者数になります。真ん中辺りに総数という欄がございます。一番右の563人、こちらで要介護3が100人、要介護4が54人、要介護5が34人となっております。したがって、合計しますと要介護3以上は188人となっております。

続きまして、高齢化率と認定率について申し上げます。認定率につきましては令和5年3月末現在、高齢化率につきましては令和5年1月1日現在で申し上げます。初めに、認定率から申し上げます。全国が19.0%、埼玉県が16.7%、嵐山町が16.0%、滑川町が13.3%、小川町が15.5%、ときがわ町が同じく15.5%、吉見町が14.0%、川島町が14.9%、東秩父村が16.2%、鳩山町が12.1%、最後に、東松山市が15.5%です。

次に、高齢化率を申し上げます。全国が28.6%、埼玉県が26.8%、嵐山町が34.3%、滑川町が22.9%、小川町が41.0%、ときがわ町が40.6%、吉見町が36.0%、川島町が37.0%、東秩父村が46.3%、鳩山町が46.0%、最後に東松山市が29.8%です。

続きまして、サービス未利用者数216人、前年度から40人増えた理由、医療による長期入院者数についてお答えいたします。サービス未利用者数が増えた点ですが、まず認定者数が増えた点が挙げられます。それとコロナでサービスの利用を控えている方がいる点、またご自身の心身の状態が悪化したことで生活が不安になり、何かあったらすぐに介護サービスが利用できるような介護認定を受ける方が増えているように感じます。ご本人だけでなく、遠く離れて暮らすご家族が、ご本人さんを連れて申請にお越しになるケースも多々ございます。このような状況からサービス未利用者数が増えたと考えております。

続きまして、医療による長期入院者数ですが、長寿生きがい課では医療情報は持ち合わせており

ませんので、申し訳ございませんが、お答えすることはできません。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

決算書の339ページ、地域介護予防事業の評価ということで、こちらは主要な施策で言いますと211ページになるのですけれども、そちらのほうで何が増えたかというか、減ったというか、こちらはふれあいうきうきサロン事業というのがありまして、嵐山町社会福祉協議会のほうに委託をしている事業があるのですけれども、そちらのほうで令和3年度と比較しまして18万7,000円ほど増加しております。そちらのほうが増えたということなのですが、令和3年度はまだまだコロナの影響があつて、それによってちょっとその事業が盛んでなかったということが原因でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 嵐山の認定率というのは高齢化率に比べると、やっぱりどちらかという高いというふうに評価できると考えられるのかなと思うのですけれども、その原因というのはどのようにお考えですか。

○畠山美幸委員長 その1点でいいですか。

○渋谷登美子委員 はい、いいです。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

認定率が高いほうではないかということなのですが、認定率も全国の保健所の比較をするには一つの指標とはなりますが、その保健所によりまして若干地域差があるというのでしょうか、その認定を実際に介護予防事業等が充実していて、その影響で認定率が低いところもありますが、中には認定の申請をしたいという申出があつても、その状況によってちょっと調整をしているという自治体もございます。それらの状況を考えますと、嵐山町は希望する人には誰でも受けていただけるような体制を取っておりますので、近隣の保健所と比べますと高いかなというところもございまして、全国平均、埼玉県平均から見れば低い状況ですので、そんなに嵐山町が飛び抜けて高いということは考えておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 要介護認定者の認知症の方はどのくらいいるのでしょうか。そして、対策はどのようにしているのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 では、私から、認定者のうちの認知症の割合を

お答えさせていただきます。

すみません、失礼しました。まず、1点目の認定者の数ですが、令和4年度末現在の要介護認定者数は947人です。認定者のうち認知症の割合ですが、2つに区分しております、1点目が、ほぼ自立または誰かが注意していれば自立できる方、これが57.6%、2つ目が、日常生活に支障を来すような症状等があって介護を必要とする方、25.2%、合わせて82.8%です。

大変失礼しました。すみません、1点目、訂正させていただきます。人数を間違えておまして、要介護認定者は969人です。大変失礼しました。

対策につきましては、包括支援担当副課長よりお答えさせていただきます。

○畠山美幸委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうからは認知症の対策につきましてお答えさせていただきます。

どのようなことをしているかということですが、まず事業名を申し上げます。ふれあいの会事業、脳の健康教室事業、認知症サポーター養成講座、認知症早期発見・啓発事業、徘徊高齢者位置情報探索サービス、認知症地域支援ケア向上事業、認知症初期集中支援推進事業、それから認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業という事業をそれぞれ実施しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ほぼ自立が57.6%、日常生活に支障を来す方が25.2%と。残りの17.2%は、これはどういうあれなのですか。結構パーセントが大きいと思うのですが、それをちょっと伺いたいと思います。その方はどういう方なのか。

それから、脳の健康教室ですが、どのくらいの方が参加して、今のこのパーセントを人数にしてというか、健康な方がならないようにするわけですね。嵐山町の人数と比較して、受けている人数は、今嵐山町がやっている回数と整合性が取れているか。大体、参加をしたいというか、したいというのではないな。何と言ったらいいか、受けたいという人の人数との差はないのか。もっとやったほうがよいのか、規模を大きくしたほうがよいのか、その辺はどうなのだろうなと思ってちょっと聞きました。

それから、徘徊の位置情報です。これ去年はどうだったのだろう。嵐山町の中ではいたのかな。近隣では何回かあったように記憶しているのですが、あれは私が前に説明されたときには体に、首にぶら下げだったかな。そうではなかったな。今どういうふうになっているのか。近隣であるような、ちょっと認知症だと思えるのですが、徘徊者が出ていますということが時々情報を、あれは何ていうのだけ。

〔「防災無線」と言う人あり〕

○川口浩史委員 防災無線で放送されますよね。あの方は、多分ほかの市町村でもこういう位置情報

のものはつけているのだと思うのですが、つけずに行ってしまったのか。簡単に外れてしまうものなのか。そうすると、外れてしまうものであれば、あまり意味がないというふうに思うのですよね。その辺の現状と難しさがあるのかなって思うのですけれども、ちょっとそこを伺いたいと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えさせていただきます。

1点目の認知症の関係です。先ほど要介護認定者のうち、支援を必要とする方の割合82.8%、残りはどうなのかというご質問だったと思うのですが、残りは10数%ですが、自立をしている方となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、脳健康教室なのですけれども、令和4年度、教室に参加された方は9人ということで、その9人の方が4人と5人の入替制、授業は1時間で4人と5人の入替制で行っております。その人数が適正かどうかというのは、私は適正な人数だと思います。

それから、徘徊高齢者位置情報探索サービスにつきましてお答えします。こちらはGPSの端末機を所持していただいて、行方不明になった介護者からの要請により所在把握、報告するサービスということでございます。

説明は以上です。

○畠山美幸委員長 どのようなGPSをつけているかということと、あと脳教室の参加者からの回数をもっと増やしてほしいとか、そういう要望みたいなのはあるのかという、その2点。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

まず、脳健康教室の参加者からの回数を増やしてほしいという話、要望なのですけれども、教室が終わった後にまだ続けたいというお声は聞かれております。それにつきましては、自主グループを立ち上げてございますので、そちらの自主グループのほうに移行していただくように対応しております。

また、次にGPSの関係なのですけれども、GPSの持ち運びに関しては、バッグに入れるとかポケットに入れるとかというような形で持ち運びをしていただいておりますので、ご本人が持って出なかったりとかすることもございます。そうすると、せっかくご利用いただいているのに役に立たないということもあるのですけれども、それを補完するためにQRコードのシールを貼っていただいて、発見された方がQRコードを読み込むと連絡が行くというようなサービスになっておりま

すので、それにつきましても併用できるような形で実施をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 初めに、認知症のパーセントなのですけれども、そうすると自立とほぼ自立と日常生活に支障を来す方と、この3パターンに分かれるということなのですか。ちょっとそこを確認したいと思います。

それから、脳トレ、脳教室なのですけれども、これ9人ですか。たった9人だったのですか。もっと多く私はいらるのだと思っていたのですけれども。認知症、これから人数が増えていくということが政府でも言っていますよね。この対策が急がれる。これはいろんな関係者が言っていますけれども、やはりその対策に十分この嵐山町の規模が合っているのか、回数が合っているのかということを見ると、もっと専門家を増やして回数を増やす。規模を大きくというのはあまりよくないのでしょうけれども、でも当面はそういう形でもやらざるを得ないと思いますので、人数の参加者を増やすとかして、できるだけ認知症にならないようにしていくということが大事だと思うのです。その考え方と、9人というのはどうなのですか。ちょっと少ないような気がして、伺いたいと思いますが。

それから、GPSなのですけれども、そうですか、基本的にはポケットなのですか。何か初めに聞いたときには、足首だったかな、どこか体につけるのだということで大変だろうなと思いつつ、認知症の方だとそういうのは平気なのかなってもう片方では思って、ですから外れないので、出歩いたときにも発見されやすいということを最初のときは聞いたのですけれども、今はポケットやバッグの中に入れると。当然そうすると持っていけないわけですよね。

QRコードで対応するということでは、なるほど新しい方式ですので、分かりました。ただ、このQRコードも置いていってしまうということはあるのかどうか。どこにQRコードを持っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、1点目の認知症についてお答えさせていただきます。

先ほど分類方法ですが、自立とほぼ自立、それと支援が必要と、3段階と申し上げたのですが、細かい分類を申し上げますと、自立を含めて10個に分類をされております。例えばですが、先ほどほぼ自立、または誰かが注意していれば自立という方ですが、こちらは4段階に分類されておまして、1個目として、軽い順番からいきますと、ランク1というのが、何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している。ランク2が、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。3つ目が、2のAというのですが、先ほどのランク2のもので、家庭外で先ほどのランク2の状態が見られる。家

庭外で上記2の状態が見られる。2のBというのが、家庭内でも上記2のランク2の状態が見られるというような形で、もっと本当は細かい分類があるのですが、あまり細か過ぎてもあれだったので、大体の大枠でご説明させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、脳の健康教室ですが、参加者は実際に9人では少ないですね。これは令和3年度、令和4年度につきましては、コロナの影響で利用を控えていたために人数が少なかったということですので、そちらのほうはよろしく願いいたします。

規模と回数につきましては、今のところ大体20人ぐらいを定員に考えておりますので、希望者もちょっとここに来て少なくなってきたておりますので、このくらいで今のところはよろしいかと考えております。

次に、GPSにつきましては、確かに持って出なかつたりしますので、ご家族の方とかケアマネさんに袋を作ってもらって首から下げてもらったりとか、そういう工夫はしていただいております。QRコードはシールになっていますので、いつも出かけるときに履く靴に貼っていただいたりとか、あと帽子をいつもかぶっていく方とか、いつも上着を着ていく方とか、いつも出かけるときに持つていくような、身につけていくようなものに貼っていただくようにしていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 すみません。先ほどちょっと答弁漏れがありましたので、ここで訂正させていただきます。

GPSの関係で防災無線のほう、令和4年度、防災無線のほうはありませんでした。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。再開を11時5分といたしたいと思います。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、渋谷委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 決算書の374ページですが、管路経年化率3.24%で、環路更新率0.71%で、既存施設との統廃合への準備を行っているという一文がありますが、既存施設との統廃合の準備とは、新浄配水場への切替えとすると、進捗率では令和4年度どの程度進んだのか伺います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうから回答させていただきます。

まず、管路の更新延長は1,186メートルで、こちらが0.71%の更新率となっております。

また、新浄配水場の関連にいたしましては、建設事業に関連する進捗状況ですが、総事業費を18億2,000万円を見込み、令和4年度においては進捗率は1%となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 有収率が93.21%とありました。漏水を水道単価にすると、これは幾らぐらいになるのでしょうか。また、有収率がよくなったわけですが、どんな対策をしたのか伺いたしたいと思います。

続いて、内部留保は令和4年度は幾らになっているのでしょうか。

次に、県水は全量の何%になるのか。不納欠損の理由。

続いて、規模の大きな漏水はあったのでしょうか。あったとすれば、その管路は何年のものなのでしょうか。

最後に、全国的には水道経営の厳しいところがあるというニュースがありました。本町はどうか、伺いたしたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、私のほうからは有収率の漏水を水道単価にすると幾らになるのかということと、内部留保の関係、それと県水、全量の何%になるのかということと不納欠損の理由、続きまして水道経営の厳しいところがあるというニュースがあり、本町はどうかということにつきまして、順次お答え申し上げます。

まず、漏水分の料金なのですけれども、漏水分を水道料金とした場合、年間総配水量から有効水量を引いた無効水量となったものが、令和4年度では約11万8,000立米となっております。この全てが配水管からの漏水というわけではございませんが、この水量を基に令和4年度決算での家庭水道料金単価、立米当たり118円となるのですけれども、こちらで計算いたしますと約1,400万円ほどとなります。

続きまして、内部留保幾らあるのかということなのですけれども、内部留保につきましては17億756万4,633円。こちらは令和3年度決算と比較いたしまして5,152万8,958円の増となっております。

続きまして、県水、全量の何%になるのかということなのですけれども、こちらは認定第5号参考資料の嵐山町水道事業業務報告書2ページをご確認ください。こちらの左下のところに県水の受水量が平成30年度から令和4年度まで載せているのですけれども、このうちの令和4年度の総配水量279万2,420立米のうち、県水受水量がこちらに記載がございます66万6,940立米となりますので、県水の受水の割合につきましては23.89%でございます。参考に、令和3年度は25.02%、令和2年度は25.34%となっております。

続きまして、不納欠損の理由なのですけれども、決算書384ページの下段、特別損失の過年度損益修正損をご確認ください。金額は36万4,580円となっております。その内容といたしまして、令和4年度決算では平成18年から23年度分及び平成28年度を対象としております。このうち平成18年から23年度の方は、分納を続けていただいた方お一人がお亡くなりになられたことで発生したものでございます。合計は34期で31万6,258円となります。平成28年度分でございますが、こちらにつきましては、人数で言いますと合計13人、期別の件数で言いますと23期、金額は4万8,322円となります。この理由につきましては、転出後連絡の取れなくなった居所不明者が11人、金額は4万6,162円、お亡くなりになったということでお2人、金額は2,160円となっております。

続きまして、水道経営の状況で、本町はどうかということなのですけれども、決算書の決算附属書類、令和4年度嵐山町水道事業報告書の374ページになります。こちらに経営指標の推移という表がございます。このうちの経常収益割る経常費用で算出される経常収支比率は、当該年度において給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標となります。こちら、令和4年度は119.71%となっております、総務省が決算

状況調査を基に公表している水道経営指標の令和3年度版での類似団体平均が109%であり、嵐山町はこれを上回っております。

また、同じ表の2行目をご確認ください。供給単価を給水原価で割った料金回収率の記載がございます。こちらは基本料金免除事業を実施した結果で、令和4年度は106.64%であります。この数値は先ほどの経営指標でございます類似団体平均97.49%、こちらにも上回っております。これらの状況から、当町は今後老朽化した施設や管路更新、新浄配水場の建設に備えた資金の確保ができていますと考え、経営の健全性を保てていると考えます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは、有収率がよくなったがどんな対策をしたのかということと、規模の大きな漏水はあったのか。あったとすれば、管路は何年のものかについて回答させていただきます。

まず、有収率につきましては、漏水調査等によって漏水の早期発見、修繕工事が行えましたので、そのため昨年度は無効水量が前年度よりも4万4,000立米減少することになりまして、総配水量が約3万4,000立米減少しました。このため有収率は増加しました。

続きまして、規模の大きな漏水につきましては、口径が75ミリ以上の配水本管の漏水件数ですが、昨年度においては10件ございました。布設年度につきましては、昭和50年代から平成の前半の期間の布設年度です。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 有収率の関係ですけれども、漏水調査をした結果、上がったのだというご説明でした。この漏水調査というのは、1年置きに嵐山を半分に分けてやっているという、その仕組みは変わらないのですか。それが全部を調査するようにしたのか、ちょっと伺いたいと思います。

なるほど、内部留保も上がっているわけなのですね。そうですか。これはちょっとすごいなって思いました。これは結構です。

不納欠損、県水は分かりました。県水、そうですか。大体25%をとわれていたわけですけれども、それを若干下回っていますので、よく頑張ったなというふうに思います。不納欠損の理由なのですけれども、そうすると死亡というのはどうしようもないことですから、取りようがありませんので、対策を立てることは難しいわけですから仕方ないわけですけれども、対策を取るの難しいというふうに理解してよろしいのか、ちょっと伺いたいと思います。

規模の大きな漏水の関係なのですが、なるほど、これは渋谷委員さんの質問と重なる点が多いわけですけれども、古い管路、この更新は、やはり古い管路が漏水のもとになるというふうに考えていいわけですね。この更新の時期、もう少し早めるという、そういう点での健全経営ができてい

るわけですから、早めてやるというお考えがあるのかどうかを伺いたと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上3点につきまして、細かくは4つですけれども、答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは、漏水調査について回答させていただきます。

こちらにつきましては、昨年度は場所は嵐山町を南北に2分割して南側の区域、菅谷、川島、武蔵台、平澤、千手堂、遠山、鎌形、大蔵、根岸、将軍澤です。こちらで調査を行い、調査結果としましては68件の漏水が発見されました。4年度は分けて行いました。

続きまして、古い管路の更新ですが、管路更新計画を策定いたしまして、やはり古い順と、あと漏水箇所が多発する箇所がございますので、そういったところから優先順位をつけて、順次管路を更新していきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 ちょっと私のほうから補足をさせていただきます。

漏水調査でございますけれども、昨年度までにつきましては嵐山を2分割にして漏水調査をやっておりました。本年度、5年度からは衛星を使って、衛星のAI解析の下に嵐山町全町を一遍に漏水調査をする方式に変えております。

また管路更新につきましては、なるべく古い管から順次更新していくというのが基本でございます。嵐山町の管路更新計画、今現在の令和4年から令和13年まで、こちらにつきましては昭和50年代、これが一番古い管になっておりますので、それをまず全て更新していく。距離にしますと10キロほどのものがございます。それが13年以降につきましては、また新たに今度は60年代及び平成の初期の管を順次更新していく予定となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 あと、173番の不納欠損について、片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 私のほうから、不納欠損の関係で対策が取りづらいのかということのご質問につきましてお答えさしあげます。

不納欠損の中の転居先不明者につきましてなのですけれども、現状、水道の利用者につきましては、住民登録とか伴わない単身の方であったりですとか、外国人の方も多数水道の利用者としてはいらっしゃいます。そういった方につきましては、休止の連絡はいただいておりますので、電話番号とかはこちらも把握しておまして、休止の精算につきましては、最終的に納付書をお送りしているのですが、休止精算の連絡をいただいたときに転居先のご住所もお聞きして、そちらのほうに納付書をお送りするということが最終的なものとしているのですが、こち

らにつきまして未納があったものにつきましては、督促状、続けて催告書というふうな手続はしているのですけれども、その手続をしていることに加えて、定期的に町外につきましても、転居先を訪問させていただくということでの料金徴収のほうはさせていただいているのですが、住民登録を伴わない方については、そこからさらに転居されているということが結構ございます。

それが嵐山町でご利用いただいている期間も1年、2年とかという長期ではなく、半年ぐらいで休止精算となってしまうケースもありまして、そういった方は転居先をお聞きしている中でも、またさらに短い期間で転居されてしまうということがありまして、なかなか転出先を追って訪問させていただくということでも不発に終わって、料金の徴収ができないというケースがございます。なので、連絡先電話番号ですとか、転居先の住所ということは、必ずその休止精算のときにはお聞きしていますし、そこでの町外訪問も含めた徴収を実施しているということで、なるべく町といたしましてもできる限り未収金の対策として進めているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 漏水調査の関係で、令和4年度は南側をやったと。で、4万4,000立方メートル減になったということで、そうするとやってない北部が残りの分を、かなりの分をこの漏水は抱えているのかなと思って、やはり全町をやったらどうかと言おうと思ったら、そうですか、衛星を使って今できるのですか。ちょっと仕組みがよく分からないのですけれども、上から、だつて地中の中を調べるといのはどこまでできているのかというか、仕組みがどうなっているのか、簡単で結構ですので伺えればと思います。

それから、漏水の古い管の関係で、多発する箇所ということで答弁があったわけですが、どういうところが多発するわけなのですか。やはりそういうところは重点で我々も知っておいたほうがいいなと思いますので、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 まず、1点目の衛星を使った漏水解析ということですが、今、JAXAという日本の人工衛星から地形を判定するために電波を照射しておりまして、そちらの跳ね返ってきた電波について漏水、次亜塩素酸ナトリウムで固まってまとまって漏水している箇所については、反射した際のものが違うということAIのほうで解析して、範囲を絞っているという仕組みになっております。

続きまして、漏水の多発と申し上げましたが、昨年度においては廣野2区と、あと太郎丸につきまして、こちらのほうはかなり太郎丸については、その路線で工事着工前にも2件ほどあった形がありまして、そういったところを重点的に行っていくようになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時29分

再 開 午前11時29分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 決算書の406ページなのですが、管きょ老朽化率は13.07%、管きょ改善率はゼロ%ということですが、その理由を伺います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

老朽化率13.07%につきましては、昭和46年に敷設されました志賀2区の約1万384メートルがその老朽化率に該当いたします。基本的には、耐用年数50年過ぎたものを老朽化率ということで計上させていただいておりますので、志賀2区につきましては、まだ更新工事が手がついておりませんので、改善率につきましてはゼロ%ということになっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 更新工事に手がついていないというか、この更新計画がまだできていないという

ことですか。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答えさせていただきます。

昨年にもお答えをさせていただいているのですが、令和2年度にストックマネジメント計画を策定させていただいております。翌年の令和3年から令和6年までということで、現在、花見台幹線を重点的にカメラ調査を行いまして、その結果に基づいて今年度からですが、更新工事等も入ってきております。それが終わり次第、今後につきましては志賀2区の調査並びに更新という形に計画ではなっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 不納欠損の理由を伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 不納欠損の理由を申し上げます。

先ほど水道のほうでもございましたけれども、転出、転居先不明及び死亡ということの2つの理由となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第39号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

[「なし」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案6件並びに議案第39号及び議案第40号の審査は全て終了いたしました。

5日間にわたりまして、慎重審議大変にお疲れさまでした。

また、堀江代表監査委員、長島監査委員、佐久間町長をはじめとする町理事者の皆様には、大変

ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いをします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

委員長